



「環境白書」の刊行にあたって

三重県知事

北川 正 恭

私たちを取り巻く環境問題は多種多様であり、なかでも廃棄物をはじめ、ダイオキシン類、地球温暖化などは、大きな社会問題となっています。特に廃棄物問題は私たちの生活と密接につながっており、発生量の抑制や、処理施設の立地の困難性、それに伴う不法投棄問題、リサイクル対策など緊急の課題を抱えています。

こうした環境問題の多くは大量生産、大量消費、大量廃棄というこれまでの私たちのライフスタイルに根ざしたものであり、「環境の世紀」といわれる21世紀を豊かで安心して暮らしていくためには、私たちの生活パターンを見直し、環境への負荷が少ない循環型の社会を築いていくことが必要です。

三重県では、平成9年11月に策定した総合計画「三重のくにづくり宣言」のなかで、住民、団体、企業と市町村、県が、それぞれの役割を担いながら、環境問題に対して「県民運動」として、広域的に取り組んでいくことを提唱しています。そこで平成12年を「環境県民運動元年」と位置付け、本年2月に本庁舎で取得したISO14001認証の県民局への拡大や、環境に配慮した製品を購入する「グリーン購入」等に率先して取り組んでおり、さらにこれらの取り組みを県、市町村、事業者によるネットワークへ広げていくことによって、全県的な環境県民運動へ展開しようと考えています。

また、地球温暖化防止、廃棄物の減量化、リサイクルの推進など新たな環境問題に対応するため、三重県公害防止条例を改め、生活環境保全上の観点から、県内すべての活動主体とともに取り組むことを基本とした三重県生活環境保全条例(仮称)の制定に着手しています。

この環境白書は、平成11年度における三重県の環境の状況と、環境保全に関して講じた施策を中心に取りまとめました。県民の皆様におかれましては本書を通じて、今日の環境問題に対する理解を一層深めていただくとともに、新しい世紀を担う子ども達に環境保全の大切さについて伝えていただければ幸いです。

平成12年11月

平成12年度用野生生物保護啓発ポスター原画募集

特 選

小学校の部



小俣町立小俣小学校
高橋七緒

中学校の部



伊勢市立沼木中学校
中島摩耶子

高等学校の部



三重県立みえ夢学園高等学校
青木理恵

目 次

第1部 総説

| | |
|--------------------------|---|
| 第1 県政の概要 | 1 |
| 第2 環境問題の動向 | 1 |
| 1 近年の環境問題 | 1 |
| 2 三重県における取り組み | 1 |
| (1) 協働・連携の体制づくり | 1 |
| (2) 情報公開の一層の推進による環境施策の推進 | 2 |
| (3) 環境負荷低減への取り組みの推進 | 2 |
| (4) 多様な森林整備のための新たな対応 | 2 |
| 第3 環境政策の指針 | 2 |
| 1 三重県環境基本条例 | 3 |
| 2 三重県環境基本計画 | 3 |
| 3 三重県環境基本計画アクションプラン | 3 |

第2部 環境先進県をめざして

－環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して平成11年度に講じた施策－

第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

第1節 エネルギー・資源の適正利用

第1 エネルギー・資源の利用状況

| | |
|----------------|---|
| 1 電気 | 5 |
| 2 ガス | 5 |
| 3 化石燃料エネルギー消費量 | 5 |
| 4 上水道 | 6 |
| 5 工業用水 | 6 |

第2 エネルギーの適正利用

1 省エネルギー化の推進

| | |
|---------------------|---|
| (1) 省資源・省エネルギー対策の推進 | 6 |
| (2) 環境共生住宅の建築促進 | 6 |

2 自然エネルギーの利用の推進

| | |
|----------------------|---|
| (1) 三重県新エネルギービジョンの策定 | 6 |
| (2) 太陽光発電の普及促進 | 8 |
| (3) 中小水力開発の推進 | 9 |

3 未利用エネルギーの利用の推進

| | |
|----------------------|---|
| (1) ごみ固形燃料(RDF)の利用促進 | 9 |
| (2) RDF焼却・発電施設の整備 | 9 |

第3 資源の適正利用

1 廃棄物の再資源化の推進

| | |
|-------------------------|----|
| (1) 廃棄物の再資源化に関する調査研究の実施 | 10 |
|-------------------------|----|

2 森林の公益的機能の向上

第2節 廃棄物の適正な管理

第1 廃棄物の発生と処理の状況

| | |
|----------------|----|
| 1 一般廃棄物（ごみ）の状況 | 11 |
| 2 一般廃棄物（し尿）の状況 | 11 |
| 3 産業廃棄物の状況 | 12 |

| | |
|---------------------------------|----|
| (1) 種類別の排出状況 | 12 |
| (2) 業種別の排出状況 | 12 |
| 第2 三重県廃棄物総合対策の推進 | |
| 1 廃棄物総合対策の基本的考え方 | 13 |
| 第3 発生抑制とリサイクルの推進 | |
| 1 リサイクルの状況 | |
| (1) 一般廃棄物の状況 | 13 |
| (2) 産業廃棄物の状況 | 13 |
| 2 ごみの減量化とリサイクルの推進 | |
| (1) ごみの減量化・リサイクルの推進 | 14 |
| (2) RDF化の推進 | 14 |
| (3) 産業廃棄物の再資源化に関する調査研究の実施 | 15 |
| (4) 環境保全型畜産の推進 | 15 |
| (5) 公共事業における再生利用の推進 | 15 |
| 第4 適正処理の推進 | |
| 1 一般廃棄物の適正処理の推進 | |
| (1) 一般廃棄物処理施設の状況 | 15 |
| (2) ごみの収集及び処理の状況 | 15 |
| (3) 一般廃棄物処理施設の整備促進 | 16 |
| 2 産業廃棄物の適正処理の推進 | |
| (1) 産業廃棄物処理施設の状況 | 16 |
| (2) 産業廃棄物処理業者の状況 | 17 |
| (3) 下水道汚泥広域的処理システムの整備 | 17 |
| (4) 浄水場の汚泥の有効利用 | 17 |
| (5) 公共事業に伴い発生する廃棄物の適正処理の推進 | 17 |
| 3 廃棄物処理センターによる適正処理の推進 | |
| (1) 廃棄物処理センターの整備 | 17 |
| 第5 不法投棄・不適正処理の防止対策の推進 | |
| 1 監視・指導の強化 | |
| (1) 不法投棄の状況 | 18 |
| (2) 廃棄物の苦情等の状況 | 18 |
| (3) 廃棄物処理施設の不適正処理の状況 | 18 |
| (4) 監視・指導の強化 | 19 |
| 2 清潔で美しい三重づくりの推進 | |
| (1) 「清潔で美しい三重をつくる条例」に基づく各種事業の実施 | 19 |
| (2) 道路、河川等の清掃 | 19 |
| 第6 し尿処理体制の整備の推進 | 19 |
| 第3節 大気環境の保全 | |
| 第1 大気汚染の防止 | |
| 1 大気汚染の現況 | |
| (1) 概況 | 20 |
| (2) 大気汚染の測定結果 | 21 |
| 2 大気環境保全総合対策の推進 | 23 |
| 3 工場・事業場対策の推進 | |

| | |
|--------------------------|----|
| (1) 工場・事業場に対する規制・指導 | 23 |
| 4 自動車交通公害対策の推進 | |
| (1) 現状 | 26 |
| (2) 自動車交通公害対策の総合的推進 | 26 |
| (3) 低公害車の普及促進 | 27 |
| 5 光化学スモッグ対策の推進 | |
| (1) 光化学オキシダント濃度の測定 | 27 |
| (2) 光化学スモッグ緊急時の措置 | 27 |
| (3) 北勢地域光化学大気汚染予測システム | 27 |
| 6 有害大気汚染物質対策の推進 | 27 |
| 7 ダイオキシン類対策の推進 | 28 |
| 8 地球温暖化対策の推進 | |
| (1) 地球温暖化問題の経緯 | 28 |
| (2) 国における取り組み | 29 |
| (3) 県における取り組み | 29 |
| 9 フロン対策の推進 | |
| (1) オゾン層の破壊 | 31 |
| (2) フロン回収・処理の促進 | 31 |
| 第2 騒音・振動の防止 | |
| 1 騒音・振動の現況 | 32 |
| 2 工場・事業場対策の推進 | |
| (1) 騒音規制法及び振動規制法による規制 | 33 |
| (2) 公害防止条例による規制 | 34 |
| (3) 立入検査及び指導 | 35 |
| 3 都市生活騒音対策の推進 | 35 |
| 4 環境騒音及び道路交通振動の現状 | |
| (1) 環境騒音（一般地域及び道路に面する地域） | 35 |
| (2) 道路交通振動 | 36 |
| (3) 自動車交通騒音・振動対策の推進 | 36 |
| 第3 悪臭の防止 | |
| 1 悪臭の現況 | 36 |
| 2 工場・事業場対策の推進 | |
| (1) 悪臭防止法による規制 | 36 |
| (2) 立入検査及び指導 | 36 |
| (3) 畜産経営に起因する悪臭の防止 | 36 |
| 第4節 水環境の保全 | |
| 第1 水質汚濁の防止 | |
| 1 水質汚濁の現状 | |
| (1) 調査地点等 | 39 |
| (2) 結果概況 | 39 |
| (3) 評価と対策 | 39 |
| 2 地下水の状況 | |
| (1) 概況調査 | 40 |
| (2) 定期モニタリング調査 | 40 |

| | |
|-----------------------|----|
| (3) 評価と対策 | 40 |
| 3 水浴に供される公共用水域の状況 | 40 |
| 4 環境基準類型指定の実施 | 40 |
| 5 工場・事業場対策の推進 | |
| (1) 水質汚濁防止法による規制 | 40 |
| (2) 三重県公害防止条例による規制 | 41 |
| (3) 立入検査及び指導 | 41 |
| (4) 排水実態把握調査 | 41 |
| (5) 畜産経営に起因する水質汚濁の防止 | 41 |
| 6 生活排水対策の推進 | |
| (1) 生活排水処理施設の整備推進 | 41 |
| (2) 生活排水総合対策の推進 | 43 |
| (3) 浄化槽の適切な維持管理 | 44 |
| 7 有害化学物質対策の推進 | |
| (1) 有害化学物質の実態把握 | 44 |
| (2) 環境ホルモン | 45 |
| (3) ダイオキシン類調査 | 45 |
| (4) ゴルフ場の維持管理指導 | 46 |
| (5) ゴルフ場排出水の監視・指導 | 47 |
| (6) ゴルフ場における農薬の適正使用 | 47 |
| 8 閉鎖性水域の水質汚濁防止対策の推進 | |
| (1) 伊勢湾総量規制の推進 | 47 |
| (2) 伊勢湾総合対策協議会による取組み | 48 |
| (3) 漁場保全対策の推進 | 48 |
| (4) 下水処理場での高度処理の導入 | 48 |
| 9 流域別の総合的な河川水質保全対策の推進 | |
| (1) 宮川に望ましい河川流量の設定と対策 | 48 |
| (2) ダムの放流水対策と土砂の移動確保 | 48 |
| (3) 河川環境管理基本計画の策定 | 48 |
| 第2 浄化機能の確保 | |
| 1 雨水貯留・浸透機能の維持向上 | |
| (1) 水源地域の森林整備 | 49 |
| (2) 河川・海域の浄化対策 | 49 |
| (3) 河川流量の確保対策の推進 | 49 |
| 第5節 土壌・地盤環境の保全 | |
| 第1 土壌汚染の防止 | |
| 1 土壌汚染対策の推進 | |
| (1) 西員弁農用地土壌汚染対策の経緯 | 50 |
| (2) 公害防除特別土地改良事業の実施 | 50 |
| (3) 対策地域内調査及び結果 | 50 |
| (4) 対策地域関連調査及び結果 | 51 |
| 2 土壌汚染物質のモニタリング体制の確立 | |
| (1) 土壌環境基準適合状況調査等の実施 | 51 |
| (2) ダイオキシン類環境調査の実施 | 52 |

| | |
|--------------------------------|----|
| 第2 地盤沈下の防止 | |
| 1 地盤沈下の現状 | 52 |
| 2 地盤沈下対策の推進 | |
| (1) 地下水採取の規制・指導 | 53 |
| (2) 地盤沈下の観測・調査 | 53 |
| (3) 濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱 | 54 |
| 第2章 人と自然が共にある環境の保全 | |
| 第1節 多様な自然環境の保全 | |
| 第1 自然環境の概況 | |
| 1 地形・地質 | |
| (1) 地形 | 55 |
| (2) 地質 | 55 |
| 2 気候 | 55 |
| 3 植物 | 55 |
| 4 動物 | |
| (1) 哺乳類 | 55 |
| (2) 鳥類 | 55 |
| (3) 昆虫類 | 56 |
| (4) 両生類 | 56 |
| (5) 爬虫類 | 56 |
| (6) 淡水魚類 | 56 |
| 5 自然環境保全地域 | 56 |
| 6 自然公園 | 57 |
| 7 鳥獣保護区等 | 57 |
| 8 森林 | 57 |
| 第2 すぐれた自然環境の保全 | |
| 1 自然環境保全地域等の拡大 | |
| (1) 自然環境保全地域の指定 | 57 |
| 第3 雑木林・人工林・農地等二次的自然の保全 | |
| 1 森林の保全・育成 | |
| (1) 森林計画制度の適正な運営 | 58 |
| (2) 林業担い手の育成等 | 58 |
| (3) 持続可能な森林経営の推進 | 59 |
| (4) 多様な森林の造成・整備 | 59 |
| (5) 優良種苗の確保 | 59 |
| (6) 「三重の木を使おう、森を育てるために」県民運動の展開 | 59 |
| (7) 保安林の整備・管理 | 59 |
| (8) 林地開発許可制度による指導 | 60 |
| (9) 森林病虫害等の防除 | 60 |
| 2 生物多様性に富んだ農村空間の形成と環境保全型農業の推進 | |
| (1) 環境保全型農業の推進 | 61 |
| (2) 農村における環境整備 | 61 |
| (3) 農業担い手の育成 | 62 |

| | |
|------------------------|----|
| (4) 耕作放棄地の解消 | 62 |
| 3 河川・溪流・湖沼の保全・再生 | |
| (1) 河川改修の実施における配慮 | 62 |
| (2) 砂防事業の実施における配慮 | 62 |
| 4 農山村と都市との交流の促進 | |
| (1) 市民農園の促進 | 63 |
| (2) 山村と都市との交流の促進 | 63 |
| 第4 沿岸域の自然環境の保全 | |
| 1 海岸の水際線の保全・再生 | |
| (1) 海岸の整備 | 63 |
| 2 砂浜・礫浜の保全・再生 | |
| (1) 七里御浜海岸の侵食対策 | 63 |
| 3 藻場・干潟の保全・再生 | |
| (1) 藻場・干潟の造成 | 63 |
| 4 漁村と都市との交流の推進 | 64 |
| 第2節 生物の多様性の確保 | |
| 第1 貴重・希少な野生生物の保護 | |
| 1 天然記念物指定による野生生物の保護 | 65 |
| 2 希少な野生生物の保護 | 65 |
| 3 鳥獣の保護・管理 | |
| (1) 野生生物の保護 | 65 |
| 4 野生生物の生息状況等の把握 | |
| (1) みえの自然環境調査の実施 | 65 |
| 第2 生態系の多様性の確保 | |
| 1 主要な生態系・自然生息地の保護 | |
| (1) 開発行為等の指導 | 65 |
| 2 移入種による影響対策の推進 | |
| (1) 動物の保護管理 | 66 |
| 第3節 良好な自然環境の活用 | |
| 第1 自然公園等の整備・活用 | |
| 1 自然公園の管理・保護 | 67 |
| 2 自然公園利用施設の整備 | 67 |
| 3 自然公園区域等の見直し | 67 |
| 4 三重県民の森及び三重県上野森林公園の活用 | 67 |
| 第2 森林・水辺等の保全・活用 | |
| 1 森林の整備・活用 | |
| (1) 健康増進施設と連携を図った森林整備 | 68 |
| (2) 林業地域の生活環境の改善 | 68 |
| (3) 生活環境保全林の整備 | 68 |
| 2 農業利用施設の活用 | |
| (1) ため池周辺の整備 | 68 |
| 3 温泉の保護・利用 | |
| (1) 温泉の保護 | 69 |
| (2) 拠点施設の整備 | 69 |

| | | |
|-----------------------------|-----------------------------|----|
| 4 | 自然遊歩道の拡大整備 | |
| (1) | 東海自然歩道の整備 | 69 |
| (2) | 近畿自然歩道の整備 | 70 |
| 5 | グリーン・ツーリズムの促進 | |
| (1) | グリーン・ツーリズムの促進 | 70 |
| (2) | グリーン・ツーリズムの推進 | 70 |
| 第3章 やすらぎとおいしいのある快適な環境の創造 | | |
| 第1節 身近な自然環境の保全・創出 | | |
| 第1 快適環境の現況 | | |
| 1 | 都市公園 | 71 |
| 2 | 緑 | 71 |
| 3 | 水辺環境 | 71 |
| 4 | 歴史的・文化的な遺産 | 72 |
| 5 | 景観 | 72 |
| 第2 身近な緑の保全・創出 | | |
| 1 里山・市街地内樹林地等の保全と公園・緑地整備の推進 | | |
| (1) | 自然環境保全協定の締結 | 73 |
| (2) | 工場緑化の推進 | 73 |
| (3) | 緑化の推進 | 74 |
| (4) | 居住地等周辺の森林整備 | 74 |
| (5) | 河畔林等の整備 | 74 |
| (6) | 緑の基本計画の推進 | 74 |
| (7) | 都市公園の整備 | 74 |
| 2 | 公共施設（用地）における緑化の推進 | 75 |
| 3 | 緑のネットワーク化の推進 | |
| (1) | 緑のネットワーク21の策定 | 75 |
| 第3 身近な水辺・海辺の整備・創出 | | |
| 1 多自然型川づくりと親水空間の形成 | | |
| (1) | 潤いとふれあいのある水辺空間の形成 | 75 |
| (2) | 街のシンボルとしての川づくり | 75 |
| 2 ため池・ダム湖等周辺における親水空間の整備 | | |
| (1) | ダム湖周辺の整備 | 75 |
| 3 海岸・港等における親水空間の整備 | | |
| (1) | 海岸環境の整備 | 75 |
| (2) | 港湾の整備 | 76 |
| (3) | 漁村・漁港環境の整備 | 76 |
| 第4 身近な生物生息地の保全・創出 | | |
| 1 | 身近な緑の保全・創出による野生生物の成育・生息地の確保 | 76 |
| 2 | 身近な水辺・海辺の整備・創出による野生生物生息地の確保 | 76 |
| 第2節 良好な景観の形成 | | |
| 第1 都市景観の保全・創出 | | |
| 1 道路・沿道景観の保全・創出 | | |
| (1) | おいしいのある道路空間の創造 | 77 |

| | |
|----------------------------|----|
| (2) 街路の整備 | 77 |
| 2 良好な広告景観の形成 | |
| (1) 屋外広告物に対する規制・指導 | 77 |
| 3 地区計画制度の活用 | 77 |
| 4 風致地区等の見直し・拡大 | 78 |
| 第2 農山漁村景観の保全・復元 | |
| 1 松並木の保全・再生 | |
| (1) ふるさとの松元気回復事業 | 78 |
| (2) 民間団体の活動支援 | 78 |
| 第3 体系的な郷土景観の形成 | |
| 1 三重県景観形成指針等の推進 | |
| (1) 三重県景観形成指針に基づく施策の展開 | 78 |
| (2) 景観整備重点地区の設定 | 78 |
| 2 市町村における景観形成の推進 | |
| (1) 市町村の景観整備に対する支援 | 78 |
| (2) 市町村の景観に関する計画策定や条例制度の促進 | 78 |
| 第3節 歴史的・文化的環境の保全 | |
| 第1 文化財等の保護・活用 | |
| 1 指定文化財の保護・活用 | |
| (1) 指定文化財の保護・活用 | 79 |
| (2) 斎宮跡の歴史ロマン再生 | 79 |
| 2 登録有形文化財の保護・活用 | |
| (1) 近代化遺産の調査・保存 | 79 |
| 3 埋蔵文化財の調査・保存 | 79 |
| 4 史跡等指定地域の公有地化の推進 | |
| (1) 史跡等指定地域の保存・活用 | 79 |
| 第2 歴史的・文化的景観の保全・活用 | |
| 1 歴史の道・水路等の保全・整備 | |
| (1) みえ歴史街道構想の推進 | 80 |
| (2) 歴史の道整備・活用 | 80 |
| 第4章 環境保全活動への参加と協働 | |
| 第1節 環境教育・学習の推進 | |
| 第1 環境教育・学習の拠点整備 | |
| 1 環境教育の拠点整備の推進 | |
| (1) 三重県環境学習情報センターの整備・充実 | 81 |
| 2 地域にある環境資源を活かした環境教育施設の整備 | |
| (1) 奥伊勢フィールドミュージアム推進事業 | 81 |
| (2) ビジターセンターの整備 | 81 |
| 第2 環境教育・学習の充実 | |
| 1 学校・社会における環境教育・学習の推進 | |
| (1) 環境教育・学習の推進 | 82 |
| (2) 環境月間事業の実施 | 82 |
| (3) こどもエコクラブ運動 | 83 |

| | |
|--------------------------------|----|
| (4) 身近な環境問題への取り組みの推進 | 83 |
| 2 自然とのふれあいや実践活動を通じた環境教育・学習の推進 | |
| (1) 自然に親しむつどいの開催 | 84 |
| (2) 里山保全の普及啓発 | 84 |
| 3 環境教育指導者の育成 | |
| (1) 重点地域水質チェック・アドバイザーの養成 | 84 |
| (2) 自然観察指導員の育成 | 84 |
| 4 環境教育に係る情報ネットワークづくり | |
| (1) 環境データバンクの整備 | 84 |
| 第2節 地域における環境保全活動の推進 | |
| 第1 消費者・事業者としての県の取り組み | |
| 1 環境調整システムの推進 | 85 |
| 2 環境保全活動の推進 | 85 |
| 第2 市町村による環境保全施策の推進 | |
| 1 基本計画の推進に係る市町村に対する支援 | |
| (1) 生活創造圏づくり推進事業の実施 | 86 |
| 2 市町村環境基本条例・計画策定の促進 | |
| (1) 市町村環境基本計画策定の促進 | 86 |
| 第3 住民・団体の自主的な環境保全活動の促進 | |
| 1 基本計画の推進に係る住民・団体に対する支援 | |
| (1) 地域づくり団体活動の支援 | 87 |
| (2) 河川の維持・美化を行う団体の活動支援 | 87 |
| 2 行政と住民・団体等との連携を図った環境保全活動の推進 | |
| (1) 緑のネットワーク運動の推進 | 87 |
| 3 森林ボランティアの育成 | |
| (1) グリーンボランティアの育成 | 87 |
| 第4 事業者の環境保全活動の促進 | |
| 1 環境保全施設整備に対する支援 | |
| (1) 三重県環境保全施設整備資金融資制度 | 88 |
| (2) 三重県環境保全施設整備資金利子補給制度 | 88 |
| 2 環境管理・監査制度の導入促進 | |
| (1) 環境活動評価プログラムの普及 | 89 |
| (2) 環境管理・監査制度の導入促進 | 89 |
| 3 環境関連産業の振興 | |
| (1) 鈴鹿山麓リサーチパークの整備 | 89 |
| (2) 三重ハイテクプラネット21構想の推進 | 89 |
| (3) 環境に優しい生産技術の確立 | 89 |
| 第3節 国際的な環境保全活動へ協力 | |
| 第1 国際的な環境保全活動の基盤整備 | |
| 1 (財)国際環境技術移転研究センター等との連携・協力 | |
| (1) (財)国際環境技術移転研究センターによる環境保全活動 | 90 |
| (2) (財)国際環境技術移転研究センターの基盤強化 | 90 |
| 2 保健環境研究所の整備・活用 | 91 |
| 第2 国際的環境協力の推進 | |

| | | |
|-----------------------------|-----------------------|-----|
| 1 | 姉妹友好提携先に対する環境協力の推進 | 91 |
| 2 | 国際環境自治体協議会を通じた国際協力 | 91 |
| 第5章 共通施策 | | |
| 第1節 環境保全の総合的取組みの推進 | | |
| 第1 基盤的施策の推進 | | |
| 1 総合的・重点的施策の推進 | | |
| (1) | 流域圏づくりの推進 | 93 |
| (2) | 福井・滋賀・三重地域連携軸構想の推進 | 93 |
| (3) | 岐阜・三重・滋賀広域交流圏の形成 | 93 |
| 2 | 三重県地球環境保全行動計画の推進 | 93 |
| 3 公害防止計画 | | |
| (1) | 公害防止計画の推進 | 94 |
| (2) | 公害防止計画に係る事業実績 | 94 |
| 4 | 工場等の許可制 | 94 |
| 第2 環境汚染等の未然防止 | | |
| 1 | 環境影響評価制度の充実・強化 | 95 |
| 2 | 公害事前審査制度の活用 | 97 |
| 3 化学物質の包括的な管理対策の推進 | | |
| (1) | 漁業被害の未然防止 | 97 |
| 第3 健康被害の救済・予防 | | |
| 1 健康被害の救済・予防の推進 | | |
| (1) | 公害健康被害者に対する補償給付 | 98 |
| (2) | 保健福祉事業の実施 | 99 |
| (3) | 調査研究の実施 | 99 |
| (4) | 健康被害予防事業の実施 | 100 |
| 第4 公害紛争への対応 | | |
| 1 | 公害等の苦情・紛争の処理 | 100 |
| 2 | 環境保全協定締結の推進 | 102 |
| 第2節 監視・観測等の体制の整備及び環境情報の提供 | | |
| 第1 監視・観測等の体制の整備 | | |
| 1 環境汚染の常時監視等の推進 | | |
| (1) | 環境総合監視システムの整備 | 103 |
| (2) | 広域環境監視システムの運用 | 103 |
| (3) | 水質テレメータ監視システム | 104 |
| 第2 環境情報の提供・整備 | | |
| 1 | 環境情報総合システムの整備 | 104 |
| 2 | 地図情報システムを活用した森林資源の管理 | 105 |
| 第3節 環境保全に関する調査研究等の推進 | | |
| 第1 公害の防止・自然環境の保全等に関する調査研究 | | |
| 1 公害の防止・自然環境の保全等に関する調査研究の推進 | | |
| (1) | 科学技術振興センターにおける調査研究の推進 | 106 |
| 2 調査研究の推進 | | |
| (1) | 科学技術振興センターにおける共同調査研究 | 106 |

| | |
|-----------------------------|-----|
| (2) 環境科学センターにおける調査研究 | 106 |
| (3) 工業技術総合研究所における調査研究 | 107 |
| (4) 農業技術センターにおける調査研究 | 107 |
| (5) 林業技術センターにおける調査研究 | 108 |
| (6) 水産技術センターにおける調査研究 | 108 |
| 3 試験研究機関の連絡調整等の推進 | 108 |
| 4 公害の防止・自然環境の保全等に関する試験研究の推進 | |
| (1) 保健環境研究所の整備 | 109 |
| 第2 地球的規模の環境保全等に関する調査研究 | |
| 1 地球環境関係物質等に関する調査研究 | |
| (1) 酸性雨等森林衰退モニタリング調査の実施 | 109 |
| (2) 酸性雨等の実態調査 | 109 |

第3部 平成12年度において環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じようとする施策

第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

第1節 エネルギー・資源の適正利用

第1 エネルギーの適正利用

1 省エネルギー化の推進

(1) 省資源・省エネルギー対策の推進111

(2) 環境共生住宅の建設促進111

2 自然エネルギーの利用の推進

(1) 新エネルギー導入の推進111

(2) 太陽光発電の普及促進111

(3) 中小水力開発の推進112

3 未利用エネルギーの利用促進

(1) ごみ固形燃料（RDF）の利用促進112

(2) RDF焼却・発電施設の整備112

第2 資源の適正利用

1 森林の公益的機能の向上112

第2節 廃棄物の適正な管理

第1 発生抑制とリサイクルの推進

1 ごみの減量化とリサイクルの推進

(1) ごみ減量化とリサイクルシステムの確立113

(2) RDF（ごみ固形燃料）化の推進113

(3) 環境保全型畜産の推進113

(4) 公共事業における再生利用の推進114

2 産業廃棄物の発生抑制等の推進

(1) 産業廃棄物自主情報公開等促進事業114

第2 適正処理の推進

1 一般廃棄物の適正処理の推進

(1) 一般廃棄物処理施設の整備促進等114

(2) ダイオキシン類削減の対策114

2 産業廃棄物の適正処理の推進

(1) 産業廃棄物の許可等114

| | |
|----------------------------|-----|
| (2) 下水道汚泥広域的処理システムの整備 | 114 |
| (3) 浄水場の汚泥の有効利用 | 114 |
| (4) 公共事業に伴い発生する廃棄物の適正処理の推進 | 114 |
| 3 公共関与による適正処理の推進 | |
| (1) 廃棄物処理センターによる適正処理推進事業 | 115 |
| 第3節 不法投棄・不適正処理の防止対策の推進 | |
| 1 監視・指導の強化 | |
| (1) 産業廃棄物対策の推進 | 115 |
| (2) 環境保全対策の推進 | 115 |
| 2 清潔で美しい三重づくりの推進 | |
| (1) 環境美化推進事業 | 115 |
| (2) 道路、河川等の清掃 | 115 |
| 第4節 し尿処理体制の整備の促進 | |
| 1 し尿の海洋投入処分の全廃 | 115 |
| 第3節 大気環境の保全 | |
| 第1節 大気汚染の防止 | |
| 1 工場・事業場対策の推進 | |
| (1) 工場・事業場に対する規制・指導 | 116 |
| 2 自動車交通公害対策の推進 | |
| (1) 自動車交通公害対策の総合的推進 | 116 |
| (2) 低公害車の普及促進 | 116 |
| 3 光化学スモッグ対策の推進 | |
| (1) 緊急時の措置 | 116 |
| (2) 予測システムの運用 | 116 |
| 4 有害大気汚染物質対策の推進 | 117 |
| 5 地球温暖化対策の推進 | |
| (1) 地球温暖化対策推進計画の進行管理 | 117 |
| (2) 温室効果ガス排出抑制等のための計画の作成 | 117 |
| (3) 普及啓発 | 117 |
| 6 フロン対策の推進 | |
| (1) フロン回収・処理の促進 | 117 |
| (2) フロン破壊処理の推進 | 117 |
| 第2節 騒音・振動の防止 | |
| 1 工場・事業場対策の推進 | |
| (1) 工場・事業場に対する規制・指導等 | 117 |
| 2 都市生活騒音対策の推進 | |
| (1) 近隣騒音対策 | 117 |
| (2) 未規制事業場（施設）対策 | 117 |
| 3 騒音・振動対策の推進 | |
| (1) 騒音マップの作成の検討 | 117 |
| (2) 道路交通騒音対策の推進 | 117 |
| 第3節 悪臭の防止 | |
| 1 工場・事業場対策の推進 | |
| (1) 工場・事業場に対する規制・指導等 | 117 |

| | |
|------------------------------|-----|
| (2) 畜産経営に起因する悪臭の防止 | 118 |
| 第4節 水環境の保全 | |
| 第1 水質汚濁の防止 | |
| 1 環境基準類型指定・見直しの推進 | |
| (1) 環境基準類型あてはめ | 119 |
| 2 工場・事業場対策の推進 | |
| (1) 工場・事業場に対する規制・指導 | 119 |
| (2) 畜産経営に起因する水質汚濁の防止 | 119 |
| 3 生活排水対策の推進 | |
| (1) 生活排水処理施設の整備推進 | 119 |
| (2) 合併処理浄化槽の設置促進 | 119 |
| (3) 生活排水総合対策の推進 | 119 |
| (4) 浄化槽の適切な維持管理 | 119 |
| 4 有害化学物質対策の推進 | |
| (1) ダイオキシン類調査 | 119 |
| (2) 環境ホルモン調査 | 119 |
| (3) ゴルフ場の維持管理指導 | 120 |
| (4) ゴルフ場排水の監視・指導 | 120 |
| (5) ゴルフ場における農薬の適正使用 | 120 |
| 5 閉鎖性水域の水質汚濁防止対策の推進 | |
| (1) 伊勢湾における環境保全の推進 | 120 |
| (2) 閉鎖性水域における富栄養化対策の推進 | 120 |
| (3) 漁場保全対策の推進 | 120 |
| (4) 下水道整備における高度処理の導入 | 120 |
| 6 流域別の総合的な河川水質保全対策の推進 | |
| (1) 土砂管理について | 120 |
| (2) 宮川ダム湖への選択取水設備の設置検討 | 121 |
| (3) 宮川支流への環境基準類型あてはめ | 121 |
| (4) 河川環境管理基本計画の策定 | 121 |
| 第2 浄化機能の確保 | |
| 1 雨水貯留・浸透機能の維持向上 | |
| (1) 水源地域の森林整備 | 121 |
| 2 河川・海域等の浄化対策の整備促進 | |
| (1) 直接浄化施設の整備状況 | 121 |
| (2) 漁場環境の改善 | 121 |
| 3 河川流量の確保対策の推進 | |
| (1) ダムによる河川流水の維持 | 121 |
| 第5節 土壌・地盤環境の保全 | |
| 第1 土壌汚染の防止 | |
| 1 土壌汚染対策の推進 | |
| (1) 対策地域内調査及び対策地域内関連調査 | 122 |
| (2) 公害防除特別土地改良の推進 | 122 |
| 2 土壌汚染物質のモニタリング体制の確立 | |
| (1) 土壌環境基準適合状況調査等の実施 | 122 |

| | |
|--------------------------------------|-----|
| (2) ダイオキシン類環境実態調査の実施 | 122 |
| 第2 地盤沈下の防止 | |
| 1 地盤沈下対策 | |
| (1) 地盤沈下対策の推進 | 122 |
| (2) 農業用施設の被害復旧 | 122 |
| (3) 北伊勢工業用水道の整備 | 122 |
| 第2章 人と自然が共にある環境の保全 | |
| 第1節 多様な自然環境の保全 | |
| 第1 すぐれた自然の保全 | |
| 1 自然環境保全地域・県立自然公園特別地域等の拡大 | |
| (1) 自然環境保全地域の指定 | 123 |
| (2) 自然環境保全対策事業の推進 | 123 |
| 2 公有地化の推進 | 123 |
| 第2 雑木林・人工林・農地等二次的自然の保全 | |
| 1 森林の保全・育成 | |
| (1) 森林の計画的な管理など宮川流域の自然環境の保全 | 123 |
| (2) 森林計画制度の適正な運営 | 123 |
| (3) 「三重の木を使おう、森を育てるために」県民運動の展開 | 123 |
| (4) 「森林は海の恋人」総合対策の展開 | 123 |
| (5) 林業担い手の育成等 | 123 |
| (6) 多様な森林の造成・整備 | 123 |
| (7) 優良種苗の確保 | 123 |
| (8) 保安林の整備・管理 | 124 |
| (9) 林地開発許可制度による指導 | 124 |
| (10) 森林病虫害等の防除 | 124 |
| 2 生物多様性に富んだ農村空間の形成と環境保全型農業の推進 | |
| (1) 環境保全型農業の推進 | 124 |
| (2) 農村における環境整備 | 125 |
| (3) 農業担い手の育成 | 125 |
| (4) 耕作放棄地の解消 | 125 |
| 3 河川・溪流・湖沼の保全・再生 | |
| (1) 河川改修の実施における配慮 | 125 |
| (2) 砂防事業の実施における配慮 | 125 |
| 4 農山村と都市との交流の推進 | |
| (1) 市民農園の促進 | 126 |
| (2) 山村と都市との交流促進 | 126 |
| 第3 沿岸域の自然環境の保全 | |
| 1 海岸の水際線の保全・再生 | |
| (1) 海岸の整備 | 126 |
| 2 砂浜・礫浜の保全・再生 | |
| (1) 七里御浜海岸の浸食対策 | 126 |
| 3 藻場・干潟の保全・再生 | |
| (1) 藻場・干潟の造成 | 126 |

| | | |
|-----|---------------------------|-----|
| 4 | 漁村と都市との交流の推進 | 126 |
| 第2節 | 生物の多様性の確保 | |
| 第1 | 貴重・希少な野生生物の保護 | |
| 1 | 天然記念物指定による野生生物の保護 | |
| (1) | 文化財のパトロール | 127 |
| (2) | 特別天然記念物カモシカ特別調査及び通常調査の実施 | 127 |
| (3) | 天然記念物食害対策 | 127 |
| 2 | 鳥獣の保護・管理 | |
| (1) | 野生生物の保護 | 127 |
| 3 | 野生生物の生息状況等の把握 | |
| (1) | みえの自然環境の調査 | 127 |
| 第2 | 生態系の多様性の確保 | |
| 1 | 移入種による影響対策の推進 | |
| (1) | 動物の保護管理 | 127 |
| (2) | 移入魚類の影響対策 | 127 |
| 第3節 | 良好な自然環境の活用 | |
| 第1 | 自然公園等の整備・活用 | |
| 1 | 自然公園の管理・保護 | 128 |
| 2 | 自然公園利用施設の整備 | 128 |
| 3 | 自然公園区域等の見直し | 128 |
| 第2 | 森林・水辺等の保全・活用 | |
| 1 | 森林の整備・活用 | |
| (1) | 健康増進施設と連携を図った森林整備 | 128 |
| (2) | 山村地域の生活環境の改善 | 128 |
| (3) | 環境保全保安林の整備 | 128 |
| 2 | 農業利用施設の活用 | |
| (1) | ため池及び農業用水路周辺の整備 | 128 |
| 3 | 温泉の保護・利用 | |
| (1) | 温泉の保護 | 129 |
| (2) | 拠点施設の整備 | 129 |
| 4 | 自然歩道の拡大整備 | |
| (1) | 東海自然歩道の整備 | 129 |
| (2) | 近畿自然歩道の整備 | 129 |
| 5 | グリーン・ツーリズムの促進 | |
| (1) | グリーン・ツーリズムの促進 | 129 |
| (2) | グリーン・ツーリズムの推進 | 129 |
| 第3章 | やすらぎとうるおいのある快適な環境の創造 | |
| 第1節 | 身近な自然環境の保全・創出 | |
| 第1 | 身近な緑の保全・創出 | |
| 1 | 里山・市街地内樹林地等の保全と公園・緑地整備の推進 | |
| (1) | 自然環境保全協定の締結 | 130 |
| (2) | 工場緑化の推進 | 130 |
| (3) | 緑化の推進 | 130 |

| | |
|-------------------------------|-----|
| (4) 居住地等周辺の森林整備 | 130 |
| (5) 緑の基本計画の推進 | 130 |
| (6) 都市公園の整備 | 130 |
| 2 公共施設（用地）における緑化の推進 | 130 |
| 第2 身近な水辺・海辺の整備・創出 | |
| 1 多自然型川づくりと親水空間の整備 | |
| (1) 潤いとふれあいのある水辺空間の形成 | 130 |
| (2) 街のシンボルとしての川づくり | 130 |
| 2 ため池・ダム湖等周辺における親水空間の整備 | |
| (1) ダム湖周辺の整備 | 131 |
| 3 海岸・港等における親水空間の整備 | |
| (1) 海岸環境の整備 | 131 |
| (2) 港湾の整備 | 131 |
| (3) 漁村・漁港環境の整備 | 131 |
| 第3 身近な生物生息地の保全・創出 | |
| 1 身近な緑の保全・創出による野生生物の生育・生息地の確保 | 131 |
| 2 身近な水辺・海辺の整備・創出による野生生物生息地の確保 | |
| (1) 多自然型川づくり | 131 |
| (2) 溪流環境整備計画の策定 | 131 |
| 第2節 良好な景観の形成 | |
| 第1 都市景観の保全・創出 | |
| 1 道路・沿道景観の保全・創出 | |
| (1) 風格ある幹線道路の整備 | 132 |
| (2) 街路の整備 | 132 |
| 2 良好な広告景観の形成 | 132 |
| 3 地区計画制度の活用 | 132 |
| 第2 農山漁村景観の保全・復元 | |
| 1 良好な自然景観の保全 | |
| (1) 海につながる景観づくりの推進 | 132 |
| 2 松並木の保全・再生 | |
| (1) ふるさとの松元気回復 | 132 |
| (2) 民間団体の活動支援 | 132 |
| 第3 体系的な郷土景観の形成 | |
| 1 三重県景観形成指針等の推進 | |
| (1) 景観づくりキャンペーンの実施 | 132 |
| (2) 景観整備重点地区の設定 | 132 |
| 2 市町村における景観形成の推進 | 132 |
| 第3節 歴史的・文化的環境の保全 | |
| 第1 文化財等の保護・活用 | |
| 1 指定文化財の保護・活用 | |
| (1) 指定文化財の保護・活用 | 133 |
| (2) 斎宮跡の歴史ロマン再生 | 133 |
| 2 埋蔵文化財の調査・保存 | |
| (1) 県営ほ場整備等に伴う発掘調査 | 133 |

| | |
|-------------------------------------|-----|
| (2) 斎宮跡の発掘調査 | 133 |
| 3 史跡等指定地域の公有地化の推進 | |
| (1) 史跡等指定地域の保存・活用 | 133 |
| 4 自然資産や歴史文化資産の保存・活用 | |
| (1) 奥伊勢フィールド・ミュージアム計画の推進 | 133 |
| 第2 歴史的・文化的景観の保全・活用 | |
| 1 歴史・文化の薫るまちなみの保全・整備 | |
| (1) 伝統的建造物群や国・県指定文化財（建造物及び史跡）の保存・整備 | 133 |
| 2 歴史の道・水路等の保全・整備 | |
| (1) 歴史の道整備・活用 | 134 |
| 第4章 環境保全活動への参加と協働 | |
| 第1節 環境教育・学習の推進 | |
| 第1 環境教育・学習の拠点整備 | |
| 1 環境教育の拠点整備の推進 | |
| (1) 環境学習情報センターの整備 | 135 |
| 2 地域にある環境資源を活かした環境教育施設の整備 | |
| (1) 奥伊勢フィールド・ミュージアム計画の推進 | 135 |
| 第2 環境教育・学習の充実 | |
| 1 学校・社会における環境教育・学習の推進 | |
| (1) 環境教育・学習の推進 | 135 |
| (2) 環境月間事業の実施 | 135 |
| (3) こどもエコクラブ活動の促進 | 135 |
| (4) 学校における横断的・総合的な環境教育の実践 | 135 |
| (5) 地域に根ざした環境教育推進モデル校 | 135 |
| (6) 身近な環境問題への取り組みの推進（学校環境デーの実施） | 135 |
| (7) 環境観測結果やデータ交換による共同研究の推進 | 135 |
| (8) 身近な環境問題への取り組みの推進 | 136 |
| 2 環境教育指導者の育成 | |
| (1) 重点地域水質チェック・アドバイザーの養成 | 136 |
| (2) 環境教育リーダー養成研修会の開催 | 136 |
| (3) 環境教育指導者の育成 | 136 |
| 3 環境教育に係る情報ネットワークづくり | |
| (1) インターネットによる情報交流 | 136 |
| 第2節 地域における環境保全活動の推進 | |
| 第1 消費者・事業者としての県の取組 | |
| 1 環境調整システムの推進 | 137 |
| 2 環境保全活動の推進 | 137 |
| 3 自主的な環境マネジメントの推進 | |
| (1) ISO 14001の導入 | 137 |
| (2) ISO 14001の普及・啓発 | 137 |
| 第2 市町村による環境保全施策の推進 | |
| 1 基本計画の推進に係る市町村に対する支援 | |
| (1) 生活創造圏づくり推進事業の実施 | 137 |

| | | |
|-----|-------------------------------|-----|
| 2 | 市町村におけるISO14001導入の促進 | 137 |
| 第3 | 住民・団体の自主的な環境保全活動の促進 | |
| 1 | 基本計画の推進に係る住民・団体に対する支援 | |
| (1) | 地域づくり団体活動の支援 | 137 |
| (2) | 緑化活動の促進 | 137 |
| (3) | 河川の維持・美化を行う団体の活動支援 | 137 |
| 2 | 行政と住民・団体と企業等との連携を図った環境保全活動の推進 | |
| (1) | 緑のネットワーク運動の推進 | 137 |
| (2) | 環境先進県づくり県民運動の推進 | 137 |
| 3 | 環境家計簿の普及 | 138 |
| 4 | 住民参加型公園・緑地等の維持管理システム | |
| (1) | 海辺の森林づくり | 138 |
| 5 | 森林ボランティアの育成 | |
| (1) | グリーンボランティアの育成 | 138 |
| (2) | 森林管理組織の育成や支援 | 138 |
| 第4 | 事業者の環境保全活動の促進 | |
| 1 | 環境保全施設整備に対する支援 | 138 |
| 2 | 環境マネジメント・監査制度の導入促進 | |
| (1) | 環境活動評価プログラムの普及 | 138 |
| (2) | 環境マネジメント・監査制度の導入促進 | 138 |
| (3) | ISO14001の導入支援事業の実施 | 138 |
| 3 | 環境ビジネスの育成・振興 | |
| (1) | 鈴鹿山麓リサーチパークの整備 | 138 |
| (2) | 三重ハイテクプラネット21構想の推進 | 139 |
| (3) | 環境関連産業の振興 | 139 |
| (4) | 環境に優しい生産技術の確立 | 139 |
| 第3節 | 国際的な環境保全活動への協力 | |
| 第1 | 国際的な環境保全活動の基盤整備 | |
| 1 | (財)国際環境技術移転研究センター等との連携・協力 | |
| (1) | (財)国際環境技術移転研究センターへの人的協力 | 140 |
| (2) | (財)国際環境技術移転研究センターへの事業委託 | 140 |
| 第2 | 国際的環境協力の推進 | |
| 1 | 姉妹友好提携先に対する環境協力の推進 | |
| (1) | 中国河南省への環境保全支援 | 140 |
| 2 | 国際環境自治体協議会（ICLEI）を通じた国際協力 | |
| (1) | 国際環境ネットワークの構築 | 140 |
| 3 | 環境保全適地技術の移転促進 | |
| (1) | 適地環境技術研究開発調査の実施 | 140 |
| 第5章 | 共通施策 | |
| 第1節 | 環境保全の総合的取組みの推進 | |
| 第1 | 基盤的施策の推進 | |
| 1 | 総合的・重点的施策の推進 | |
| (1) | 伊勢湾再生ビジョンの策定 | 141 |

| | |
|---------------------------------|-----|
| (2) 流域圏づくりの推進 | 141 |
| (3) 宮川流域ルネッサンス事業の推進 | 141 |
| (4) 日本まんなか共和国（福井・岐阜・三重・滋賀）連携の実施 | 141 |
| 2 公害防止計画の推進 | |
| (1) 四日市地域公害防止計画の推進 | 142 |
| 3 工場等の許可制 | |
| (1) 工場等の立地許可審査 | 142 |
| 第2 環境汚染等の未然防止 | |
| 1 環境影響評価制度の充実・強化 | |
| (1) 環境影響評価 | 142 |
| 2 公害事前審査制度の活用 | |
| (1) 公害事前審査 | 142 |
| 3 化学物質等の包括的な管理対策の推進 | |
| (1) 漁場被害の未然防止 | 142 |
| 第3 健康被害の救済・予防 | |
| 1 健康被害の救済・予防の推進 | |
| (1) 公害健康被害者に対する補償給付 | 142 |
| (2) 保健福祉事業の実施 | 142 |
| (3) 調査研究の実施 | 142 |
| (4) 健康被害予防事業の実施 | 143 |
| 第4 公害紛争への対応 | |
| 1 公害等の苦情・紛争の処理 | |
| (1) 苦情・公害紛争処理 | 143 |
| (2) 住民による公害状況の調査請求 | 143 |
| 2 環境保全協定締結の推進 | |
| (1) 環境保全協定指導調整 | 143 |
| 第2節 監視・観測等の体制の整備及び環境情報の提供 | |
| 第1 監視・観測等の体制の整備 | |
| 1 環境汚染の常時監視等の推進 | |
| (1) 環境総合監視システムの維持 | 144 |
| (2) 公共用水域の常時監視 | 144 |
| 第2 環境情報の提供・整備 | |
| 1 環境情報システムの拡充・整備 | |
| (1) 環境情報システムの運用 | 144 |
| (2) 環境教育情報システムの運用 | 144 |
| (3) 地図情報システムを活用した森林資源の管理 | 144 |
| 第3節 環境保全に関する調査研究等の推進 | |
| 第1 公害の防止・自然環境の保全等に関する調査研究 | |
| 1 調査研究の推進 | |
| (1) 科学技術振興センターにおける調査研究 | 145 |
| (2) 保健環境研究所における調査研究 | 145 |
| (3) 工業技術総合研究所における調査研究 | 145 |
| (4) 農業技術センターにおける調査研究 | 145 |
| (5) 林業技術センターにおける調査研究 | 146 |

目 次

| | |
|-------------------------------|-----|
| (6) 水産技術センターにおける調査研究 | 146 |
| 第2 地球規模の環境保全等に関する調査研究 | |
| 1 地球環境関係物質等に関する調査研究 | |
| (1) 酸性雨等森林衰退モニタリング調査の実施 | 146 |
| (2) 酸性雨等の実態調査 | 146 |
| 三重県環境基本計画に係る目標値と現況値 | 147 |

資料編 目次 (参考)

| | |
|-----------------------------|-----|
| 1. 三重県環境基本計画に係る目標値と現況値..... | 1 |
| 2. 環境行政組織と予算..... | 4 |
| (1) 環境行政組織（平成11年度）..... | 4 |
| (2) 環境関係附属機関、協議会等..... | 13 |
| (3) 予算..... | 16 |
| 3. 年表..... | 19 |
| 4. 各種委員名簿..... | 21 |
| 5. 大気関係..... | 29 |
| 6. 水質関係..... | 60 |
| 7. 騒音・振動関係 | 129 |
| 8. 土壌汚染関係 | 137 |
| 9. 地盤沈下関係 | 143 |
| 10. 廃棄物関係 | 151 |
| 11. 生活排水対策関係 | 163 |
| 12. 公害健康被害者関係 | 165 |
| 13. 自然環境・森林保全関係 | 174 |
| 14. 教育・文化関係 | 190 |
| 15. 都市環境関係 | 193 |
| 16. その他 | 197 |

環境先進県をめざして 平成11年度のうごき



グリーンフェスタ'99inおわせ

【4月29日、尾鷲市営グラウンド他、7000名参加】

*自然環境の大切さについて考え、自然との共生を目指して記念植樹、三重県緑化功労者の表彰の他、自然とのふれあいイベントを実施しました。



熊野エコウォーク

【5月30日、熊野市志原川沿、50名参加】

*東紀州体験フェスタの一環として、東紀州の豊かな自然を実感するため熊野エコウォークを行いました。



産業廃棄物運搬車両路上検査

【7月：阿山郡阿山町・員弁郡藤原町

10月：岐阜県南濃町・滋賀県甲南町】

*県外から搬入される産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理を未然に防止するため、岐阜県・滋賀県と共同で県境付近での産業廃棄物運搬車両の路上検査を実施しました。



環境学習情報センターオープン

【8月11日、環境学習情報センター】

*三重県環境学習情報センターは環境学習をテーマに、県民に開かれた環境学習、情報受発信の拠点として、鈴鹿山麓リサーチパーク内にオープンしました。見学自由の展示コーナーのほか環境体験講座、インターネットによる環境情報の提供を行い、子どもから大人まで幅広く利用できる施設です。



’99子どもエコクラブ・交流会 in桜リサーチパーク

【8月11日、三重県環境学習情報センター
22クラブ・212名参加】
*クラブの紹介、環境活動報告のほかネイチャーゲーム
などを行い、環境にやさしい行動について考え、また、
会員相互の交流を行いました。



環境情報・環境監視システムの整備

【8月、環境学習情報センター】
*県内各地の大気環境濃度をリアルタイムに測定収集し、
光化学スモッグ発令情報や測定データをリアルタイム
に情報提供するシステムを整備しました。また、セン
ターのホームページでは、これらの情報の他、環境に
関する各種情報を提供しています。
(<http://www.eco.pref.mie.jp/>)



滝巡り&大丹倉ハイク

【9月25~26日、熊野市、27名参加】
*自然環境への関心を高めるため、熊野地域の植物や地
質の話聞きながら豊かな自然の中でハイキングを行
いました。



里山シンポジウム (緑のネットワーク運動地域交流会 99)

【11月20~21日、津市青少年野外活動センター、
400名参加】
*緑のネットワーク運動の一環として、身近な自然であ
る「里山」の利用と保護を考えるシンポジウムを開催
しました。

第 1 部 総 説

第1部 総説

第1 県勢の概要

三重県は、日本列島のほぼ中央部に位置し、東西約80km、南北約170kmの南北に細長い県土を持っています。総面積は5,773.79km²（平成10年10月1日現在）となっています。

本県の総人口は、平成12年4月1日現在、186万2,167人（男90万4,200人、女95万7,967人）となっています。

平成10年の県土の利用状況は、森林が総面積の64.9%を占め、以下農用地11.6%、宅地6.0%となっています。

図1-1 人口・世帯数の推移

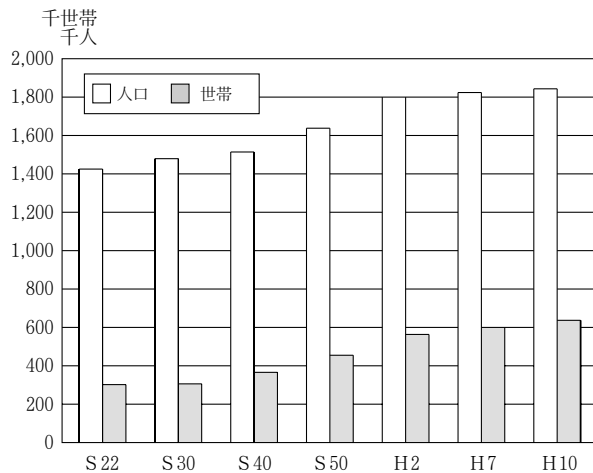
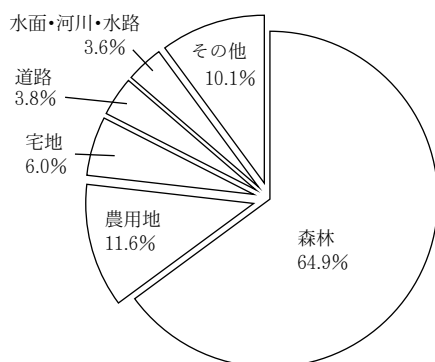


図1-2 土地利用状況



第2 環境問題の動向

1 近年の環境問題

三重県では、昭和30年代の半ば頃から四日市地域における石油化学コンビナートが本格的に稼働し始め、四日市市周辺海域での異臭魚の問題、硫黄酸化物やばいじん等による大気汚染が進行し、いわゆる四日市ぜんそくが社会問題となりました。しかし、国や県による法・条例等の規制を中心とした施策をはじめ、県民の問題解決に向けた意識の変化、事業者による設備投資や技術開発の推進により大幅に改善されました。

しかしながら、最近の環境問題は廃棄物処理の問題やダイオキシン類、環境ホルモンなどの化学物質による環境汚染問題をはじめ、生活排水による河川や海洋の水質汚濁、自動車排ガスによる大気汚染など従来の産業型公害から都市型・生活型公害へと姿を変えてきています。また、開発に伴う自然破壊の進行や後継者不足等による農用地や山林の荒廃も大きな問題となっています。

また、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスによる地球温暖化、フロンによるオゾン層の破壊、酸性雨による森林や湖沼等への影響の懸念など、地球規模での環境問題も世界共通の課題となっています。

これらの環境問題は、科学技術の進歩にともなう利便性の追求や、物質的な豊かさを追い求めるあまり、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動を続けたことによるものであります。

こうした問題を解決するため、私たち一人ひとりの意識を大きく変え、環境に配慮した行動を積極的に行うことで、環境負荷を最小限に抑えた資源循環型の社会経済活動を営んでいく必要があります。

2 三重県における取り組み

三重県では環境先進県を目指し、環境への負荷が少ない循環型社会づくり、自然と共にある環境づくりなどの環境行政施策を推進しており、施策の推進に当たっては、「協働・連携」と「情報公開・情報発信」を実施手法の軸として進めています。

(1) 協働・連携の体制づくり

ア 三重県では、平成12年を「環境県民運動元年」と位置付け、環境の保全に自主的に取り組み、活動する広範な組織やNPOで構成する県民運動を展開します。

イ 環境フェアを毎年6月の環境月間にエコイ

ベント（平成12年度は「県民の日」の記念行事として4月に実施）として開催したり、NPOを主体とした県民運動のコーディネート役である「三重環境県民会議」と協働で里山づくりなどの環境創造県民運動を展開しています。

(イ) 平成6年7月に設立された「三重県地球環境保全推進協議会」を発展的に改組し、新たな「環境創造活動を進める三重県民の会」（会員：県内63団体）により、環境美化行動などの複数の活動テーマが検討されています。

(ウ) ISO14001の認証取得企業や、環境問題に関心のある企業が業種の枠を越えてネットワークを形成し、相互の情報交換を重ねながら、企業間連携や行政との協働連携により、活力のある経済・社会活動を展開し、新たな環境ビジネスの創設につなげていくため、「企業環境ネットワーク・みえ」を設立し、循環型社会の構築を目指しています。

イ 環境先進県づくりへ向けた取り組みの最大のパートナーである市町村と「県・市町村環境協働・連携会議」を県段階、県民局段階に設置し、協働・連携を進めています。

ウ 産業廃棄物や自動車の排気ガスなど新たな環境問題に対応するため、県内すべての活動主体とともに取り組むことを基本とした「三重県生活環境保全条例(仮称)」を平成12年度末を目処に制定します。

エ ダイオキシン対策をはじめとする廃棄物の適正処理を推進するため、市町村や産業界からの強い要請のある廃棄物処理センターを整備し、市町村の焼却残さを広域的に処理するとともに、産業廃棄物を公共関与で処理する施設を整備しています。

オ 自然保護等のあり方を従来の県行政主導から県民や市町村等との協働・連携による保護へと変え、推進しています。

(2) 情報公開の一層の推進による環境施策の推進

積極的な環境実態の情報公開や情報提供を通じて、オープンな議論の場を提供し、それぞれの活動主体による環境負荷低減の自主的取り組みを促進するとともに、県民ニーズに対応し、アクセスが容易な環境情報を整備しています。

- ・産業廃棄物多量排出事業者等自身による自己の産業廃棄物の自主公開システムの推進

- ・ダイオキシン等化学物質の実態把握の拡充と積極的公表

(3) 環境負荷低減への取り組みの推進

県自らはもちろん、市町村、事業者等が率先して環境負荷の低減に取り組むように、施策を推進しています。

ア ISO14001の認証取得の推進については、平成12年2月に県庁本庁舎で認証取得しましたが、平成12年度中には全県民局での認証取得をめざすとともに、市町村や企業におけるISO14001の認証取得についても支援・促進しています。

イ 商品やサービスを購入する際に、必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入する「グリーン購入」の普及を進めています。

ウ 処理業者、排出事業者等への立入検査件数を年間2500件と設定し、通常の監視活動のほか、早朝・夜間・休日の監視、隣接県との共同路上検査、スカイパトロール等を通じ、積極的な監視指導を行うとともに、違反業者に対する厳しい行政処分と悪質な不法投棄事案に対する積極的な告発を行っています。

(4) 多様な森林整備のための新たな対応

公益的機能の高い森林整備を推進するため、森林GISを活用して、森林を機能別に区分(ゾーニング)する手法を確立し、モデル的に宮川流域の森林85,000haのゾーニングを行い、地域に適した森林づくりに取り組んでいます。

第3 環境政策の指針

本県においては、多様化・複雑化する環境問題や県民のニーズに応えるため、今後の環境行政の基本的な方向を明らかにした「三重県環境基本条例」を制定し、平成7年4月から施行するとともに、この条例に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため「三重県環境基本計画」を平成9年6月に策定しました。

また、環境基本計画に掲げた4項目の基本目標を達成するための各種の環境保全施策のうち今後5ヶ

第1部 総説

年に県が実施する施策を「三重県環境基本計画アクションプラン」として取りまとめ平成10年3月に策定しました。

1 三重県環境基本条例

三重県環境基本条例は、環境保全に関する基本理念、県・市町村・事業者・県民の責務、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、県民の健康で文化的な生活の確保と福祉に貢献することを目的として規定されており、その基本理念は次の4項目です。

- ・良好な環境の確保と将来の世代への継承
- ・持続的発展が可能な社会の構築
- ・生態系の均衡の保持、やすらぎとうるおいのある快適な環境の確保
- ・国際的協調による地域環境の保全

2 三重県環境基本計画

三重県環境基本計画は、三重県環境基本条例第9条に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定され、三重県の環境保全に関する取組みの基本的な方向を示すマスタープランです。

基本計画は、県が主体となって施策を展開し、自らが率先して環境の保全に努めることを明らかにした計画であり、事業活動や日常生活を通じて環境に負荷を与えている市町村、事業者や県民を計画の推進主体と位置づけ、各主体に期待される役割と環境を保全するために実践すべき取組みの方向を明らかにしています。

計画の目標年度は、平成22年度（2010年度）とし、環境基本条例の基本理念を受けて4項目の基本目標を設置するとともに、14項目の定性的な目標、48項目の数値目標を設定しています。

<計画の基本目標>

- I 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築
- II 人と自然が共にある環境の保全
- III やすらぎとうるおいのある快適な環境の創造
- IV 環境保全活動への参加と協働

なお、48項目の数値目標の値と現況値については、第4部資料編をご覧ください。

3 三重県環境基本計画アクションプラン

三重県環境基本計画アクションプランは、三重県環境基本計画に沿って県が策定・実施する環境保全に関する施策を着実に推進するために策定しました。基本計画に掲げた基本目標を達成するために、今後5ヶ年に県が実施する具体的な施策を取りまとめています。

アクションプランの実施期間は、平成9年度（1997年度）から平成13年度（2001年度）までの5ヶ年をひとつの計画期間とし、5年に1回内容の見直しを行い、より実効性のあるものとするとしています。

第2部 環境先進県をめざして

環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して平成11年度に講じた施策

第 1 章

循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築



県の花

ハナショウブ（S44・9・22指定）

昭和45年の万国博覧会にちなんで、
県の花選定委員会によって、決定さ
れました。5月下旬から6月にか
けて、桑名市の九華公園や伊勢神宮の
勾玉池などで見られます。

第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

【第1節 エネルギー・資源の適正利用】

第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

大気環境、水環境、土壌・地盤環境は、良好な生活環境を確保する基盤となるものであり、その保全のためには、社会経済活動の全ての段階において、エネルギーや資源の適正利用、廃棄物の発生抑制・再使用・再利用や適正処理を進め、人の活動による環境への負荷が自然の物資循環を損なうことのないよう配慮する必要があります。

第1節 エネルギー・資源の適正利用

第1 エネルギー・資源の利用状況

1 電気

平成10年度における県内総発電量は29,916×10⁶kWhであり、その内訳は図1-1-1のとおりです。

一方、平成10年度の県内総需要量は14,300×10⁶kWhであり、三重県は電力供給県となっています。需要量の内訳をみると、電灯使用量が25.3%、電力使用量が74.7%の割合となっています。

電灯・電力使用量の推移は図1-1-2のとおりです。

2 ガス

平成10年度におけるガス販売量は331,965千m³であり、その内訳は家庭系が34.9%、工業系が47.1%、商業系が10.9%、その他が7.1%となっています。一方、県内ガス生産量は57,632千m³であり、三重県はガス需要県となっています。

ガス販売量の推移は図1-1-3のとおりです。

3 化石燃料エネルギー消費量

平成7年度における化石燃料エネルギー消費量は、8,596千kl（原油換算）であり、その内訳は図1-1-4のとおりで、産業部門66.7%、家庭部門8.3%、業務部門7.2%、運輸部門17.8%の割合となっています。人口1人あたりに換算すると4.65klとなります。

図1-1-1 三重県の総発電量

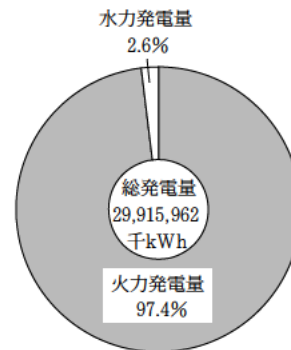


図1-1-2 電灯・電力使用量の推移

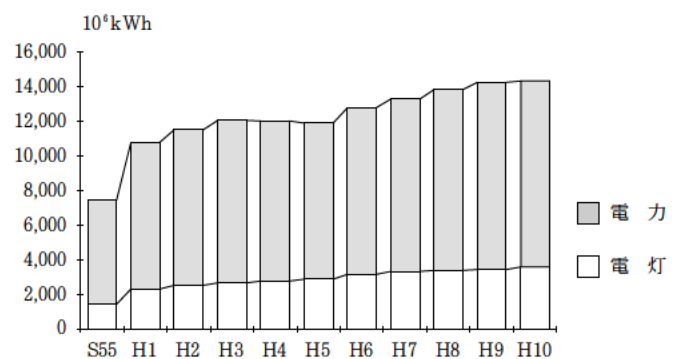


図1-1-3 ガス販売量の推移

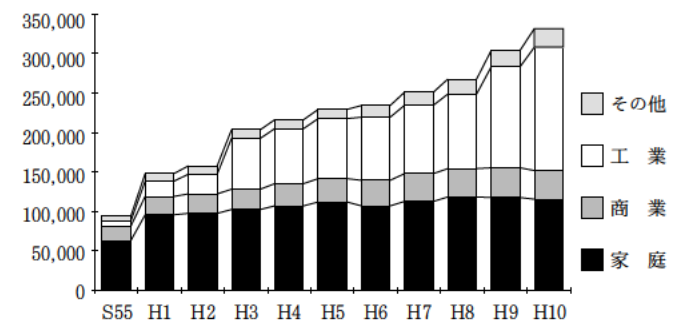
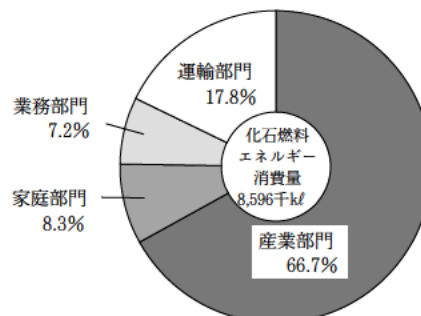


図1-1-4 化石燃料エネルギー消費量



第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

【第1節 エネルギー・資源の適正利用】

4 上水道

平成10年度における上水道給水量は275,234千 m^3 、給水人口は1,692,363人であり、1人1日あたりの給水量は446 l です。上水道給水量及び1人1日あたりの給水量推移は図1-1-5のとおりです。

(注) 簡易水道、専用水道を除く。

5 工業用水

平成10年度における工業用水使用量の合計は6,760千 m^3 /日であり、その内訳は淡水が85.6%、海水が14.4%で、淡水使用量のうち回収水が占める割合は85.0%です。

また、回収水を除く淡水補給水量のうち約60.0%を工業用水道が給水しています。

工業用水の淡水使用量及び回収水使用率の推移は図1-1-6のとおりです。

第2 エネルギーの適正利用

1 省エネルギー化の推進

(1) 省資源・省エネルギー対策の推進

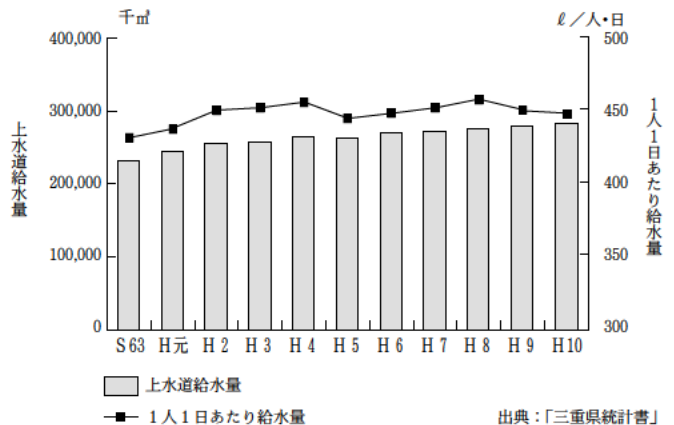
省資源・省エネルギーに対する関心は、昭和48年のオイルショックを契機に高まりましたが、近年、エネルギー価格の低位安定、国民の「ゆとりと豊かさ」の追求を背景としたライフスタイルの変化等により、エネルギー消費量は民生・運輸部門を中心に高い伸び率を示しています。

一方、地球温暖化問題への対応の観点からも、地球温暖化防止京都会議（COP3）における我が国の温室効果ガス削減目標を達成していくうえで、省エネルギーの推進は不可欠となっています。

こうした中で、県民一人ひとりの資源・エネルギーの有効利用に関する正しい理解と実践を促進するため、県内各界代表者で構成する「資源とエネルギーを大切にする県民運動推進会議」（41団体）を推進母体として、普及啓発活動を中心とした県民運動を推進しました。

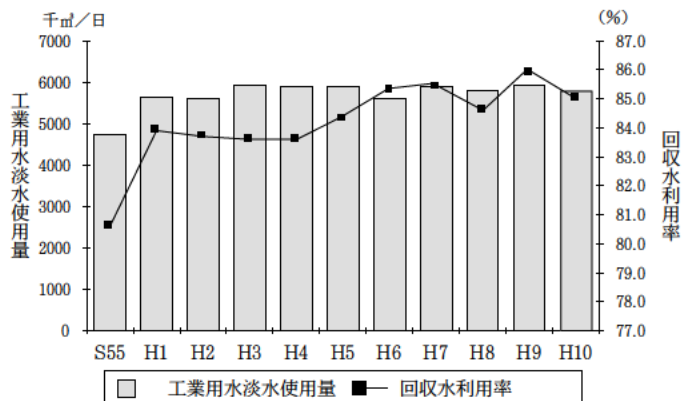
推進会議参加団体においても、電気の効率使用、空調設備の省エネ推進、昼休みの消灯等のさまざまな取り組みが行われましたが、県においても、環境保全率先実行計画（みえエコフィスプラン）に基づき、全庁的に電気使用量の削減・廃棄物の削減・省エネルギー等の環境負荷の低減に取り組みました。

図1-1-5 上水道給水量及び1人1日あたりの上水道給水量の推移



出典：「三重県統計書」

図1-1-6 工業用水淡水使用量及び回収水使用量の推移



出典：「三重県統計書」

(2) 環境共生住宅の建築促進

住宅の建設・解体作業時の廃材のリサイクルやエネルギーの面で十分な配慮がなされ、周辺環境と調和し、健康で快適な生活ができるよう工夫された環境共生住宅等の建設促進を図るため、平成11年度には、二見町において、地域住宅計画（H O P E計画）推進事業により、地域の自然、伝統、文化等の特性を生かしながら、周辺環境との調和の取れた地域住宅について検討を行いました。

2 自然エネルギーの利用の推進

(1) 三重県新エネルギービジョンの策定

石油依存度の高い我が国のエネルギー事情や地球温暖化等環境問題に対応するためには、新エネルギーの導入促進が強く求められています。

新エネルギーは、地域に密着したエネルギーであることから、地域の特性に応じた導入を図るこ

第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

【第1節 エネルギー・資源の適正利用】

とが効果的であり、県・市町村、民間企業、住民等が主体的かつ協働して取り組む必要があります。

このため、本県では、積極的に取り組んでいる地球温暖化対策と併せて、新エネルギーの利用等を進めるために、本県における新エネルギー導入の基本的な方向を示すとともに、各地域の様々な主体が様々な場面で新エネルギーを効果的に導入していくための指針となることを目的として策定しました。

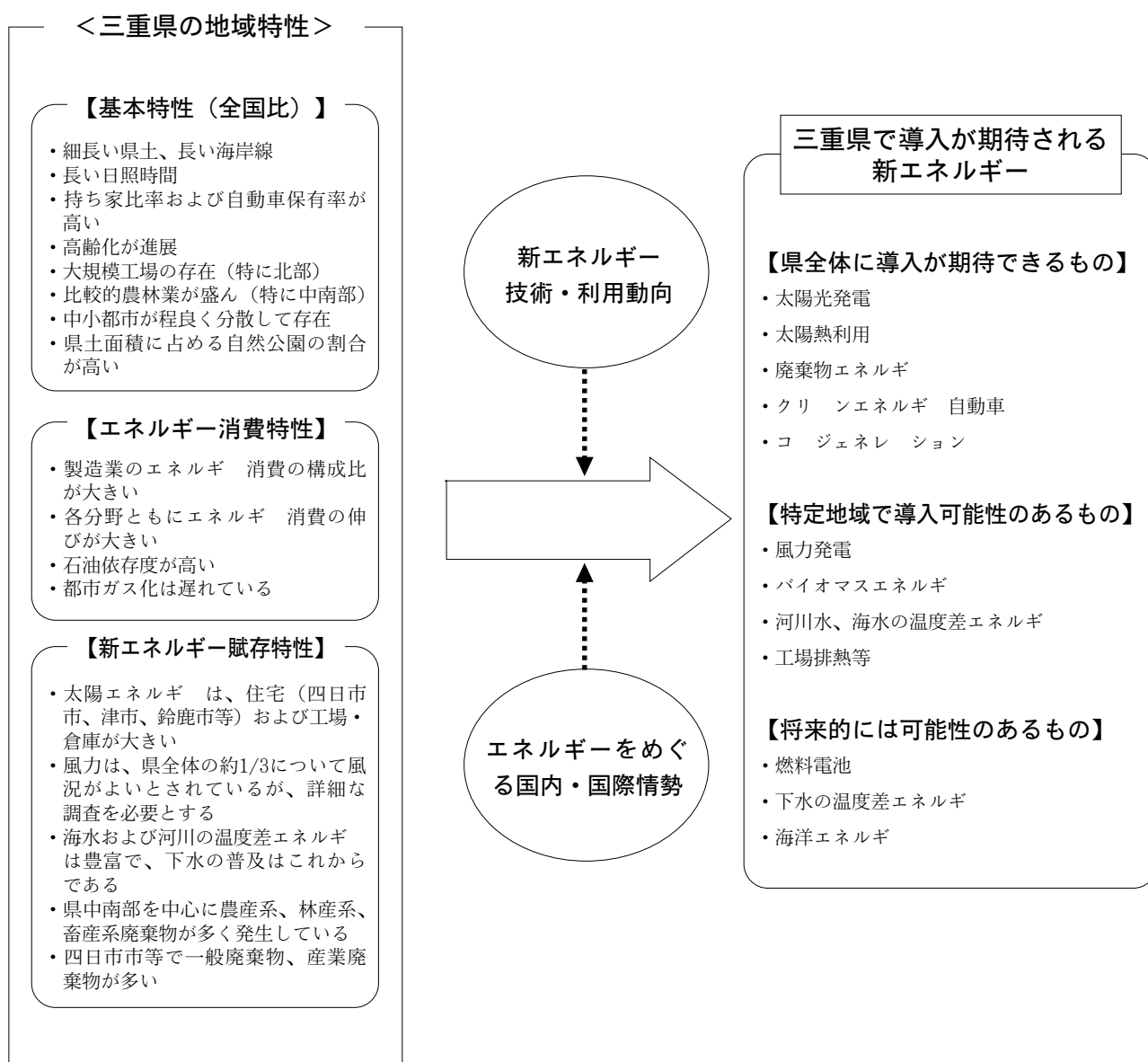
本県の地域特性などから本県で導入が期待される新エネルギーは図1-1-7のとおりです。

新エネルギーの導入目標については、国の総合エネルギー調査会需給部会の長期エネルギー需給

見通し（1998年6月）を基本に、本県の2010年度における導入目安を算出し、それにこれまでの導入実績や施策の方向性等を考慮して新エネルギーの種類毎に表1-1-1のとおり導入イメージを設定しています。導入イメージの設定は、県として、施策によりその導入を積極的に進めなければならない太陽光発電、風力発電、廃棄物発電、クリーンエネルギー自動車、コージェネレーション、燃料電池の6種類を対象としています。

また、これら導入イメージの総量を従来型一次エネルギーの削減量（原油換算）に換算して、表1-1-2のとおり導入目標としています。

図1-1-7



第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

【第1節 エネルギー・資源の適正利用】

表1-1-1 導入イメージの設定

| | 三重県における現在の導入量 | 国の供給見通しから算出した三重県の目安 | 三重県における2010年度の導入イメージ | 導入イメージの考え方 |
|---------------------------|---------------|---------------------|----------------------|--|
| 太陽光発電 | 1,046kW | 68,000kW | 75,000kW | 新築着工住宅の約10%に3kWの太陽光発電を設置し、公共施設については年間1,500kWの設備を設置 |
| 風力発電 | 3,000kW | 4,600kW | 27,000kW | 市町村等の構想および風況調査等を勘案 |
| 廃棄物発電 | 30,000kW | 73,000kW | 54,000kW | 県のRDF焼却・発電施設および市町村の一般廃棄物焼却施設更新計画を勘案 |
| クリーンエネルギー自動車 | 378台 | 64,000台 | 64,000台 | 国の供給目標から算出した三重県の目安を勘案 |
| コージェネレーション | 186,438kW | 200,000kW | 235,000kW | 既に導入が進んでいるため、今後は小規模設備及び燃料電池による設備について、年間5,000kW程度設置 |
| うち燃料電池 | 1,000kW | 26,000kW | 50,000kW | 2006年度以降、既設のコージェネレーションの代替等により、年間10,000kW程度設置 |
| 従来型一次エネルギーの削減量(原油換算) | 102,379kl | 222,667kl | 223,228kl | 注) 参照 |
| CO ₂ 排出削減量(参考) | 43,146t-C | 104,313t-C | 104,642t-C | 注) 参照 |

注) 国の長期エネルギー需給見通しおよび新エネルギー利用等の促進に関する基本方針にあげられている新エネルギーのうち、太陽熱利用は、技術的に実用化され採算性も確保できることから、市場原理のなかで自主的な導入が充分期待できるという理由で、また逆に、廃棄物熱利用、温度差エネルギーおよび黒液・廃材等は、エネルギーの賦存場所やエネルギー利用形態などによって導入があまり期待できないため、導入イメージ設定の対象から除外した。

また、燃料電池はコージェネレーションとして活用されることが大部分であると想定されるため、コージェネレーションの内数として整理する。燃料電池車についてはクリーンエネルギー自動車として整理する。

合計欄のklは、原油換算klを意味し、1kl 9,250×10³kcalである。

参考) 「三重県における2010年度の導入イメージ」における従来型一次エネルギーの削減量223,228klは、ドラム缶約110万本分に相当する。

表1-1-2 導入目標の設定

2010年度までに、石油、石炭等の従来型一次エネルギーを原油換算で22万kl削減することに相当する量の新エネルギーを県内に導入する。

(2) 太陽光発電の普及促進

太陽光発電は、表1-1-3のような特徴を持ち、未来のエネルギーとして重要です。本県は全国的にも日照特性が非常に良好で、太陽光発電のための立地条件に恵まれていることから、その普及が期待されます。

平成12年3月現在稼働している県内の系統連系システム(電力会社の系統と接続し、余剰電力を電力会社に売電するシステム)の太陽光発電施設は、約431施設、設備容量は合計約1496kwです。

このうち、一般住宅への設置に対しては国の補

助制度があり、表1-1-4のとおり補助事業として採択されています。

また、独立システム(系統連系のないシステム)は、道路標識や公園の時計等の電源に数多く活用されています。

表1-1-3 太陽光発電システムの特徴

- | | |
|-----|--------------------------------|
| I | 環境にやさしいクリーンな発電 |
| | ・二酸化炭素や大気汚染物質を排出しない。 |
| | ・騒音や振動が発生しない。 |
| | ・電気が多く必要とされる夏期の昼間に多く発電する。 |
| II | エネルギー源が無尽蔵 |
| | ・太陽光さえあれば発電できる。 |
| | ・枯渇の心配のある化石燃料を使用しない。 |
| III | 大規模施設から小規模施設(一般住宅用)まで |
| | ・回転部分等がないため、運転保守が容易で寿命が長い。 |
| | ・規模によって発電効果が変わらず、増設が比較的簡単にできる。 |
| IV | 遠隔地用や防災用として適している。 |
| | ・山間部や離島など、商用電源に適さない場所に設置できる。 |
| | ・災害時などの非常用電源に適している。 |

表1-1-4 住宅用太陽光発電導入基盤整備補助事業の採択状況(三重県)

| 年度 | モニター採択数 |
|--------|---------|
| 平成6年度 | 32 |
| 平成7年度 | 24 |
| 平成8年度 | 32 |
| 平成9年度 | 70 |
| 平成10年度 | 102 |
| 平成11年度 | 249 |

注) 助新エネルギー財団調べ

第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

【第1節 エネルギー・資源の適正利用】

平成10年度には、その仕組み・特徴、有益性及び導入支援制度などを、広く県民、事業者、自治体関係者等に周知することを目的として、講演会や見学バス教室の開催、啓発パンフレットの配付を行いました。

表1-1-5 太陽光発電普及講演会等の実施状況

| 期 日 | 会 場 | 行 事 名 |
|-------------|-------|--------------|
| 平成10年8月26日 | 県文化会館 | 太陽光発電助成制度説明会 |
| 平成10年11月17日 | 津・松阪 | 太陽光発電見学バス教室 |
| 平成11年3月26日 | 県上野庁舎 | 太陽光発電講演会 |

また、公共施設等に対しては、新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）が産業等用太陽光発電フィールドテスト事業を通じて、太陽光発電施設の普及促進を図っています。NEDOにおける太陽光発電フィールドテスト事業では、近年、事業事例が増加してきており、平成4年度の(財)国際環境技術移転研究センター（ICETT）の10kw、平成9年度の三重県鈴鹿山麓研究学園都市センターの20kw規模の太陽光発電をはじめ県内に8施設が設置されています。

(3) 中小水力開発の推進

クリーンなエネルギーである水力発電は風力や太陽光等に比してスケールメリット、経済性に優れていることから、本県においても地域特性を生かした水力開発を進めています。

平成11年度は「川上ダム建設事業に関する実施方針」の変更がなされ、川上発電所（1,200kW）の建設が決定しました。

現在稼働しているのは、10発電所、9万7千8百キロワットです。

3 未利用エネルギーの利用の促進

(1) ごみ固形燃料（RDF）の利用促進

ごみの焼却・埋め立て処理から循環型の処理システムへと転換し、環境への負荷を減らし、エネルギーを有効利用するため、RDF化構想を市町村と一体になり推進しました。

また、ダイオキシン類対策も含めた適正処理と未利用廃棄物エネルギーの効率的なサーマルリサイクルを実現するためのモデル事業としてRDF焼却・発電施設の整備に努めました。

※サマルリサイクル：廃棄物を燃やして処分するだけでなく、焼却時の熱を発電やボイラの熱源として用いるエネルギー回収。

(2) RDF焼却・発電施設の整備

RDF焼却・発電施設は、RDFの大量かつ安定的な受皿として、県が整備し、ごみの適正処理と燃焼エネルギーの有効利用を図るものです。県北部の桑名広域清掃事業組合では、新たなごみ処理施設の方式としてRDF化施設を導入することとしています。

県では、この施設に併設し資源循環型社会構築のモデルとして、RDFを利用した焼却・発電施設を整備することとしています。この発電施設は、桑名広域清掃事業組合やその他の市町村で製造されるRDFを受け入れる計画です。

平成11年度は公募型プロポーザル方式により、受注予定者の選定を行いました。

ア 施設規模

(ア) RDF 燃焼量

平均200t/日（100t/日×2基）

(イ) 発電出力

約12,050kW

(ウ) 年間供給発電量

約7,000万kWh（一般家庭約2万世帯分）

イ 稼働時期

平成14年度を目標にしています。

第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

【第1節 エネルギー・資源の適正利用】

第3 資源の適正利用

1 廃棄物の再資源化の推進

(1) 廃棄物の再資源化に関する調査研究の実施

(第5章-第3節-第1-1 調査研究の推進を参照)

2 森林の公益的機能の向上

森林は、水資源のかん養、県土の保全をはじめ、保健・文化・教育的利用の場の提供等の多様な機能を有するとともに、二酸化炭素を吸収し、炭素を固定・貯蔵する働きにより地球温暖化防止にも貢献しています。

こうした森林の機能は、森林の適正な管理を通じて発揮されるものであり、林業はその生産活動を通じて健全で活力ある森林の整備を担ってきました。

しかしながら、外材輸入の増加、経営コストの上昇等を背景とする林業生産活動の低迷や山村における担い手の減少、高齢化等により、森林の整備が停滞し、森林の持つ公益的機能が十分発揮されなくなることが懸念されています。

このため、平成11年度には、森林を健全で活力ある状態に保ち、森林の公益的機能を高度に発揮させるため、荒廃山地の復旧等を行う治山事業、森林整備の基盤づくりを行う林道事業、森林資源の充実を図るために間伐等の手入れを行いました。

表1-1-6 水源地域整備事業実施状況

| 実施地区 | 森林整備面積 |
|---|---------------|
| 美里村(桂畑) 宮川村(島谷、滝谷) 鳥羽市(松尾) 尾鷲市(又口) 紀伊長島町(三戸、十須) 海山町(銚子川) 伊賀町(木落) 美杉村(八知) | 10地区 120ha |

第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

【第2節 廃棄物の適正な管理】

第2節 廃棄物の適正な管理

第1 廃棄物の発生と処理の状況

1 一般廃棄物（ごみ）の状況

平成10年度におけるごみの総排出量は835,851tで、1人当たり換算すると1,230g/人・日となっています。処理の内訳は図1-2-1のとおりであり、焼却処理が全体の6割以上を占め、埋立処理が全体の約2割を占めています。なお、ごみのリサイクル率は12.5%となっています。

ごみの総排出量及び1人1日当たりの排出量の推移は図1-2-2のとおりであり、ほぼ横ばいに推移しています。

(資料10-1参照)

図1-2-1 ごみ処理内訳

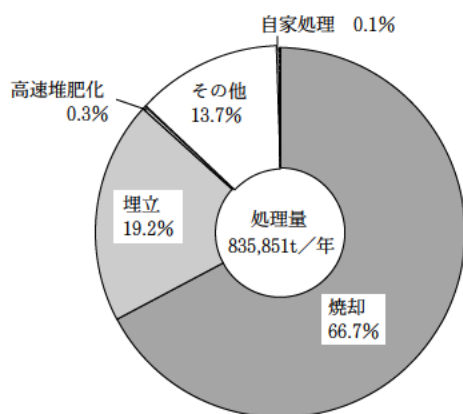
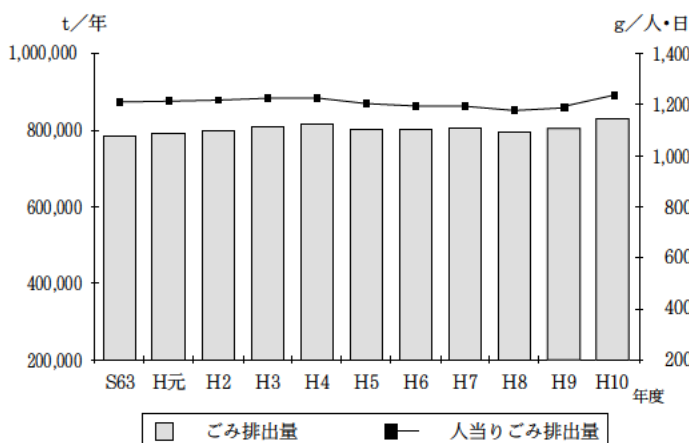


図1-2-2 ごみ排出量及び1人1日当たりごみ排出総量の推移



2 一般廃棄物（し尿）の状況

平成10年度におけるくみ取りし尿（浄化槽汚泥を含む：以下同じ）の総量は789,581klです。また処理の内訳は図1-2-3のとおりであり、し尿処理施設における処理が全体の7割近くを占め、次いで海洋投入が全体の3割近くを占めています。くみ取りし尿の総量及び水洗化・非水洗化人口の推移は図1-2-4のとおりであり、くみ取りし尿の総量は近年ほぼ横ばいで推移しています。その一方で水洗化人口は増加しており、平成3年度以降は水洗化人口が非水洗化人口を上回っています。しかし、水洗化人口割合69.7%は、全国水準（平成8年度全国平均：77.2%）に比べると低くなっています。

(資料10-6参照)

図1-2-3 くみ取りし尿処理内訳

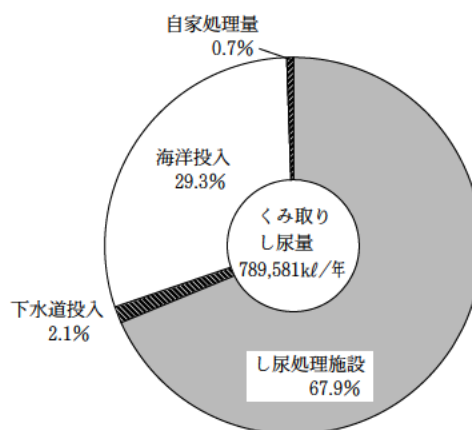
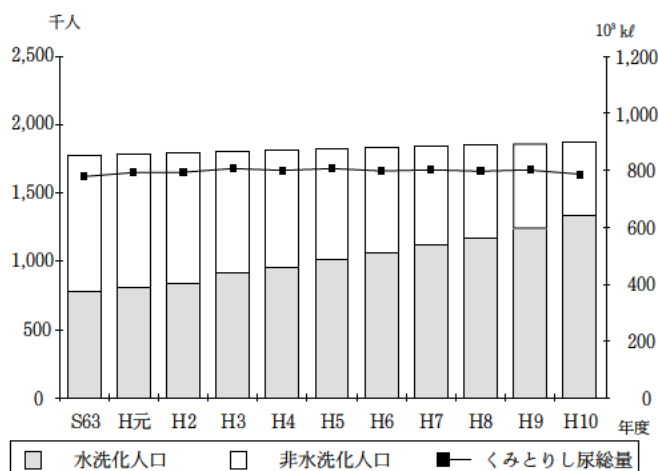


図1-2-4 くみ取りし尿総量及び水洗化・非水洗化人口の推移



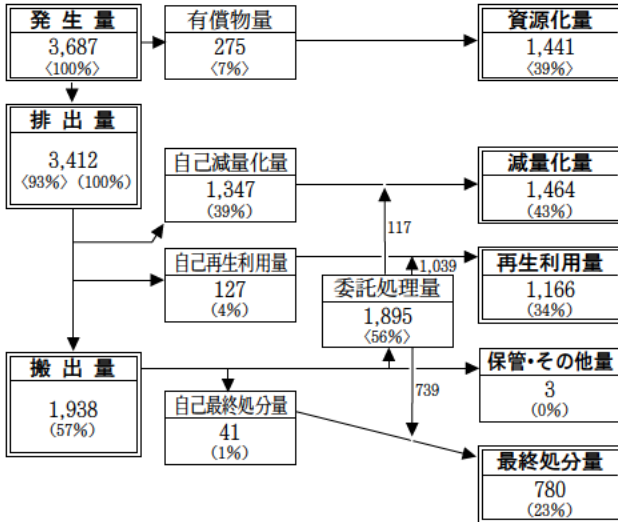
第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

【第2節 廃棄物の適正な管理】

3 産業廃棄物の状況

平成8年度の1年間に三重県内で発生した産業廃棄物の発生量は3,687千トンで、その処理状況の概要は図1-2-5のとおりとなっています。

図1-2-5 発生及び処理状況の概要



(単位：千t/年)

注) 千トン未満を四捨五入しているため、総数と個々の合計とは一致しない場合があります。

また、産業廃棄物最終処分場残余容量の推移は図1-2-6のとおりです。

平成11年度の産業廃棄物の不法投棄に関する苦情件数は48件でした。

また、不法投棄・不適正処理の状況を公害事犯に関する検挙件数で見ると、その推移は図1-2-7のとおりであり、近年の産業廃棄物に係る検挙件数は10~30件の間で推移しています。

図1-2-6 最終処分量場残余容量の推移

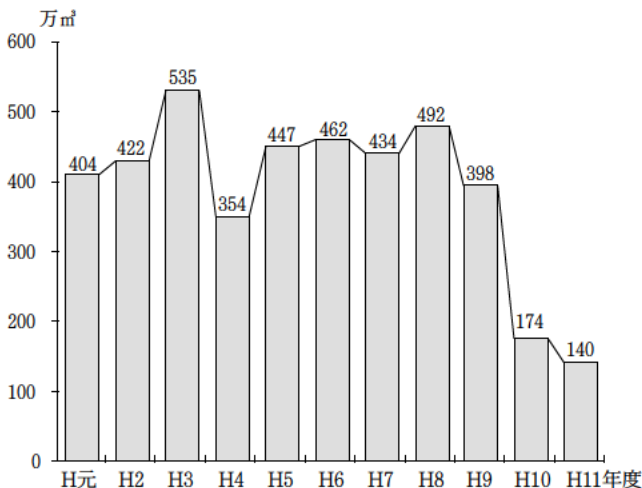
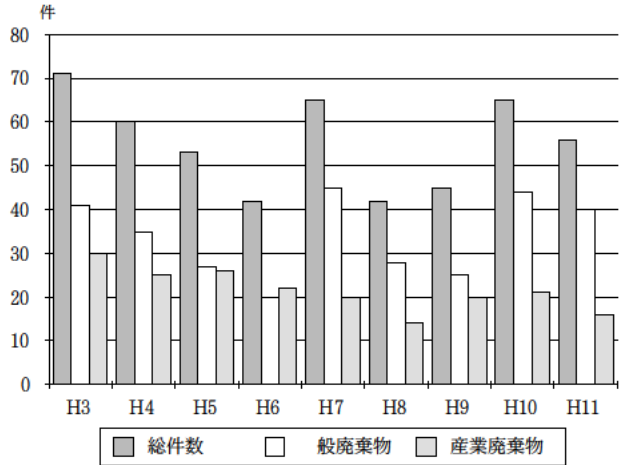


図1-2-7 廃棄物の不法投棄・不適正処理に係る検挙件数の推移

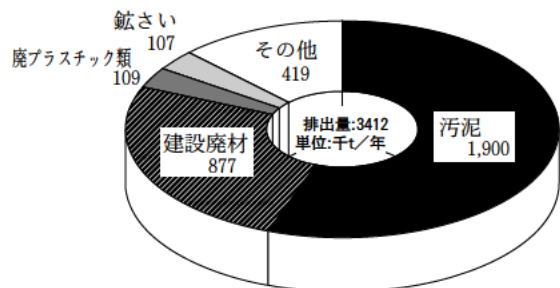


(1) 種類別の排出状況

排出量を種類別にみると、汚泥(56%)が最も多く、次いで、建設廃材(26%)となっており、この2種類で全体の82%を占めています。

なお、汚泥は、排出される時点においては多量ですが、脱水、乾燥、焼却等の処理により大幅に減量されます。このため、搬出量で見ると建設廃材が最も多くなります。

図1-2-8 種類別の排出量



(2) 業種別の排出状況

排出量を業種別にみると、製造業(53%)が最も多く、次いで、建設業(36%)、電気・水道業(10%)となっており、この3業種で全体の99%を占めています。

なお、製造業からの汚泥は、自己中間処理により大幅に減量するため、搬出量で見ると建設業が最も多い業種となります。

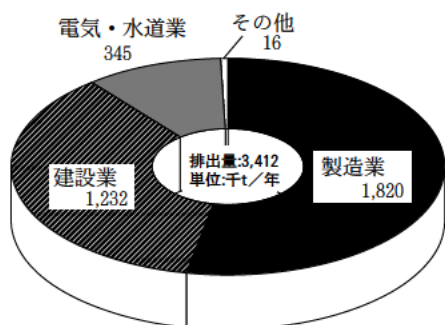
また、同様に電気・水道業(特に下水道業)は、排出される汚泥の殆どが、脱水等により減量されるため、排出量では全体の10%を占めますが、搬

第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

【第2節 廃棄物の適正な管理】

出量で見ると全体の1%となります。

図1-2-9 業種別の排出量



第2 三重県廃棄物総合対策の推進

1 廃棄物総合対策の基本的考え方

近年、経済成長や国民生活の向上に伴い、廃棄物が大量に排出されるとともに、その種類や質が多様化し、適正に処理するための体制の整備が重要な課題となっています。また、不法投棄等不適正処理による環境悪化が問題となっています。

平成11年度には、廃棄物総合対策の推進計画に基づき、次の事業を実施しました。

- ア 廃棄物総合対策推進実験事業
- イ 資源ごみ分別収集促進事業
- ウ ごみ減量化広域促進対策事業
- エ RDF化構想推進事業
- オ ダイオキシン類削減緊急対策事業
- カ 産業廃棄物適正処理推進事業
- キ 廃棄物処理センターの推進
- ク 環境美化推進事業

図1-2-10 廃棄物総合対策の基本的考え方

| | |
|--------------------|---|
| 1 廃棄物の発生抑制 ↓ | 産業廃棄物については現在の社会経済活動のあり方を、一般廃棄物についてはライフスタイルのあり方を見直すことによって、廃棄物の発生を抑制する。 |
| 2 リサイクルの推進 ↓ | やむを得ず発生した廃棄物は、リサイクルにより有効利用を図る。産業活動としてのリサイクルや生活に根ざしたリサイクルを推進する。 |
| 3 廃棄物の適正処理 | 発生抑制、リサイクルができずやむを得ず排出された廃棄物の処理については、環境に負荷を与えない適正な処理を実現するための対策を講じる。 |
| プラス1 情報公開と住民参加 | 廃棄物に関する全ての施策を廃棄物排出事業者、処理業者、県民そして行政の適切な役割分担とパートナーシップのもとに進めていくため、情報公開と住民参加の実現を図る。 |

第3 発生抑制とリサイクルの推進

1 リサイクルの状況

(1) 一般廃棄物の状況

一般廃棄物のリサイクルは、全国的に産業廃棄物と比較して大幅に遅れています。本県においても、資源化率は近年、徐々に伸びてはいるものの、平成10年度で9.5%（県内全市町村のごみ資源化量79,399t/処理施設で処理を行うごみ総排出量835,070t）に過ぎず、集団回収による資源化量（28,887t）を加えたりサイクル率で見ても12.5%にとどまっています。

また、平成9年4月から缶類、びん類、ペットボトル等7品目を対象に施行され、平成12年4月から本格施行される。「容器包装リサイクル法」に対する県内市町村の分別収集促進計画の策定状況は表1-2-1のとおりです。

表1-2-1 分別収集促進計画による年度別取組予定市町村数

| 項目 | 第1期 | | 第2期 | | | |
|-----------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | H11 | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 |
| 無色ガラス | 49 | 56 | 64 | 65 | 69 | 69 |
| 茶色ガラス | 54 | 58 | 64 | 65 | 69 | 69 |
| その他ガラス | 49 | 56 | 64 | 65 | 69 | 69 |
| ペットボトル | 33 | 57 | 65 | 67 | 69 | 69 |
| その他の紙製容器包装 | | 34 | 39 | 44 | 69 | 69 |
| その他プラスチック製容器包装類 | | 41 | 46 | 57 | 69 | 69 |
| うち白色トレイ | | 32 | 36 | 47 | 52 | 52 |
| 鋼製の容器包装 | 57 | 67 | 68 | 68 | 69 | 69 |
| アルミニウム製の容器包装 | 57 | 68 | 69 | 69 | 69 | 69 |
| 紙パック | 32 | 57 | 58 | 64 | 69 | 69 |
| 段ボール類 | | 57 | 58 | 63 | 69 | 69 |

表1-2-2 容器包装分別収集実施市町村数及び収集量

| 品目 | 平成10年度 | | 平成11年度 | |
|----------|--------|---------|--------|---------|
| | 市町村数 | 収集量 (t) | 市町村数 | 収集量 (t) |
| 無色ガラスびん | 41 | 3,887 | 41 | 4,783 |
| 茶色ガラスびん | 41 | 3,841 | 42 | 4,748 |
| その他ガラスびん | 40 | 3,252 | 41 | 3,247 |
| ペットボトル | 25 | 589 | 32 | 958 |
| スチール缶 | 52 | 7,076 | 50 | 10,421 |
| アルミ缶 | 48 | 1,580 | 51 | 2,118 |
| 飲料用紙パック | 9 | 138 | 13 | 181 |

(2) 産業廃棄物の状況

再生利用量は1,166千トンとなっており、排出量の34%を占めています。

種類別にみると、建設廃材（60%）が最も多く、

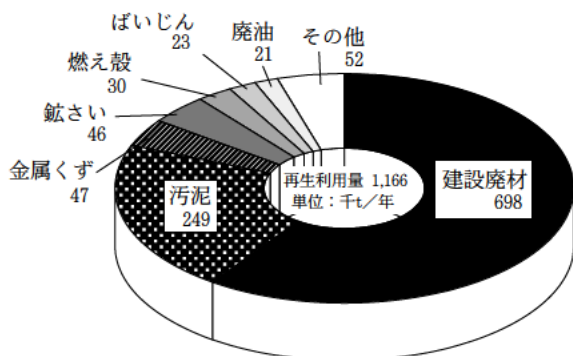
第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

【第2節 廃棄物の適正な管理】

以下、汚泥（21%）、金属くず（4%）等となっています。

再生利用量は、自己中間処理後自己再生利用量127千トン、委託中間処理後再生利用量1,039千トンに区分されます。

図1-2-11 種類別の再生利用量



2 ごみの減量化とリサイクルの推進

(1) ごみの減量化・リサイクルの推進

ア ごみ減量化・リサイクルに関する提言を受けました。

イ 事業系一般廃棄物の減量化を図るため、県内11事業所をモデル的に選定し、減量化計画の策定や減量化方法の実施を行いました。

ウ 廃棄物総合対策推進実験事業として、伊勢市及び桑員地域1市8町において、ごみの排出量、資源化率の目標を設定し、ごみの減量化・リサイクル事業を実施して、廃棄物総合対策の具体的な推進事例として県内市町村への普及を図りました。

エ 産業廃棄物適正管理推進マニュアル・自主情報公開ガイドラインを活用し、産業廃棄物多量排出事業者等に対し、適正管理計画書の策定や自主的情報公開について指導しました。

オ 資源ごみ分別収集促進事業として、目指すべきリサイクルの方向性を示した三重県リサイクル推進指針（三重ルール）に基づき、市町村の第二期分別収集計画の策定指導を行いました。

カ 容器包装リサイクル法に基づく分別収集体制を促進するため、資源ごみリサイクル促進補助金により、資源ごみステーション、ストックヤード、堆肥化施設等の分別収集促進事業を16市・町・一部事務組合に対し補助を行いました。

キ リサイクル推進月間である10月にごみの減量化、リサイクル及び環境美化行動の実践を広く県民に訴えるため、県民・事業者・行政等に呼びかけごみゼロ・リサイクル・環境美化統一行動を実施して啓発に努めました。

(2) RDF化の推進

ア RDF化構想推進事業

RDF（Refuse Derived Fuel）とは、燃えるごみを固形燃料化したもので、本県では、ごみを単に燃やして埋める処理から循環型の処理システムへと転換し、環境への負荷を減らすとともに、燃えるごみを固型燃料化して有効利用するRDF化構想を推進しました。

表1-2-3 RDF化施設整備及び予定箇所

| 市町村等 | 規模 | 整備期間 | 稼働予定 |
|-----------------|---------|---------|------|
| 海山町 | 20 t/日 | 9～10年度 | 11年度 |
| 香肌奥伊勢資源化広域連合 | 44 t/日 | 11～12年度 | 13年度 |
| 桑名広域清掃事業組合 | 230 t/日 | 11～14年度 | 14年度 |
| 上野市ほか4か町村環境衛生組合 | 130 t/日 | 12～14年度 | 14年度 |
| 南牟婁清掃施設組合 | 23 t/日 | 12～14年度 | 14年度 |

イ RDF全国自治体会議

廃棄物のRDF化及びその利用を推進するための課題やその解決の方策、技術開発等の情報交換を行うとともに、国等関係機関への働きかけを行いました。

表1-2-4 RDF全国自治体会議会員状況

| 区分 | 会員 | オブザーバー | 計 |
|------|----|--------|-----|
| 都道府県 | 25 | 13 | 38 |
| 市町村等 | 61 | 44 | 105 |
| 計 | 86 | 57 | 143 |

第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

【第2節 廃棄物の適正な管理】

(3) 産業廃棄物の再資源化に関する調査研究の実施
(第5章-第3節-第1-1 調査研究等の推進を参照)

(4) 環境保全型畜産の推進

家畜ふんは、堆きゅう肥化により有機質肥料、土壌改良材として有効利用できることから、堆肥の生産、利用を拡大するため、発酵処理施設等家畜ふん尿処理施設の整備を促進しました。

また、県内の堆肥の生産者・流通者・需要者をとりまとめた「みえのコンポストマップ2」を作成し、関係機関等に配布するとともに、堆肥の利用促進にかかる普及啓発を行いました。

表1-2-5 補助事業による家畜ふん尿処理施設整備状況（平成11年度）

（単位：地区数）

| 事業名 | 総事業費（千円） | 堆肥舎 | 発酵処理 | 乾燥処理 | 浄化处理 | 畜舎 | その他 | 備考 |
|---------------|----------|-----|------|------|------|----|-----|----|
| 農芸畜産物環境保全推進事業 | 12,000 | | | 1 | | | 1 | |

表1-2-6 環境保全型畜産確立のための普及啓発活動

| 事業名 | 内容 | 実施年月 | 概要 |
|---------------|-------------------|---------|-------------------|
| 環境保全型畜産確立指導事業 | 環境保全型畜産確立対策資料の配付 | 平成12年3月 | 実態調査結果、処理技術等の資料 |
| 堆肥流通利用推進対策事業 | 堆肥生産流通利用促進関係資料の配布 | 平成12年3月 | 堆肥の生産者・流通者・需要者の掲載 |

(5) 公共事業における再生利用の推進

公共工事の実施にあたり、発生量の抑制・適正処理とともに再利用を中心とする適切な循環・処理系を形成することが求められています。

本県でも県単位及び生活創造圏単位に啓発、指導、情報交換のため、建設副産物対策協議会を通じ推進を図っています。

は479t/日です。

ウ 埋立処分地施設

平成10年度末における埋立処分地施設は、10市26町1村5事務組合に45施設（残余容量のない施設を除く）が設置されており、埋立地面積948,730㎡、全体容量7,931,315㎡である。残余容量は3,084,199㎡となっており、その残余年数は、年間埋立量248,905㎡から推定すると約12年分となっています。

第4 適正処理の推進

1 一般廃棄物の適正処理の推進

(1) 一般廃棄物処理施設の状況

ア ごみ処理施設

平成10年度末におけるごみ処理施設は、8市14町1村11事務組合に43施設（休廃止施設を除く）が設置されており、県全体の処理能力合計は2,528.1t/日です。

イ 粗大ごみ処理施設

平成10年度末における粗大ごみ処理施設は、5市4町5事務組合に14施設（休廃止施設を除く）が設置されており、県全体の処理能力合計

(2) ごみの収集及び処理の状況

ア 収集形態

ごみの収集運搬業務の内訳は、市町村（事務組合を含む）の直営または委託が508,188t/年と収集量全体の75.5%を占め、残りの165,237t/年が許可業者となっています。

イ 処理形態

資料10-1 ごみの発生と処理状況の推移のとおり、平成10年度のごみ処理量は、835,070t/年で、平成9年度に比べて焼却量は16,501t

第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

【第2節 廃棄物の適正な管理】

(3.1%)増加しており、ごみの焼却処理率が増加するとともに、直接埋立量も5,679t(3.7%)増加しています。

表1-2-7 ごみ処理施設数等

| 施設種別 | 固定バッチ | 機械化バッチ | 准連続燃焼式 | 全連続燃焼式 | コンポスト | 計 |
|------------|-------|--------|--------|--------|-------|---------|
| 施設数 | 2 | 30 | 3 | 6 | 2 | 43 |
| 施設能力(t/日)数 | 5 | 656 | 270 | 1,570 | 27.1 | 2,528.1 |

表1-2-8 粗大ごみ処理施設数等

| 施設種別 | 破碎施設 | 圧縮施設 | 併用施設 | 計 |
|------------|------|------|------|-----|
| 施設数 | 6 | 2 | 6 | 14 |
| 施設能力(t/日)数 | 265 | 45 | 169 | 479 |

表1-2-9 埋立処分地施設数等

| 施設種別 | 山間 | 平地 | 計 |
|------------------------|-----------|-----------|-----------|
| 施設数 | 31 | 14 | 45 |
| 埋立地面積(m ²) | 686,776 | 261,954 | 948,730 |
| 全体容量(m ³) | 6,728,603 | 1,202,712 | 7,931,315 |
| 残余容量(m ³) | 2,458,847 | 125,352 | 3,084,199 |

表1-2-10 ごみの収集形態

| 区分 | 収集量 | 比率(%) |
|-------------|-----------------|-----------------|
| 市町村・組合による収集 | 直営 | 350,188t/年 52.0 |
| | 委託 | 158,000t/年 23.5 |
| | 小計 | 508,188t/年 75.5 |
| 許可業者による収集 | 165,237t/年 24.5 | |
| 合計 | 673,425t/年 | |

表1-2-11 産業廃棄物処理施設の区分状況

(平成12年3月31日現在)

| 県民局生活環境部名 | 設置数 | 県民局生活環境部名 | 設置数 |
|-----------|-----|-----------|-----|
| 北勢(桑名) | 72 | 南勢志摩 | 43 |
| 北勢 | 134 | 伊賀 | 50 |
| 北勢(鈴鹿) | 56 | 紀北 | 12 |
| 津 | 57 | 紀南 | 11 |
| 松阪 | 26 | 計 | 461 |

(3) 一般廃棄物処理施設の整備促進

県では、市町村や一部事務組合が行う一般廃棄物処理施設のダイオキシン対策等の整備を促進するとともに、一般廃棄物処理計画の策定指導、処理計画に基づく廃棄物処理事業の運営、管理の指導・助言を行い、適正な処理を推進しました。

2 産業廃棄物の適正処理の推進

(1) 産業廃棄物処理施設の状況

本県における産業廃棄物処理施設は461施設あり、北勢地域に多く立地しており、処理種別では、汚泥の脱水施設や廃プラスチック類の焼却施設が多く、最終処分場は安定型、管理型を合わせて27施設となっています。

表1-2-12 産業廃棄物処理施設別設置状況

(平成12年3月31日現在)

| 種類 | 設置数 | |
|---------------|------|----|
| 汚泥の脱水施設 | 249 | |
| 汚泥の乾燥施設 | 23 | |
| 汚泥の焼却施設 | 6 | |
| 廃油の油水分離施設 | 15 | |
| 廃油の焼却施設 | 4 | |
| 廃酸・廃アルカリの中和施設 | 7 | |
| 廃プラスチック類の破碎施設 | 23 | |
| 廃プラスチック類の焼却施設 | 40 | |
| コンクリート固形化施設 | — | |
| 水銀を含む汚泥のばい焼施設 | — | |
| シアンの分解施設 | — | |
| 混合焼却施設 | 25 | |
| その他の焼却施設 | 42 | |
| 最終処分場 | しゃ断型 | — |
| | 安定型 | 17 |
| | 管理型 | 10 |
| 計 | 461 | |

第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

【第2節 廃棄物の適正な管理】

(2) 産業廃棄物処理業者の状況

県内の産業廃棄物処理業者の業務状況は表1

2-13のとおりとなっています。

表1-2-13

ア 産業廃棄物処理業者の業務状況(平成7～11年度)

| 業務内容 | 年度 | | | | |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 |
| 収 集 運 搬 | 1,077 | 1,234 | 1,404 | 1,661 | 1,836 |
| 収集運搬・中間処理 | 75 | 83 | 93 | 94 | 91 |
| 収集運搬・中間処理・最終処分 | 6 | 8 | 8 | 7 | 6 |
| 収集運搬・最終処分 | 15 | 15 | 14 | 12 | 10 |
| 中 間 処 理 | 18 | 29 | 26 | 41 | 45 |
| 中間処理・最終処分 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 最 終 処 分 | 4 | 2 | 2 | 2 | 1 |
| 計 | 1,196 | 1,372 | 1,547 | 1,817 | 1,984 |

イ 特別管理産業廃棄物処理業者の業務状況(平成7～11年度)

| 業務内容 | 年度 | | | | |
|----------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 |
| 収 集 運 搬 | 160 | 181 | 211 | 225 | 241 |
| 収集運搬・中間処理 | 12 | 12 | 11 | 9 | 13 |
| 収集運搬・中間処理・最終処分 | 1 | 2 | 2 | 3 | 2 |
| 収集運搬・最終処分 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 中 間 処 理 | 2 | 2 | 5 | 6 | 3 |
| 中間処理・最終処分 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 最 終 処 分 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 176 | 198 | 230 | 244 | 260 |

(3) 下水道汚泥広域的処理システムの整備

平成11年度末に県下で稼働中の下水処理施設は、流域下水道の4処理場を合わせて22処理場があり、その発生汚泥量は、脱水ケーキベースで約50.4千t/年です。ほとんどの汚泥は民間業者に委託して焼却処分しています。

このため、汚泥のコンポスト化や建設資材等への有効利用について検討を進めており、平成9年度、平成10年度の2ヶ年にわたって汚泥の有効利用及び処理コスト等の観点から本県における最適な汚泥処理方式について調査検討を実施しました。

(4) 浄水場の汚泥の有効利用

平成11年度に、企業庁の10浄水場において、浄水処理に伴い発生した汚泥は約5,460³であり、その内約950³を花き園芸用培土として、1,460³をグランド改良材の原材料として売却し有効利用しました。

(5) 公共事業に伴い発生する廃棄物の適正処理の推進

建設廃棄物の排出量の増加は著しく、最終処分場の不足とも相まって、その処分が困難になっています。

一方、不法投棄等のおよそ90%は建設廃棄物であるといわれています。

このため、県や市町村等の公共工事発注機関は民間業者に対するモデルになるよう率先して、発生量の抑制・再利用とともに、適正処理の徹底を行うことが必要となっています。

3 廃棄物処理センターによる適正処理の推進

(1) 廃棄物処理センターの整備

ダイオキシン対策をはじめとした廃棄物の適正処理を推進するため、(財)三重県環境保全事業団が、厚生大臣から廃棄物処理センターの指定を受けました。

また、市町村焼却残さの広域的な処理と産業廃棄物の公共関与による処理を行う中間処理施設及び産業廃棄物の最終処分場を整備するため、環境影響評価等を実施しました。

第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

【第2節 廃棄物の適正な管理】

第5 不法投棄・不適正処理の防止対策の推進

1 監視・指導の強化

(1) 不法投棄の状況

大部分の産業廃棄物は、排出事業者自ら又は許可業者への委託により、適正に処理されているが、一部の排出事業者や、無許可業者による不法投棄があつてを絶ちません。なお、本県における平成11年の産業廃棄物の不法投棄等の検挙件数は16件となっています。

また、一般廃棄物の不法投棄も、産業廃棄物に比べると個々の量は少ないものの、道路、河川、山林等あらゆる場所で発生しています。

(2) 廃棄物の苦情等の状況

廃棄物にかかる苦情発生状況は、表1-2-14及び表1-2-15に示すとおりであり、平成11年度は前年度と比較して8.0%減少しています。苦情の内容については大気汚染及び悪臭に係るものが多くなっています。

表1-2-14 廃棄物にかかる苦情発生件数

(平成7～11年度)

| 発生源 年度 | ごみ処理場 | し尿処理場 | 産業廃棄物 | 計 |
|-----------|-------|-------|-------|-----|
| H7 | 1 | — | 88 | 89 |
| H8 | — | 2 | 120 | 122 |
| H9 | — | 1 | 172 | 173 |
| H10 | 2 | — | 324 | 326 |
| H11 | 3 | — | 297 | 300 |

表1-2-15 平成11年度における廃棄物にかかる苦情発生内容

(計のカッコ内は平成10年度)

| 発生源原因 | 大気汚染 | 水質汚染 | 悪臭 | ねずみ、昆虫 | 騒音 | その他 | 計 |
|-------|------|------|----|--------|----|-----|--------------|
| ごみ処理場 | 1 | — | — | — | — | 2 | 3 (2) |
| し尿処理場 | — | — | — | — | — | — | — (—) |
| 産業廃棄物 | 155 | 7 | 29 | — | 1 | 105 | 297 (324) |
| 計 | 156 | 7 | 29 | — | 1 | 107 | 300 (326) |

(3) 廃棄物処理施設の不適正処理の状況

平成11年度の廃棄物処理施設への立ち入り検査の実施状況は表1-2-16に示すとおりであり、違反件数は1,291件で、前年度と比較して約37%増加しました。うち産業廃棄物に関する違反は1,181件あり、その大部分が処分基準違反処理施設の維持管理基準違反及び保管基準違反です。

表1-2-16 平成11年度の立入検査実施状況

(計のカッコ内は平成10年度)

| 検査対象 | 立入検査件数 | 違反発生件数 | 措置 | | |
|------------|------------------|----------------|------------|----------|----------------|
| | | | 改善、停止命令 | 始末書 | その他 |
| 一般廃棄物処理施設 | 105 | 21 | — | — | 21 |
| 産業廃棄物処理施設 | 1,231 | 298 | 17 | — | 281 |
| 産業廃棄物処理業 | 534 | 154 | 3 | — | 151 |
| 産業廃棄物排出事業所 | 1,248 | 729 | 10 | — | 719 |
| 浄化槽 | 401 | 89 | — | 0 | 89 |
| 計 | 3,519 (3,592) | 1,291 (945) | 30 (74) | — (1) | 1,261 (869) |

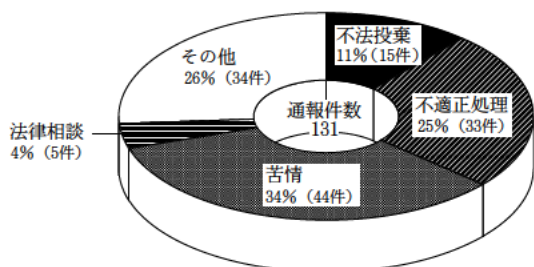
表1-2-17 平成11年度違反内容

| 検査対象 | 違反発生件数 | 違反項目 | | | | | | | | | | |
|------------|--------|---------|----------|--------|--------|--------|------------|-----------|----------|--------|--------|-----|
| | | 無許可業者委託 | 収集運搬基準違反 | 処分基準違反 | 保管基準違反 | 処理施設無届 | 処理維持管理基準違反 | 技術管理者設置違反 | 維持管理記録違反 | 清潔保持違反 | 帳簿記載違反 | その他 |
| 一般廃棄物処理施設 | 21 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 16 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 産業廃棄物処理施設 | 298 | 0 | 0 | 97 | 36 | 0 | 108 | 0 | 0 | 0 | 0 | 57 |
| 産業廃棄物処理業 | 154 | 0 | 0 | 55 | 58 | 0 | 16 | 0 | 0 | 0 | 0 | 25 |
| 産業廃棄物排出事業所 | 729 | 0 | 0 | 459 | 79 | 1 | 56 | 0 | 1 | 0 | 1 | 132 |
| 浄化槽 | 89 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 89 |
| 計 | 1,291 | 0 | 0 | 614 | 173 | 1 | 196 | 0 | 2 | 0 | 1 | 304 |

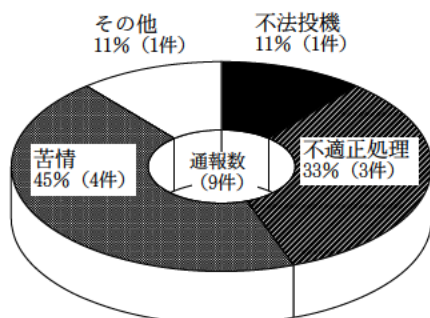
第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

【第2節 廃棄物の適正な管理】

廃棄物ダイヤル110番通報内訳 (平成11年4月～平成12年3月)



廃棄物FAX110番通報内訳 (平成11年4月～平成12年3月)



(4) 監視・指導の強化

- ア 廃棄物の不法投棄や不適正処理を防止するため、排出事業者、処理業者への立入検査及び監視、指導を強化しました。
- イ 不適正処理の早期発見、早期解決を図るため、廃棄物ダイヤル110番に加え、廃棄物FAX110番を開設して、不法投棄等の通報体制を強化しました。
- ウ 排出事業者や処理業者に対して、法令の遵守や施設の維持管理の改善の指導を行うとともに、産業廃棄物の発生から処理処分に至るまでの移動管理を行うマニフェストの作成・保管の徹底を指導しました。
- エ 県境付近で岐阜県、滋賀県等との共同による産業廃棄物運搬車両の路上検査を実施し、廃棄物の積載状況、搬入先等を確認するとともに、廃棄物の適正処理について指導、啓発を行いました。

2 清潔で美しい三重づくりの推進

(1) 「清潔で美しい三重をつくる条例」に基づく各種事業の実施

平成6年5月に施行した『清潔で美しい三重をつくる条例』に基づき、市町村が「美化推進モデル地域」において実施する継続的な美化活動の推進、美化の向上に係る施設の整備、美化意識の高揚に係る啓発等の事業に対し補助を行いました。

(2) 道路、河川等の清掃

快適で安全な道路環境の確保、及び河川・海岸等の美化を図るため、道路敷の除草、ゴミ、空き缶等の清掃及び河川敷の除草や海岸等の流木処理、清掃を行いました。

また、道路、河川、海岸等の美化活動の推進を図るため、ボランティア団体等に作業用物品の提供等の支援を行っており、平成11年度の実績は、道路関係で88団体、河川関係で105団体、海岸等の関係で38団体となっています。

平成11年度からは、地域住民に道路の一定区間の里親になり、除草、ゴミ拾いなどの世話を願う「ふれあいの道里親事業」を実施しており、40団体の里親団体に作業物品の提供を行いました。

第6 し尿処理体制の整備の推進

世界的にも廃棄物の海洋投入は縮小又は禁止に向かっていることを踏まえ、海洋投入量の削減は緊急の課題となっています。

平成11年度は、し尿を海洋投入処分している4市10町5事務組合に対して、し尿の海洋投入の解消に向けた指導を行いました。

また、下水道整備、生活排水処理施設の整備に伴い、一般廃棄物処理業者が受ける影響の緩和と適切な一般廃棄物処理事業の遂行がなされるよう、市町村における合理化事業計画の策定等について市町村に対する指導を行いました。

第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

【第3節 大気環境の保全】

第3節 大気環境の保全

第1 大気汚染の防止

1 大気汚染の現況

(1) 概況

大気環境基準は、環境基本法第16条により、人の健康を保護することが望ましい基準として示されたものです。

浮遊粒子状物質の環境基準達成率は前年69.7%（測定33局のうち23局達成）から97.0%（測定33局のうち32局達成）と大幅に改善しました。

二酸化硫黄は全測定局（35局）で県の環境保全目標及び環境基準を達成しています。

二酸化窒素については、測定36局のうち自動車排ガス測定局1局において環境基準を達成できませんでしたでしたが過去10年間に於いて、濃度は概ね横

大気の汚染に係る環境基準

環境基本法16条第1項による大気の汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護するうえで維持することが望ましい基準（昭和48年5月8日環境庁告示第25号、昭和53年7月11日告示第38号、平成9年2月4日環境庁告示第4号）

| 物質 | 二酸化硫黄 | 一酸化炭素 | 浮遊粒子状物質 | 二酸化窒素 | 光化学オキシダント | ベンゼン | トリクロロエチレン | テトラクロロエチレン |
|--------|--|--|---|--|----------------------|---------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 環境上の条件 | 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。 | 1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。 | 1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。 | 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。 | 1時間値が0.06ppm以下であること。 | 1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。 | 1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。 | 1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。 |

ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準

ダイオキシン類対策特別措置法第7条の規定に基づくダイオキシン類による大気の汚染に係る環境上の条件につき、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準

（平成11年12月27日、環境庁告示第68号）

| 媒体 | 基準値 |
|----|---|
| 大気 | 年間平均値が0.6pg TEQ/m ³ 以下であること。 |

※基準値は、2,3,7,8, 四塩化ジベンゾパラジオキシンの毒性に換算した値とする。

大気の汚染に係る環境保全目標（三重県）

| 物質 | 二酸化硫黄 | 二酸化窒素 |
|--------|-----------------------|----------------------|
| 環境上の条件 | 年平均値が0.017ppm以下であること。 | 年平均値が0.02ppm以下であること。 |

第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

【第3節 大気環境の保全】

ばいに推移しております。

光化学オキシダントは全測定局（23局）で、環境基準を達成できませんでした。

以下、一般測定局を「一般局」、自動車排出ガス測定局を「自排局」と略します。

(2) 大気汚染の測定結果

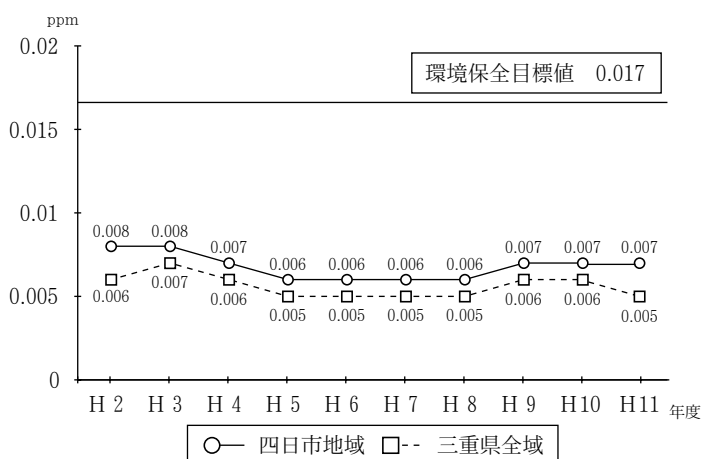
ア 硫黄酸化物

県下で一般局31局、自排局4局で測定を実施しました。一般局、自排局共に日平均値の2%除外値（注1）で環境基準を達成しており、年平均値でも県の環境保全目標を達成しています。

（資料5 2, 3, 4 参照）

なお、年平均値の経年変化は図1-3-1のとおりです。

図1-3-1 二酸化硫黄（年平均値）の経年変化



注1) 二酸化硫黄の環境基準の長期的評価は、年間における日平均値の測定値の高い方から2%の範囲内にあるもの（365日分の測定値がある場合は7日間の測定値）を除外して行います。ただし、日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続した場合にはこのような取り扱いを行わないで評価します。

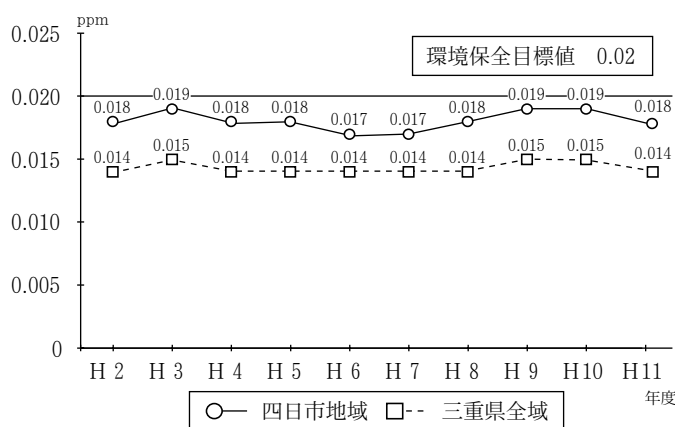
イ 窒素酸化物

県下で一般局30局、自排局6局で測定を実施しました。一般局、自排局共に日平均値の98%除外値（注2）で自排局の納屋局を除き環境基準を達成しました。また、年平均値の県の環境保全目標は一般局の三浜小学校局、楠町役場局と自排局の全測定局で目標を達成しませんでした。

（資料5 5, 6, 7, 8 参照）

なお、年平均値の経年変化は図1-3-2のとおりです。

図1-3-2 二酸化窒素（年平均値）の経年変化



注2) 二酸化窒素の環境基準の長期的評価は、年間における日平均値の測定値の低い方から98%に相当するものが0.06ppm以下の場合には環境基準が達成され、日平均値の年間98%値が0.06ppmを超える場合は環境基準が達成されないものと評価します。

ウ 一酸化炭素

県下で一般局1局、自排局2局で測定を実施しました。一般局、自排局共に日平均値の2%除外値（注3）で環境基準を達成しています。

（資料5 9 参照）

注3) 一酸化炭素の環境基準の長期的評価は、年間における日平均値の測定値の高い方から2%の範囲内にあるもの（365日分の測定値がある場合は7日分の測定値）を除外して行います。ただし、日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続した場合にはこのような取り扱いを行わないで評価します。

第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

【第3節 大気環境の保全】

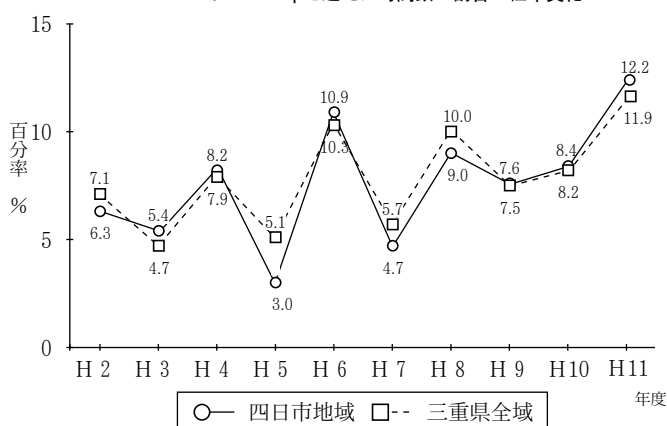
エ 光化学オキシダント

県下で一般局23局で測定を実施したところ、昼間値（5時から20時までの測定値）はすべての測定局で環境基準を達成しませんでした。

（資料5 10, 11参照）

なお、光化学オキシダント昼間値が0.06ppmを超えた時間数の割合の経年変化は図1-3-3のとおりです。

図1-3-3 光化学オキシダント昼間値（5～20時）が0.06ppmを超えた時間数の割合の経年変化



オ 非メタン炭化水素

県下で一般局18局、自排局3局で測定を実施しました。大気中炭化水素濃度の指針では、光化学オキシダント濃度0.06ppmに対応する非メタン炭化水素濃度は、0.20～0.31ppmC（6時～9時の3時間平均値）の範囲となっており、一般局4局を除き指針値に適合しませんでした。

（資料5 12参照）

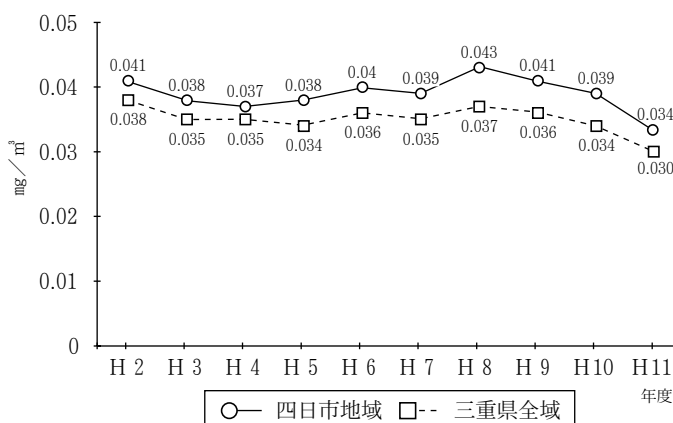
カ 浮遊粒子状物質

県下で一般局27局、自排局6局で測定を実施しました。自排局1局で日平均値が基準値を超えた日が2日以上連続したことや、日平均値の2%除外値が基準値を超えたことから、環境基準を達成しませんでした。

（資料5 13参照）

なお、年平均値の経年変化は図1-3-4のとおりです。

図1-3-4 浮遊粒子状物質(年平均値)の経年変化



キ 有害大気汚染物質

平成9年4月から施行された改正大気汚染防止法に基づき本県では環境庁が示す22の優先取組物質（有害性の程度や我が国の大気環境の状況等に鑑み健康リスクがある程度高いと考えられる有害大気汚染物質）のうち、測定方法が示されている18物質の大気中濃度を調査しました。

（資料5 14, 15, 17, 18参照）

(ア) 調査地点

調査地点は、一般環境として6地点、道路沿道として1地点及び発生源周辺として1地点を選定し、調査を実施しました。

(イ) 調査方法

揮発性有機化合物、アルデヒド類、金属類及びその化合物は、平成11年4月から毎月1回、連続24時間の試料採取を行い、分析しました。

(ウ) 調査結果の概要

平成11年度の結果は、おおむね環境基準を達成していましたが、ベンゼンについては、1地点で環境基準を超過していました。

ク ダイオキシン類

平成9年4月に施行された改正大気汚染防止法に基づく環境庁が示す22の優先取組物質の一つとして、また、平成12年1月から施行されたダイオキシン類対策特別措置法（平成11年7月公布）に基づき、本県ではダイオキシン類の大気中濃度を調査しました。

なお、ダイオキシン類対策特別措置法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令において、大気汚染防止法施行令の一部改正が行われており、

第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

【第3節 大気環境の保全】

平成13年1月15日から指定物質からダイオキシン類が削除されます。

(ア) 調査地点

調査地点は、一般環境として12地点、一般環境追跡調査として3地点及び発生源周辺3地区各4地点（計12地点）を選定し、調査を実施しました。

(イ) 調査方法

一般環境及び一般環境追跡調査は四季に、発生源周辺調査は夏季及び冬季に、連続24時間の試料採取を行い、分析しました。

(ウ) 調査結果の概要

平成11年度の結果は、すべて環境基準を達成していました。

ケ 外因性内分泌攪乱化学物質（いわゆる環境ホルモン）

本県では環境ホルモンの中で大気への排出が主要と考えられている物質及び大気への排出が認められる物質のうち測定が可能な物質の大気中の濃度を調査しました。

（資料5 16参照）

(ア) 調査地点

調査地点は、一般環境として13地点を選定し、調査を実施しました。

(イ) 調査方法

平成11年12月、連続24時間の試料採取を行い、フタル酸ジエステル類については、ガスクロマトグラフ質量分析法（GC/H S法）により分析しました。

(ウ) 調査結果の概要

調査の結果は、平成10年度の環境ホルモンに係る全国一斉調査の結果と比較して、特に高いものではありませんでした。

環境ホルモンについては、作用メカニズム等未解明な部分が多いことから、現在のところ大気環境の調査結果を評価する基準は示されていません。

（資料5 19参照）

2 大気環境保全総合対策の推進

大気汚染物質のうち二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質について、大気拡散シミュレーションによる環境濃度再現モデルを用いた将来予測に

より大気環境の将来像を示しました。将来予測結果（平成22年度）の概要は次の通りです。

ア 二酸化硫黄は、引き続き環境基準及び県の環境保全目標を達成・維持すると推定されました。

イ 二酸化窒素は、排ガス規制の強化等対策の推進により改善が進み、県の環境保全目標を達成すると推定されました。

ウ 浮遊粒子状物質については、排ガス規制の強化等対策の推進により改善が進み、県北部の幹線道路沿道等一部の地域で環境基準を達成できないおそれがあるものの概ね達成するものと推定されました。

大気拡散シミュレーションとは

工場や自動車等からの大気汚染物質排出状況と風向・風速などの気象条件を用い、計算によって環境濃度を推定することを言います。

3 工場・事業場対策の推進

(1) 工場・事業場に対する規制・指導

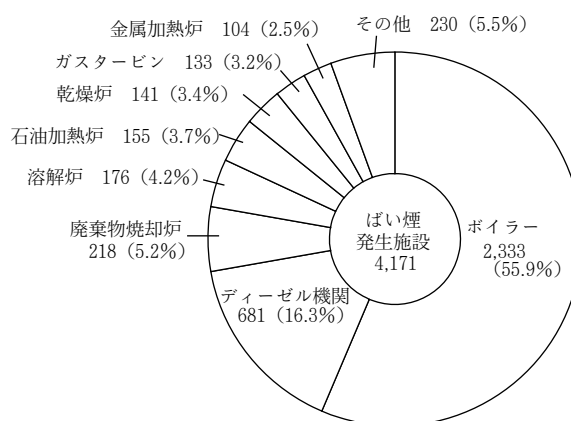
ア 大気汚染防止法による規制

大気汚染防止法では、一定規模以上のボイラー、廃棄物焼却炉等、現在32種類のばい煙発生施設を規制対象としています。

平成12年3月31日現在の県下におけるばい煙発生施設は、1,760工場・事業場、4,171施設、一般粉じん発生施設は135工場・事業場、1,209施設、特定粉じん発生施設は5工場、34施設（以上四日市市管轄分を含む）です。

図1-3-5 ばい煙発生施設の種類別内訳

（平成12年3月31日現在）



第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

【第3節 大気環境の保全】

図1-3-6 一般粉じん発生施設の種類別内訳
(平成12年3月31日現在)

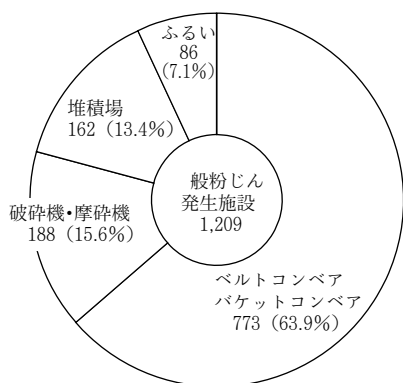
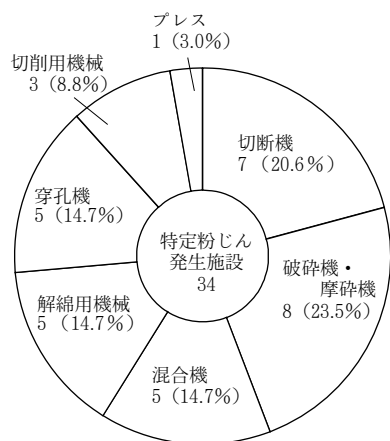


図1-3-7 特定粉じん発生施設の種類別内訳
(平成12年3月31日現在)



また、平成8年5月に改正された大気汚染防止法では、吹付け石綿を特定建築材料として指定し、それらを使用する建築物の解体等の作業について作業基準が設定され、工事を施工する者に事前に特定粉じん排出等作業の届出が課せられています。

平成11年度中届出数は、解体作業が4、改造・補修作業が10でした。

(ア) 硫酸酸化物の規制

硫酸酸化物については、施設毎の排出口の高さに応じた着地濃度規制（K値規制）が実施されており、順次改訂されてきました。

なお、四日市地域については、47年から県公害防止条例により総排出量規制を実施してきましたが、昭和51年から大気汚染防止法による総量規制に移行しました。

平成12年3月31日現在の総量規制基準適用対

象は54工場・事業場、燃料使用基準適用対象は233工場・事業場（以上、四日市市管轄分を含む）でした。（資料5 20参照）

(イ) ばいじんの規制

ばいじんについては、ばい煙発生施設の種類及び規模毎に濃度規制が実施されていますが、平成10年4月、大気汚染防止法施行規則等の一部改正する総理府令が公布され、廃棄物焼却炉に係る排出基準が改定されました。（資料5 25参照）

(ウ) 窒素酸化物の規制

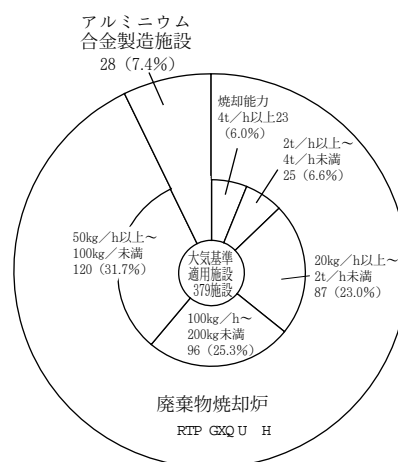
昭和48年の第1次規制以降段階的に排出基準の強化・拡大が行われ、窒素酸化物を排出するほとんどのばい煙発生施設について窒素酸化物の排出基準が設定され、規制対象となっています。

イ ダイオキシン類対策特別措置法による規制

ダイオキシン類対策特別措置法では、大気基準適用施設として5種類の特定施設、水質基準適用施設として7種類の特定施設を規制対象としています。

平成12年3月31日現在の県下における大気基準適用施設は284事業所379施設、水質基準適用施設は37事業場63施設です。

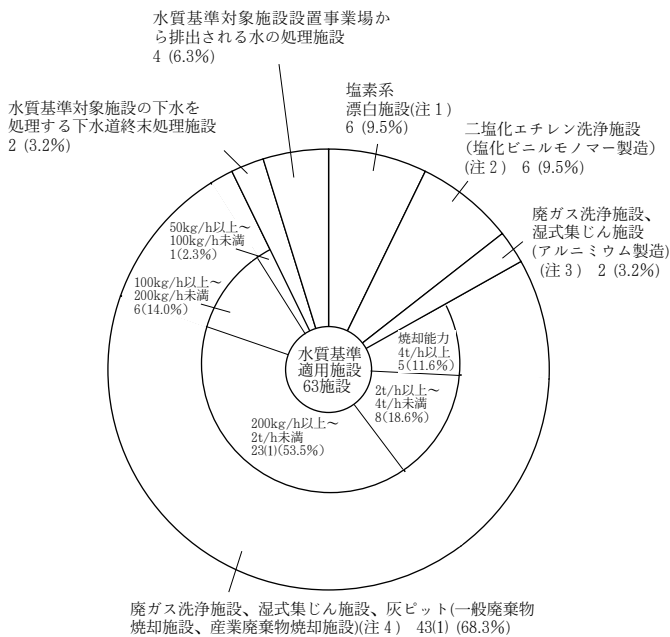
図1-3-8 大気基準適用施設の種類別内訳



第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

【第3節 大気環境の保全】

図1-3-9 水質基準適用施設の種別内訳
(平成12年3月31日現在)



- (注1) 硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
(注2) 塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
(注3) アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設
(注4) 廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄装置、湿式集じん施設及び灰の貯蓄施設であって、汚水又は廃液を排出するもの(灰の貯留施設については括弧内に数を記入)

ウ 公害防止条例による規制

公害防止条例では、大気汚染防止法の規制対象外の施設及び物質について規制しているほか、一定規模以上の工場等を対象に、窒素酸化物に係る総排出量規制を実施しています。また、四日市地域については大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例で、一部のボイラーのばいじん排出基準について上乗せ条例が施行されています。

平成12年3月31日現在のばい煙に係る指定施設は528工場・事業場、3,447施設、粉じんに係る指定施設は700工場・事業場、4,112施設、炭化水素系物質に係る指定施設は26工場・事業場、522施設(以上、四日市市管轄分を含む)です。

図1-3-10 ばい煙に係る指定施設の種別内訳
(12年3月31日現在)

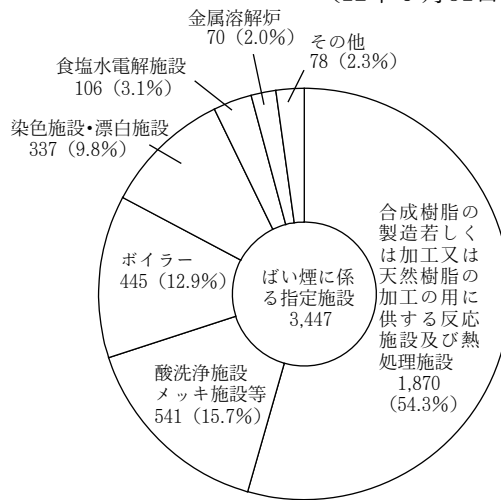


図1-3-11 粉じんに係る指定施設の種別内訳
(12年3月31日現在)

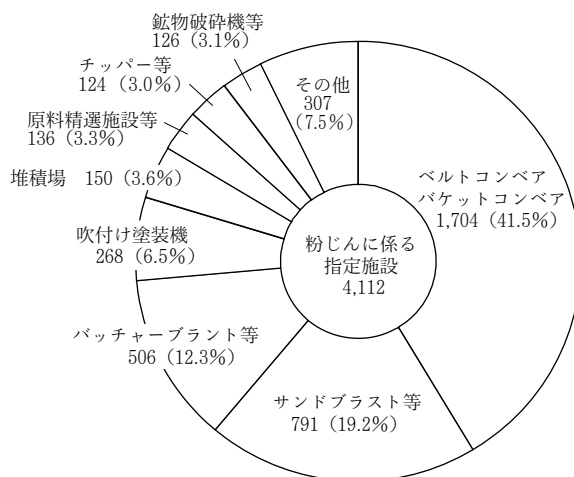
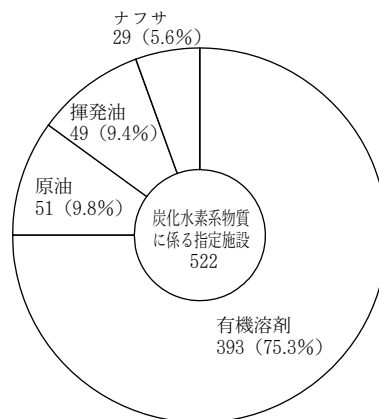


図1-3-12 炭化水素系物質に係る指定施設の種別内訳
(12年3月31日現在)



第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

【第3節 大気環境の保全】

(ア) 窒素酸化物に係る総排出量規制

昭和49年から四日市地域において、窒素酸化物の総排出量規制を実施しており、環境基準の改正・強化等による規制の改定後、平成11年3月31日現在の総排出量規制基準適用対象は、45工場・事業場です。

(イ) 炭化水素系物質の規制

貯蔵タンク等から炭化水素系物質の漏出を防止するため、一定規模以上の貯蔵施設について、構造・使用管理基準を設け、規制を行っています。

エ 緊急時の措置

大気汚染に係る緊急時の措置については、昭和41年にばい煙の排出の規制等に関する法律に基づき「三重県大気汚染緊急時対策実施要綱」を施行し、その後逐時必要な改正を行い対処してきました。

現在、大気汚染防止法に基づく緊急時の措置として、硫黄酸化物、浮遊粒子状物質、二酸化窒素及び光化学オキシダント（第1章 第3節 第1.5 光化学スモッグ対策の推進を参照）について、同要綱により予報等の発令及び発生源への燃料使用量の削減要請等を行っています。

なお、平成11年度は、硫黄酸化物、浮遊粒子状物質及び二酸化窒素については、予報等の発令はありませんでした。

オ 工場・事業場に対する規制に基づく立入検査及び指導

平成11年度にはばいじんの排出基準に不適合であった施設が6件、窒素酸化物の排出基準に不適合であった施設が1件あり改善勧告を行いました。

（資料5 29参照）

4 自動車交通公害対策の推進

(1) 現状

近年、産業経済の発展や都市化の進展を背景として大型車やディーゼル車等の交通量が増加し、都市部や主要幹線道路沿道においては、窒素酸化物等による大気汚染や騒音・振動による自動車交通公害問題が顕在化しています。

県内5か所の自動車排出ガス測定局の平成11年度の二酸化窒素の濃度は、すべての局で環境基準を達成しているものの、県内の一般環境測定局に比べ高い状況となっています。

国においては、大気汚染防止法により自動車燃料の性状に関する許容限度を中央環境審議会に諮問しており、「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」の第3次答申が平成10年12月に行われ、ディーゼル車から排出される一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質の許容限度目標値が示されました。

（資料5 30, 31, 32参照）

(2) 自動車交通公害対策の総合的推進

自動車の排出ガス、騒音、振動等の自動車交通公害の対策を総合的に推進するため、「三重県自動車交通公害対策推進協議会」において、関係機関と連携を図りながら自動車交通公害対策を推進しました。

表1-3-1 平成11年度に実施された自動車交通公害対策

| | |
|-----------|--|
| 自動車単体対策 | 最新規制適合車への代替促進、電気自動車購入助成、自動車排出ガス検査の実施、整備不良車の排除 |
| 物流対策 | モーダルシフトの推進、製品等の合理的輸送方法の推進 |
| 人流対策 | バス、鉄道輸送における利便性の向上、バス交通の活性化の推進 |
| 交通流円滑化対策 | 交通情報提供システム（AMIS）の運用開始、交通管制システムの拡充整備、駐車場の整備、過積載車両の指導・取締り、交通規制の実施・見直し、違反駐車防止活動 |
| 道路構造の改善 | 交差点の改良、道路の拡幅、道路の維持管理、遮音壁の設置、自転車・歩行者道等の整備、植樹帯の整備 |
| 道路網の体系的整備 | 近畿自動車道の整備、バイパス道路の整備、道路ネットワーク機能の強化 |
| 沿道環境の整備 | 沿道の植栽などのハートフルロード事業、緑地公園の修景施設工事 |
| 普及啓発 | バス利用促進キャンペーン、バスの日、交通安全の確保及び秩序の確立、輸送の安全確保、踏切道の交通安全、低公害車の普及促進、ディーゼル黒煙クリーンキャンペーン、自動車点検整備推進運動、不正改造車排除運動、アイドリング・ストップ運動、交通教育、交通安全対策事業、道路を守る月間運動、事業広報誌の発行、夏休み子供環境教室の開催、自動車通勤の自粛 |
| その他 | 自動車排出ガス測定局の整備、大気汚染監視・調査、自動車交通騒音実態調査 |

第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

【第3節 大気環境の保全】

(3) 低公害車の普及促進

自動車単体対策の一つである低公害車の一層の普及促進を図るため、三重県自動車交通公害対策推進協議会の幹事会に関係36機関で構成する「低公害車普及促進部会」を設置し、低公害車に関する情報交換を行っています。

県としても、電気自動車2台、ハイブリッド自動車5台を導入し、日常業務に使用しています。

(資料5 33参照)

5 光化学スモッグ対策の推進

(1) 光化学オキシダント濃度の測定

県下23の測定局でオキシダント濃度を測定しています。

(2) 光化学スモッグ緊急時の措置

県下14地域、32関係市町村を発令地域とし、緊急時の措置を要請する対象地域としています。ただし、状況により近隣の市町村に拡大することがあります。測定されたオキシダント濃度が発令基準に達した場合、その発令地域ごとに緊急時の措置の区分（予報、注意報、警報、重大警報の4種類）に応じ、協力工場等への措置を要請します。

(資料5 34, 35参照)

大気汚染防止法で、人の健康又は生活環境に係る被害が生じるおそれがある場合には、都道府県知事はその事態を一般に周知したり、ばい煙を排出する工場・事業者や自動車の運転者に対し協力を求めることができるとされています。

なお、平成11年度の光化学スモッグの予報等緊急時の発令状況は、5月13日から9月10日までに6日間予報を発令し、そのうち1日間は注意報を発令しました。ただし、光化学スモッグによる被害の発生はありませんでした。

(資料5 11参照)

(3) 北勢地域光化学大気汚染予測システム

光化学スモッグ注意報発令時において緊急時の措置が速やかに実施されるよう、注意報発令に先立ち、当日早朝に各種汚染物質濃度や気象データから計算した予測情報を各関係機関に提供しています。

ア 対象地域

桑名地域、大安地域、四日市地域及び鈴鹿地域の4地域としています。

イ 予測情報の内容

4地域別に、「高濃度となりやすいでしょう。」「高濃度とならないでしょう。」の2段階で予測します。「高濃度」とはオキシダントの日最高濃度が0.12ppm以上となる場合をいいます。

ウ 予測情報の提供先

次の関係機関に提供しています。

(ア) 対象地域内市町環境担当課

(イ) 対象地域内緊急時協力工場

エ 表1-3-2のとおり、地域ごとに予測情報の提供を行いました。

表1-3-2 予測結果の的中率等（平成11年度）

| 地域名 | 梅雨明け前後の区分 | 予測日数 | 高濃度出現日数 | 高濃度となりやすいでしょう | | 高濃度とならないでしょう | | 予測結果的中率(%) |
|-----|-----------|------|---------|---------------|------|--------------|------|------------|
| | | | | 予測日数 | 的中日数 | 予測日数 | 的中日数 | |
| 桑名 | 前 | 31 | 4 | 14 | 1 | 17 | 17 | 58.1 |
| | 後 | 13 | 0 | 5 | 0 | 8 | 7 | 53.8 |
| 大安 | 前 | 31 | 7 | 21 | 2 | 10 | 10 | 38.7 |
| | 後 | 13 | 0 | 0 | 0 | 13 | 11 | 84.6 |
| 四日市 | 前 | 31 | 2 | 25 | 2 | 6 | 6 | 25.8 |
| | 後 | 13 | 9 | 7 | 0 | 6 | 6 | 46.2 |
| 鈴鹿 | 前 | 31 | 0 | 6 | 0 | 25 | 25 | 80.6 |
| | 後 | 13 | 0 | 4 | 0 | 9 | 8 | 61.5 |

(注) 四日市地域については、測定局が7局あるため、2局で高濃度となった日を高濃度出現日としました。

6 有害大気汚染物質対策の推進

有害大気汚染物質は、発がん性等の人の健康に有害な影響を及ぼすおそれのある物質といわれており、健康影響の未然防止の観点に立って、適正管理や排出抑制に取り組む必要があります。平成8年に大気汚染防止法が改正され、地方公共団体の施策として大気汚染状況の把握のための調査の実施、事業者の排出抑制の責務等が規定されました。平成9年には、有害大気汚染物質のうち健康リスクが高いと評価される物質であるベンゼン、

第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

【第3節 大気環境の保全】

トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンの大気環境基準が設定されました。

さらに、大気汚染防止法施行令の一部改正により、ダイオキシン類が指定物質に追加されるとともに、一定規模以上の製鋼用電気炉及び廃棄物焼却炉等が指定物質排出施設に指定され、指定物質抑制基準が定められました。

しかし、ダイオキシン類対策特別措置法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令において、大気汚染防止法施行令の一部改正が行われており、平成13年1月から指定物質からダイオキシンが削除されます。(資料5 36, 37参照)

平成11年度には、有害大気汚染物質の中でも健康リスクが比較的高く、優先的に取組を進める必要があるとされている22の物質のうち、測定方法が示されている18物質(ダイオキシン類を除く)の大気中濃度を調査しました。(調査結果は「第1章 第3節 第1 1 (2) キ」に記載)

さらに、ダイオキシン対策については、平成9年度に設置した庁内関係各部署で構成するダイオキシン対策会議においても、排出量削減と実態把握を柱とするダイオキシン総合対策を策定しました。

表1-3-3 優先取組物質

(○印は、平成11年度環境調査物質)

| | | |
|---------------|-----------------|---------------|
| ○アクリロニトリル | ○水銀及びその化合物 | ○1, 3-ブタジエン |
| ○アセトアルデヒド | タルク | ○ベリリウム及びその化合物 |
| ○塩化ビニルモノマー | (アスベスト様繊維を含むもの) | ○ベンゼン |
| ○クロロホルム | ○ダイオキシン類 | ○ベンゾ(a)ピレン |
| クロロメチルメチルエーテル | ○テトラクロロエチレン | ○ホルムアルデヒド |
| 酸化エチレン | ○トリクロロエチレン | ○マンガン及びその化合物 |
| ○1, 2-ジクロロエタン | ○ニッケル化合物 | ○六価クロム化合物 |
| ○ジクロロメタン | ○ヒ素及びその化合物 | |

7 ダイオキシン類対策の推進

有害大気汚染物質のうち、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ダイオキシン類の4物質が指定物質に指定されていたが、ダイオキシン類対策特別措置法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令において、大気汚染防止法施行令の一部改正が行われ、平成13年1月15日から指定物質からダイオキシン類が削除されることになりました。

平成11年7月にダイオキシン類対策特別措置法(平成12年1月施行)が公布され、ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等をするため、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準を定めるとともに、必要な規制、汚染土壌に係る措置等を定められました。また、製鋼の用に供する電気炉、廃棄物焼却炉など、5種類が大気基準適用施設、下水道終末処理施設など、7種類が水質基準適用施設に指定され、排出基準が定められました。

8 地球温暖化対策の推進

(1) 地球温暖化問題の経緯

地球温暖化とは、人間の社会経済活動に伴い、大気中の二酸化炭素などの「温室効果ガス」が増加し、地球の平均気温が上昇することを言います。最新の研究成果によると、温室効果ガスの排出がこのまま続くと21世紀末には平均気温は2℃上昇、海面水位が約50cm上昇すると予測されています。

地球温暖化を防止するため、国際的な取り組みが進められており、1988(昭和63)年に政府間の公式の場として「気候変動に関する政府間パネル」(IPCC)が設置されました。さらに1992(平成4)年5月に地球温暖化防止の枠組みとなる条約「気候変動に関する国際連合枠組条約」が採択されました。

同条約の締約国会議は、現在までに5回開催されており、特に1997(平成9)年に京都で開催された第3回締約国会議(地球温暖化防止京都会議COP3)では、先進国の温室効果ガスの削減目標を取り決めた京都議定書が採択されました。この

第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

【第3節 大気環境の保全】

議定書で、我が国は温室効果ガスの排出量を2008年から2012年の期間に1990年レベルより6%削減することになりました。

(2) 国における取り組み

我が国の温室効果ガスの排出量は1990年以降増加基調にあり、1996年の排出量は1990年に比べ12.1%の増加となっています。

我が国の温室効果ガス排出状況

| | 1990年 (10 ⁶ t-C) | 1996年 (10 ⁶ t-C) | 伸び率% |
|--------|--------------------------------|--------------------------------|------|
| 二酸化炭素 | 306.7 | 336.8 | 9.8 |
| メタン | 8.9 | 8.5* | -4.5 |
| 一酸化二窒素 | 5.2 | 5.3* | 1.9 |
| 代替フロン類 | 16.7 | 27.7 | 65.9 |
| 合計 | 337.5 | 378.3 | 12.1 |

※は1995年の排出量

京都議定書の履行を確保するため1998（平成10）年6月に今後の検討課題を整理した「地球温暖化対策推進大綱」を策定しました。さらに、温室効果ガスの排出抑制にはあらゆる主体が参加した幅広い取組が不可欠であることから、国民、事業者、国及び地方公共団体のそれぞれの責務を明らかにした「地球温暖化対策の推進に関する法律」を1998年10月に公布し、1999年4月から施行しました。本法律のポイントは次のとおりです。

地球温暖化対策の推進に関する 法律の5つのポイント

- ①専ら地球温暖化防止を目的とするわが国初めての法制度であり、国民、事業者、国、地方公共団体の全ての主体の役割を明確化する。
- ②6種類の温室効果ガスの全てを対象にした取組を推進する。
- ③国、地方公共団体はもちろん、相当量を排出する事業者についても計画づくりやその実施状況の公表を促す。これにより計画的な取組を広く普及する。
- ④地方においても、全国共通的な取組だけでなく、実状に応じたきめ細かな対策を推進することとし、地方公共団体に対しても地球的問題に関して責任の範囲内で可能な役割を発揮できるよう求める。
- ⑤国民が行う地球温暖化防止のための行動を促進し、かつ効果を上げるための仕組みを設ける。
 - ・地球温暖化防止活動推進センター
 - ・地球温暖化防止活動推進員

(3) 県における取り組み

地球温暖化をはじめとした地球環境問題の解決には、県民、事業者、行政が連携しつつ、各々の責務に応じて環境に配慮した取組を推進していく必要があります。本県では、県自らが事業者・消費者として率先して実行するため「三重県地球温暖化対策実行計画」を策定し、エネルギー使用量、廃棄物排出量等の削減を進めます。

平成11年度には、太陽光発電などの自然エネルギーの普及促進、廃棄物の減量化・リサイクル及びRDF化の推進、緑化の推進等の排出抑制等に

第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

【第3節 大気環境の保全】

係る施策を推めました。さらに、地球温暖化問題についての三重県の現状と、県民、事業者、行政各主体の具体的な温暖化対策を示した「三重県地球温暖化対策地域推進計画」を策定しました。

三重県地球温暖化対策地域推進計画概要

【対象物質】

京都議定書に定められた次の6種類のガスとする。

二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄

【計画の目標】

温室効果ガスの排出量を2010年までに1990年比6%削減する。

【温室効果ガスの現況排出量】

1990年から1996年にかけて1.13倍増加

温室効果ガス排出量 単位：千t-C

| | 1990 | 1996 | 伸び率 |
|---------|-------|-------|------|
| 二酸化炭素 | 6,525 | 7,407 | 1.14 |
| メタン | 159 | 143 | 0.90 |
| 一酸化二窒素 | 118 | 131 | 1.11 |
| 代替フロン類累 | 157 | 174 | 1.11 |
| 計 | 6,960 | 7,854 | 1.13 |

【目標削減量】

1996年に比べ1,324千t-C削減する必要があります。

温室効果ガス別削減量 単位：千t-C

| | 1996 | 2010 | 削減量 |
|---------|-------|-------|--------|
| 二酸化炭素 | 7,407 | 6,049 | -1,358 |
| メタン | 143 | 92 | -51 |
| 一酸化二窒素 | 131 | 110 | -21 |
| 代替フロン類累 | 174 | 278 | +104 |
| 計 | 7,854 | 6,530 | -1,324 |

排出量の90%以上を占める二酸化炭素の部門別の削減量は次のとおりです。

部門別の二酸化炭素削減量

単位：千t-C

| | 1996 | 2010 | 削減量 |
|-----------|-------|-------|--------|
| エネルギー転換部門 | 128 | 123 | -5 |
| 産業部門 | 4,471 | 3,805 | -666 |
| 運輸部門 | 1,263 | 981 | -282 |
| 民生部門 | | | |
| 家庭系 | 666 | 484 | -182 |
| 業務系 | 439 | 249 | -190 |
| 工業プロセス | 335 | 342 | +7 |
| 廃棄物 | 105 | 94 | -11 |
| 吸収源 | - | -28 | -28 |
| 計 | 7,407 | 6,049 | -1,358 |

【各主体別施策の展開】

○県民の組織

- ・地球温暖化についての問題意識の醸成に努め、理解や関心を持つように努める。
- ・日常生活における省資源・省エネルギー行動の実践に努める
- ・温暖化防止活動へ積極的に参加する
- ・行政の実施する地球温暖化対策に協力する

○事業者の取組

- ・温室効果ガスの排出の少ない製品の開発を進める
- ・事業活動における省資源・省エネルギーの実践と従業員の環境教育を行う
- ・地球温暖化への取組に関する計画、実施状況を積極的に公表する
- ・行政の実施する地球温暖化対策に協力する。

○行政の取組

- ・一事業者・一消費者として地球温暖化防止に向け率先して実行する
- ・県民、事業者等の地球温暖化防止活動への支援を行う
- ・県と市町村、あるいは県境を越えた広域な連携の強化を図る
- ・本計画の具体化に向けて組織・活動体制の整備を行う
- ・本計画の実施状況を把握するため、進行管理システムの構築を行う

9 フロン対策の推進

(1) オゾン層の破壊

オゾン層の破壊は、冷蔵庫やエアコンの冷媒、断熱材の発泡剤、プリント基板の洗浄剤などとして広く使用されてきたフロン(クロロフルオロカーボン等)が成層圏に達してから分解し、生じた塩素原子がオゾン分子を破壊するものです。オゾン層は、太陽から降り注ぐ有害な紫外線を吸収しており、その破壊により、ガン発生率の増加など人体への影響の他、植物の成長抑制や水生生物への悪影響等、生態系全体への影響が懸念されています。

このため、国際的には、オゾン層の保護を目的としたウィーン条約が締結され、これに基づくモントリオール議定書により、フロンの生産・使用の段階的削減が進められており、1995(平成7)年末には先進国における特定フロンの生産及び輸出入が全廃されました。

わが国においてもオゾン層保護法が制定され、フロンの排出抑制、回収・破壊処理の取り組みが進められています。

(2) フロン回収・処理の促進

ア 「三重県フロン回収・処理推進協議会」の設立
本県では、フロン回収・処理の推進団体として「三重県フロン回収・処理推進協議会」を平成9年3月に設立し、回収したフロンの一時保管や破壊処理施設への一括輸送を行う中継基地として「三重県フロン保管センター」を指定しました。

イ 普及・啓発

フロンの回収・処理をさらに促進するための普及・啓発を行いました。

ウ フロン回収への支援

粗大ゴミとして廃棄される家電製品(冷蔵庫、ルームエアコン)からのフロン回収・処理については、市町村の自主的な取組によって進められています。県では市町村が行うフロン回収装置の整備に対する補助制度を平成8年度に創設し、また、平成9年度からは、回収フロンの破壊処理費用(運送費を含む)に対する助成制度を創設し、平成11年度は2,966kgのフロン破壊に助成しました。

平成11年度末現在のフロン回収実施自治体は

30自治体(59市町村に相当)であり、これらの自治体が回収したフロンの量は約3.4トン、破壊処理量は約3.0トンでした。

第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

【第3節 大気環境の保全】

第2 騒音・振動の防止

1 騒音・振動の現況

騒音に係る環境基準は、環境基本法第16条に基づき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで、維持されることが望ましい基準として設定されています。

騒音に係る環境基準

(平成11年3月26日、三重県告示第1046号)

(1) 道路に面する地域以外の地域（一般地域）

(デジベル以下)

| 地域の類型 | 基準値 | |
|-------|-----|----|
| | 昼間 | 夜間 |
| A | 55 | 45 |
| B | | |
| C | 60 | 50 |

昼間：午前6時から午後10時まで

夜間：午後10時から翌日午前6時まで

(2) 道路に面する地域

(デジベル以下)

| 地域の区分 | | 基準値 | |
|-------|-------|-----|----|
| | | 昼間 | 夜間 |
| A | 2車線以上 | 60 | 55 |
| B | 2車線以上 | | |
| C | 1車線以上 | 65 | 60 |

(3) 幹線交通を担う道路に近接する空間

(デジベル以下)

| 基準値 | |
|-----|----|
| 昼間 | 夜間 |
| 70 | 65 |

※本環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。

備考1 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれているときは、室内へ透過する騒音に係る基準（昼間：45デシベル、夜間：40デシベル）によることができる。

備考2 幹線交通を担う道路

(1) 道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。）

(2) (1)の道路を除くほか、一般自動車道であって自動車専用道路

備考3 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、車線数の区分に応じて道路端からの距離によることとする。

(1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路15m

(2) 2車線を越える斜線を有する幹線交通を担う道路20m

【該当地域】

A：津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、上野市、鈴鹿市、名張市、亀山市、鳥羽市、久居市、多度町、長島町、木曾岬町、員弁町、東員町、菰野町、楠町、朝日町、川越町、

関町、河芸町、芸濃町、香良洲町及び御園村の区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域

尾鷲市及び熊野市の区域のうち、騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により定められた第2種区域
B：津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、上野市、鈴鹿市、名張市、亀山市、鳥羽市、久居市、多度町、長島町、木曾岬町、員弁町、東員町、菰野町、楠町、朝日町、川越町、関町、河芸町、芸濃町、香良洲町及び御園村の区域のうち、都市計画法第8条の規定により定められた第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域

C：津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、上野市、鈴鹿市、名張市、亀山市、鳥羽市、久居市、多度町、長島町、木曾岬町、員弁町、東員町、菰野町、楠町、朝日町、川越町、関町、河芸町、芸濃町、香良洲町及び御園村の区域のうち、都市計画法第8条の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

尾鷲市及び熊野市の区域のうち、騒音規制法第3条第1項の規定により定められた第3種区域及び第4種区域

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度（要請限度）

(昭和46年6月23日総理府・厚生省令第3号)

| 地域の区分 | 時間の区分 | | |
|--------------------------------------|--------|--------|--------|
| | 昼間 | 朝・夕 | 夜間 |
| 第1種区域のうち1車線を有する道路に面する区域 | 55デシベル | 50デシベル | 45デシベル |
| 第2種区域のうち1車線を有する道路に面する区域 | 60デシベル | 55デシベル | 50デシベル |
| 第1種区域及び第2種区域のうち2車線を有する道路に面する区域 | 70デシベル | 65デシベル | 55デシベル |
| 第1種区域及び第2種区域のうち2車線を越える車線を有する道路に面する区域 | 75デシベル | 70デシベル | 60デシベル |
| 第3種区域及び第4種区域のうち1車線を有する道路に面する区域 | 70デシベル | 65デシベル | 60デシベル |
| 第3種区域及び第4種区域のうち2車線を有する道路に面する区域 | 75デシベル | 70デシベル | 65デシベル |
| 第3種区域及び第4種区域のうち2車線を越える車線を有する道路に面する区域 | 80デシベル | 75デシベル | 65デシベル |

(注) 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域は、騒音規制法に定める指定地域の区域の区分です。

振動規制法第16条第1項の規定に基づく指定地域内における道路交通振動の限度（要請限度）

(振動規制法施行規則別表第2号)

| 区域の区分 | 時間の区分 | |
|-------|--------------|--------------|
| | 昼間 8時～19時 | 夜間 19時～8時 |
| 第1種区域 | 65デシベル | 60デシベル |
| 第2種区域 | 70デシベル | 65デシベル |

(注) 第1種区域及び第2種区域は、振動規制法に定める指定地域の区域の区分です。

第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

【第3節 大気環境の保全】

工場・事業場に係る騒音苦情は、その発生源が住工混在地域に立地する中小規模の工場等であることが多く、その防止対策が困難となっている場合もあります。また、法・条例対象外施設によるものが多くあります。

建設作業による騒音苦情は法・条例による未規制建設作業が大部分で平成11年度23件と平成10年度20件に比べ増加しています。

家庭生活による騒音苦情は、ピアノ、クーラーあるいは飼犬の鳴き声などが原因であり、生活様式の多様化や都市化の進展のなかで快適な住環境を求める声が強くなってきており、今後増加することが予想されます。

図1-3-13 騒音苦情の発生源別の申立状況

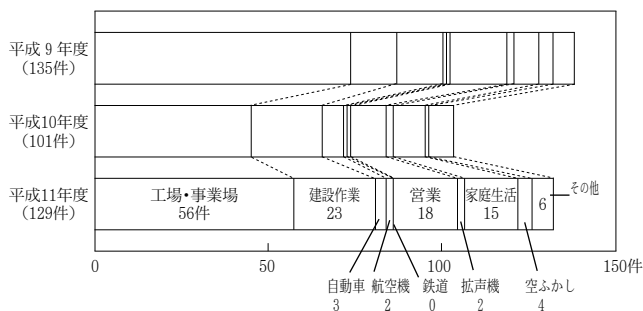
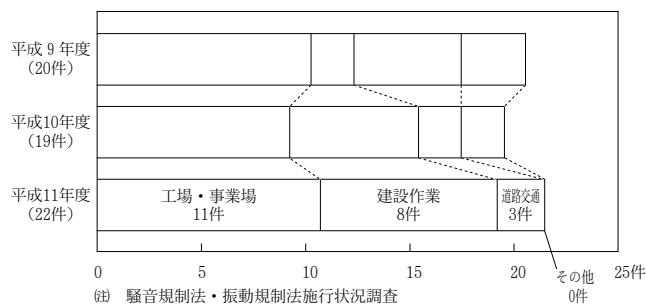


図1-3-14 振動苦情の発生源別の申立状況



2 工場・事業場対策の推進

(1) 騒音規制法及び振動規制法による規制

騒音規制法及び振動規制法では、生活環境を保全すべき地域を指定し、この指定地域内において、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音・振動について規制を行っています。

表1-3-4 騒音規制法に基づく特定工場等の状況

(平成12年3月31日現在)

| 施設の種類 | 工場等実数 | 特定施設数 |
|---------------|------------------|--------------------|
| 1 金属加工機械 | 319 | 2,286 |
| 2 空気圧縮機等 | 593 | 5,333 |
| 3 土石用破壊機等 | 13 | 164 |
| 4 織機 | 42 | 1,650 |
| 5 建設用資材製造機械 | 7 | 37 |
| 6 穀物用製粉機 | 2 | 54 |
| 7 木材加工機械 | 222 | 588 |
| 8 抄紙機 | 1 | 2 |
| 9 印刷機械 | 131 | 458 |
| 10 合成樹脂用射出成形機 | 17 | 622 |
| 11 鋳造型機 | 2 | 279 |
| 計 | (1,371) 1,349 | (12,713) 11,473 |

(注) () は平成10年度

表1-3-5 振動規制法に基づく特定工場等の状況

(平成12年3月31日現在)

| 施設の種類 | 工場等実数 | 特定施設数 |
|------------------|--------------|------------------|
| 1 金属加工機械 | 214 | 2,834 |
| 2 圧縮機 | 314 | 1,573 |
| 3 土石用破壊機等 | 16 | 142 |
| 4 織機 | 27 | 1,082 |
| 5 コンクリートブロックマシン等 | 6 | 37 |
| 6 木材加工機械 | 50 | 70 |
| 7 印刷機械 | 52 | 182 |
| 8 ゴム・合成樹脂練用リール機 | 1 | 146 |
| 9 合成樹脂用射出成形機 | 16 | 710 |
| 10 鋳造型機 | 5 | 265 |
| 計 | (715) 701 | (7,371) 7,041 |

(注) () は平成10年度

表1-3-6 騒音規制法に基づく特定建設作業の状況

(平成11年度)

| 作業の種類 | 届出件数 |
|-----------------------|--------------|
| 1 くい打機等を使用する作業 | 63 |
| 2 びょう打機等を使用する作業 | 1 |
| 3 さく岩機を使用する作業 | 131 |
| 4 空気圧縮機を使用する作業 | 44 |
| 5 コンクリートプラント等を設けて行う作業 | 9 |
| 6 バックホウを使用する作業 | 136 |
| 7 トラクターショベルを使用する作業 | 5 |
| 8 ブルドーザーを使用する作業 | 43 |
| 計 | (402) 432 |

(注) () は平成10年度

第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

【第3節 大気環境の保全】

表1-3-7 振動規制法に基づく特定建設作業の状況

(平成11年度)

| 作業の種類 | 届出件数 |
|----------------------|--------------|
| 1 くい打機等を使用する作業 | 81 |
| 2 鋼球を使用して工作物等を破壊する作業 | 2 |
| 3 舗装版破壊機を使用する作業 | 6 |
| 4 ブレーカーを使用する作業 | 130 |
| 計 | (175) 219 |

註()は平成10年度

(2) 公害防止条例による規制

公害防止条例では、法で規制していない施設及び規制地域の拡大(県下ほぼ全域)を行い、工場・事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音・振動について規制を行っています。

また、これらの他、深夜営業騒音、作業騒音及び拡声機の使用に伴う騒音について規制を行っています。

表1-3-8 県公害防止条例に基づく工場等(騒音関係の状況)

(平成12年3月31日現在)

| 施設の種類の | 工場等数 | 指定施設数 |
|------------------|------------------|--------------------|
| 1~10 金属加工機械 | 276 | 2,206 |
| 11 鋳造型機 | 7 | 84 |
| 12 高速切断機 | 216 | 403 |
| 13, 14 空気圧縮機等 | 659 | 4,221 |
| 15 ガス圧縮機 | 282 | 958 |
| 16 真空ポンプ | 14 | 242 |
| 17 冷房機及び冷却塔 | 1,130 | 5,145 |
| 18~21 土石用破壊機等 | 83 | 672 |
| 22 織機 | 17 | 698 |
| 23, 24 建設用資材製造機械 | 66 | 185 |
| 25 穀物用製粉機 | 1 | 4 |
| 26~31 木材加工機械 | 744 | 1,648 |
| 32 抄紙機 | | — |
| 33 印刷機械 | 31 | 93 |
| 34 合成樹脂用射出形成機 | 44 | 794 |
| 35 コールドマシン | 2 | 9 |
| 計 | (3,649) 3,572 | (18,488) 17,362 |

註()は平成10年度

表中■は条例による横だし施設

表1-3-9 県公害防止条例に基づく工場等(振動関係の状況)

(平成12年3月31日現在)

| 施設の種類の | 工場等数 | 指定施設数 |
|-------------------|--------------|------------------|
| 1~5 金属加工機械 | 216 | 2,384 |
| 6 ベンディングマシン | 9 | 64 |
| 7 ディーゼルエンジン | 37 | 80 |
| 8 振動コンベアー | 21 | 57 |
| 9 圧縮機 | 310 | 1,361 |
| 10 土石用破壊機等 | 82 | 783 |
| 11 織機 | — | — |
| 12 製網機 | — | — |
| 13 コンクリートブロックマシン等 | 22 | 72 |
| 14, 15 木材加工機械 | 173 | 564 |
| 16 穀印刷機械 | 17 | 42 |
| 17 ゴム・合成樹脂用ロール機 | 1 | 21 |
| 18 合成樹脂用射出形成機 | 42 | 850 |
| 19 鋳造型機 | 2 | 126 |
| 20 ダイカストマシン | 2 | 51 |
| 21 シェークアウトマシン | 3 | 15 |
| 22 遠心分離機 | 21 | 47 |
| 計 | (960) 958 | (7,326) 6,517 |

註()は平成10年度

表中■は条例による横だし施設

表1-3-10 県公害防止条例に基づく建設作業の状況

(平成11年度)

| | 作業の種類 | 届出件数 |
|------|-----------------------|------|
| 騒音関係 | 1 くい打機等を使用する作業 | 77 |
| | 2 びょう打機等を使用する作業 | 0 |
| | 3 さく岩機を使用する作業 | 99 |
| | 4 空気圧縮機を使用する作業 | 38 |
| | 5 コンクリートプラント等を設けて行う作業 | 8 |
| | 6 バックホウを使用する作業 | 107 |
| | 7 トラクターショベルを使用する作業 | 5 |
| | 8 ブルドーザーを使用する作業 | 43 |
| | 計 | 377 |
| 振動関係 | 1 くい打機等を使用する作業 | 85 |
| | 2 鋼球を使用して工作物等を破壊する作業 | 0 |
| | 3 舗装版破壊機を使用する作業 | 13 |
| | 4 ブレーカーを使用する作業 | 89 |
| | 計 | 187 |

第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

【第3節 大気環境の保全】

(3) 立入検査及び指導

法・条例に基づく規制対象施設等の届出を審査・指導するとともに、規制対象工場・事業場の立入検査を行い基準遵守の確認や改善指導を行いました。

また、法・条例の指定地域を有する市町村が行う規制事務について指導を行うとともに、工場・事業場の設置者及び建設工事を行う者を対象とした「騒音・振動規制の手引き」及び市町村職員を対象とした「感覚公害ハンドブック」を作成しました。

3 都市生活騒音対策の推進

生活様式の向上に伴い生活の場からクーラーの音、ピアノの音、飼犬の鳴き声等多種多様な生活騒音が発生するようになりました。

近年、快適な生活環境を確保したい要求が高まるにつれて、この生活騒音に対する苦情が増加しています。

生活騒音は、工場騒音とは異なり、個人の私生活に深く係わっており、法令で規制し防止するより、各人が近隣に迷惑をかけないように自覚し、自制することが最も大切なことであるとともに、地域ごとの生活騒音防止のための自主的な活動を通して相互受認を含む近隣居住のルールを作ることが大切です。

表1-3-11 騒音規制法・振動規制法に基づく立入検査等の実施状況（平成11年度）

| | | 騒音関係 | 振動関係 |
|--------|-----|------|------|
| 立入検査件数 | | 37 | 16 |
| 立入検査結果 | 適合 | 21 | 10 |
| | 不適合 | 16 | 6 |
| 行政指導件数 | | 16 | 2 |

表1-3-12 県公害防止条例に基づく立入検査等の実施状況（平成11年度）

| | | 事務委任分 | 県直接分 |
|--------|-----|-------|------|
| 立入検査件数 | | 94 | 66 |
| 立入検査結果 | 適合 | 67 | 61 |
| | 不適合 | 27 | 5 |
| 報告徴収件数 | | 2 | 0 |

表1-3-13 制限行為等に係る勧告等の実施状況（平成11年度）

| | 指導件数 | 勧告件数 |
|---------------|------|------|
| 深夜営業騒音に係るもの | 5 | 0 |
| 作業騒音に係るもの | 9 | 0 |
| 拡声機の使用制限に係るもの | 1 | 0 |

4 環境騒音及び道路交通振動の現状

(1) 環境騒音（一般地域及び道路に面する地域）

騒音に係る環境基準は、中央環境審議会の答申「騒音の評価手法等の在り方について」を受けて、平成11年4月から騒音の評価手法を騒音レベルの中央値（ L_{eq} ）から等価騒音レベル（ L_{50} ）に変更されました。

環境騒音のうち、一般地域（道路に面する地域以外）における騒音の状況は、法に規制地域を有する27市町村の協力を得て、97地点で騒音測定を実施しました。

（資料7 4参照）

環境騒音のうち、道路に面する地域における騒音の状況は、法に規制地域を有する27市町村の協力を得て、39地点で自動車交通騒音測定を実施しました。

（資料7 5参照）

表1-3-14 測定地点における環境基準適合状況（環境騒音（一般地域））

| 地域の類型 | 測定地点数 | 適合地点数 | | |
|-------|-------|-------|------|----------|
| | | 昼間適合 | 夜間適合 | 2時間帯とも適合 |
| A | 27 | 20 | 14 | 13 |
| B | 32 | 24 | 17 | 15 |
| C | 32 | 29 | 27 | 26 |
| 未指定 | 6 | | | |

環境騒音（道路に面する地域）

| 地域の類型 | 測定地点数 | 適合地点数 | | |
|-------|-------|-------|------|----------|
| | | 昼間適合 | 夜間適合 | 2時間帯とも適合 |
| A | 3 | 0 | 0 | 0 |
| B | 20 | 12 | 11 | 10 |
| C | 12 | 9 | 6 | 6 |
| 未指定 | 4 | | | |

第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

【第3節 大気環境の保全】

(2) 道路交通振動

騒音規制法及び振動規制法では、自動車騒音及び道路交通振動の限度（要請限度）を定めており、市町村長は指定地域内における自動車騒音・振動がその限度を越えて道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められる時は、公安委員会及び道路管理者に対して、交通規制や道路構造等の改善要請、意見を述べるができることになっています。なお、平成11年度の法に基づく要請及び意見陳述は0件でした。

道路交通振動の状況は、法に規制地域を有する市町村の協力を得て、28地点で道路交通振動測定を実施しました。（資料7 6参照）

(3) 自動車交通騒音・振動対策の推進

自動車騒音対策を推進するため、平成5年10月「三重県自動車交通公害対策推進協議会」を設置し、自動車交通公害防止対策の基本的方向と具体的な施策を盛り込んだ「自動車交通公害防止のための基本的な事項」を策定し、総合的な施策を推進しています。また、同協議会で策定した「三重県における道路交通騒音対策に係る取組方針」に基づき、早急に改善を進める必要のある路線、地区として国道1号亀山地区を選定し、「亀山地区道路交通騒音対策推進連絡会」を設立し、具体的な道路交通騒音対策の推進について、検討をおこなっています。

第3 悪臭の防止

1 悪臭の現況

平成11年度の悪臭に係る苦情の件数は平成10年度に比べ減少しましたが、依然として工場や家庭生活等に係る野焼き苦情が多くなっています。

図1-3-15 悪臭苦情の発生源別の申立状況

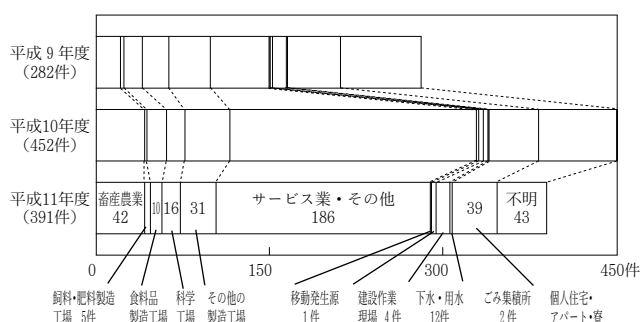


表1-3-15 悪臭苦情処理状況 (平成11年度)

| | 規制地域内 | 規制地域外 |
|--------|-------|-------|
| 苦情処理件数 | 228 | 163 |
| 立入検査数 | 55 | 33 |
| 行政指導件数 | 111 | 47 |

2 工場・事業場対策の推進

(1) 悪臭防止法による規制

悪臭防止法では、住民の生活環境を保全すべき地域を指定し、この指定地域内において、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について規制を行っています。

なお、県内の規制地域の状況は、特定悪臭物質規制が23市町村の市街化区域を中心とした地域、臭気指数規制が尾鷲市の一部地域です。

(2) 立入検査及び指導

平成11年度には、法の規制地域を有する市町村が行う規制事務について指導を行うとともに、市町村職員を対象とした「感覚公害ハンドブック」を作成しました。

(3) 畜産経営に起因する悪臭の防止

近年、市街地の拡大（スプロール化）による混住化と畜産業の規模拡大があいまって、悪臭関連環境汚染が発生しています。

平成11年度には、県、市町村、関係団体等で構成する地域環境保全型畜産確立推進指導協議会により環境汚染発生畜産農家を重点とした巡回指導を行うとともに、臭気分析調査を実施し、個別指導を行いました。

表1-3-16 畜産経営環境実態調査結果

(畜産に起因する環境汚染問題発生件数)

(単位：戸数)

| 区分 畜産 | 畜産環境汚染の種類 | | | | | | | 計 |
|----------|-----------|----|------|-------|-------|----------|-----|----|
| | 水質汚染 | 悪臭 | 害虫発生 | 水質と悪臭 | 悪臭と害虫 | 水質と水質と悪臭 | その他 | |
| 豚 | 7 | 8 | 0 | 4 | 0 | 1 | 0 | 20 |
| 採卵鶏 | 1 | 0 | 3 | 4 | 2 | 0 | 1 | 12 |
| ブロイラ | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 乳用牛 | 4 | 3 | 2 | 4 | 1 | 0 | 0 | 14 |
| 肉用牛 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| 計 | 14 | 15 | 5 | 12 | 3 | 1 | 1 | 52 |

第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

【第4節 水環境の保全】

第4節 水環境の保全

第1 水質汚濁の防止

1 水質汚濁の現状

水質汚濁の係る環境基準は、環境基本法第16条

により、人の健康を保護し及び生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準として示されています。

人の健康の保護に関する環境基準

| | | | | | | | | | | | | |
|-----|----------------|----------------|-----------------|----------------|----------------|------------------|-----------------|-----------------|----------------|-----------------|-----------------|----------------|
| 項目 | カドミウム | 全シアン | 鉛 | 六価クロム | 砒素 | 総水銀 | アルキル水銀 | P C B | ジクロロメタン | 四塩化炭素 | 1,2ジクロロエタン | 1,1ジクロロエチレン |
| 基準値 | 0.01 mg / l 以下 | 検出されないこと。 | 0.01 mg / l 以下 | 0.05 mg / l 以下 | 0.01 mg / l 以下 | 0.0005 mg / l 以下 | 検出されないこと。 | 検出されないこと。 | 0.02 mg / l 以下 | 0.002 mg / l 以下 | 0.004 mg / l 以下 | 0.02 mg / l 以下 |
| 項目 | シス-1,2ジクロロエチレン | 1,1,1-トリクロロエタン | 1,1,2-トリクロロエタン | トリクロロエチレン | テトラクロロエチレン | 1,3ジクロロプロペン | チウラム | シマジン | チオベンカルブ | ベンゼン | セレン | |
| 基準値 | 0.04 mg / l 以下 | 1 mg / l 以下 | 0.006 mg / l 以下 | 0.03 mg / l 以下 | 0.01 mg / l 以下 | 0.002 mg / l 以下 | 0.006 mg / l 以下 | 0.003 mg / l 以下 | 0.02 mg / l 以下 | 0.01 mg / l 以下 | 0.01 mg / l 以下 | |
| 項目 | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | | ふっ素 | ほう素 | | | | | | | | |
| 基準値 | 10 mg / l 以下 | | 0.8 mg / l 以下 | 1 mg / l 以下 | | | | | | | | |

備考 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

生活環境の保全に関する環境基準（河川）

| 項目 類型 | 利用目的の適応性 | 基準値 | | | | |
|----------|---------------------------------|----------------|------------------|-----------------|--------------|---------------------|
| | | 水素イオン濃度 (pH) | 生物化学的酸素要求量 (BOD) | 浮遊物質 (SS) | 溶存酸素量 (DO) | 大腸菌群数 |
| AA | 水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 1mg / l 以下 | 25mg / l 以下 | 7.5mg / l 以上 | 50MPN / 100ml 以下 |
| A | 水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 2mg / l 以下 | 25mg / l 以下 | 7.5mg / l 以上 | 1,000MPN / 100ml 以下 |
| B | 水道3級 水産2級及びC以下の欄に掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 3mg / l 以下 | 25mg / l 以下 | 5mg / l 以上 | 5,000MPN / 100ml 以下 |
| C | 水産3級 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 5mg / l 以下 | 50mg / l 以下 | 5mg / l 以上 | |
| D | 工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げるもの | 6.0以上 8.5以下 | 8mg / l 以下 | 100mg / l 以下 | 2mg / l 以上 | |
| E | 工業用水3級 環境保全 | 6.0以上 8.5以下 | 10mg / l 以下 | ごみ等の浮遊が認められないこと | 2mg / l 以上 | |

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道1級：ろ過等による簡単な浄水操作を行うもの
 “ 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 “ 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 “ 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 “ 3級：コイ、フナ等、β中腐水性水域の水産生物用
 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 “ 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 “ 3級：特殊の浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

【第4節 水環境の保全】

生活環境の保全に関する環境基準（海域その1）

| 項目 類型 | 利用目的の適応性 | 基準値 | | | | |
|----------|-------------------------------|----------------|----------------|---------------|----------------------|-----------------|
| | | 水素イオン濃度 (pH) | 化学的酸素要求量 (COD) | 溶存酸素量 (DO) | 大腸菌群数 | nヘキサン抽出物質 (油分等) |
| A | 水産1級浴水 自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの | 7.8以上 8.3以下 | 2mg/l 以下 | 7.5mg/l 以下 | 1,000MPN/ 100ml以下 | 検出されないこと。 |
| B | 水産2級工業用水及びCの欄に掲げるもの | 7.8以上 8.3以下 | 3mg/l 以下 | 5mg/l 以下 | | 検出されないこと。 |
| C | 環境保全 | 7.0以上 8.3以下 | 8mg/l 以下 | 2mg/l 以下 | | |

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

生活環境の保全に関する環境基準（海域その2）

| 項目 類型 | 利用目的の適応性 | 基準値 | |
|----------|------------------------------------|---------------|----------------|
| | | 全窒素 | 全リン |
| I | 自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。） | 0.2mg/l 以下 | 0.02mg/l 以下 |
| II | 水産1種水浴及びIIIの欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。） | 0.3mg/l 以下 | 0.03mg/l 以下 |
| III | 水産2種及びIVの欄に掲げるもの（水産3種を除く。） | 0.6mg/l 以下 | 0.05mg/l 以下 |
| IV | 水産3種工業生物生息環境保全 | 1mg/l 以下 | 0.09mg/l 以下 |

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 水産2種：部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成9年3月告示第10号、最終改正平成11年告示第16号）

| 項目 | カドミウム | 全シアン | 鉛 | 六価クロム | 砒素 | 総水銀 | アルキル水銀 | PCB | ジクロロメタン | 四塩化炭素 | 1,2ジクロロエタン | 1,1ジクロロエチレン |
|-----|-------------|-----------|-------------|-------------|-------------|---------------|-----------|-----------|-------------|--------------|--------------|-------------|
| 基準値 | 0.01 mg/l以下 | 検出されないこと。 | 0.01 mg/l以下 | 0.05 mg/l以下 | 0.01 mg/l以下 | 0.0005 mg/l以下 | 検出されないこと。 | 検出されないこと。 | 0.02 mg/l以下 | 0.002 mg/l以下 | 0.004 mg/l以下 | 0.02 mg/l以下 |

| 項目 | シス1,2ジクロロエチレン | 1,1,1トリクロロエタン | 1,1,2トリクロロエタン | トリクロロエチレン | テトラクロロエチレン | 1,3ジクロロプロペン | チウラム | シマジン | チオベンカルブ | ベンゼン | セレン |
|-----|---------------|---------------|---------------|------------|------------|--------------|--------------|--------------|------------|------------|------------|
| 基準値 | 0.04mg/l以下 | 1mg/l以下 | 0.006 mg/l以下 | 0.03mg/l以下 | 0.01mg/l以下 | 0.002 mg/l以下 | 0.006 mg/l以下 | 0.003 mg/l以下 | 0.02mg/l以下 | 0.01mg/l以下 | 0.01mg/l以下 |

| 項目 | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | ふっ素 | ほう素 |
|-----|---------------|------------|---------|
| 基準値 | 10 mg/l以下 | 0.8 mg/l以下 | 1mg/l以下 |

第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

【第4節 水環境の保全】

人の健康の保護に関する環境基準は公共用水域全般に適用されるのに対し、生活環境の保全に係る環境基準は、指定された水域ごとに適用されません。

公共用水域の水質汚濁状況の把握のため、水質汚濁防止法第15条に基づき毎年調査を実施し、その結果を同法第17条に基づき公表しています。

(1) 調査地点等

「平成11年度公共用水域水質測定計画（三重県）」に基づき、環境基準未指定河川を含む県下43河川72地点及び4海域（伊勢湾、英虞湾、五ヶ所湾及び尾鷲湾）21地点において、水質調査を実施しました。

なお、調査は三重県、建設省中部地方建設局、同近畿地方建設局及び四日市市が行っています。

(2) 結果概況

ア 環境基準健康項目

水質汚濁に係る環境基準のうち「人の健康の保護に関する環境基準」の項目であるカドミウム、シアン等26項目について、県下42河川63地点及び4海域14地点において調査を実施しました。

その結果、すべての地点において、前年度に引続き環境基準を達成しました。

イ 生活環境項目

水質汚濁に係る環境基準のうち「生活環境の保全に関する環境基準」の項目である河川のpH、BOD、SS、DO、大腸菌群数及び海域のpH、COD、DO、大腸菌群数、nヘキサン抽出物質（油分等）、全窒素、全リンについて、調査を実施しました。

環境基準の類型指定がされている県下41河川の環境基準点（BOD等：58地点）及び4海域の環境基準点（COD等：13地点、全窒素・全リン：14地点）での水質調査結果は、次のとおりでした。

(ア) 河川

環境基準の類型指定がされている57水域について、河川の有機汚濁の代表的な水質指標であるBODの環境基準の達成状況をみると、49水域で環境基準を達成しており（8水域で未達成）、達成率は86%（前年度75%）でした。

環境基準の達成率は昨年にと比較すると11ポ

イント上昇しています。

また、全地点のBOD濃度の平均値は1.5mg/ℓと前年度（1.6mg/ℓ）と比較し0.1mg/ℓ改善が見られました。

また、これを類型別にみるとD類型のすべての水域で達成されたものの、その他の類型では一部水域で達成されませんでした。

なお、年間平均値の最も高い地点は勢田川（勢田大橋）であり、最も低い地点は鈴鹿川（勸進橋）でした。

(イ) 海域

海域の有機汚濁の代表的な水質指標であるCODについては、類型指定が行われている8水域の、環境基準の達成状況をみると、3水域で環境基準を達成しており（5水域で未達成）、達成率は38%（前年度25%）でした。

全地点のCOD濃度の平均値は、2.6mg/ℓで、前年度の2.9mg/ℓから0.3mg/ℓ改善しています。

また、海域の富栄養化の要因物質である全窒素及び全リンについては、類型指定が行われている5水域における環境基準の達成状況をみると、全窒素は3水域で、全リンは4水域で環境基準を達成しており、達成率はそれぞれ60%および80%でした。

全地点の全窒素濃度の平均値は0.37mg/ℓ、全リン濃度の平均値は0.034mg/ℓで前年度の0.45mg/ℓ、0.043mg/ℓからそれぞれ0.08mg/ℓ、0.009mg/ℓ改善しています。

(3) 評価と対策

平成11年度は河川、海域とも環境基準の達成率が前年度に比べ改善されていますが、海域については依然低い状態にあります。

今後、環境基準の達成率の向上のため富栄養化防止対策、生活排水対策等をより一層推進していくこととしています。

第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

【第4節 水環境の保全】

2 地下水の状況

近年、トリクロロエチレン等の有機塩素化合物による地下水汚染が全国各地で顕在化しています。地下水はいったん汚染されると、その回復が難しいことから汚染の未然防止を図ることがなによりも重要となっており、平成9年3月には地下水の水質汚濁に係る環境基準が設定されました。

本県の地下水の水質の状況は以下のとおりです。

(1) 概況調査

カドミウム、鉛等の健康項目（26項目）その他について、地域の全体的な地下水質の状況を把握するため、四日市市を除く県下全域を108メッシュ（市街地5km×5km、山間部10km×10km）に区分し、4年サイクルで調査を実施しています。

平成11年度は、本県実施分36地点、四日市市調査分5地点、合計41地点において調査を実施しました。

その結果全ての地点で環境基準を満足しました。

(2) 定期モニタリング調査

過去の調査で環境基準（平成9年度までは評価基準）を超過して検出された地点20地点において、地下水質の状況を経年的に監視するため調査しています。

平成11年度の調査結果は、11地点では環境基準を満足していましたが9地点で依然環境基準を超過する項目がありました。内訳は砒素が5地点、テトラクロロエチレンが3地点、シス1,2ジクロロエチレンが2地点において環境基準を超過していました。

(3) 評価と対策

平成11年度に定期モニタリング調査において環境基準を超過して検出された物質のある地点は、過去から汚染が確認されている地域のみで汚染は拡大しておらず、また飲用井戸等に対する指導は実施済みです。

3 水浴に供される公共用水域の状況

水浴場は、人と水がふれあう場として最も親しまれている水環境であり、自然の水環境を構成する重要な水辺でもあることから、快適な水浴場を確保することは、水循環の保全を図るうえで重要な課題です。このため利用者が概ね1万人/年以上の水浴に供される公共用水域の水質検査を実施し、快適な遊泳ができる状態の確保を図っていま

す。

シーズン前の水質の状況は、国が定めた判定基準では、調査対象26水浴場中、AAが5水浴場、Aが10水浴場、Bが11水浴場となっていました。

4 環境基準類型指定の実施

河川は、水道、農業用水、水産等、様々な用途に利用されています。

主要河川については、その水質保全を図るため、用途に応じた環境基準の類型指定を実施しているところ です。

宮川の水質保全を更に図るため、支川のうち延長10km以上であるものを、順次新規類型あてはめを行っており、平成11年度は濁川を下表のとおり類型指定しました。

表1-4-1

| 河川名 | 水域名 | 水域類型 | 達成期間 | 環境基準点 |
|-----|-----|------|-------|-------|
| 濁川 | 全域 | AA | 直ちに達成 | 柳原橋 |

また、閉鎖性の高い海域については、富栄養化の防止を図るため、全窒素、全磷について環境基準の類型指定を実施しており、平成11年度は尾鷲湾を下表のとおり類型指定しました。

表1-4-2

| 海域名 | 水域名 | 水域類型 | 達成期間 | 環境基準点 |
|-----|-----|------|-------|-----------|
| 尾鷲湾 | 尾鷲湾 | II | 直ちに達成 | St-1、St-2 |

5 工場・事業場対策の推進

(1) 水質汚濁防止法による規制

水質汚濁防止法（昭和45年12月公布。以下この節で「法」という。）では、第2条に定める特定施設を設置する工場・事業場（特定事業場）から公共用水域に排出される排水のうち、日平均総排水量が50m³以上または有害物質を含むものに対して、全国一律の排水基準が設定されています。

さらに、本県では、昭和47年1月、法第3条第3項に基づく上乗せ条例を制定し、よりきびしい排水基準を定め、公共用水域の水質汚濁防止を図っています。

法に基づく特定施設は逐次政令で追加され、平成12年3月31日現在の総届出特定事業場数は

第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

【第4節 水環境の保全】

7,820事業場となっています。そのうち規制対象特定事業場は1,120で全体の14.3%（平成10年度14.3%）です。（政令市である四日市市分は除く）

表1-4-3 水質汚濁防止法に基づく特定事業場数の推移（平成7～11年度）

| 区分 | | 年度 | H 7 | H 8 | H 9 | H10 | H11 |
|-----|-----------------------|----|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 排水量 | 50m ³ /日以上 | | 893 (57) | 916 (57) | 951 (56) | 956 (52) | 961 (51) |
| | 50m ³ /日未満 | | 6,779 (153) | 6,838 (160) | 6,812 (160) | 6,827 (159) | 6,859 (159) |
| 計 | | | 7,672 (210) | 7,754 (217) | 7,763 (216) | 7,783 (211) | 7,820 (210) |

注1) () は内数で、有害事業場分
注2) 四日市市分を除く

(2) 三重県公害防止条例による規制

法による規制を補完するために、昭和46年10月県公害防止条例（以下この節で「条例」という。）を制定し、昭和47年4月から施行しています。

条例では、「鉄道業の用に供する車両整備施設」と「家具製造業の用に供する塗装水洗ブース施設」を指定施設とし、指定施設を設置する工場・事業場から排出される排水について規制を行っています。

なお、平成12年3月31日現在、指定施設を設置する工場・事業場は4事業場で、このうち2事業場が規制対象となっています。

(3) 立入検査及び指導

法及び条例に係る特定事業場等の届出内容及び汚水処理施設の管理状況等の点検並びに指導を行うとともに、排水基準の遵守状況を監視するため、立入検査を実施しました。

立入検査の実施状況は採水を行う立入検査を延341事業場に対して実施し、うち9.4%にあたる32事業場で排水基準違反がありました。これらについては、排水処理施設の改善等を指導しました。

（資料6 42, 43, 44参照）

(4) 排水実態把握調査

水質の汚濁を効果的に防止するためには、発生源からの汚濁物質の排水を抑制する必要がありますが、合理的かつ効果的な排出規制及び指導を行

うには排出源と排出量を把握する必要があります。

このため、平成11年度には、法の規制対象事業場のうち、1日あたりの平均排水量50m³以上の工場・事業場及び有害物質を排出するおそれのあるもの1,250事業場を対象に水質汚濁物質の発生量、処理施設による処理状況等の調査を実施しました。

(5) 畜産経営に起因する水質汚濁の防止

近年、畜産業の規模拡大による家畜ふん尿量の増大、労働力不足により、家畜ふん尿の素掘処理、野積処理等に起因する水質汚濁関連の環境汚染が発生しています。

平成11年度には、県、市町村、関係団体等で構成する地域環境保全型畜産確立推進指導協議会により環境汚染発生畜産農家を重点とした巡回指導を実施し、処理施設の設置・改善指導を行うとともに、浄化処理を行っている経営体を対象に浄化処理機能調査を実施し、個別指導を行いました。

6 生活排水対策の推進

(1) 生活排水処理施設の整備推進

ア 生活排水処理の状況

水質汚濁の主な原因となっている生活排水については、下水道をはじめ合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備促進により、処理率を高めることが急務となっています。平成11年度末の本県の生活排水処理率は49.3%と全国平均に比べ低い状況にあります。

表1-4-4 生活排水処理率の状況

| 区 域 | 公 共 下 水 道 | 農業集落 排水施設 | 漁業集落 排水施設 | コミュニティ プラント | 合併処理 浄化槽 | 計 |
|-----|--------------|--------------|--------------|----------------|-------------|-------|
| 三重県 | 22.9% | 2.6% | 0.1% | 0.2% | 23.4% | 49.3% |
| 全 国 | 59.9% | 1.8% | | 0.3% | 6.9% | 69% |

注) 生活排水処理率とは、下水道、農業・漁業集落排水施設、合併処理浄化槽などの生活排水処理施設による処理率（処理区域人口/行政区画人口）のことをいいます。全国の処理率は、国の公表データをもとに本県が算出。処理率の計は四捨五入の関係で合わない。

イ 「三重県生活排水処理施設整備計画（生活排水処理アクションプログラム）」の策定

本県の生活排水処理施設整備の状況を踏まえ、「三重県生活排水処理施設整備計画（生活排水処

第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

【第4節 水環境の保全】

理アクションプログラム)」を平成8年度に策定しました。

この計画は、平成22年度を目標年度とし、県内全域における整備区域、地域特性に対応した整備手法、整備スケジュール等を具体的に明らかにしています。また、計画では、下水道、農業集落排水施設等の整備手法別目標を明らかにしており、生活排水処理率を目標年度までに70%程度に向上させることとしています。（資料6 46参照）

ウ 下水道事業の推進

下水道は、公共用水域の水質保全、生活環境の改善、浸水の防除としてその整備が急がれています。

国ではその整備拡充のため、昭和38年度から下水道整備5箇年計画を策定して整備促進を図っており、現在は第8次7箇年計画（平成8年度～14年度）により整備を実施しています。

本県の整備状況は、図1-4-1に示すとおりであり、普及率も全国平均に比べ低い水準にあることから、積極的に事業の推進を図っています。

平成11年度には47市町村（11市32町4村）で公共下水道事業を実施しており、このうち平成11年度末で供用を開始しているのは32市町（9市23町）です。

（資料6 45参照）

流域下水道事業については、県内で計画されているすべての流域下水道（6処理区）で事業に着手しており現在4処理区で供用を開始しています。

実現と快適で活力ある農村社会を形成するため、主として、農業振興地域内の農業集落を対象に生活排水の処理施設を整備しています。

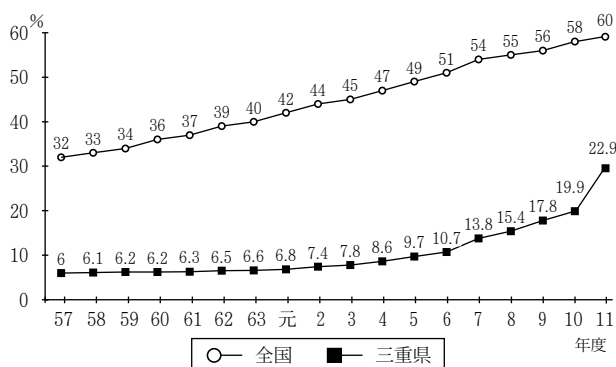
平成8年度に策定した「生活排水処理施設整備計画」では、47市町村で378地区となっており、当面、他事業と調整を図りながら、同計画を基本に計画的かつ効果的に、平成12年度末の処理率30%を目標に事業を推進します。

オ 漁業集落環境整備事業の推進

漁業集落環境整備事業は、新しい海洋秩序の時代に対処し、漁業の振興と水産物の安定供給の確保を図り、その基盤である漁港の機能の増進とその背後の漁業集落における生活環境の改善を総合的に図るため、漁業集落排水の整備の他に、漁業集落道、水産飲雑用水の整備等を行っています。

漁業集落排水は平成2年度から着手しており、平成10年度に1地区完了し、平成12年現在3地区を事業実施中です。

図1-4-1 下水道普及率の変化



エ 農業集落排水事業の推進

農業集落排水事業は、農村社会の生活様式の変化等に伴う農業用排水の汚濁の進行や、農産物の生育障害等の改善を図り、生産性の高い農業の

第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

【第4節 水環境の保全】

表1-4-5 農業集落排水事業の実施状況（平成11年3月31日）

| 事業名 | 地区数 | 市町村数 | 処理区数 | 計画対象人口 | (11年度末)事業進捗状況 | 備考〔 〕は地区数 |
|-------------|-------------|------------|-------------|---------------------|---------------|--|
| 農業集落排水事業 | (84) 126 | (13) 33 | (84) 126 | (64,210) 112,640 | 57.0 | 桑名市〔2〕多度町〔3〕木曾岬町〔4〕北勢町〔7〕大安町〔1〕藤原町〔6〕四日市市〔9〕菰野町〔3〕鈴鹿市〔14〕亀山市〔6〕関町〔3〕河芸町〔5〕芸濃町〔8〕安濃町〔6〕美里村〔3〕津市〔1〕美杉村〔1〕一志町〔1〕嬉野町〔1〕松阪市〔2〕多気町〔4〕明和町〔1〕玉城町〔2〕二見町〔2〕勢和村〔1〕南勢町〔1〕阿児町〔1〕上野市〔12〕名張市〔8〕伊賀町〔1〕鳥ヶ原村〔2〕大山田村〔4〕阿山町〔1〕 |
| 農村総合整備モデル事業 | (4) 4 | (4) 4 | (5) 5 | (2,980) 2,980 | 100.0 | 完了 大山田村〔1〕名張市〔1〕多度町〔1〕安濃町〔1〕 |
| 農村基盤総合整備事業 | (1) 1 | (1) 1 | (1) 1 | (500) 500 | 100.0 | 完了 四日市市〔1〕 |
| 全体 | (89) 131 | (18) 38 | (90) 132 | (67,690) 116,120 | 57.9 | |

〔 〕は完了分で内数、人口は事業計画人口であり、流入施設を含み下表の人口とは異なる。

表1-4-6 漁業集落環境整備事業（漁業集落排水）の実施状況（平成12年3月31日）

| 地区数 | 市町村数 | 処理区数 | 計画対象人口 | 進捗率 |
|----------|------|----------|------------------|------|
| (1) 5 | 3 | (1) 5 | (1,434) 7,137 | 20.1 |

〔 〕は完了分で内数

カ 合併処理浄化槽の設置促進

合併処理浄化槽は、下水道等と同等の処理能力を有し、比較的安価で工事期間が短く、容易に設置できることから、生活排水対策の重要な柱の一つになっています。国、県においても、補助制度を創設して、合併処理浄化槽の設置促進を図っています。

平成11年度は、合併処理浄化槽の設置促進を図るため、四日市市外48市町村に4,543基、665,988千円の県費補助を行いました。

また、市町村が事業主体となって合併処理浄化槽を面的に整備を図る「特定地域生活排水処理事業」について、平成11年度からは宮川村が、下水道認可区域を除く村全域を合併処理浄化槽で整備を図ることとし、事業に着手しています。

さらに、平成11年度には、水質汚濁防止法に基づく「窒素・リンの排水規制が適用される地域」でかつ「生活排水対策重点地域」及び宮川流域市町村に窒素等の除去能力に優れた高度処理型合併処理浄化槽の補助制度を創設しました。

（資料6 47参照）

(2) 生活排水総合対策の推進

平成2年6月に水質汚濁防止法が一部改正され、生活排水対策を推進することが特に必要な地域について知事が生活排水対策重点地域として指定した市町村は、生活排水対策推進計画を策定すること等の諸規定が設けられました。

この指定を受けた市町村では、生活排水対策推進計画を定め、生活排水処理施設の整備、生活排水対策に係る啓発等について計画的、総合的に取り組んでいます。

一方、国民の責務として、公共用水域の保全を図るため、調理くず、廃食用油等の処理、洗剤の適正使用に心がけることに加え、市町村等が推進する生活排水処理施設の整備等に協力しなければならないことが規定されています。

第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

【第4節 水環境の保全】

表1-4-7 生活排水対策重点地域

| 生活排水対策重点地域名 | 市町村名 | 指定年月日 |
|---|--|-----------|
| 勢田川流域 (御園村に係る流域を除く。) | 伊勢市 | 平成3年3月19日 |
| 岩田川流域 (津市内の流域で、公共下水道の 供用区域及び平成7年度までの整 備予定区域を除く。) | 津市 | 平成4年4月10日 |
| 久米川流域 (大山田村に係る流域を除く。) | 上野市 | 平成5年5月27日 |
| 志摩地域全域 | 鳥羽市 浜島町 大王町 志摩町 阿児町 磯部町 | 平成6年2月28日 |
| 四日市市、菰野町地域全域 (四日市市の下水道処理区域を除く。) | 四日市市 菰野町 | 平成8年2月8日 |
| 松阪市・飯南町・飯高町・ 多気町・明和町・勢和村 地域全域 | 松阪市 飯南町 飯高町 多気町 明和町 勢和村 | 平成9年2月18日 |

(3) 浄化槽の適切な維持管理

本県における浄化槽設置基数は、平成11年度末で24万8千基（単独処理浄化槽19万8千余基、合併処理浄化槽5万基）が設置され、前年度に比べ約8千基（単独処理浄化槽1千基、合併処理浄化槽7千基）増加しています。

平成11年度には、浄化槽排水による公共用水域の水質保全を図るため、浄化槽設置者及び管理者に対する啓発、浄化槽法の法定検査の推進、浄化槽立入検査等の実施等、浄化槽の適正な維持管理の指導を行いました。

(資料6 48参照)

ア 法定検査の受検勧奨

法定検査受検案内文書、受検依頼返送用葉書、啓発リーフレットの郵送、自治会単位の説明会を行うことにより浄化槽管理者に対する受検の勧奨を行い、低迷している法定検査受検率の向上に努めました。

イ 無管理浄化槽の指導

法定検査を実施した浄化槽管理者のうち、保守点検、清掃を実施していない全ての無管理浄化槽管理者に対し、文書指導を行い、法定検査結果を的確にフォローするとともに浄化槽の適正な維持管理の指導を行いました。

表1-4-8 さわやかライフ研修会実施状況

| 年月日 | 場所 | 出席者数 | 研修内容 |
|--------------------|---------------|------|---|
| 平成11年 10月20日(水) | 伊勢合同庁舎 | 50名 | <ul style="list-style-type: none"> ・法定検査における実態報告 ・浄化槽を取り巻く現状について ・浄化槽の適正施工について |
| 平成11年 10月22日(金) | 三重県環境保全事業団 | 31名 | |
| 平成11年 10月29日(金) | 三重県科学技術振興センター | 25名 | |
| 平成12年 2月16日(水) | くまのふれあいセンター | 18名 | |
| 平成12年 2月17日(木) | サン・ワーク津 | 137名 | |

ウ 浄化槽関係業界の育成

近年、高度処理型合併処理浄化槽など高い機能をもった浄化槽が普及しており、清掃業、保守点検業、施工業、製造業などの浄化槽関係業界関係者を対象に、技術の向上や生活排水対策の重要性の理解及び業界相互の協力体制の構築を目的とした「さわやかライフ研修会」を実施しました。

7 有害化学物質対策の推進

(1) 有害化学物質の実態把握

有害化学物質については、環境庁が人の健康の保護に関連する物質で「要監視項目」と位置づけたクロロホルム等25物質について、公共用水域での未然防止を図るため、平成6年度から県下の主要河川について順次水質調査を実施し、実態把握を行っています。要監視項目については、長期摂取による健康影響を考慮した環境庁の指針値が表1-4-9のとおり設定されています。

平成11年度は、肱江川、金沢川、長野川、一之瀬川の4河川で調査を行いました。

調査の結果、全ての河川で指針値を超える項目はありませんでした。

第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

【第4節 水環境の保全】

表1-4-9 要監視項目（25項目）と指針値

| 項目 | 指針値 (mg/l) |
|--------------------|------------|
| クロロホルム | 0.06以下 |
| トランス 1, 2 ジクロロエチレン | 0.04以下 |
| 1, 2 ジクロロプロパン | 0.06以下 |
| p ジクロロベンゼン | 0.3以下 |
| イソキサチオン | 0.008以下 |
| ダイアジノン | 0.005以下 |
| フェニトロチオン (MEP) | 0.003以下 |
| イソプロチオラン | 0.04以下 |
| オキシシン銅 | 0.04以下 |
| クロロタロニル (TPN) | 0.04以下 |
| プロピザミド | 0.008以下 |
| EPN | 0.006以下 |
| ジクロロボス (DDVP) | 0.01以下 |
| フェノブカルブ (BPMC) | 0.02以下 |
| イプロベンホス (IBP) | 0.008以下 |
| クロルニトロフェン (CNP) | なし |
| トルエン | 0.6以下 |
| キシレン | 0.4以下 |
| フタル酸ジエチルヘキシル | 0.06以下 |
| ニッケル | 0.01以下 |
| モリブデン | 0.07以下 |
| アンチモン | 0.002以下 |

(2) 環境ホルモン

環境ホルモン（外因性内分泌攪乱化学物質）は微量で生物の内分泌作用を乱し、有害な影響をもたらす恐れが指摘されているもので、環境庁では67物質をリストアップしています。

平成11年度には、県内の状況を把握するため5河川、6海域で22物質について水質実態把握調査を行いました。

また、水質追加調査として、実態把握調査を実施した5河川以外の6河川について、24物質の調査を実施しました。

○実態把握調査

5河川5地点、6海域6地点の調査結果は、2地点でシマジンが検出された以外はすべて不検出でした。

シマジンは、環境基準が設定されていますが（ $3 \mu\text{g}/\text{l}$ ）、検出された値は $0.011 \mu\text{g}/\text{l}$ 及び $0.013 \mu\text{g}/\text{l}$ と基準値を大きく下回っていました。

○水質追加調査

6河川6地点の調査を実施したところ、4-t-オクチルフェノールが3地点、ノニルフェノールが6地点、ビスフェノールAが5地点、フタル酸ジ-2-エ

チルヘキシルが6地点、2,4-ジクロロフェノールが1地点、アジピン酸ジエチルヘキシルが1地点、スチレンの2量体が1地点、スチレンの3量体が1地点でそれぞれ検出されました。また人畜由来の女性ホルモンである17-β-エストラジオールが5地点で検出されました。

環境ホルモンについては、現在評価する基準は示されていませんが、今回の調査結果は、平成10年度に環境庁が実施した「水環境中の内分泌攪乱化学物質実態調査」の結果と比較して特に高いものではありませんでした。

(3) ダイオキシシン類調査

廃棄物の焼却等に伴って発生するダイオキシシン類については、健康影響が懸念されており、平成11年度にはダイオキシシン類対策特別措置法が公布され、水質環境基準が $1 \text{ pg-TEQ}/\text{l}$ と設定されました。

県下のダイオキシシン類の状況を把握し、対策を進めるため環境中の実態把握調査とダイオキシシンが環境基準を超過して検出された河川の詳細調査を実施しました。

○水質実態把握調査

河川39地点、海域5地点で水質調査、河川2地点、海域5地点で底質調査、海域5地点で水生生物調査を行いました。その結果朝明川、海蔵川、三滝川、志登茂川、金剛川の測定点で環境基準を超過しました。底質、水生生物には環境基準は設定されていませんが、環境庁が実施した全国調査と比較し高い濃度で検出された地点はありませんでした。

○4河川追跡調査

水質実態把握調査において環境基準を超過してダイオキシシン類が検出された朝明川、海蔵川、三滝川、志登茂川の追跡調査として、水質12地点、底質2地点、水生生物2地点で調査を行いました。

その結果、水質は全ての地点で環境基準を満足しており、底質、水生生物についても、環境庁が実施した全国調査と比較し高い濃度で検出された地点はありませんでした。

金剛川については、平成12年度に追跡調査を実施する予定です。

○岩田川詳細調査

環境庁が平成10年度に実施したダイオキシシン類緊急全国一斉調査において高い数値で検出された岩田

第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

【第4節 水環境の保全】

川の詳細調査を実施しました。

岩田川及びその支川において、水質を9地点、底質を9地点、水生生物を4地点で調査しました。

その結果、水質は全ての地点で環境基準値を下回りました。

底質、水生生物についても、環境庁が実施した全国調査と比較し高い濃度で検出された地点はありませんでした。

(4) ゴルフ場の維持管理指導

ゴルフ場における農薬の安全で適正な使用を確保し、ゴルフ場及びその周辺地域の環境保全、災害の防止を図るため、「ゴルフ場の維持管理に関する指導要綱」に基づきゴルフ場事業者から維持管理状況等の報告を求めるとともに、調査・点検パトロールを実施するなどゴルフ場の適正な維持管理の指導に努めています。平成11年度の結果は次のとおりです。

ア ゴルフ場維持管理状況等の報告

平成11年度に供用中の78ゴルフ場からの報告を取りまとめたところ、次のとおりでした。

(ア) 農薬の使用に関すること

農薬総使用量と低毒性農薬（普通物A・B）の割合は、表1-4-10のとおりでした。

表1-4-10 ゴルフ場の農薬使用状況報告結果
(平成10年～11年)

農薬使用総括表 (単位：t, kl)

| | ホール数 | 殺菌剤 | 殺虫剤 | 除草剤 | 合計 |
|---------|-------|------|------|------|-------|
| 平成10年 | 1,615 | 49.5 | 20.6 | 37.4 | 107.5 |
| 平成11年 | 1,710 | 35.5 | 19.4 | 34.7 | 89.6 |
| 対前年比(%) | 105.9 | 71.7 | 94.2 | 92.8 | 83.3 |

1 ゴルフ場（18ホール）当たり農薬使用量

(単位：kg, l)

| | 殺菌剤 | 殺虫剤 | 除草剤 | 合計 |
|---------|-------|-------|-------|---------|
| 平成10年 | 551.7 | 229.3 | 416.7 | 1,197.7 |
| 平成11年 | 373.3 | 204.7 | 365.2 | 943.2 |
| 対前年比(%) | 67.7 | 89.3 | 87.6 | 78.8 |

低毒性農薬の使用率

| | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 |
|-----------------------|------|------|------|------|------|------|------|
| 急性毒性普通物 魚毒性A及びBの比率 | 97.4 | 97.2 | 97.3 | 96.9 | 99.1 | 99.1 | 99.1 |

(イ) 環境の保全に関すること

a 排水口における農薬等の自主検査結果

延べ930検体の農薬の自主検査結果のうち、90検体（総検体数に対し9.7%）が検出されましたが、環境庁の指導指針値及び県の管理目標値を共に満足してました。

b 最終調整池における魚類の飼育状況

最終調整池のある全てのゴルフ場において、水質監視のため、魚類の飼育がされており、異常はありませんでした。

c 浄化槽の維持管理状況

保守点検、清掃等は概ね適正に実施されておりました。

d 動植物の調査結果

13ゴルフ場から特筆すべき動植物について報告がありました。主な動物は、ハルゼミ、カモ類、サギ類、主な植物は、サギソウ、シュンラン、ササユリでした。

(ウ) 災害の防止に関すること

a 調整池の堤体、堆砂状況、安全施設、排水施設等の維持管理状況は概ね良好でした。

b 残置森林については、保安林を含め各ゴルフ場とも良好でした。

c 造成森林については、各ゴルフ場とも良好で、コース間林帯幅もほとんど変化なく確保されておりました。

イ 調査・点検パトロールの実施

平成11年6月21日から8日間、21ゴルフ場を対象に調査・点検パトロールを実施した結果は次のとおりでした。

なお、指示事項のあったゴルフ場事業者には、改善を指導しました。

(ア) 農薬の使用に関すること

a 使用状況は適正でした。

b 保管管理、帳簿の整理状況、被害防止対策は、概ね適正でした。

c 病害虫雑草安全防除指針は遵守されておりました。

第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

【第4節 水環境の保全】

- (イ) 環境の保全に関すること
 - a 排水口における農薬等水質の自主検査は適正に実施されていました。
 - b 最終調整池における魚類の飼育は適正に実施されていました。
 - c 浄化槽の維持管理は概ね適正でした。
 - d 水道施設の管理は概ね適正でしたが、3ゴルフ場で水質検査の実施項目が不足していました。
- (ウ) 災害の防止に関すること
 - a 調整池堤体については、概ね良好でした。
 - b 法面、擁壁等の構造物については、概ね良好でしたが、2ゴルフ場で一部に法面の損傷箇所がありました。
 - c 放流施設については、概ね適正に整備されていましたが、7ゴルフ場で排水口に土砂等の堆積詰まりゴミ等の付着が見受けられました。
 - d 残置森林、造成森林は、概ね適正に管理されていました。

(5) ゴルフ場排水の監視・指導

ゴルフ場で使用される農薬による水道水源や公用水域の水質汚濁を未然に防止するため、県が策定した「ゴルフ場排水に含まれる農薬等の水質検査に係る指導指針」に基づき、ゴルフ場事業者に対し、自主的に農薬等に係る水質検査を実施し、農薬等の流出監視に努めるよう指導するとともに、その実効を期するため、農薬残留実態調査（行政検査）を春、秋の2回に分けて実施しています。

平成11年度に実施した全ゴルフ場（検査時76ゴルフ場）を対象とするゴルフ場排出口における残留実態調査では、全検体において環境庁の暫定指針値及び県の管理目標値を満足していました。

（資料6 53参照）

(6) ゴルフ場における農薬の適正使用

農薬の適正使用・保管については、「ゴルフ場の維持管理に関する指導要綱」、「ゴルフ場の維持管理に関する指導要綱の取扱いについて」に基づき、

- ア 登録農薬の使用
- イ 農薬表示事項の遵守

- ウ 危被害防止対策
- エ 農薬の適正保管

について、調査、点検を実施するとともに、農薬使用管理責任者等を対象に「農薬適正使用研修会」や「農薬管理指導士研修会」等を開催し、ゴルフ場関係者の資質向上に努めています。また、農薬の適正使用並びに周辺環境、住民の安全という観点に立って、「ゴルフ場における病害虫、雑草安全防除指針」を策定適用しています。

平成11年度には、ゴルフ場の農薬管理責任者等を対象に、農薬の安全使用危害防止対策等を内容とする研修会を開催し、また平成11年10月20日～11月12日にかけて県内18ゴルフ場を対象に農薬の保管管理状況等のパトロールを実施しました。

8 閉鎖性水域の水質汚濁防止対策の推進

(1) 伊勢湾総量規制の推進

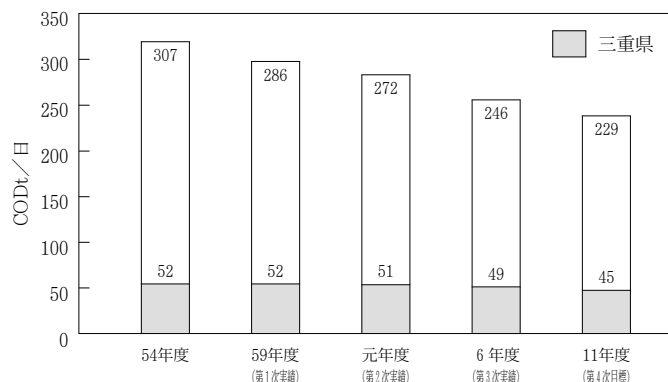
昭和53年6月の水質汚濁防止法の一部改正により、CODを指定項目として水質総量規制制度が導入されました。第3次の目標年度である平成6年度には、伊勢湾に排出する汚濁負荷量の総量は昭和54年度の80%に削減されました。（図1-4-2）

しかしながら、伊勢湾の環境基準の達成状況は未だ十分ではないことから、平成11年度を目標年度とする第4次の総量規制を実施しました。

本県の総量規制対象区域（指定地域）は南勢地域の一部、伊賀、東紀州地域を除く50市町村で指定地域内事業場は861事業場です。

平成11年度には、広域総合水質調査、発生負荷量管理等調査などを行いました。

図1-4-2 伊勢湾の発生汚濁負荷量の推移
（CODトン/日）



第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

【第4節 水環境の保全】

表1-4-11

| 総量削減基本方針（伊勢湾） | | | |
|---------------|------------|-------------------------------------|------------|
| | 目標年度 | 平成11年度 | |
| | 削減目標量 | 229トン/日(うち三重県45トン/日) | |
| 総量削減計画（三重県） | | | |
| | | 削減目標量 | 平成6年度における量 |
| | 生活排水 | 22トン/日 | 25トン/日 |
| | 産業排水 | 17 | 18 |
| | その他 | 6 | 6 |
| | 計 | 45 | 49 |
| | 目標達成のための方途 | 下水道等の生活排水処理施設の整備、総量規制基準の設定、小規模排水対策等 | |

(2) 伊勢湾総合対策協議会による取組み

伊勢湾総合対策協議会において、伊勢湾の総合的な利用と保全に係る指針の策定を進めるとともに、同協議会の環境問題研究会において、環境問題についての研修、情報交換、調査研究成果の発表などを行いました。

(3) 漁場保全対策の推進

英虞湾、五ヶ所湾などの内湾域は、養殖漁場として古くから活用されてきましたが、水質の悪化が進み、赤潮や貧酸素水塊の発生など漁業生産に種々の弊害が生じています。

平成11年度は、突発的な事故に対する情報連絡等、漁場監視体制を整備し、漁業被害の未然防止と軽減を図りました。

また、底質改良剤の散布を行ったほか、英虞湾の波切・立神では、平成12年度からの浚渫事業実施に向け事前調査を行いました。

(4) 下水処理場での高度処理の導入

公共用水域の一層の水質改善を進めるため、従来のBOD、SS除去主体の二次処理に加え、COD、窒素、リンの除去を図る高度処理が求められています。

9 流域別の総合的な河川水質保全対策の推進

(1) 宮川に望ましい河川流量の設定と対策

宮川流域ルネッサンス事業の中で、宮川に望ましい河川流量を設定するため、宮川流域の現状の把握・整理を行い流量回復目標値及び回復策を検討しています。

(2) ダムの放流水対策と土砂の移動確保

宮川ダム放流水の濁り、低水温を改善するため、水温・水質等のデータ整理やシミュレーションを行い、現状と選択取水施設を設置した場合における放流水温及び洪水後の濁水の状況調査をもとに、概略設計を行いました。

(3) 河川環境管理基本計画の策定

河川は単に治水、利水の機能をもつ施設としてだけでなく、多様な自然環境を生かした親水空間としての役割が期待されています。

こうしたなか、河川の保全と利用に係る施策を総合的かつ計画的に実現するため、河川環境管理基本計画を策定しています。

県下では、平成4年度から平成10年度にかけて河川環境管理基本計画を三滝川水系他45水系に対し策定を行い、平成11年で大堀川外8水系において策定に着手しています。

第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

【第4節 水環境の保全】

第2 浄化機能の確保

1 雨水貯留・浸透機能の維持向上

(1) 水源地域の森林整備

森林は豊かな水を育む「緑のダム」と呼ばれています。

森林からの良質な水資源を安定的に確保するためには、下刈りや除間伐等をはじめとする森林整備を十分に行い、森林と森林土壌を健全な状態に保たねばなりません。

平成11年度には、荒廃山地の復旧等を行う治山事業、森林整備の基盤づくりを行う林道事業、森林資源の充実を図るために間伐等の手入れを行う造林事業等を実施しました。

(2) 河川・海域の浄化対策

ア 直接浄化施設の整備促進

うるおいのある生活環境の創出と公共用水域の水質保全を図るため、生活排水対策重点地域内において市町村が生活排水による水質の汚濁の著しい水路等に直接浄化施設を整備し、これと併せて周辺の水辺環境整備等を行う場合、その費用の一部を県が補助する「身近な水路クリーンアップ事業」により、施設の整備促進を図っています。

表1-4-12 水路等の直接浄化施設の整備状況

| 年度 | 重点地域名 | 施設設置場所 | 事業内容 |
|-----|-------|---------------------|------------------|
| H11 | 勢田川流域 | 伊勢市小木町地内 船倉幹線排水路 | 直接浄化施設設置 周辺整備 |

イ 漁場の改善

本県の閉鎖性内湾では、長年の漁場行使に加え、生活排水等の流入により、水質・底質などの漁場環境が悪化し、漁場生産に種々の弊害が生じています。

貧酸素水塊の発生、赤潮の発生等を防止するため、平成11年度には、次のような事業を実施しています。

表1-4-13 平成11年度の漁場環境の改善事業

| 事業名 | 事業内容 | 実施主体 | 実施場所 |
|------------|----------|--------------|-------|
| 大規模漁場保全事業 | 汚泥浚渫事前調査 | 三重県 | 波切・立神 |
| 県単沿岸漁場整備事業 | 底質改良剤の散布 | 神前真珠養殖漁協外7漁協 | 阿児町外 |

(3) 河川流量の確保対策の推進

出水時には洪水調整を行い、平常時には生活用水等を安定供給するとともに、河川における動植物の保護や水質を保全・改善するため、必要な河川の流量を確保するダムの整備を進めています。

平成11年度には、ダム建設のために必要な流量調査・地質調査・設計を進めました。

第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

【第5節 土壌・地盤環境の保全】

第5節 土壌・地盤環境の保全

第1 土壌汚染の防止

1 土壌汚染対策の推進

(1) 西員弁農用地土壌汚染対策の経緯

本県の西北端に位置する西員弁地域（北勢町、大安町、藤原町）において、特定有害物質（カドミウム及びその化合物）による土壌汚染が認められました。

県は、昭和60年12月、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」に基づき同地域（168.9ha）を農用地土壌汚染対策地域に指定し、昭和62年10月この対策地域内農用地の土壌の汚染防止等に関する基本的な計画である「農用地土壌汚染対策計画」を策定しました。

また、公害防止事業費事業者負担法に基づき、公害の原因と認められる程度に応じて原因事業者の負担総額を定めること等を内容とした「西員弁地域農用地の公害防止事業に掛かる費用負担計画」（三重県告示第527号、負担総額1,080,000千円）を昭和62年10月に策定しました。

(2) 公害防除特別土地改良事業の実施

事業者の事業活動によって生じた土壌汚染及び水質汚濁等により農業経営が著しく阻害されている地域に対して行う土地改良事業を昭和62年度から実施しています。

(3) 対策地域内調査及び結果

農用地土壌汚染対策地域を対象として、概ね25haに1ヵ所の割合で農作物（水稻）、土壌、水（かんがい水）及び大気（降下ばいじん）の調査を行っています。

本年度の調査結果を前年度までの結果と比較すると、次のような傾向が認められました。

ア 土壌

本年度はすべての観測区において土壌中のカドミウム濃度はバラツキがあるものの全般的には表層、次層とも横ばい傾向であり、汚染の進行は認めませんでした。

イ 農作物等

水稻玄米のカドミウム濃度については、土壌汚染防止法の基準値及び食糧庁の基準値を下回りました。

また、わらのカドミウムの濃度も玄米と同様に汚染は認められませんでした。

ウ かんがい水

カドミウムは調査開始以来13年間、すべての試料が定量下限値未満であり、かんがい水からの汚染進行の可能性はないものと考えられます。なお、銅及び亜鉛についても調査以来、ほとんどが定量下限値未満であり、検出された場合も定量下限値に近い低濃度でありました。

表1-5-1 土地改良事業の内訳

(単位：千円)

| 事業主体 | 事業地区 | 事業内容 | 事業費 | 負担区分 | | | | 備考 |
|------|--------------------------------|-----------------|-----------|-----------|-----------|---------|-----------|--|
| | | | | 国 | 県 | その他 | 事業者負担 | |
| 三重県 | 西員弁 (藤原町) (北勢町) (大安町) | 1号事業 147.0ha | 5,142,700 | 2,141,362 | 1,647,809 | 74,429 | 1,211,184 | 本工事費 4,298,200 本工事費 1,326,900 |
| | | 4号事業 45.8ha | 1,506,300 | 677,835 | 414,233 | 414,232 | | |
| | 計 | 192.8ha | 6,266,110 | 2,637,526 | 1,919,768 | 497,632 | 1,211,184 | |

実施期間：62～13年度

表1-5-2 年度別事業実績

| | S62 | S63 | H元 | H2 | H3 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 |
|-----|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 事業量 | 全体実施設計 | A=43.4ha | A=30.3ha | A=36.6ha | A=27.3ha | A=27.5ha | A=17.0ha | A=3.3ha | A=3.3ha | A=3.2ha | A=0.3ha | 1式 | 1式 | 1式 |
| 事業費 | 31,800千円 | 506,298千円 | 798,768千円 | 848,214千円 | 804,537千円 | 787,296千円 | 889,907千円 | 520,244千円 | 405,769千円 | 306,826千円 | 189,900千円 | 160,838千円 | 210,000千円 | 105,000千円 |

(注) A：面積

第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

【第5節 土壌・地盤環境の保全】

以上の結果、土壌中の重金属類濃度は、全般的には横ばいの傾向にあるものと考えられます。

また、かんがい水による汚染は全く認められず、水稲中のカドミウム濃度も低いことから、現時点ではカドミウムによる汚染の進行はないものと推察されます。 (資料8 2参照)

(水稲) 及び土壌中のカドミウムの調査を行い、平成11年度は73ヵ所において調査を行いました。

その結果、玄米中のカドミウムの濃度は、検出下限値未満であり、食糧庁の食糧として供給する基準を下回っていました。 (資料8 3参照)

2 土壌汚染物質モニタリング体制の確立

(4) 対策地域関連調査及び結果

公害防除特別土地改良事業の一部工事完了地域について、概ね2.5haに1ヵ所の割合で、農作物

(1) 土壌環境基準適合状況調査等の実施

土壌の汚染に係る環境基準については、カドミウム等25物質が指定されています。

土壌の汚染に係る環境基準

環境基本法第16条第1項による土壌の汚染に係る環境上の条件につき、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準 (6年2月21日環境庁告示第25号)

| 項 目 | 環 境 上 の 条 件 |
|-----------------|--|
| カドミウム | 検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき1mg未満であること。 |
| 全シアン | 検液中に検出されないこと。 |
| 有機燐 | 検液中に検出されないこと。 |
| 鉛 | 検液1ℓにつき0.01mg以下であること。 |
| 六価クロム | 検液1ℓにつき0.05mg以下であること。 |
| 砒素 | 検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。 |
| 総水銀 | 検液1ℓにつき0.0005mg以下であること。 |
| アルキル水銀 | 検液中に検出されないこと。 |
| P C B | 検液中に検出されないこと。 |
| 銅 | 農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。 |
| ジクロロメタン | 検液1ℓにつき0.02mg以下であること。 |
| 四塩化炭素 | 検液1ℓにつき0.002mg以下であること。 |
| 1,2-ジクロロエタン | 検液1ℓにつき0.004mg以下であること。 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 検液1ℓにつき0.02mg以下であること。 |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 検液1ℓにつき0.04mg以下であること。 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 検液1ℓにつき1mg以下であること。 |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 検液1ℓにつき0.006mg以下であること。 |
| トリクロロエタン | 検液1ℓにつき0.03mg以下であること。 |
| テトラクロロエチレン | 検液1ℓにつき0.01mg以下であること。 |
| 1,3-ジクロロプロペン | 検液1ℓにつき0.002mg以下であること。 |
| チウラム | 検液1ℓにつき0.006mg以下であること。 |
| シマジン | 検液1ℓにつき0.003mg以下であること。 |
| チオベンカルブ | 検液1ℓにつき0.02mg以下であること。 |
| ベンゼン | 検液1ℓにつき0.01mg以下であること。 |
| セレン | 検液1ℓにつき0.01mg以下であること。 |

備 考

- 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものについては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀及びセレンに係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値については、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、現状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1ℓにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mgおよび0.01mgを超えていない場合には、それぞれ検液1ℓにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg及び0.03mgとする。
- 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その県下が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

【第5節 土壌・地盤環境の保全】

本県は、土壌汚染の現況を把握するため、平成7年度から5ヶ年計画で県内233地点で土壌環境基準適合状況調査を実施しています。

環境基準不適合地点については、土地利用や検出濃度に応じ、原因把握等の詳細調査を実施する予定です。

平成11年度には、県内の自然地、造成地等36地点において調査を実施し、その概要は次のとおりです。

表1-5-3 土壌環境基準適合状況調査年次計画

| 調査年度 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | 計 |
|-------|----|----|----|-----|-----|-----|
| 調査地点数 | 55 | 50 | 47 | 45 | 36 | 233 |

ア 溶出量調査

(ア) 重金属

重金属の溶出量調査においては、全ての調査地点で土壌の汚染に係る環境基準を満足しています。

(イ) 有機塩素系化合物等

有機塩素系化合物等の溶出量調査においては、全ての調査地点で土壌の汚染に係る環境基準を満足しています。

(ウ) 農薬

農薬の溶出量調査においては、全ての調査地点で土壌の汚染に係る環境基準を満足しています。

イ 含有量調査

含有量調査においては、全ての調査地点で重金属等に係る土壌汚染調査・対策指針に示されている含有量参考値を満足しています。

(2) ダイオキシン類環境調査の実施

廃棄物の焼却等に伴って発生するダイオキシン類について、土壌中のダイオキシン類の実態把握をするため、発生源周辺調査を実施しました。

調査の結果、環境基準値 (1,000pg-TEQ/g) および調査指標値 (250pg-TEQ/g) を全て下回っていました。 (資料8 4参照)

第2 地盤沈下の防止

1 地盤沈下の現状

伊勢湾の奥部に位置する北伊勢地域臨海部は、古くから稲作を中心とした農業生産が盛んであり、近年は臨海工業地帯として、高度経済成長を支えてきた地域です。

しかし、昭和30年代後半からの高度経済成長に伴い、地下水の利用が増大し、広い範囲で地盤が沈下するという現象が発生し、昭和36年から平成11年までの過去38年間に、桑名郡長島町大字白鷄 (水準点番号C35 16) では、158cmの累積沈下量が記録されています。

北勢地域の地盤沈下は、工業用地下水採取の大幅な削減や水道用水の地表水への転換などにより、沈静化傾向にあります。しかし、平成6年のような異常渇水時には、平年を大幅に上回る、年間2cm以上の地盤沈下地域が観測されています。

このように地盤沈下は降水量等の気象状況の影響を受けやすく、また、海拔0m地域にあっては年々僅かながらその地盤高を低くしており、常に高潮・洪水・内水氾濫及び地震災害等の潜在的危険性の高い地域となっています。

(資料9 1参照)

図1-5-1 北勢地域主要水準点の沈下状況

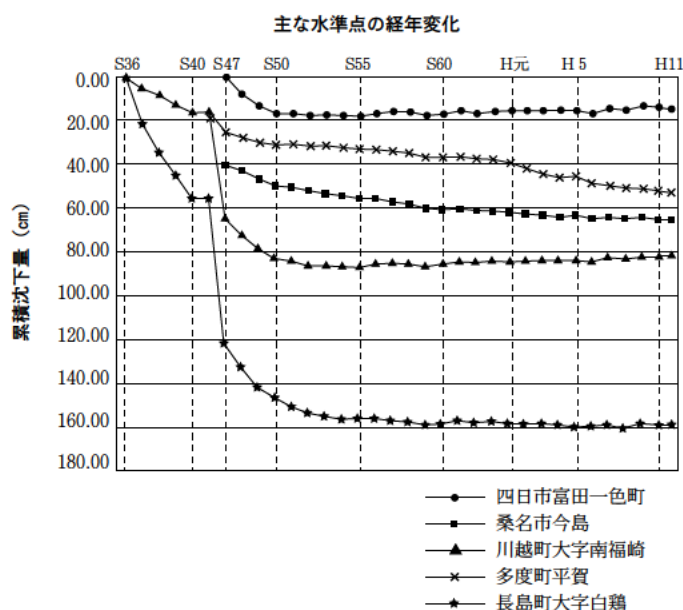
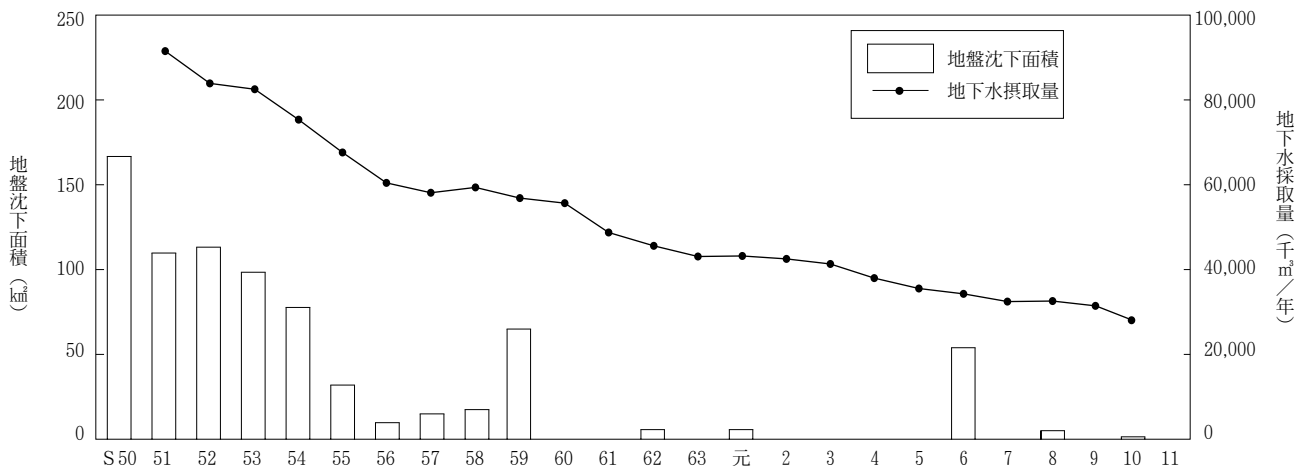


図1-5-2 規制地域内の地下水採取量と地盤沈下面積の推移



2 地盤沈下対策の推進

(1) 地下水採取の規制・指導

地下水の過剰揚水が地盤沈下の主要因であることから、昭和32年以降、四日市市の一部と楠町を工業用水法の指定地域として工業用の地下水採取を規制しました。

また、昭和50年4月から、県公害防止条例の改正により、地域を拡大し、工業用以外の採取にも規制をしました。さらに一部用途については昭和52年以降、採取量の20%削減規制を実施しています。(資料9 2, 3, 4参照)

(2) 地盤沈下の観測・調査

地盤沈下の状況を把握し、かつ地盤沈下を未然に防止するため、二つの方法により監視を行っています。

ア 水準測量による方法

精密水準測量を実施して、地盤の上下変動を測定する方法で、愛知県豊明市にある基準水準点を不動点として、各水準点の標高を測定し、前年との差から変動量を出し、地盤沈下の状況を把握しています。

平成11年は、観測水準点135点のうち92.6%にあたる125点の沈下が観測されました。1cm未満の沈下水準点が大半で、1cm以上の沈下水準点も3点で観測されましたが、沈下域形成されませんでした。

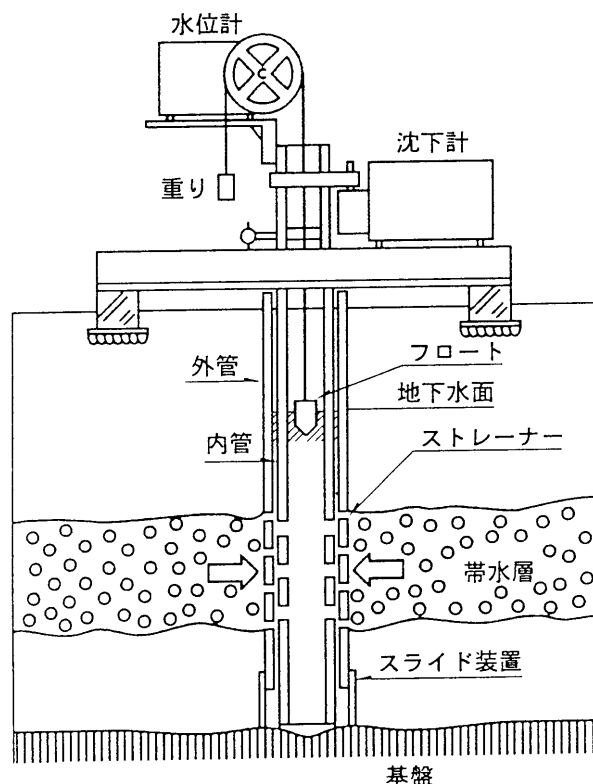
(資料9 1, 7参照)

イ 地盤沈下観測井戸による方法

地盤沈下の主な原因である地下水位の低下の状況や地層別の収縮量(沈下量)を、図1-5-3のような観測井戸を設けて測定しています。

地盤沈下と密接に関連する規制地域内の地区水位(年間平均)は、4ヶ所で低下しましたが全般的には前年に比べ上昇を示し揚水量の削減降下があらわれてきています。

図1-5-3 地盤沈下観測井戸



第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

【第5節 土壌・地盤環境の保全】

(3) 濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱

愛知県、岐阜県、三重県の3県にまたがる濃尾平野の地盤沈下を防止するため「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」により、各種の地盤沈下防止等の対策を推進しています。

平成11年度には、地下水かん養機構に関する調査研究と、地盤沈下に関する既存資料の収集及び解析並びに地下水収支の解析を行いました。

表1-5-4 地盤沈下対策関連事業一覧表

| 関連事業の分類 | 事業主体 | 事業内容 |
|-------------|------|---|
| 代替水の供給に係る事業 | 三重県 | 北伊勢工業用水道事業 |
| 地盤沈下対策事業 | 三重県 | 地盤沈下対策土地改良事業 (城南、東汰上、東汰上二期) 地盤沈下対策河川事業(鍋田川) |
| その他の関連 | 三重県 | 中小河川改修事業(員弁川、朝明川) 湛水防除事業(伊曾島北部、城南、七取、木曾岬) |

ア 啓発・普及の推進

平成11年度は、要綱で設定されている地下水採取目標量の遵守に向け地下水利用から表流水利用への啓発・普及等の対策を進めました。

イ 農業用施設の被害復旧

平成11年度には、地盤沈下による農用地及び農業施設の被害を防止するため、地盤沈下対策事業により農業用施設の新設、改修を行いました。

ウ 北伊勢工業用水道事業

北伊勢工業用水道事業は、北勢地域の臨海部の石油化学を中心とする工業の発展に伴う水需要の増大や、地下水の汲み上げによる地盤沈下及び塩水侵入に対する地下水代替水の確保に対処するため、昭和31年に給水を開始して以来、順次拡張を行ってきましたが、初期の施設にあっては給水開始後約40年経過しているため老朽劣化が進んでいます。

平成11年度には老朽劣化した施設の改築事業を実施しました。

エ 地下水管理システムの確立

渇水における急速な地下水位低下による地盤沈下に対処するには、リアルタイムに対策を実施する必要があります。

本県では、地下水管理システムの構築に向け、地盤沈下に関する既存資料の収集及び解析並びに地下水収支の解析作業を行っています。

第 2 章

人と自然が共にある環境の保全



県の獣

カモシカ（S39・11・24指定）

鳥獣保護の目的で、キジバト、コマドリなど5種類の県民鳥獣候補の中から、県民投票で選ばれました。高山地域の森林や岩山、断崖地などに住み、特別天然記念物に指定されています。

第2章 人と自然が共にある環境の保全

【第1節 多様な自然環境の保全】

第2章 人と自然が共にある環境の保全

第1節 多様な自然環境の保全

第1 自然環境の概況

1 地形・地質

(1) 地形

三重県は、総面積5,773.79km²（平成10年10月1日現在）、東西約80km、南北約170kmの細長い県土を有し、櫛田川河谷から伊勢市を通る中央構造線を境として、その北と南で対照的な違いを見せています。

北部は、養老、鈴鹿、笠置、布引等の700～1,000m級の山地・山脈が連なり、その西側には伊賀盆地が開けています。

南部は、標高千数百mの高台山地が直接熊野灘に沈水し、標高の低い丘陵、台地は志摩半島、紀南地方に限られ、海岸は概ね複雑な溺れ谷地形となっています。

(2) 地質

地質についても中央構造線の北側（西南日本の内帯）と南側（西南日本の外帯）では岩質や分布状態が全く異なっています。

北部は、中生代末に秩父古生層中に貫入した花崗岩類が広く分布し、これに関連した花崗片麻岩類も多く見られ、花崗岩、片麻岩、古生層等が第三紀層、第四紀層とともに分布しています。

一方、南部は、北部にはほとんどみられない中生層が広く分布しているのに対し、北部に多い花崗岩類はほとんどみられず、北から御荷鉾層、秩父古生層、中生層、第三紀層が順序よく配列しているという特徴を有しています。

2 気候

気候は、概ね温かな太平洋側の気候型を示していますが、地形条件の複雑さを反映して地域的にはかなり変化しており、大きくは次の5地区に区分することができます。

● 鈴鹿山脈北部地区

比較的降雪が多く、寒冷な気候。年降水量は2,000mmを超える。

● 伊勢平野地区

年平均気温は14～15℃、年降水量は1,200mm内外と温暖な気候。

● 上野盆地地区

朝夕の温度格差が大きい内陸性の気候。年降水

量は1,500mm内外。

● 熊野灘沿岸地区

日本有数の多雨地帯として知られ、尾鷲地方では年降水量は4,000mm内外。四季を通じて温暖な気候。

● 志摩地区

結霜季節が短く、積雪することのない温暖な気候。年降水量は2,000mm内外。

3 植物

植生は、主に亜熱帯から暖帯にかけて発達する常緑広葉樹林と温帯を占める落葉広葉樹林が大部分を占めていますが、台高山脈の一部には温帯の北部から亜熱帯にかけて分布する針葉樹も見られます。県下の森林帯を概観すると次のとおりです。

- 熊野灘沿岸地域には、亜熱帯性植物の混じったスタジイ林や急崖地にはウバメガシ林が発達しています。
- その内側平野にはタブノキ林が見られます。
- 内湾沿岸から平野、丘陵を経て、海拔およそ300mまではツブラジイ、タブノキを中心とする森林です。
- これを接して、800m位まではカシ類が多く、1,600m付近まではブナ、ミズラナ等落葉広葉樹林が分布しています。
- それ以上の山地はトウヒ、コメツガを主とした針葉樹林となっています。

また、沿岸地域の植物として、砂浜海岸ではハマヒルガオ、ハマニガナ、コウボウムギ、ハマエンドウなどがみられ、志摩から熊野灘沿岸にかけてハマオモトが生育しています。

4 動物

(1) 哺乳類

ネズミ類、キツネ、タヌキ、イタチ、イノシシ、ホンシュウジカなどが広く分布し、46種の生息が確認されています。台高山脈のブナ、ミズラナの原生林にはツキノワグマが生息し、鈴鹿、台高の両山脈には国の特別天然記念物のニホンカモシカが多く見られます。

(2) 鳥類

大台ヶ原付近では、メボソムシクイ、ルリビタキ、丘陵から平野では、サギ類、カモ類、伊勢湾岸干潟では、シギ・チドリ類、熊野灘沿岸では、

第2章 人と自然が共にある環境の保全

【第1節 多様な自然環境の保全】

カンムリウミスズメ、ミズナギドリなどが見られ、309種の鳥類が確認されています。

(3) 昆虫類

北部の鈴鹿山系では暖かい気候を好む昆虫に混じって寒い気候を好む昆虫もかなり認められ、特にチョウの宝庫ともいわれており、県指定天然記念物のキリシマミドリシジミ等が生息しています。伊勢神宮林には古くからミカドアゲハ、ルーミスジミという珍しいチョウの生息が知られています。台高山脈の大台ヶ原、大杉谷には、オオダイセマダラコガネ、オオダイルリヒラタコメツキ等のように紀伊半島を代表する多くの固有種が発見されています。

(4) 両生類

有尾両生類（サンショウウオ目）は3科7種、無尾両生類（カエル目）は4科15種が知られています。国の天然記念物で世界一大きいオオサンショウウオが伊賀盆地や北・中勢地域の河川に生息しています。

(5) 爬虫類

陸産爬虫類は、2目16種、海産爬虫類は2目9種が知られています。また、本州で産卵するウミガメはアカウミガメだけであり、伊勢湾から志摩半島及び熊野灘沿岸に産卵地が点在しています。

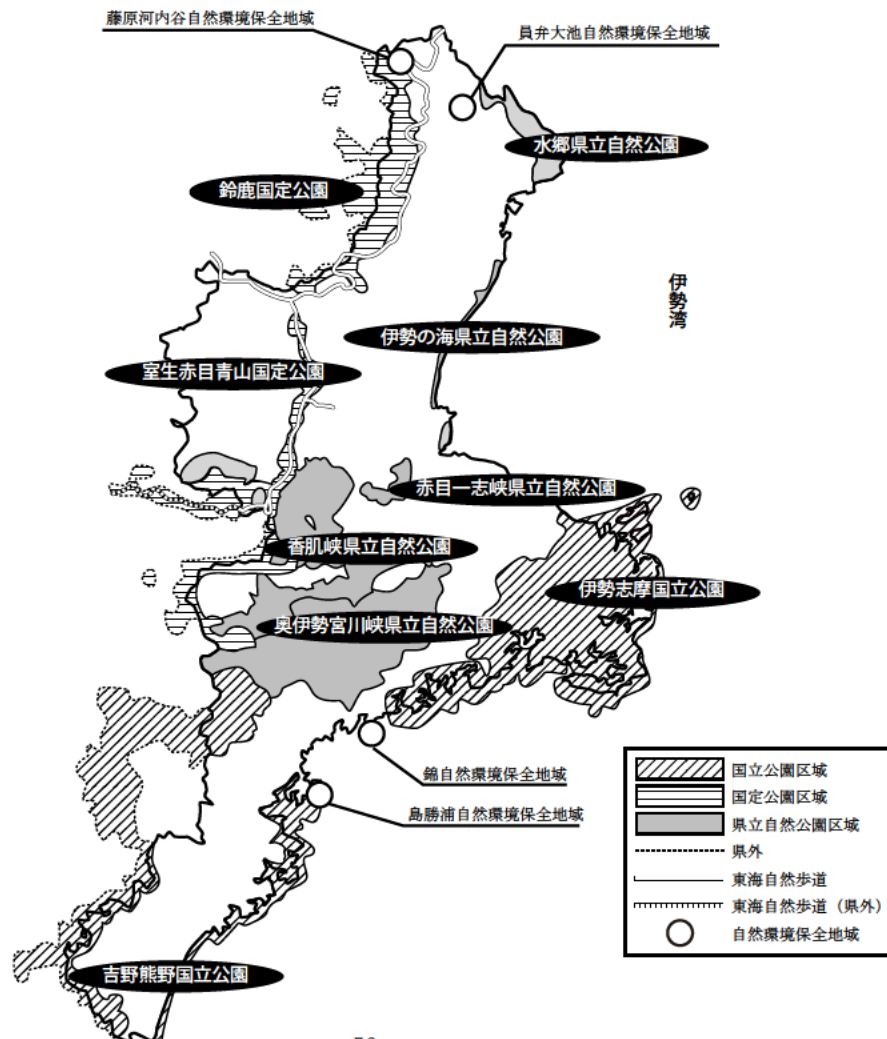
(6) 淡水魚類

淡水魚類数は、60種前後確認されています。ほとんどの種が伊勢湾水域と上野水域に分布し、純淡水性のコイ目が大半を占めていますが、熊野灘水域の魚類相は30数種であり、コイ目だけでなくスズキ目等沿岸性魚類が占める割合が多くなっています。

5 自然環境保全地域

すぐれた自然環境の保全を図るため、図2-1-1のとおり藤原河内谷自然環境保全地域など4地域が自然環境保全地域として指定されています。

図2-1-1 自然公園・自然環境保全地域の指定状況



第2章 人と自然が共にある環境の保全

【第1節 多様な自然環境の保全】

6 自然公園

すぐれた風景地を保護し、その利用の増進を図るため、図2-1-1のとおり国立公園2ヶ所、国定公園2ヶ所、県立自然公園5ヶ所が自然公園として指定されています。

7 鳥獣保護区等

鳥獣の保護繁殖を目的として、5年を1期とした鳥獣保護事業計画に基づき、鳥獣保護施設（鳥獣保護区、休猟区、銃猟禁止区域、猟区）を設定しています。

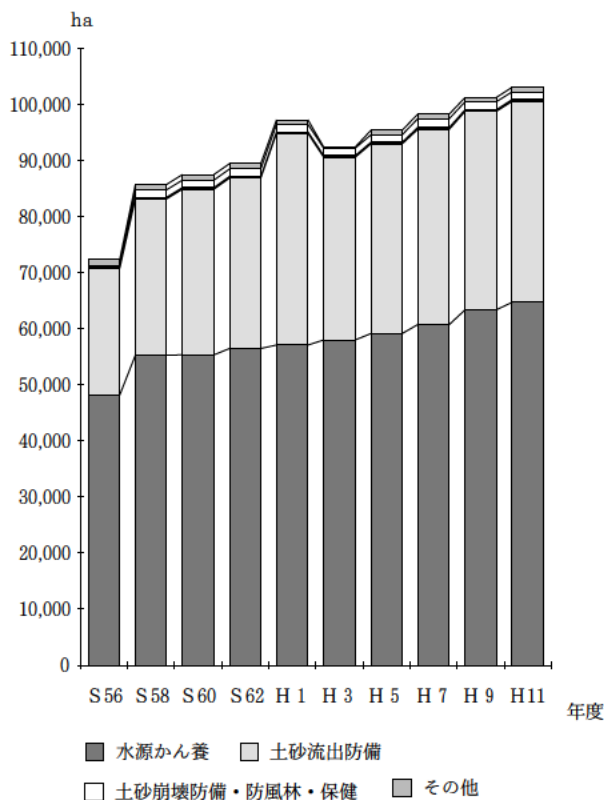
8 森林

平成11年度末における森林面積は376,009haで、うち国有林が6.4%、民有林が93.6%の割合となっています。

なお、平成11年度末の民有林の森林蓄積量は、58,649千m³となっています。

森林の中でも特に水源のかん養、災害の防備等の目的を達成するため、特に必要なものを保安林に指定し、森林の持つ公益的な機能が十分に発揮されるよう、適切に保全・管理が行われています。

図2-1-2 保安林面積の推移



第2 すぐれた自然環境の保全

1 自然環境保全地域等の拡大

(1) 自然環境保全地域の指定

すぐれた自然環境を維持している地域を保全するため、県自然環境保全条例に基づき、藤原河内谷地域等4地域を自然環境保全地域に指定しています。

なお、本県には、自然環境保全法に基づく自然環境保全地域等は指定されていません。

平成11年度は、平成10年度に環境調査をおこなった新たな指定候補地5地域について地元市町村との打合せをおこないました。

また、自然環境保全地域等すぐれた自然環境の保全を図るため、知事が任命した自然環境保全指導員による監視・指導を行っています。

表2-1-1 県自然環境保全地域の指定要件

| 区 域 の 状 況 | 規模要件 |
|--|--------|
| (1) すぐれた天然林が相当部分を占める森林区域（これと一体となって自然環境を形成している土地の区域を含む。） | 10ha以上 |
| (2) 地形・地質が特異であり、又は特異な自然現象が生じている区域（これと一体となって自然環境を形成している土地の区域を含む。） | 2 ha以上 |
| (3) その区域内に生存する動植物を含む自然環境がすぐれた状態を維持している海岸・池沼・湿原・河川の区域 | 1 ha以上 |
| (4) 植物の自生地、野生生物の生息地・繁殖地・渡来地、又は樹齢が高く、かつ学術的価値を有する人工林が相当部分を占める森林で、その区域の自然環境が(1)~(3)に相当する程度を維持している区域 | 1 ha以上 |

第2章 人と自然が共にある環境の保全

【第1節 多様な自然環境の保全】

第3 雑木林・人工林・農地等二次的自然の保全

1 森林の保全・育成

木材や燃料を得ることを目的に造成・利用されてきた森林は、多様な野生生物の生息の場であるとともに、水源のかん養、二酸化炭素の吸収・固定等の自然環境保全機能を有しています。

これらの森林を次世代へ引き継ぎ、将来にわたり利用していくため、森林を計画的に管理・育成し、林業生産活動の活性化を図らねばなりません。

また、森林の無秩序な開発を防止するための林地開発許可制度の適正な運用を図るとともに、管理が放棄され、荒廃している森林については、地域の自然植生に配慮しつつ、広葉樹等の植林による森林確保に努める必要があります。

(1) 森林計画制度の適正な運営

森林の有する公益的機能を有効に発揮させるため、県下を表2-1-2のように区分し、区域ごとの民有林を対象として、地域の特性に応じた林業施策の推進目標と、森林所有者の森林施業上の指針を示した10年間の地域森林計画を樹立し、森林資源を効率的に利用するための適切な保育・間伐等の実施、公益的機能の充実のための多様な森林の育成など森林の質的充実を図っています。

平成12年度には、北伊勢森林計画区について地域森林計画を策定するとともに、他の3つの地域森林計画と合わせて、計画を適正に推進するため、伐採届出制度の確実な実行、市町村整備計画の適正な運用を図るとともに、森林所有者が樹立する森林施業計画の作成を促進しました。

表2-1-2 地域森林計画区

| 森林計画区名 | 包 括 区 域 |
|--------|---|
| 北伊勢 | 四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、津市、久居市、桑名郡、員弁郡、三重郡、鈴鹿郡、安芸郡、一志郡 |
| 南伊勢 | 松阪市、伊勢市、鳥羽市、飯南郡、多気郡、度会郡、志摩郡 |
| 伊賀 | 上野市、名張市、阿山郡、名賀郡 |
| 尾鷲熊野 | 尾鷲市、熊野市、北牟婁郡、南牟婁郡 |

(2) 林業担い手の育成等

森林の適正管理や整備を担う林業事業者は、林業収益性の悪化等により、事業者数が減少しています。また、事業体に雇用され、森林施業を行う林業従事者も減少と高齢化が進んでいます。

森林が公益的機能を高度に発揮するには、森林を適正に管理、整備する事業者の育成と、従事者の確保を図ることが急務であり、事業の合理化と雇用改善を積極的に進める事業者を知事が認定し、育成強化に努めるとともに、林業労働力の安定的な確保を推進しています。

表2-1-3 林業事業者の推移

| 年 | 区 分 | 事 業 体 数 |
|--------------|-----|---------|
| 1980年 (S55年) | | 766 |
| 1990年 (H2年) | | 723 |

表2-1-4 林業就業者の推移

| 年 | 区 分 | 人 数 | 50才以上の 占 有 率 |
|--------------|-----|--------|-----------------|
| 1985年 (S60年) | | 3,547人 | 69% |
| 1990年 (H2年) | | 2,718人 | 77% |
| 1995年 (H7年) | | 2,338人 | 77% |

表2-1-5 新規林業就労者数の推移

| 新規就労者数 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 |
|--------|----|----|----|-----|-----|
| (人) | 25 | 38 | 31 | 35 | 35 |

第2章 人と自然が共にある環境の保全

【第1節 多様な自然環境の保全】

(3) 持続可能な森林経営の推進

野生生物等の森林を中心とする生態系との共存を図りながら、森林に対する多様なニーズに永続的に対応できる「持続可能な森林経営」という考え方を具体的に実践する「モデル森林」を世界的に推進していくため、「モデル森林の推進に関する国際ワークショップ」第2回会合を平成11年3月23日～27日の5日間にわたり国内外から約100名の専門家の参加のもと、宮川流域をケーススタディとして伊勢市及び宮川村で開催しました。

ワークショップを通じ、県民と外国人との交流や環境先進県づくりについての本県の取組などを世界に情報発信するなどの成果が得られました。

また、ワークショップでまとめられた宮川流域へのさまざまな提言が、平成12年度に策定する「宮川流域総合森林整備計画」に反映されるよう、策定作業を進めています。

(4) 多様な森林の造成・整備

戦後の荒廃した森林の復旧、その後の増大する木材需要に対応し生産力増強を図るための拡大造林の推進を背景にスギ、ヒノキ等の人工林が造成されました。

これらの人工林については、①保育・間伐を推進することにより成育途上にある人工林を健全な森林に育て上げること②従来からの単層林に加え複層林や広葉樹人工林を造成することにより将来における多様な木材需要に対応し得る資源としていくことが必要となっています。

一方、天然林については、①育成のための手入れを積極的に行うことにより広葉樹資源を充実させること②適正な管理や整備を進めることにより保健・文化的な利用や野生動植物の生育に適するなど公益的機能を高度に発揮し得る資源にしておくことが必要となっています。

(5) 優良種苗の確保

健全で活力ある森林を造成するためには、優良な林業種苗による造林を進めることが重要です。

このため、造林地の環境条件に適合した産地・系統の明らかな優良苗木の供給を確保するため、「林業種苗法」に基づく苗木の表示証明制度が的確に適用されるよう指導を行いました。

また、育種種子を安定的に生産するため、林業技術センターの採種園の改良と適正な管理を行いました。

(6) 「三重の木を使おう、森を育てるために」県民運動の展開

木をよく知ってもらうために、シンポジウムの開催や啓発用パンフレットの作成、テレビ・ラジオ等を活用した普及啓発を行いました。

さらに、木ともっと親しんでもらうために県民との交流会や木工教室・木材グランドフェアを開催しました。

(7) 保安林の整備・管理

森林は、水源のかん養、国土の保全、環境の保全等重要な機能を持っており、急峻な地形と多雨という山地災害等が発生しやすい自然条件を有する本県では、大変重要な役割を果たしています。

このため、特に森林の有する公益的機能の維持・増進を図るべき森林を保安林として、県下の森林面積の27.4%（県土の17.8%）に当たる103,024haを指定し、森林の適正な保全・管理に努めています。（資料13-13参照）

第5期保安林整備計画では、平成6年～15年度の10年間に9,161haの保安林を指定する計画となっており、平成11年度は1,127haを指定し、保安林の整備や適正な維持管理を行い、国土保全等の森林の公益的機能の向上を図りました。

表2-1-6 多様な森林の造成・整備状況

| 区 分 | 面 積 (ha) | 関 連 事 業 |
|-----------|----------|------------------------------|
| 間 伐 実 施 | 4,973 | 造 林 事 業 間伐実施事業 治 山 事 業 |
| 複 層 林 整 備 | 64 | |

第2章 人と自然が共にある環境の保全

【第1節 多様な自然環境の保全】

表2-1-7 保安林の役割と種類

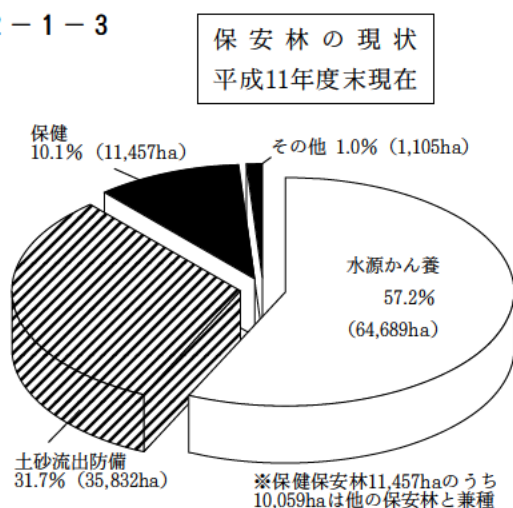
| 主な役割 | 種類 |
|-----------------|-------------------------|
| 良質な水をはぐくむ保安林 | 水源かん養保安林、干害防備保安林 |
| 山崩れや土石流を防ぐ保安林 | 土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林 |
| その他災害を防ぐ保安林 | 防風保安林、潮害防備保安林、落石防止保安林など |
| 安らぎとうるおいを与える保安林 | 保健保安林、風致保安林 |
| 魚の生息や繁殖を助ける保安林 | 魚つき保安林 |

表2-1-8 林地開発許可の状況（平成11年度）

| 開発目的 | 件数 | 面積 |
|----------|-----|-------|
| 工場・事業場用地 | 1件 | 1ha |
| 宅地造成 | 5件 | 80ha |
| ゴルフ場 | 1件 | 1ha |
| レジャー施設用地 | 1件 | 7ha |
| 土石採取 | 3件 | 17ha |
| その他 | 1件 | 2ha |
| 計 | 10件 | 106ha |

昭和49年から平成11年度末までの林地開発許可の実績は別途資料編を参照してください。（資料13 21参照）

図2-1-3



(8) 林地開発許可制度による指導

昭和49年の当制度創設以降に許可した林地開発の件数と面積は、423件、6,328ha（平成11年度末）に達し、ゴルフ場、住宅団地、工場用地の造成と土石の採掘が開発目的の大半を占めています。

このように森林の開発が進むなかで、開発許可に対する審査は「災害の防止」等を重点事項とし、許可にあたっては、公益的機能の高い森林の保全、土地利用の適正管理等に配慮し、適正かつ安全な開発が進められるよう努めています。

開発事業にあたっては、計画に基づき、洪水調整池などの防災施設を先行して実施し、開発工事に伴う災害が未然に防止されるよう、指導しています。

(9) 森林病虫害等の防除

林業を取り巻く厳しい情勢の中、森林の管理水準の低下により、森林病虫害等の被害の早期発見や迅速な防除のための体制強化の必要性が重要になっています。

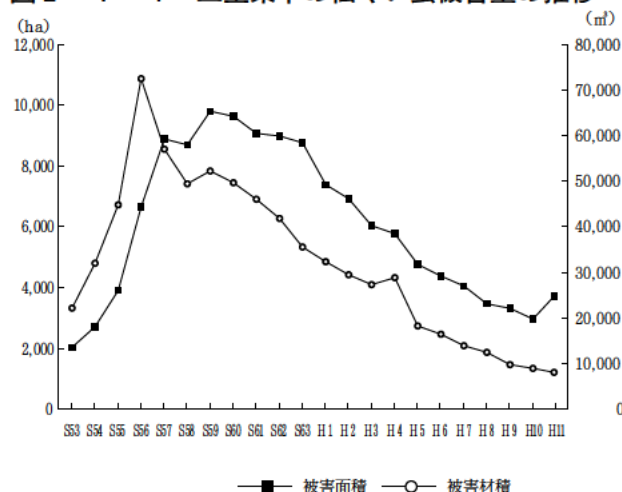
本県における松くい虫被害は昭和56年をピークに年々減少し、平成11年度はピーク時の12%に減少しています。

しかし被害量は年間9,000㎡近い水準で推移しており、気象要因等により再激増の可能性があります。

松くい虫被害対策は、森林病虫害等防除法に基づき、関係市町村との連携を強化しつつ、公益的機能の高い重要な松林を中心に、効果的な防除に努めており、薬剤の散布による予防措置や、被害木の駆除措置を実施しています。

（資料13 22参照）

図2-1-4 三重県下の松くい虫被害量の推移



第2章 人と自然が共にある環境の保全

【第1節 多様な自然環境の保全】

表2-1-9 森林病虫害等の防除状況
(平成11年度)

| 実施主体 | 内 容 |
|-------|---|
| 市 町 村 | 予防措置 28ha (地上散布) 駆除措置 126㎡ (伐倒駆除116㎡、 特別伐倒駆除10㎡) 保全松林健全化整備 15ha |
| 県 | 予防措置 109ha (地上散布86ha、樹 幹注入1,842本) 駆除措置 454㎡ (伐倒駆除288㎡、特 別伐倒駆除166㎡) |

※防除措置の内容については、資料編を参照

2 生物多様性に富んだ農村空間の形成と環境保全型農業の推進

(1) 環境保全型農業の推進

農業の基盤である農地は人々が必要とする食料を供給するとともに、洪水防止、地下水かん養、景観保持などの多面的機能をあわせもっています。また農村は、農地と一体となり小川や里山等の失われつつある自然を残す貴重な集落環境を有しており、このような美しい景観や広々とした空間によって心のやすらぎが得られる農村の役割が認識されています。

本県では「三重県環境保全型農業推進基本方針」を策定し、平成15年(西暦2003年)に向けて、各種技術の開発・活用等による化学肥料、農薬投入

量の節減、家畜ふん尿など農業開発等から排出される未利用有機資源の利用・リサイクルの強化、並びに農業・農村環境に配慮した農村の整備等を推進しています。

平成11年度には持続的農業法をはじめとする環境3法(持続的農業法・改正肥料取締法・家畜排泄物法)が整備され、特に持続的農業法においては、土づくり技術・減化学肥料技術・減農薬技術の3技術を総合的に実施する生産方式を県導入指針に定め、この指針に基づき環境保全型農業実践者を認定する制度が創設されました。その制度の周知を目的として、県民局単位で説明会を開催するとともに啓発資料を作成し配付しました。

また、平成9年度から引き続き設置している環境保全型農業実証ほにおいて、技術研修会を開催し、環境保全型農業技術の普及に努めるとともに、環境保全型農業推進セミナーや環境保全型農業現地研修会を開催しました。

土壌に関しては、化学肥料による負荷軽減を図るため、従来の施肥基準を環境保全型に改定し関係者へ周知を図りました。

また、肥料取締法の改正により必要になった汚泥肥料の登録手続きや堆肥の成分表示等について関係者への説明会を開催するとともに啓発資料を配付しました。

表2-1-10 環境保全型農業の推進対策の実施状況

| 区 分 | 実施主体 | 内 容 |
|--------------|------|---|
| 環境保全型農業の推進指導 | 三重県 | ○環境保全型農業の推進のため施肥基準を改正し、印刷、配付 ○持続的農業法に基づく県導入指針を策定し、印刷、配付 ○肥料取締法改正に係る啓発資料の配付 ○環境保全型農業技術実証ほの設置(5ヶ所) |
| 技術支援対策 | 三重県 | 病虫害防除技術情報を農家等が直接入手できるFAXサービスを実施 |
| 環境保全型土壌の管理対策 | 三重県 | 肥料等による環境への負荷を軽減するため、土壌管理技術を確立するための調査、試験を実施 |

(2) 農村における環境整備

農村は、農地を中心として屋敷林、生け垣、用水路、ため池、畦や土手等の多様な環境を有しており、これらの環境に適応した様々な野生生物の育成・生息環境の場となっていることから、生態系の保全、親水性や景観に配慮した農地・水路等

の整備を行い、多様な生物相と豊かな環境に恵まれた農村空間の形成が必要です。

このため、平成11年度には、農業集落やその周辺において、地域特性や生態系に配慮した公園、道路、排水路等の整備を行いました。

第2章 人と自然が共にある環境の保全

【第1節 多様な自然環境の保全】

(3) 農業担い手の育成

近年、地域農業は兼業化・高齢化の進展から生産基盤の脆弱化が進みつつあり、農地の維持・管理に影響が生じていることから、若い元気な農業の担い手の確保育成が必要となっています。

三重県では、農地が保有している多様な環境保全能力を維持し、産業として自立する力強い経営体を育成するため、三重県農業経営基盤強化促進基本方針に基づき、認定農業者の確保、農地集積等による規模拡大を推進しており、認定農業者は1,719戸（平成12年3月現在）で、認定農業者への農地集積面積は7,580ha（平成11年度3月現在）となっています。

平成11年度には、地域における認定農業者確保対策を支援するとともに、新技術の導入・普及や農地の利用集積を通じた認定農業者等の担い手農家を育成するための諸対策を実施しました。

(4) 耕作放棄地の解消

近年、農業従事者の兼業化・高齢化の進展・農産物価格の低迷化などにより、耕作放棄地等が増加する傾向が見られます。

今後ともこのような状態を放置しておくことは、農地としての農業上の有効利用が図られないばかりでなく、集団性の分断等周囲の農地利用を阻害することになり、地域全体の農地利用にとって悪影響を及ぼすこととなります。11年度には、活用推進協議会の開催、活用計画の策定、遊休農地に関する情報の提供活動、農地流動化推進員による農地の出し手・受け手の掘り起こし等を行い、耕作放棄地等の解消に努めました。

3 河川・溪流・湖沼の保全・再生

(1) 河川改修の実施における配慮

近年、豊かでゆとりある質の高い国民生活や良好な環境を求める国民ニーズの増大に伴い、河川は単に治水、利水の機能を持つ施設としてだけでなく、河川の持つ多様な自然環境の舞台としての役割を期待されるようになってきています。

また、まちづくりの面において、豊かな自然、美しい景観、歴史や文化に対する関心が増大し、とりわけ水辺空間には水と緑の貴重なオープンスペースとして大きな期待が寄せられています。

このような社会的要請のもと、河川が本来有し

ている生物の良好な生育環境に配慮し、併せて美しい自然環境を積極的に保全又は創出する多自然型川づくりを行っています。

平成11年度には、一級河川矢谷川他25河川で多自然川づくりを実施しました。

(2) 砂防事業の実施における配慮

砂防事業を実施している地域は、これまで幾度となく土砂災害が発生し、また土砂災害の発生の恐れがあるところで、地域住民に脅威を与えています。

しかし一方で、貴重な動植物が存在するなど自然環境が優れている地域が多く、これらは人々の憩いの場となっています。このため砂防事業は土砂災害を防止しつつも良好な自然を後世に残すことが求められています。

このようなニーズを実現するために、流域全体を対象とした総合的な取組みが必要であり、施設整備においては、このことを考慮して事業を進めています。代表的な工法は以下の通りです。

表2-1-11 砂防事業の代表的な工法

| 種類 | 環境配慮の内容 |
|------------------------|---|
| 透過型砂防ダム | 上下流が分断されないため魚類、動物等の移動を確保 谷筋の景観を遮蔽する部分が少なく、先を見通せることによる景観の保全 |
| 護岸工 在石使用護岸 緩傾斜護岸 | 構造物による生態系の分断を防止し、河川内の生物を保護 河道内に瀬と淵の創出と自然環境の回復・再生 |
| 床固工 | 緩勾配の斜路式床固工 下流に大粒径の石を積み巨石での垂直壁の設置 階段式の床固工 自然積を利用し魚道を意識した床固工 |

※ いずれの工法も魚類等の往来が可能によう考慮しています。

平成9年度からは、原則としてすべての着手溪流において自然環境に配慮して事業を推進しています。

表2-1-12 事業内容（平成11年度）

| 内容 | 実施箇所 |
|------------|----------------|
| 通常砂防 | 朝明川（菰野町）ほか93溪流 |
| 溪流再生 | 唐谷川（飯高町） |
| 地方特定河川環境整備 | 多度川（多度町）ほか3溪流 |
| ふるさとづくり事業 | 蛇谷川（宮川村）ほか4溪流 |

第2章 人と自然が共にある環境の保全

【第1節 多様な自然環境の保全】

4 農山村と都市との交流の促進

(1) 市民農園の促進

市民農園とは、サラリーマン等都市住民がレクリエーションや自家用野菜の生産などを目的として、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園です。

三重県下における市民農園の開設状況は増加傾向にあり、近年では市民農園整備促進法及び特定農地貸付法に基づくものが毎年1～2件新規に開設されています。

平成11年度には、市民農園の適正かつ円滑な整備を促進するとともに、市民農園にかかる土地基盤等の整備を行いました。

表2-1-13 地区別市民農園開設の状況

| | 北勢地区 | 中勢地区 | 南勢地区 | 紀州地区 | 伊賀地区 | 計 |
|---------|------|------|------|------|------|----|
| 市民農園法 | 2 | 4 | 3 | 1 | 1 | 11 |
| 特定農地貸付法 | 1 | 0 | 3 | 3 | 3 | 10 |

(2) 山村と都市との交流の促進

近年、森林に対する要求は単に木材生産の場としてではなく、保健・文化・教育的な活用など多様化してきています。

一方、山村地域でも、過疎化、高齢化が進行し、地域の活力が低下してくるなか、山村地域と森林を活用した交流拠点を整備し、その活用を図ることで、都市と山村の交流を進め、山村の活性化を目指しています。

平成11年度には、市町村による拠点整備や市町村が整備した拠点施設等のPR活動等に対し、支援を行いました。

表2-1-14 都市と山村の交流促進への支援状況

| 対象町村 | 内容 |
|------|-----------------------|
| 飯南町 | ・基盤整備、森林体験空間の整備、普及啓発等 |
| 海山町 | ・普及啓発、推進協議会の開催等 |

第4 沿岸域の自然環境の保全

1 海岸の水際線の保全・再生

(1) 海岸の整備

伊勢湾沿岸においては、昭和28年から38年にかけて築造された海岸堤防が築後30数年経過し、老朽化しており、安全性の確保・向上とともに、環境面にも配慮した整備を図る必要があります。

熊野灘沿岸においては、熊野市以南の20数kmに及ぶ海岸線が、太平洋からの荒波が直接来襲するため、海岸線の侵食が甚だしい地域となっています。

こうした中で、高潮・侵食の対策を強力に推進するとともに、生態系に配慮しつつ人々が安心して気軽にふれあえる海岸環境の整備を図る必要があります。

平成11年度には、海岸高潮対策・侵食対策の中で、人工リーフ（潜堤）、緩傾斜堤、養浜を施工し、海岸の水際線の保全・再生を図りました。

2 砂浜・礫浜の保全・再生

(1) 七里御浜海岸の侵食対策

七里御浜海岸は熊野灘に面し、ほぼ20kmにわたる直線的に連なる砂礫質海岸で、全国的にも問題となっている侵食が著しく進んできています。

また、悪天候時には堤防まで波が打ち寄せ、平成9年には、井田海岸において堤防が決壊しました。

このため、災害復旧助成事業により、堤防の改良復旧、消波効果、景観を考慮した人工リーフ等の面的防護工法を採用し、海岸線の保全を図っています。平成11年には、人工リーフ（潜堤）を中心とした侵食対策を図りました。

3 藻場・干潟の保全・再生

(1) 藻場・干潟の造成

藻場や干潟は、有用水産生物資源の増大に大きな役割を果たしているほか、多様な生物の生息の場ともなっており、それら生物の作用等による水質浄化機能によって、海の汚濁防止にも貢献しています。しかしながら、藻場・干潟は沿岸域の環境の変化や開発行為等により消失し易く、本県においても減少しているため、漁業調整などの点から、まず、藻場の造成に取り組んでいます。

沿岸域からの生活排水や各種廃棄物の流入等に

第2章 人と自然が共にある環境の保全

【第1節 多様な自然環境の保全】

より、漁場環境が悪化し、効用の低下している沿岸漁場の生産力の回復や公益的機能の増進を図るため、志摩度会地区、尾鷲南部地区において藻場の造成を実施しています。

4 漁村と都市との交流の推進

海洋性レクリエーションの需要に対応し、都市住民との交流機能を有する多機能型漁港の整備を実施しています。

平成11年度には、新マリノベーション拠点交流促進総合整備（ふれあい整備）計画に従って、尾鷲市賀田湾の三木浦漁港及び紀勢町錦の錦漁港で海岸環境の整備を実施し、鳥羽市菅島地区の菅島漁港で漁港環境の整備を促進しました。

第2章 人と自然が共にある環境の保全

【第2節 生物の多様性の確保】

第2節 生物の多様性の確保

第1 貴重・希少な野生生物の保護

1 天然記念物指定による野生生物の保護

天然記念物に指定された野生生物を保護するため、開発等により影響を受けることが予想される場合は、必要に応じて専門家の指導により調査し、影響を最小限にするように保護策の検討、開発計画変更等について指示を行っています。

天然記念物として指定されたからと安心するのではなく、地域の財産として人々に愛され親しまれ、皆の手で保護が図られるようにしていくことが重要です。

(資料14 1参照)

2 希少な野生生物の保護

希少な野生生物及びその生育・生息環境を保全するため、文化財保護法に基づく天然記念物の指定、三重県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地域の指定とその適正な管理を行っています。

また、三重自然誌の会により「自然のレッドデータブック・三重」が公表され、各種開発事業にあたっての希少野生生物の保護に活用されています。

3 鳥獣の保護・管理

(1) 野生生物の保護

我が国に生息する哺乳類（一部を除く）、鳥類については、「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」によって保護の対象とされており、狩猟ができる種は47種類に限定されています。狩猟については、さらに期間、場所、資格等の制限が定められており、これらの捕獲規制によって鳥獣の保護を図っています。また、鳥獣保護事業計画を策定し、鳥獣保護区等保護施設を計画的に設定するとともに、鳥獣の人工増殖、有害鳥獣の駆除、鳥獣保護思想の普及等により鳥獣の保護を図っています。

平成11年度には、第8次鳥獣保護事業計画（H9～H13）に基づき、鳥獣保護区等を設定したほか、野生生物保護モデル校の育成、傷病鳥獣の保護、キジ・ヤマドリ放鳥、野生生物保護啓発ポスターコンクール等を行い、鳥獣保護思想の普及啓発を図りました。また、県下57地区に鳥獣保護員を配置し、狩猟取締りの指導等を行いました。

表2-2-1 鳥獣保護区等保護施設の設定状況

| 区分 | 鳥獣保護区 | 特別保護地区 | 休猟区 | 銃猟禁止区域 | 猟区 |
|---------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 箇所数（箇所） | 95 | 10 | 30 | 77 | 1 |
| 面積（ha） | 79,887 | 1,297 | 16,669 | 51,766 | 2,810 |

表2-2-2 鳥獣保護事業実施状況

| 区分 | 概要 |
|------------|-------------------------------|
| 保護区等の設定 | 保護区、休猟区、銃猟禁止区域等の設定及び管理 |
| 野生生物保護 | 野生生物保護モデル校の指定及びモデル校の育成 |
| キジ・ヤマドリの放鳥 | 鳥獣保護区等へのキジ・ヤマドリ放鳥 |
| ポスター募集 | 小・中学校、高校生を対象にポスター募集 |
| 傷病鳥獣の保護 | 傷病鳥獣ドクター、鳥獣ボランティアの指定及び傷病鳥獣の救護 |

4 野生生物の生息状況等の把握

(1) みえの自然環境調査の実施

県下の自然環境の現状及び野生生物の生息・生育分布状況を把握するため、平成11年度には、自然環境保全法に基づき国土の自然環境の現状及びその経年変化を把握する自然環境保全基礎調査を実施しました。

また、野生生物保護の基礎的資料とするため、県下の野生生物の生育・生息状況を調査する野生生物生息実態調査を実施しました。

第2 生態系の多様性の確保

1 主要な生態系・自然生息地の保護

(1) 開発行為等の指導

宅地開発は、バブル経済の崩壊等の影響もあって、平成4年度には件数、面積とも大幅な落ち込みをみせ、その後も低迷しているが平成10年度、11年度とやや増加の傾向にあります。ゴルフ場の開発は、北勢、中南勢、伊賀地域を中心として行われています。

(資料15 1, 2参照)

第2章 人と自然が共にある環境の保全

【第2節 生物の多様性の確保】

宅地開発及びゴルフ場開発等の各種開発行為については都市計画法、三重県宅地開発事業等の基準に関する条例及びゴルフ場等の開発事業に関する指導要綱に基づき、都市の健全な発展に資するため秩序ある整備と乱開発の防止に努め、生活環境の適正化を図るよう指導しています。

(資料15 3参照)

2 移入種による影響対策の推進

(1) 動物の保護管理

本県では、「動物の保護及び管理に関する法律」、「三重県動物の保護及び管理に関する条例」に基づき、危険な動物（特定動物）による県民への危害の発生を防止するとともに、動物愛護精神の高揚と適正飼養の普及啓発を行いました。

特定動物の飼養状況は、表2-2-3のとおりとなっています。(許可施設は6施設)。

表2-2-3 特定動物の飼養状況

(平成12年3月末現在)

| 類 | 目 | 特定動物の区分(科) | 頭(匹) |
|-----|---------------|------------------|------|
| ほ乳類 | 食肉目 | ネコ科(トラ、ライオン等) | 11 |
| | | クマ科(ヒグマ、ツキノワグマ等) | 18 |
| | 長鼻目 | ゾウ科(アフリカゾウ) | 1 |
| | 霊長目 | オラウータン科(チンパンジー) | 1 |
| | | オナガザル科(モナモンキー) | 1 |
| | オマキザル科(アカゲザル) | 1 | |
| ハ虫類 | 有鱗目 | ボア科(ボールニシキヘビ等) | 2 |
| | ワニ目 | アリゲーター科(カイマン) | 1 |

第2章 人と自然が共にある環境の保全

【第3節 良好な自然環境の活用】

第3節 良好な自然環境の活用

第1 自然公園等の整備・活用

1 自然公園の管理・保護

県下の優れた風景地を保護するとともに、その利用の増進を図るため、自然公園法及び県立自然公園条例に基づき自然公園が指定されています。

平成12年3月末現在、県内には国立公園2か所、国定公園2ヶ所、県立自然公園5ヶ所があり、その面積は204,677haで県土の約35.4%を占めています。(資料13 3参照)

自然公園は、それぞれの自然公園ごとに策定される公園計画(保護計画及び利用計画)に基づいて管理・整備されています。このうち保護計画は、保護の必要性によって特別保護地区、特別地域(第1種、第2種、第3種)、普通地域、海中公園地区に指定し、風致景観に支障を及ぼす一定の開発行為の規制を行っています。

また、自然公園指導員、県自然環境保全指導員などにより、公園区域の巡視や公園利用者に対する啓発・指導などを行っています。

平成11年度には、自然公園法・県立自然公園条例に基づき、262件の行為に対する許可や届出の受理を行いました。また、伊勢志摩国立公園内において、公園区域内にある市町村の主要な地域で清掃活動を実施しました。

2 自然公園利用施設の整備

自然公園の特別地域においては、自然公園の適切な利用の促進と安全の確保を図るため、利用計画に基づき、博物展示施設、野営場、広場、休憩所、駐車場、歩道などの施設整備を行っています。

これら施設は、設置市町村に維持管理を委託し、市町村、自然公園指導員、県自然環境保全指導員らと協力して点検を行っています。また、老朽化した施設や破損したものについては必要に応じて補修、改善を行っています。

平成11年度には、大杉谷線歩道(吉野熊野国立公園)、赤目園地(室生、赤目、青山国定公園)など7ヶ所を整備しました。

3 自然公園区域等の見直し

自然公園の適正な保護と利用を図るため、各国立公園、国定公園及び水郷県立自然公園については、公園計画が策定されています。しかし、他の

4 県立自然公園(奥伊勢宮川峡、香肌峡、赤目一志峡、伊勢の海)は公園計画が策定されていないため、今後、順次公園計画を策定することとしています。

平成11年度は、奥伊勢宮川峡県立自然公園を対象に、学識経験者、関係市町村等で構成する検討会を開催し、特別地域の指定など公園計画の策定に向けた検討を行いました。

4 三重県民の森及び三重県上野森林公園の活用

自然とのふれあいの場を提供するために、県民が自ら体験することができる多様で豊かな森林を創造し、広く県民が身近に憩い、学び、楽しむことのできる県民の森と上野森林公園を設置しています。「三重県民の森」(菰野町)は、昭和55年に開催された全国植樹祭を機に設置され、平成11年度において、11万人余の来場者がありました。

「三重県上野森林公園」は、上野新都市の整備と併せて平成3年から構想にかかり、平成10年度に完成しました。平成11年度から開園し、同年度において3万人弱の来場者がありました。

第2章 人と自然が共にある環境の保全

【第3節 良好な自然環境の活用】

第2 森林・水辺等の保全・活用

1 森林の整備・活用

(1) 健康増進施設と連携を図った森林整備

環境問題への関心の高まりや、国民のライフスタイルの変化により、生物の多様性の保全、野外活動や森林教育等の場の提供、大気浄化等、森林が有する身近な生活環境を保全する機能に対して期待が高まっています。

都市近郊において、地域の人々が森林・林業に親しみ、快適で安全に自然の恵みを受けることができるよう、森林及び森林に付帯する施設の整備を進めています。

表2-3-1 森林空間総合整備事業実施状況

| 場所 | 整備内容 | 実施年度 |
|--------------|---|-------------|
| 大内山村 大字大平 | 広葉樹植栽等の森林整備 作業路・歩道の開設 林内作業場の整備 健康促進施設の整備 | 平成9年度～11年度 |
| 宮川村 大字菌 | 広葉樹植栽等の森林整備 作業路・歩道の開設 健康促進施設の整備 林道の改良 | 平成10年度～12年度 |

(2) 林業地域の生活環境の改善

林業生産性の向上と林業従事者の定住の促進及び山村地域の活性化のため、林道等の林業生産基盤の整備と、豊かな森林資源を活用した都市と山村との交流促進等を図り、立ち後れた山村地域の生活環境基盤の整備を総合的に行っています。

平成11年度には、市町村等の施行により、防火水槽等の生活基盤の整備のほか、林道等の林業生産基盤の整備を行いました。

表2-3-2 林業地域の生活基盤整備状況

| 実施地区 | 内容 |
|----------------|--|
| 海山 (H8～12) | (林道) 島勝線 (交流) サイクリングロード、駐車場 |
| 飯高 (H8～12) | (林道) 峯ヶ谷大崩線、高鉢線、くまが池線 |
| 熊野 (H8～12) | (林道) 大井川線、高代山線 (生活) 防火水槽、高更線 |
| 南伊勢 (H9～13) | (林道) 波留相津線、西又線 (生活) 防火水槽 (生産) 林業施設用地整備 |

(3) 生活環境保全林の整備

森林には、土砂災害の防止、水源かん養や木材生産等の機能はもとより、大気浄化や防音などの環境保全機能、森林浴やレクリエーションの場としての保健休養機能、文化・教育機能等、さまざまな機能の発揮が求められており、都市近郊や集落周辺において、緑豊かな生活環境を保全・創出する森林の整備を進めています。

表2-3-3 生活環境保全林の整備状況
(平成11年度)

| 実施箇所 | | 面積 (ha) | 整備内容 |
|------|--------|------------|------------|
| 地区名 | 所在地 | | |
| 大峰 | 紀和町小栗須 | 5.4 | 自然林改良、管理歩道 |
| 浅里 | 紀宝町浅里 | 1.0 | 自然林改良、管理歩道 |
| 北打山 | 伊賀町柘植町 | 14.8 | 植栽、作業歩道 |
| 計 | 3地区 | 21.2 | |

2 農業利用施設の活用

(1) ため池周辺の整備

ため池は、農業生産施設としてのみならず農村地域の景観形式、親水機能の発揮、生活用水の提供等重要な役割を持っています。そこで、ため池を保全管理するとともに、豊かで潤いのある地域の憩いの場として親水公園等を整備しています。

現在、主要市町村における45地区を目途とし、親水公園等を整備する計画であり、平成11年度には、次の9地区の整備を行いました。

表2-3-4 ため池周辺の整備状況

| 地区名 | 所在地 | 地区名 | 所在地 |
|------|------|------|-----|
| 川添 | 大台町 | 天啓 | 多気町 |
| 長島南部 | 長島町 | 持越 | 宮川村 |
| 木曾岬 | 木曾岬町 | 阿山2期 | 阿山町 |
| 白山 | 白山町 | 川合溜池 | 藤原町 |
| 笠田大溜 | 員弁町 | | |

第2章 人と自然が共にある環境の保全

【第3節 良好な自然環境の活用】

3 温泉の保護・利用

(1) 温泉の保護

現在、三重県には187ヶ所（平成12年3月31日現在）の源泉がありますが、その利用目的は湯治場等の保健的利用から、ゴルフ場、健康ランド等のレジャー的趣向へと多様化してきています。

また、全国的な温泉ブームにより温泉開発が急増しており、既設源泉の揚湯量の減少及び泉質の

低下が懸念されています。そこで、温泉の保護と利用の適正化等を図るため、地域の特性に即した指導を行っています。

平成11年度は、許可申請のあった温泉の掘さく10件、増掘及び動力装置4件について、審査したほか、61件の温泉利用許可申請（浴用及び飲用）について許可を行いました。

表2-3-5 温泉法に基づく許可実績の推移

| 種別 | 年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|-----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|
| | S56 | S57 | S58 | S59 | S60 | S61 | S62 | S63 | H1 | H2 | H3 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 |
| 温泉掘削 | 1 | 2 | 2 | 3 | 4 | 11 | 9 | 12 | 16 | 11 | 18 | 15 | 6 | 16 | 13 | 15 | 11 | 7 | 10 |
| 増掘及び動力装置 | — | 2 | 2 | 2 | 3 | 4 | 8 | 6 | 11 | 3 | 8 | 10 | 6 | 6 | 13 | 9 | 8 | 7 | 4 |
| 温泉利用 | 13 | 7 | 3 | 2 | 10 | 23 | 40 | 57 | 49 | 97 | 37 | 51 | 28 | 58 | 50 | 52 | 54 | 80 | 61 |
| 合計 | 14 | 11 | 7 | 7 | 17 | 38 | 57 | 75 | 76 | 111 | 63 | 75 | 40 | 80 | 76 | 76 | 73 | 94 | 75 |

(2) 拠点施設の整備

環境庁は、温泉の公共的利用増進のため、温泉法の規定に基づき、数多くの温泉地のうち、温泉利用施設の整備及び環境の改善に必要な地域を、国民保養温泉地として指定しており、三重県でも南牟婁郡紀和町の「湯の口温泉」が指定されています。

平成11年4月「湯の口温泉」が「ふれあい・やすらぎ温泉地」へ選定されると共に「ふれあい・やすらぎ温泉地整備計画」が決定されました。

この計画に基づき、国民の保養に適した健全な温泉地として、発展するよう施設の整備及び環境の改善を行いました。

4 自然遊歩道の拡大整備

(1) 東海自然歩道の整備

東海自然歩道は、東京の明治の森高尾国定公園と大阪の明治の森箕面国定公園を結ぶ自然歩道で、関係都府県は1都2府8県、路線延長1,697km、年間利用者数は663万人（10年度）となっています。

三重県内の延長は約197kmで、4市9町2村にまたがっています。その維持管理はそれぞれの市町村に委託しており、老朽化による損傷部の補修、標識の設置を必要に応じて実施しています。

表2-3-6 東海自然歩道市町村別一覧表

(延長：km)

| 市町村名 | 延長 | 市町村名 | 延長 | 市町村名 | 延長 |
|------|------|------|------|------|-------|
| 北勢町 | 10.6 | 鈴鹿市 | 9.9 | 大山田村 | 15.7 |
| 藤原町 | 15.4 | 亀山市 | 9.5 | 青山町 | 15.8 |
| 大安町 | 7.8 | 関町 | 18.4 | 久居市 | 0.7 |
| 菰野町 | 32.6 | 伊賀町 | 16.7 | 白山町 | 19.9 |
| 四日市市 | 1.9 | 阿山町 | 5.4 | 美杉村 | 16.8 |
| | | | | 計 | 197.1 |

表2-3-7 東海自然歩道の整備内容

(平成11年度)

| 市町村名 | 整備内容 |
|------|--------------------|
| 関町 | 歩道整備 L=5250m 橋梁 5基 |
| 北勢町 | 歩道整備 L=707m |
| 美杉村 | 標識整備 |

第2章 人と自然が共にある環境の保全

【第3節 良好な自然環境の活用】

(2) 近畿自然歩道の整備

近畿自然歩道は、平成9～13年度で整備が進められている全国8番目の長距離自然歩道で、福井県敦賀市松島町と兵庫県西淡町鳥取を結び、関係府県は2府7県、その総延長は3,258kmとなっています。

三重県内では、中南勢地域から東紀州地域にかけての28市町村が整備の対象となります。県内総延長は約577kmで、これが整備されると鈴鹿山脈沿いに南下している東海自然歩道と連絡し、本県の長距離自然歩道網が完成します。

平成11年度には、県内の38コースのうち16コースにおいて、歩道の新設、公衆トイレ、休憩所などの整備を行いました。(資料13 6参照)

5 グリーン・ツーリズムの促進

(1) グリーン・ツーリズムの促進

グリーン・ツーリズムは、都市住民が農山漁村の自然や文化、暮らし、人々との交流を楽しむ農村休暇型、滞在型の余暇活動を意味し、自然が豊かで心安らぐ農山漁村空間や農林漁業の教育的効果に対する期待や農山漁村滞在型の余暇活動への関心が高まるなかでうまれたレクリエーション活動の一つです。

地理的・社会的条件に恵まれない中山間地域においては、グリーン・ツーリズムの推進による販路の拡大、就労場の拡大や新たな産業おこし、地域住民の参画による地域全体の活性化への期待が大きくなっています。

中山間地域を中心とした農山漁村地域におけるグリーン・ツーリズムへの取り組みは近年増加してきており、ふるさと会員オーナー制度、都市住民との交流、農業体験、加工体験、木工体験、釣り堀センターなどその内容も多岐にわたっています。

また、宿泊施設やバンガロー、オートキャンプ場などのアウトドア施設、パターゴルフや農村公園などのレジャー施設の整備も進んできています。

今後は、これら施設を起点として広域的なネットワークを構築し、積極的なPR、地域住民の協力による総合的なサービスを充実させ、新たな産業として展開を図る必要があります。

平成11年度には、グリーン・ツーリズムを普及・定着させるためグリーン・ツーリズム紹介冊子の

作成を行うとともに、イベントやPR活動、交流関連施設の整備へ支援しました。

表2-3-8 平成11年度に整備された主な交流関連施設

| 区 分 | 施設名又は設置市町村名 |
|--------------|-------------|
| 農産物直売・食材供給施設 | 大台町、紀勢町 |
| 公園整備など | 紀勢町 |
| 農産物直売所 | 二見町 |

(2) グリーン・ツーリズムの推進

平成11年度には、農山漁村地域において、その自然・文化・人々との交流を楽しむ余暇活動を普及させ、勤労者のゆとりある余暇活動の定着を図り、都市部と農山漁村地域の交流を促進するとともに、農山漁村地域の活性化を図りました。

表2-3-9 平成11年度に実施した主な交流イベント

| 日 時 | 場 所 | 内 容 |
|----------------|--------------------|-----------|
| 5月5日 | 飯南町 (リバーサイド茶倉) | 茶摘み体験 |
| 5月23日 | 紀和町 (丸山千枚田) | 千枚田の田植え体験 |
| 7月31日～ 8月1日 | 飯高町 (月出の里) | 月出の里民泊体験 |
| 9月26日 | 紀和町 (丸山千枚田) | 稲刈り体験 |
| 10月24日 | 紀宝町 (井田海岸) | キス釣り大会 |
| 11月3日 | 熊野市 (金山パイロット農園) | みかん狩り体験 |

第 3 章

やすらぎとおいしいのある快適な環境の創造



県の鳥

シロチドリ（S47・6・20指定）

総数15万票を越える県民投票で選ばれました。木曾岬町から二見町にかけての海岸で見られますが、近年、その数が減少しつつあり、保護の必要性が叫ばれています。

第3章 やすらぎとおいしいのある快適な環境の創造

【第1節 身近な自然環境の保全・創出】

第3章 やすらぎとおいしいのある快適な環境の創造

第1節 身近な自然環境の保全・創出

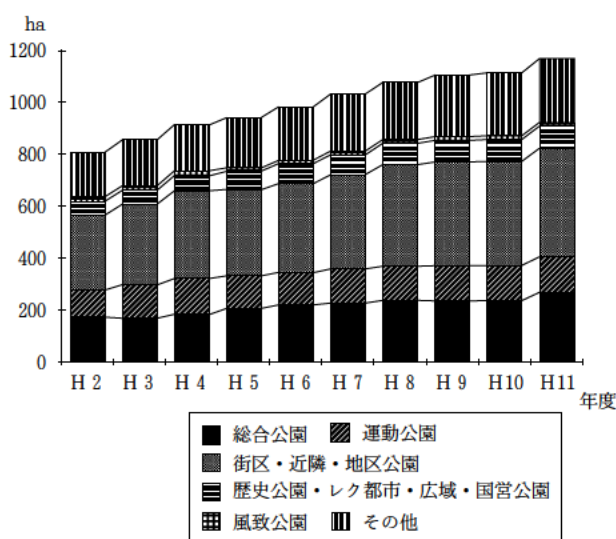
第1 快適環境の現況

1 都市公園

平成11年度末における都市公園の整備状況は、1,571ヶ所、約1,169haです。都市計画区域内人口1人当たりの都市公園面積は7.19㎡です。

都市公園面積の推移を経年的にみると、街区・近隣・地区公園、総合公園、都市緑地の増加が顕著です。

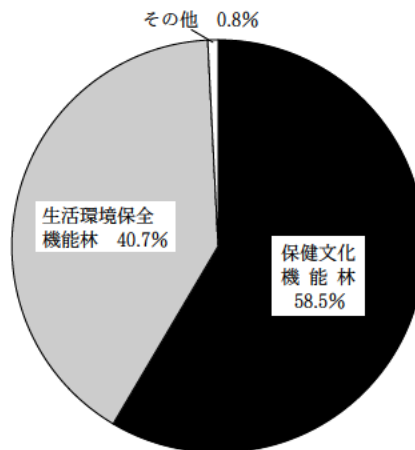
図3-1-1 都市公園面積の推移



2 緑

県下の森林のうち、平成11年度における保健文化機能・生活環境保全機能を有する森林及び地域森林計画対象外の森林（0.3ha以下の樹林地等）の面積は、146,246haであり、その機能別割合は図3-1-2のとおりです。

図3-1-2 保健文化機能等を有する森林等の面積



注)「保健文化機能林」「生活環境保全機能林」の面積は、地域森林計画書の「森林の有する機能別面積」によります。「その他」は、森林法第2条の森林の面積から、同法第5条の地域森林計画対象森林面積を引いたものです。

3 水辺環境

三重県は多くの河川に恵まれており、平成11年4月現在一級河川と二級河川をあわせて556河川、総延長2,601kmにも達しており地理的に3つのゾーンに分類することができます。

- ① 環伊勢湾ゾーンの河川は、木曾三川を除き、鈴鹿山脈、布引山地、紀伊山地から流下し、山地部を経て伊勢平野を形成し、ゆるやかな流れとなって伊勢湾に注いでいます。
- ② 伊賀内陸ゾーンの河川は、淀川水系に属し、布引山地から流下し、すべて木津川、淀川を経て大阪湾に注いでいます。
- ③ 熊野灘ゾーンの河川は、流路延長の短い単独水系が多く、我が国有数の多雨地帯から流下し、熊野灘に注いでいます。

海岸線延長については、平成11年4月現在で1,082km、そのうち海岸保全区域に指定する必要のある海岸（要保全海岸延長）は585km（14kmは埋立等により陸域に存する区域で海岸線延長から

第3章 やすらぎとおいしいのある快適な環境の創造

【第1節 身近な自然環境の保全・創出】

除外：53%)、国土保全上管理を要しない天然海岸は477km(44%)、その他は35km(3%)です。

なお、要保全海岸延長のうち海岸保全区域に指定された海岸は527kmで、そのうち堤防・護岸等の海岸保全施設により防御されている海岸は398kmです。

海岸は大別して、伊勢湾口の神前岬を境に伊勢湾沿岸と熊野灘沿岸に分かれ、前者は単調な海岸線と緩い海底勾配になっているのに対し、後者は複雑なリアス式海岸線と急な海底勾配となっています。

表3-1-1 三重県の河川

| ゾーン | 一級・二級 | 水系名等 | 河川数 | 河川延長(m) |
|-------|-------|------|-----|-----------|
| ①環伊勢湾 | 一級河川 | 木曾川 | 27 | 104,108 |
| | | 鈴鹿川 | 46 | 246,268 |
| | | 雲出川 | 40 | 256,636 |
| | | 榑田川 | 68 | 237,475 |
| | | 宮川 | 55 | 305,224 |
| | | 小計 | 236 | 1,149,711 |
| | 二級河川 | 24水系 | 98 | 516,696 |
| | 計 | 29水系 | 334 | 1,666,407 |
| ②伊賀内陸 | 一級河川 | 淀川 | 97 | 453,879 |
| ③熊野灘 | 一級河川 | 新宮川 | 30 | 192,435 |
| | 二級河川 | 50水系 | 95 | 288,398 |
| | 計 | 51水系 | 125 | 480,833 |
| 合計 | 一級河川 | 7水系 | 363 | 1,796,025 |
| | 二級河川 | 74水系 | 193 | 805,094 |
| | 計 | 81水系 | 556 | 2,601,119 |

4 歴史的・文化的な遺産

我が国の中央部に位置し、東西日本の結節点として古くから開けてきた三重県には、数多くの歴史的・文化的な遺産があります。

それらの多くは、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、史跡・名勝・天然記念物に指定され保護されています。

表3-1-2 三重県内における国・県の指定文化財

(平成12年3月31日現在)

| 指定区分 | | 国 | 県 | 計 |
|-------------|-------------|-----|-----|-----|
| 有形 | 建造物 | 18 | 37 | 55 |
| | 絵画 | 19 | 27 | 46 |
| | 彫刻 | 63 | 87 | 150 |
| | 工芸品 | 17 | 49 | 66 |
| | 古文書類 | 36 | 47 | 83 |
| | 考古資料 | 8 | 14 | 22 |
| | 歴史資料 | 3 | 1 | 4 |
| 無形 | 芸能 | 0 | 1 | 1 |
| | 工芸技術 | 2 | 0 | 2 |
| 民俗 | 有形 | 1 | 22 | 23 |
| | 無形 | 6 | 32 | 38 |
| 史跡・名勝・天然記念物 | 特別史跡 | 1 | 0 | 1 |
| | 特別名勝及び天然記念物 | 1 | 0 | 1 |
| | 特別天然記念物 | 2 | 0 | 2 |
| | 史跡 | 29 | 65 | 94 |
| | 名勝 | 2 | 9 | 11 |
| | 名勝及び史跡 | 2 | 0 | 2 |
| | 史跡及び名勝 | 0 | 2 | 2 |
| | 天然記念物 | 25 | 81 | 106 |
| | 名勝及び天然記念物 | 0 | 1 | 1 |
| | 天然記念物及び名勝 | 1 | 0 | 1 |
| 計 | | 236 | 475 | 711 |

5 景観

三重県の景観は、山地、丘陵、盆地、台地、低地、海岸に大別される多様な自然景観に加え、歴史的・文化的なまちなみの景観や都市景観によって形成されています。

本県では、「公共施設景観形成指針」を策定し、各種公共事業の実施にあたって景観への配慮に努めるとともに、広告物景観地区制度を創設し、指定を行ってきました。

また、都市において良好な自然環境を維持し、樹林地等の緑の保全を図ることを目的として風致地区を指定しています。(資料15-4参照)

第3章 やすらぎとおいしいのある快適な環境の創造

【第1節 身近な自然環境の保全・創出】

第2 身近な緑の保全・創出

1 里山・市街地内樹林地等の保全と公園・緑地整備の推進

(1) 自然環境保全協定の締結

開発行為に伴う自然環境の保全を図るため、三重県自然環境保全条例に基づき、5ha以上の宅地造成等を対象に、知事と開発行為者との間で自然環境保全協定を締結しています。

(資料13 8参照)

なお、協定締結の対象区域には、県自然環境保全地域の特別地区、自然公園法及び三重県立自然公園条例に規定する特別地域（特別保護地区を含む。）は含まれません。

平成11年度には、工業団地2件、住宅団地4件、商業施設1件について協定を締結しました。

(資料13 7参照)

(2) 工場緑化の推進

工場の敷地利用状況の推移は、平成11年度末で表3-1-3のとおりです。

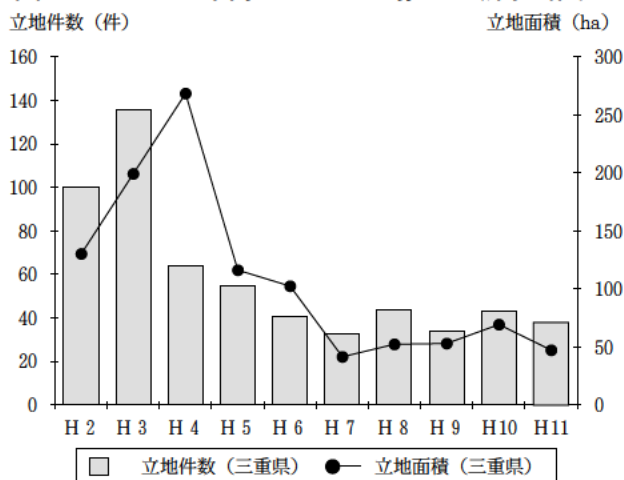
また、工場の立地が適正に行われるよう、平成12年3月末現在で61ヶ所、1,803haの工場適地を選定しています。

工場立地動向調査によると、過去10年間の工場立地の推移は図3-1-3のとおりです。

表3-1-3 敷地利用状況の推移

| 年度 | 項目 | 工業敷地 | | | 生産施設 | | 緑地 | | 緑地以外の環境施設 | | その他 | |
|----------|----|---------|-------|-------|-------|-------|-------|------|-----------|-------|-----|---|
| | | 面積 | 面積 | 率 | 面積 | 率 | 面積 | 率 | 面積 | 率 | 面積 | 率 |
| S49年法施行時 | | 1,928ha | 274ha | 14.2% | 166ha | 8.6% | 71ha | 3.7% | 1,417ha | 73.5% | | |
| S55年度末現在 | | 2,337ha | 311ha | 13.3% | 240ha | 10.3% | 90ha | 3.9% | 1,696ha | 72.6% | | |
| S60年度末現在 | | 2,848ha | 434ha | 15.2% | 380ha | 13.3% | 111ha | 3.9% | 1,923ha | 67.5% | | |
| H2年度末現在 | | 3,431ha | 562ha | 16.4% | 547ha | 15.9% | 121ha | 3.5% | 2,201ha | 64.2% | | |
| H7年度末現在 | | 4,060ha | 671ha | 16.5% | 697ha | 17.2% | 133ha | 3.3% | 2,559ha | 63.0% | | |
| H8年度末現在 | | 4,104ha | 688ha | 16.8% | 707ha | 17.2% | 134ha | 3.3% | 2,575ha | 62.7% | | |
| H9年度末現在 | | 4,135ha | 703ha | 17.0% | 723ha | 17.5% | 132ha | 3.2% | 2,577ha | 62.3% | | |
| H10年度末現在 | | 4,174ha | 709ha | 17.0% | 735ha | 17.6% | 132ha | 3.2% | 2,598ha | 62.2% | | |
| H11年度末現在 | | 4,187ha | 719ha | 17.2% | 738ha | 17.6% | 131ha | 3.1% | 2,599ha | 62.1% | | |

図3-1-3 県内における工場立地動向の推移



| | H2 | H3 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|------|------|------|------|------|
| 立地件数 (三重県) | 100 | 136 | 64 | 55 | 41 | 33 | 44 | 34 | 43 | 38 |
| 立地面積 (三重県) | 130.4 | 199.5 | 268.7 | 116.5 | 102.7 | 41.6 | 52.5 | 53.2 | 69.4 | 47.4 |

第3章 やすらぎとおいしいのある快適な環境の創造

【第1節 身近な自然環境の保全・創出】

(3) 緑化の推進

三重県では、みどり豊かな快適環境の創出を図るため、「三重県緑化基本計画」を策定し、緑化行政を推進しています。また、三重緑化基金や緑の募金に対する理解を高め、地域の団体等の緑化活動を支援しながら、県民一人ひとりが、参画する緑化運動を展開しています。

平成11年度には、春季緑化運動期間中（4/1～30）に、家庭用苗木の無償配布、緑の募金キャンペーン等を行うとともに、4月29日「みどりの日」に尾鷲市矢浜「尾鷲市営グラウンド」において“グリーンフェスタ'99inおわせ”を開催し、7,000名の参加を得ました。

(4) 居住地等周辺の森林整備

環境問題への関心の高まりや国民のライフスタイルの変化により、生物の多様性の保全、野外活動や森林教育等の場の提供、特に居住地周辺の森林に対する景観形成や山地災害防止及び大気浄化等、森林が有する身近な生活環境を保全する機能に対する期待が高まっています。

居住地周辺の森林において、森林の公益的機能が高度に発揮されるよう、地域の人工林等を対象に、森林及び林内環境の整備を進めています。

表3-1-4 居住地周辺の森林整備状況

| 箇所 | 整備内容 | 実施年度 |
|---------------|-------------------------------|----------------|
| 尾鷲市 旧尾鷲町地内 | 除・間伐等の森林整備 作業路の開設 林道の開設 | 平成9年度 ～11年度 |

(5) 河畔林等の整備

堤防沿いの河畔林は、超過洪水などによる破堤、その拡大の防止、又は、越水時の氾濫水の低減などの治水上の効果が再認識されています。

また、河畔林、湖畔林によって、環境と調和の取れた治水、利水対策を推進するため、河川管理者が河川管理施設として樹林帯を整備、保全できるように河川法で定められています。

(6) 緑の基本計画の推進

三重県広域緑地計画の策定に伴い、これを広域的視点からの緑地の配置の指針として市町村によ

る「緑の基本計画」の策定を推進しました。

表3-1-5 緑の基本計画策定状況（平成11年度）

| 策定年度 | 策定市町村数 | 策定市町村 |
|--------|--------|-------------|
| 平成9年度 | 2 | 津市、松阪市 |
| 平成10年度 | 3 | 亀山市、嬉野町、上野市 |
| 平成11年度 | 1 | 香良洲町 |

緑の基本計画は都市計画区域にかかる市町村において策定できる計画です。

(7) 都市公園の整備

都市公園は、都市に緑を増やし、住民に憩いの場を提供する等多目的に利用され、大気汚染や騒音等の緩衝地帯、あるいは災害時の避難地として、都市の良好な生活環境づくりに大きな役割を果たしている。国においては、第6次都市公園等整備七箇年計画を策定し、平成14年度末の都市計画区域人口一人あたりの都市公園面積を約9.5㎡とする整備目標を立てている。

本県の都市公園整備状況は、平成11年度末で都市計画区域人口一人あたりの都市公園面積は、約7.19㎡あり、県営公園は、北勢中央公園、鈴鹿青少年の森、亀山サンシャインパーク、県庁前公園、大仏山公園、熊野灘臨海公園の6つの公園がある。

（資料15-5参照）

平成11年度には、北勢中央公園等4つの公園について整備を進めるとともに、鈴鹿青少年の森の再整備を行いました。市町村営公園は、名張市の名張中央公園や安濃町の安濃中央総合公園等20箇所で開催を行いました。

表3-1-6 県営公園の整備状況（平成11年度）

| 県営公園名 | 整備面積 (ha) | 内容 |
|-------------|-----------|------------------|
| 北勢中央公園 | 91.8 | 用地買収、園路整備等 |
| 亀山サンシャインパーク | 13.3 | 洪水調整池整備、連絡橋下部工等 |
| 大仏山公園 | 37.2 | 園路整備、広場施設（トイレ）整備 |
| 熊野灘臨海公園 | 530.8 | JR跨線橋橋梁整備、園地工等 |

第3章 やすらぎとおいしいのある快適な環境の創造

【第1節 身近な自然環境の保全・創出】

2 公共施設（用地）における緑化の推進

公共施設に対しては、単に施設の機能のみでなく、公共の場として、より快適な環境の場を提供するため、施設等の緑化を進めています。

平成11年度には、財団法人宝くじ協会の助成により、四日市港管理組合霞ヶ浦緑地（四日市市）、県立こころの医療センター（津市）、中央児童相談所（津市）の緑化工事を実施しました。

3 緑のネットワーク化の推進

(1) 緑のネットワーク21の策定

森林等は水源かん養など多くの環境保全機能を有しており、また都市周辺の林や緑地は人びとの生活にやすらぎと潤いを与える貴重な場所です。

しかし、近年、社会経済状況の変化や都市化・各種開発事業の進展により、森林や都市近郊林等の荒廃・改変が進んでおり、山から海に至る豊かな緑の保全と創出は重要な課題となってきました。

このため、平成11年度には、学識経験者や市民団体代表等による懇談会の議論を踏まえ、緑の保全・整備の基本的方向を示す「緑のネットワーク21（みえ緑の保全と創出に関する基本計画）」（仮称）の検討を行いました。

第3 身近な水辺・海辺の整備・創出

1 多自然型川づくりと親水空間の形成

(1) 潤いとふれあいのある水辺空間の形成

河川の治水、利水の機能だけでなく、多様な自然環境の機能を生かすため、潤いとふれあいのある水辺空間を創出するとともに、多様な動植物を育む生態系にやさしい施設整備を推進しています。

(2) 街のシンボルとしての川づくり

河川周辺の自然的、社会的、歴史的環境と調和を図りつつ、地域整備等を進めるため、市町村の行う街づくりと一体的に水辺空間の整備を推進し、人々が、安心して暮らせる街のシンボルとなる川づくりを進めています。

表3-1-7 街のシンボルとしての川づくりの状況

（平成11年度）

| 整備河川名 | 整備内容 |
|---------------------|------------|
| 二級河川三滝川 一級河川五十鈴川 | 修景護岸工 |
| 一級河川名張川 他13河川 | 緩傾斜護岸・階段護岸 |

2 ため池・ダム湖等周辺における親水空間の整備

(1) ダム湖周辺の整備

ダム周辺の環境を極力保護しながらダム貯水池周辺部の適地の整備や緑化を行い、自然とのふれあいを図るための基盤整備を進めています。平成11年度には、ダム貯水池周辺における水と緑豊かな親水空間を創出するため、君ヶ野ダムにおいて多目的広場の整備をしました。

3 海岸・港等における親水空間の整備

海岸には多様な生物が生息しており、生態系の保全や物質循環において重要な位置を占めているが、人為的な諸活動によって影響を受けやすい空間でもあります。

海岸の整備にあたっては、周辺の自然環境や景観に配慮した人工リーフ、緩傾斜護岸、養浜、遊歩道等を整備し、海浜の利用を増進するための親水空間の創出を進めるとともに、港湾や漁港においては、公園・緑地や休憩・運動施設の整備を行うなど、海を身近に感じられるような港づくりを進めています。

(1) 海岸環境の整備

平成11年度には、護岸・堤防等の海岸保全施設の整備と併せて、海浜利用を促進するため、周辺の自然環境や海岸域の生態系に配慮した親水性護岸、人工海浜、遊歩道等を整備しました。

第3章 やすらぎとうるおいのある快適な環境の創造

【第1節 身近な自然環境の保全・創出】

表3-1-8

| 海岸名等 | 整備内容 | 担当課 |
|--------------|-----------|---------|
| 阿津里浜海岸(志摩町) | 養浜 | 港湾課 |
| 道瀬海岸(紀伊長島町) | 養浜 | |
| 白浦東海岸(海山町) | 人工リーフ | |
| 御浜海岸(御浜町) | 人工リーフ | |
| 広の浜海岸(志摩町) | 階段工 | |
| 千里海岸(河芸町) | 修景工、植栽 | |
| 畔名海岸(大王町) | 護岸、植栽 | |
| 的矢港海岸(磯部町) | 護岸、遊歩道 | |
| 浜島港海岸(浜島町) | 遊歩道、護岸、養浜 | |
| 五ヶ所港海岸(南勢町) | 突堤、堤防、護岸 | |
| 長島港海岸(紀伊長島町) | 突堤、潜堤 | |
| 三木里港海岸(尾鷲市) | 護岸、遊歩道、養浜 | |
| 相賀浦海岸(南勢町) | 護岸、植栽 | |
| 南張海岸(浜島町) | 階段工、植栽 | |
| 島勝地区(海山町) | 道路工 | 農業基盤整備課 |
| 相差地区(鳥羽市) | 突堤工 | |
| 黒浜地区(紀伊長島町) | 道路工、離岸堤 | |
| 錦(紀勢町) | 突堤等 | 漁業振興課 |
| 三木浦(尾鷲市) | 突堤等 | |
| 新鹿(熊野市) | 護岸等 | |
| 答志(鳥羽市) | 離岸堤等 | |

(2) 港湾の整備

公害の防止、自然環境の保全や創出、アメニティの向上、交流やレクリエーションの場の提供等を行うため、港湾の緑地整備を進めており、平成11年度には、鳥羽港において緑地護岸等の整備を実施しました。

(3) 漁村・漁港環境の整備

平成11年度には、漁業集落の生活環境の改善を図るため、集落内道路・排水路、集落排水処理施設等の整備を実施している3地区(宿浦、田曾浦、安乗)に助成するとともに、宿田曾漁港において、階段式護岸等の整備を実施しました。

第4 身近な生物生息地の保全・創出

里山や市街地内の樹林地等を身近な野生生物の生育・生息地として保全するため、それぞれの生物相の特性を踏まえた適正な維持管理や整備などを進めるとともに、必要に応じ中山間地域の耕作放棄地への広葉樹等の植栽を行うなど、生物の多

様性の向上に努めています。また、河川改修にあたっては、魚類等の水生生物の生息環境や昆虫等小動物の生息の場の確保など、河川が本来有している生物の良好な生育・生息環境に配慮した川づくりを進めています。

1 身近な緑の保全・創出による野生生物の育成・生息地の確保

広葉樹林は、形や質の良い有用樹から順番に伐採され、その後針葉樹人工林への切り替えが進み、有用広葉樹の供給は将来的に極めて厳しくなっています。

森林の有する公益的機能に対する国民の期待が高まる中、これらの期待に適切に対応していくため、生態的にバランスのとれた自然林に近い針広混交林の造成を推進していく必要があります。

広葉樹等の造成に対しては、国の補助制度が導入されており、造林事業によりクヌギ、コナラの広葉樹造成について補助金を交付しました。

2 身近な水辺・海辺の整備・創出による野生生物生息地の確保

水辺等の自然生態系を保護し、野生動植物の生息域を確保しつつ事業を進めるため、県下を17ブロックに分け、溪流環境整備計画を策定中であり、平成11年度末で、員弁川水系他11ブロックにおいて計画を策定しました。

事業実施にあたっては、当計画に沿った詳細設計を行い流路の曲線化、水深や水際部の多様化、護岸への自然物素材の使用、瀬と淵の保護・創出を図っています。

第3章 やすらぎとおいしいのある快適な環境の創造

【第2節 良好な景観の形成】

第2節 良好な景観の形成

第1 都市景観の保全・創出

1 道路・沿道景観の保全・創出

(1) うるおいのある道路空間の創造

道路利用者が安心して自由に立ち寄り、利用できるパーキングとして、文化、歴史、特産物等を紹介する情報発信の場として「道の駅」を整備しています。「道の駅」は、道路管理者が整備する「休憩施設」と市町村等が整備する「地域の交流を促進するための施設」を一体化した一般道路の多機能型休憩施設であり、平成12年7月末現在、登録されている「道の駅」は全国で551箇所、県内は10箇所あります。

表3-2-1 三重県内の「道の駅」

(平成12年7月末現在)

| 駅名 | 所在地 | 路線名 |
|-----------|---------|--------|
| 飯高駅 | 飯南郡飯高町 | 国道166号 |
| 菰野 | 三重郡菰野町 | 国道477号 |
| 紀宝町ウミガメ公園 | 南牟婁郡紀宝町 | 国道42号 |
| パーク七里御浜 | 南牟婁郡御浜町 | 国道42号 |
| 海山 | 北牟婁郡海山町 | 国道42号 |
| 奥伊勢木つつ木館 | 度会郡大宮町 | 国道42号 |
| 熊野きのくに | 熊野市 | 国道42号 |
| 茶倉駅 | 飯南郡飯南町 | 国道166号 |
| 美杉 | 一志郡美杉村 | 国道368号 |
| 奥伊勢おおだい | 多気郡大台町 | 国道42号 |

(2) 街路の整備

都市内の主要な公共空間である道路空間を、県民に親しまれ、生活に潤いを与える場として整備するため、アメニティの高い道路空間の創出に積極的に配慮しながら街路の整備を進めています。

表3-2-2 街路の整備状況 国補事業

(交付金を含む)

(平成11年度)

| 路線名 | 都市名 |
|--------------|---------|
| 桑名員弁線 | 桑名市 |
| 富田山城線 | 四日市市 |
| 塩浜波木線(六呂見工区) | 四日市市 |
| 環状1号線(垂坂工区) | 四日市市 |
| 朝日中央線 | 朝日町 |
| 駅前高塚線外1線 | 亀山市 |
| 下部田垂水線 | 津市 |
| 相川小戸木橋線 | 久居市 |
| 三渡櫛田橋線 | 松阪市 |
| 秋葉山高向線外1線 | 伊勢市 御園村 |
| 伊賀上野橋新都市線 | 上野市 |
| 茶地岡向井線(坂場工区) | 尾鷲市 |

2 良好な広告景観の形成

(1) 屋外広告物に対する規制・指導

屋外広告物は、情報の伝達や街の活性化に不可欠なものであるが、無秩序な氾濫は自然の風致や街の景観を損なうことにもなりかねず、また転倒や落下により、歩行者等に危害を加えるおそれもあるため、屋外広告物条例を定め、美観風致の維持と公衆に対する危害の防止という2つの観点から、必要な規制・指導を行っています。

平成11年度には、屋外広告物の啓発、指導、取り締りを行うとともに、6月(まちづくり月間)及び9月(屋外広告の日)に一斉簡易除却を実施しました。また、広告業者及び商工業者に対しパンフレット等の配布による啓発等を実施しました。

3 地区計画制度の活用

各地区の特性を活かし地区住民の合意のもとに用途、建築物の高さ、壁画の位置、形態や意匠等を定めた地区計画を都市計画法に基づき策定することにより、景観に配慮したきめ細かなまちづくりを推進しています。

(資料15 6参照)

第3章 やすらぎとおいしいのある快適な環境の創造

【第2節 良好な景観の形成】

4 風致地区等の見直し・拡大

都市景観の重要な要素である樹林地等の緑を保全し、風致の維持に支障を及ぼす建築物や宅地の造成等を規制するため、風致地区の見直しと指定拡大を進め、都市における自然景観の形成を図っています。また、市街地や美観を維持するための美観地区制度については、策定主体である市町村と密接な連携のもと、都市計画形成の観点から適切な運用を図っています。

第2 農山漁村景観の保全・復元

1 松並木の保全・再生

(1) ふるさとの松元気回復事業

尾鷲市の三木里海岸などの磯辺の松原や鈴鹿市玉垣町の地蔵大松などの地域のシンボリックな松を松くい虫から守るため、地上散布・樹幹注入の予防措置などを計画的に行い、希少価値の高い、重要な松・松林の保全を図っていきます。

平成11年度には、地上からの薬剤散布、松の樹幹に薬剤アンブルを注入する樹幹注入による松枯れの予防対策を実施した市町村に対し支援しました。(地上散布 7.1ha、樹幹注入966本、補植100本、追肥 135本)

(2) 民間団体の活動支援

平成11年度は、津市内の阿漕浦海岸、栗真町屋海岸の自然環境を育て美しい海辺景観の回復、形成を図るために、平成8年10月に官・民・学が連携して発足させた「安濃津“松風の会”」が行う松並木を保全・再生する活動を支援しました。

第3 体系的な郷土景観の形成

1 三重県景観形成指針等の推進

(1) 三重県景観形成指針に基づく施策の展開

公共事業の実施に当たって景観への配慮をしたり、市町村で景観条例の制定や景観形成基本計画の策定がされる等、景観づくりの気運は徐々に高まってきているが、今後は総合的・長期的な展望に立った取り組みへと進めていく必要があります。

このため、平成8年度に総合的な景観行政を推進し、美しいまちづくりを進めていくためにその指針となる「三重県景観形成指針」を策定しました。

平成11年度は同指針に基づき、次のような施策

を展開しました。

ア 景観づくりキャンペーンの実施

指針の周知を図るとともに、6月のまちづくり月間を中心にパンフレットの配布、屋外広告物クリーン運動等を行いました。

(2) 景観整備重点地区の設定

良好な美観風致の維持及びその形成を積極的に推進するため、特に重要な地域を「景観整備重点地区」又は「景観整備ゾーン」などと位置づけ、各種の景観に資する公共事業等を集中的に実施していく必要があります。

三重県屋外広告物条例で「屋外広告物沿道景観地区制度」を制定し、通常の基準よりも厳しい基準を設定できることとしています。「屋外広告物沿道景観地区」は伊勢志摩景観地区と長島景観地区、そして平成11年度に新たに指定された奥伊勢沿道景観地区の3地区が指定されています。

表3-2-3 屋外広告物沿道景観地区

| 地区名 | 場所 |
|-----------|--|
| 伊勢志摩景観地区 | 国道42号のうち、国道23号との交差点から県道阿児磯部鳥羽線との交差点まで |
| 長島景観地区 | 県道水郷公園線のうち、国道1号との交差点から長島町大字松蔭と大字浦安との境まで |
| 奥伊勢沿道景観地区 | 国道42号の伊勢自動車道勢和多気インター交差点から大内山村と紀伊長島町との境まで |

2 市町村における景観形成の推進

(1) 市町村の景観整備に対する支援

市町村の景観形成施策を誘導し、県下の景観のボトムアップを図るため、市町村が実施する景観形成のための計画づくり、人づくり等に支援を行っています。

(2) 市町村の景観に関する計画策定や条例制度の促進

景観形成の目標・方針を定めた基本計画の策定や条例化の取り組みが、市町村で積極的に行われるようにはたらきかけるとともに必要な情報提供や助言を行っています。

第3章 やすらぎとおいしいのある快適な環境の創造

【第3節 歴史的・文化的環境の保全】

第3節 歴史的・文化的環境の保全

第1 文化財等の保護・活用

1 指定文化財の保護・活用

(1) 指定文化財の保護・活用

本県には、国指定文化財が236件、県指定文化財が475件あり、市町村指定文化財も含めると約2,000件を越えるとともに、歴史・文化・学術のうえから優れた文化財が多くあります。

しかしながら、その保護・保存に関しては、経年変化による損傷や収蔵・保管に要する施設や財源の不足など多くの問題を抱えており、今後、適切な保護、保存を行うとともに、文化財の積極的な活用を図っていくことが大きな課題となっています。

平成11年度には、指定文化財の適正な保護とその活用を図るため、所有者又は管理者（管理団体）が行う文化財保護に対して支援しました。

（資料14 2, 3 参照）

(2) 斎宮跡の歴史ロマン再生

斎宮跡は、指定面積が137haを有する全国屈指の史跡であり、史跡解明のための調査が昭和45年以来継続的に実施されています。

平成8年度には、史跡整備の促進、史跡の有効活用を図るため、史跡斎宮跡整備基本構想を公表し、この構想による整備地区全体が歴史ロマンを実感できる基本計画を策定しました。

平成11年度には、体験学習施設が竣工し、10月にオープンしました。

2 登録有形文化財の保護・活用

(1) 近代化遺産の調査・保存

本県には、旧飯南郡図書館をはじめとする公共建築や紡績工場等の建造物など、約627件の近代化遺産が確認されています。これらの近代化遺産の保護活用については、文化財登録制度の導入に伴い、各都道府県での対応が求められています。

平成11年度は、鈴鹿峠自然の家（旧坂下尋常高等小学校）、朝日町資料館（旧朝日村役場）の2件の近代化遺産が国の登録有形文化財に登録されました。

3 埋蔵文化財の調査・保存

三重県内には、約12,000件の埋蔵文化財の所在が確認されており、各種開発事業に際しては、原則としてそれらを現状保存することとしています。

しかし、埋蔵文化財の保護と開発との調和を図るうえから、やむを得ず事前に発掘調査を実施して、結果を記録として後世に残すことも行っています。

表3-3-1 三重県内の埋蔵文化財数

| | |
|-------|--------|
| 遺物散布地 | 4,243 |
| 古墳 | 5,614 |
| 寺院跡 | 181 |
| 城跡 | 1,194 |
| 古窯跡 | 173 |
| その他 | 641 |
| 合計 | 12,046 |

平成11年度には、三重県埋蔵文化財センターが各種開発に伴い実施した発掘調査は41遺跡、斎宮歴史博物館が、斎宮跡の解明のため実施した発掘調査は、2地区でした。

また、遺跡発掘調査や遺跡詳細分布調査を実施する市町村を支援しました。

4 史跡等指定地域の公有地化の推進

(1) 史跡等指定地域の保存・活用

三重県内における史跡、史跡及び名勝等は国指定32件、県指定67件である。史跡斎宮跡等では、史跡の有効活用を図るため、公有化が進められています。

平成11年度は、史跡の公有化の推進と保存活用を図るため、国指定史跡等の土地買上、整備事業等に対して、支援しました。（資料14 4 参照）

第3章 やすらぎとうるおいのある快適な環境の創造

【第3節 歴史的・文化的環境の保全】

第2 歴史的・文化的景観の保全・活用

1 歴史の道・水路等の保全・整備

(1) みえ歴史街道構想の推進

本県は、東海道や熊野街道、伊勢街道や初瀬街道などの「街道」が縦横に走り「街道」を通じた歴史・文化が豊かな地域であり、また、街道及びその周辺に残された有形・無形の歴史的な遺産は「街道資産」として地域の貴重な財産となっています。

そこで、「みえ歴史街道構想 むすびのくにづくり」（以下「街道構想」）を平成8年3月に策定し、「住む人と訪れる人双方が満足する地域づくり」「さまざまな交流が生まれる地域づくり」「広域的に一体感のある地域づくり」を進めています。

平成11年度には、「みえ歴史街道フェスタ」（平成10年度開催）等の成果を活用し、また、住民や企業、民間団体、市町村等との協働により、次の事業等を実施しました。

① 歴史街道ワーキング事業

伊賀地域において、街道構想の推進計画策定に着手

② 三重まるごとミュージアム推進事業

伊賀地域において、91館の「まちかど博物館」がオープン

③ その他

- ・歴史街道サイン整備マニュアルの作成
- ・民話・伝承のデータベース化
- ・街道構想推進事業支援補助金による街道イベント等への支援（13件）

(2) 歴史の道整備・活用

平成11年度には東海道・伊勢街道・伊勢別街道・巡見街道・八風街道・美濃街道の整備活用を推進するため、「三重歴史の道整備活用総合計画Ⅲ」を策定しました。

第 4 章

環境保全活動への参加と協働



県の木

神宮スギ（S41・10・20指定）

選定審査会によって、神宮杉、桧、楠の3種類が候補に選ばれ、県民投票で決定されました。伊勢神宮や大宮町の滝原宮などには、樹高40m以上の巨木が生い繁っています。

第4章 環境保全活動への参加と協働

【第1節 環境教育・学習の推進】

第4章 環境保全活動への参加と協働

第1節 環境教育・学習の推進

第1 環境教育・学習の拠点整備

1 環境教育の拠点整備の推進

(1) 三重県環境学習情報センターの整備・充実

県民に開かれた環境教育・学習・情報受発信の拠点として研修機能、情報提供、展示啓発機能等を整備、こどもから大人まで幅広く利用できる施設として充実に努めています。

三重県環境学習情報センターでの環境教育に関する主な業務内容

【業務の柱】

- ①先進的、実践的な行動を促す環境教育
環境保全活動のパートナーシップの推進
- ②人と情報のグローバルなネットワークの構築

【主な業務予定例】

- ・環境教育のための教材開発、調査研究
- ・展示機能やライブラリー機能の提供と企画
- ・地域のリーダーや教育指導者等の養成
- ・県民、ボランティア団体、企業とのネットワーク化
- ・環境教育に係る情報の収集、加工と情報発信
- ・施設を利用した環境講座、環境実習、交流事業等の実施

2 地域にある環境資源を活かした環境教育施設の整備

(1) 奥伊勢フィールドミュージアム推進事業

奥伊勢地域（大台町、勢和村、宮川村、大宮町、紀勢町、大内山村）に計画しているフィールド・ミュージアムは、動植物や地質鉱物など自然の資産と、その自然に育まれてきた人々の生活文化や歴史文化の資産をありのままに観察したり、体験したりする場（エコサイト）を設定し、それらをつなぎ、まとまりを持たせたものをエコビレッジと呼びます。

平成11年度には、県費補助により宮川村の「大杉谷・野生エコビレッジ推進計画」及び大内山村の「清流エコビレッジ推進計画」の策定、並びに宮川村の「大杉谷・野生エコビレッジモデルサイト」及び大内山村の「野生観察舎」の整備を行いました。

(2) ビジターセンターの整備

ビジターセンター（博物展示施設）では、自然公園の地形、地質、動物、植物、歴史等を公園利用者が容易に理解できるよう、解説活動又は実物標本、模型、写真、映像、図表などを用いた展示を行っています。

平成11年度には、鳥羽ビジターセンターと登茂山ビジターセンターの博物展示施設の改修を行いました。

表4-1-1 ビジターセンター一覧表

| 自然公園名 | 施設名 | 所在地 | 整備年度 |
|----------|-------------|-----|-------|
| 伊勢志摩国立公園 | 鳥羽ビジターセンター | 鳥羽市 | 昭. 45 |
| | 登茂山ビジターセンター | 大王町 | 昭. 51 |
| | 横山ビジターセンター | 阿児町 | 平. 10 |
| 鈴鹿国定公園 | 藤原岳自然科学館 | 藤原町 | 昭. 47 |

第4章 環境保全活動への参加と協働

【第1節 環境教育・学習の推進】

第2 環境教育・学習の充実

1 学校・社会における環境教育・学習の推進

(1) 環境教育・学習の推進

本県では、三重県環境教育基本方針に基づき、学校教育・社会教育の場において環境教育・学習を推進するとともに、環境月間行事、緑化運動な

どを通じて、環境保全思想の普及啓発に努めています。

これらの事業の推進には、本県の環境保全を図ることを目的に平成2年3月に設立した「三重県環境保全基金」の運用益等を活用しています。

表4-1-2 環境教育・学習の状況（平成11年度）

| 区 分 | 内 容 |
|--------------|---|
| 参加型環境学習講座の開催 | 「環境への想い陶板絵付教室」「消費者のための生ゴミ堆肥講座」など25講座を開講した。 |
| 教材の作成・提供 | 「環境かるた」を増刷し、配布希望のあった県内小、中、高校等に配布 |
| 環境教育指導者の養成 | 対象：環境教育・学習の担い手となる教員及び環境NPOのリーダー等 内容：日々の活動と環境学習の目的を結びつける。ワークショップ形式で実施。 |
| そ の 他 | <ul style="list-style-type: none"> ・市町村等が実施する環境フェア等への啓発パネルやエコマーク商品の見本等の貸し出し ・「日本学生科学賞三重県展」への後援及び環境賞の贈呈、「ソーラーカーレース鈴鹿'99」への後援 |

(2) 環境月間事業の実施

1972（昭和47）年6月、ストックホルムで開催された国連人間環境会議において、人間環境の保全と改善を努力目標とした「人間環境宣言」が採択され、この会議を記念して、世界各国では毎年6月5日を「世界環境デー」として、環境問題の重要性を認識するための諸行事を行っています。

我が国においては、平成5年11月に公布された

環境基本法により、6月5日を「環境の日」と定め、また、環境庁の主唱により6月を「環境月間」として位置づけ、各種の催しが全国的に展開されています。

本県においても市町村や各種団体等の協力を得て、環境問題について考え、かつ行動する諸行事を展開しています。

表4-1-3 環境月間中の主な行事

| 区 分 | 期 日 | 場 所 | 参 加 者 他 |
|----------------------------|----------------------|-----------------|----------------|
| 環境の日記念ミュージカル「地球の秘密 坪田愛華物語」 | 平成11年6月12日 | 鈴鹿市民会館 | ・約900人 |
| 職員環境美化運動 | 平成11年5月21日 ～6月15日 | 県庁及び各出先 庁舎周辺 | ・約1400人（県職員 他） |
| 環境月間啓発事業 | 平成11年6月中 | 県下市町村 | ・環境配慮製品等の配布 |

第4章 環境保全活動への参加と協働

【第1節 環境教育・学習の推進】

(3) こどもエコクラブ運動

こどもエコクラブ活動は、次世代を担う子供たちの将来にわたる環境保全への高い意識を醸成し、環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築するため、平成7年6月から環境庁により始められました。県内でも環境の保全に関する取り組みを行う意思を有する小学生、中学生が、それぞれの地域でこどもエコクラブを結成し、環境に対する理解を深めるための学習・研究活動や美化活動、リサイクル活動などの実践運動に積極的に取り組んでいます。

こうしたこどもエコクラブ活動定着させるとともにその活動をさらに推進するため、各クラブのメンバー・サポーターを対象とした交流会や活動を支えるサポーター・市町村の担当職員を対象とした研修会を開催するなどこどもエコクラブ活動を支援しています。

平成11年度には、環境学習情報センターのオープンに合せ、こどもエコクラブの活動の活発化と交流を図ることを目的に四日市市桜町でこどもエコクラブ交流会in桜リサーチパークを開催しました。

表4-1-4 交流会、研修会の実施状況

| 区 分 | 期 日 | 会 場 | 概 要 |
|------------------------------------|------------|-------------------|---|
| '99こどもエコクラブ 交 流 会 in桜リサーチパーク | 平成11年8月11日 | 三重県環境学習 情報センター | <ul style="list-style-type: none"> ・活動発表会 ・オリエンテーリング及びネイチャーゲーム ・環境宣言 |

(4) 身近な環境問題への取り組みの推進

県内の小・中・高等学校では、身近な地域の環境問題の学習や豊かな自然環境のなかでの様々な体験活動を通して、自然の大切さを学ぶとともに、家庭・地域社会や民間団体等との連携を深め、環境保全に関するボランティア活動などを進めています。

ア 学校環境デーの実施

県内の全学校で一斉活動日「学校環境デー」（6月5日）を設定し、各学校が創意工夫した活動を行うことを通して環境教育に取り組む気運をさらに高め、よりよい環境づくりや環境に配慮した望ましい行動が取れる児童生徒の育成を図っています。

(資料14 5参照)

イ 環境教育推進モデル校の指定

環境教育推進モデル校を指定し、学校内外での諸活動を通じて自然環境を保全し、生命を尊重する態度を位置制する教育活動を行うとともに、その成果を広く交流することによって県内の学校における環境教育の充実を図っています。

表4-1-5 環境教育推進モデル校における特徴的な取り組み

- ・各教科、特別活動、道徳の関連を図った学習活動
- ・環境調査の実施（河川の水質調査や大気の調査、水生生物の観察）
- ・清掃工場、不燃物処理場の見学やネイチャーゲーム、ウォークラリーの実施
- ・自然観察会、星空観察会等の開催
- ・清掃活動、アルミ缶及び牛乳パック等の回収活動の実施

平成11年度環境教育推進モデル校

| |
|---------------------|
| 津 市 立 片 田 小 学 校 |
| 伊 勢 市 立 進 修 小 学 校 |
| 阿 山 町 立 玉 滝 小 学 校 |
| 尾 鷲 市 立 三 木 里 小 学 校 |
| 紀 和 町 立 入 鹿 小 学 校 |
| 飯 高 町 立 飯 高 東 中 学 校 |

第4章 環境保全活動への参加と協働

【第1節 環境教育・学習の推進】

2 自然とのふれあいや実践活動を通じた環境教育・学習の推進

(1) 自然に親しむつどいの開催

緑のNPO活動支援センターが中心となって、身近な緑の保全活動を行う緑のNPO等に対する緑のネットワーク講座の開催、自然観察会への講師の派遣、広葉樹植栽やドングリの種まきの現地講習、校庭のメダカ池づくり、「里山で遊ぼう」をテーマとした地域交流ワークショップの開催などを行った。また、4月29日に「東紀州体験フェスタ」の一環として、紀州路の豊かな自然にふれる「グリーンフェスタ99inおわせ」を開催し、森林防災や緑化の展示、古道ウォーク、ボランティアによる植樹等を行った。

(2) 里山保全の普及啓発

自然と人が支え合って暮らしてきた里山を保存し再生するため、新しい里山と人のつきあいの事例をニューズレター里山マニュアル入門編等により紹介し、広く普及啓発した。

3 環境教育指導者の育成

(1) 重点地域水質チェック・アドバイザーの養成

特に水質汚濁の進行が著しく、その対応が急がれる地域として知事が指定する生活排水対策重点地域で重点地域水質チェック・アドバイザーを委嘱しています。

アドバイザーの委嘱者数は17市町村で計50名、委嘱期間は、平成9年度から平成11年度までの3年間とし、地域での普及啓発活動、実践活動のリーダーとなることが期待されています。

平成11年11月には、生活排水対策の知識を深めるために、八尾市生活排水対策NPOのアクアフレンドズと交流会をもつとともに、東淀川水道記念館の視察を行いました。

(2) 自然観察指導員の育成

自然観察指導員を養成し、県民一人ひとりが自然保護の精神を身につけ、次世代へ美しく豊かな自然環境を継承できるよう自然保護教育活動の推進と自然保護思想の普及を図っています。

4 環境教育に係る情報ネットワークづくり

(1) 環境データバンクの整備

環境教育を効果的かつ円滑に推進していくため、「三重県環境教育データブック」を編集しています。平成11年度も引き続き環境教育に関する情報として、この冊子を環境教育に携わる行政関係者をはじめ教育関係者、地域の環境保全活動家などに提供しました。

第4章 環境保全活動への参加と協働

【第2節 地域における環境保全活動の推進】

第2節 地域における環境保全活動の推進

第1 消費者・事業者としての県の取り組み

1 環境調整システムの推進

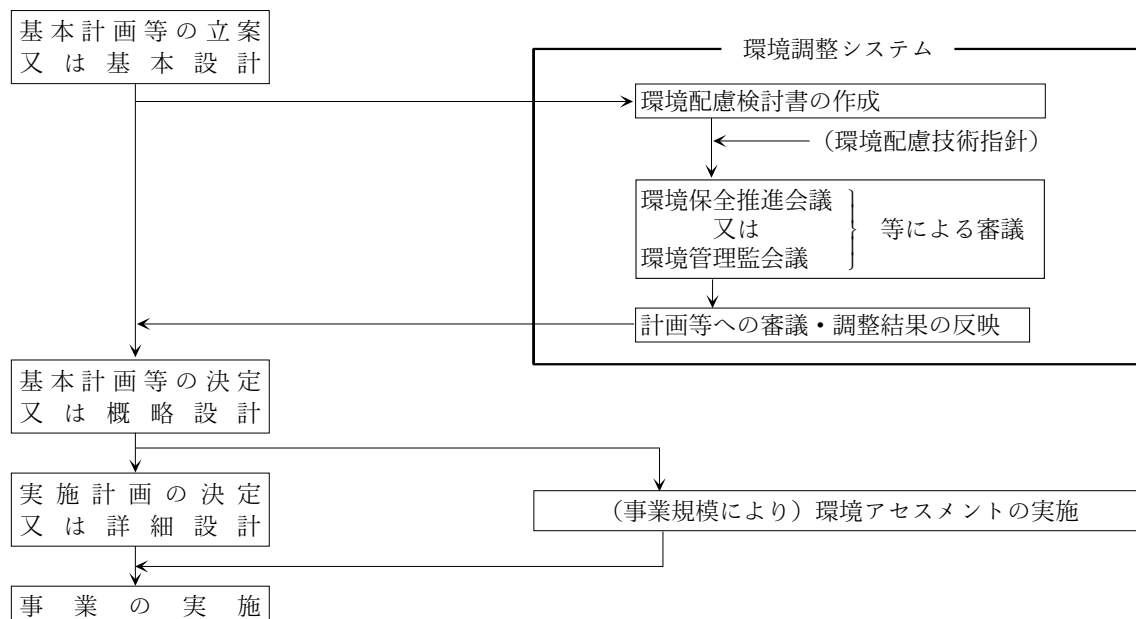
県は、自ら実施する大規模な開発事業等による環境への負荷等を低減するため、その計画を立案する段階から、環境保全に対する配慮のあり方や方針に関して、環境保全推進会議等において、審議し、調整等を行う環境調整システムを運用し、県開発事業における環境配慮の徹底を図っています。平成11年度には、3件の開発事業について審議・調整を行いました。

ア 対象とする開発事業の種類

環境調整システムでは、次の14種類の事業のうち、一定規模以上のものを対象としています。

- ① 道路の整備
- ② 河川・ダム等の整備
- ③ 海岸の整備
- ④ 公有水面の整備
- ⑤ 港湾の整備
- ⑥ 森林の整備
- ⑦ 公園の整備
- ⑧ 下水道の整備
- ⑨ 水道の整備
- ⑩ 農業農村の整備
- ⑪ 発電所の整備
- ⑫ 建物の建設
- ⑬ 用地の整備
- ⑭ その他環境保全推進会議の長が必要と認めるもの

イ 開発事業の流れと環境調整システムの関係



2 環境保全活動の推進

県では、昼休みの消灯等の省エネルギー、古紙の回収などによるリサイクルやグリーン購入などを行っています。このような取組みをさらに推進するため、県自らが消費者であり、事業者であることを職員一人ひとりや職場全体で認識する必要があります。

このため、平成10年3月に「三重県環境保全率先実行計画（みえエコフィスプラン）」策定し、このプランを着実に推進するための体制を構築して環境に優しいオフィスづくりに向けた環境保全活動を推進しています。

第4章 環境保全活動への参加と協働

【第2節 地域における環境保全活動の推進】

表4-2-1 みえエコフispランにおける重点的取組事項に関する数値目標と実績

| 項 目 | 内 容 | 平成13年度数値目標 | 平成11年度実績 |
|------------------|---|------------|----------|
| 1 電気使用量の削減 | 県有施設における電気の総使用量を平成8年度を基準に10%以上削減 | 10%以上 | 6.9%削減 |
| 2 冷暖房用等の燃料使用量の削減 | 県有施設の冷暖房用等に使用する燃料の総使用量を平成8年度を基準に10%以上削減 | 10%以上 | 28.3%削減 |
| 3 水使用量の削減 | 県有施設における水の総使用量を平成8年度を基準に10%以上削減 | 10%以上 | 24.4%削減 |
| 4 用紙類の古紙配合率の向上 | 購入する用紙類の古紙配合率を80%以上 | 80%以上 | 94.9% |
| 5 廃棄物の排出量の削減 | 県有施設から排出される廃棄物の総量を平成10年度を基準に10%以上削減 | 10%以上 | 25.4%削減 |
| 6 用紙類の使用量の削減 | コピー用紙、パンチペーパー及び封筒の総使用量を平成8年度を基準に10%以上削減 | 10%以上 | 27.9%削減 |
| 7 両面コピー率の向上 | 両面コピーを20%以上 | 20%以上 | 51.2% |
| 8 公用車の燃料使用量の削減 | 公用車の燃料の総使用量を平成10年度を基準に10%以上削減 | 10%以上 | 3.6%削減 |
| 9 低公害車の導入 | 更新予定の公用車の10%以上を低公害車 | 10%以上 | 69.2% |

- (注) 1 両面コピー率とは、コピーの総枚数に対する両面コピー枚数の割合をいう。
 2 低公害車とは、電気自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車、天然ガス自動車、汚染物質の排出量が現行の規定値の1/10以下のガソリン低公害車をいう。
 3 公用車の範囲については、特殊用途車両（交通取締用車両、捜査用車両等）を除く、一般車両とする。
 4 県有施設には、県以外の財団法人等が管理を行うものを除く。

第2 市町村による環境保全施策の推進

1 基本計画の推進に係る市町村に対する支援

(1) 生活創造圏づくり推進事業の実施

平成9年11月に策定した県の総合計画「三重のくづくり宣言」で9つの生活創造圏づくりを推進することを打ち出しています。

生活創造圏づくりは、市町村の広域連携や住民参画の推進などを踏まえ、県も参画しながら個性ある豊かで住みよい生活圏域を創出していこうとするものです。

「生活創造圏づくり推進事業」において、この生活創造圏づくりの推進に資する市町村等の事業を支援することとしており、平成11年度においても広域的な環境保全のための事業や先見性・創造性に富んだ環境保全対策を行う市町村等に対し支援を行っています。

2 市町村環境基本条例・計画策定の促進

(1) 市町村環境基本計画策定の促進

三重県環境基本条例では、第5条において、市町村は、県に準じた施策に加え、市町村の区域の自然的社会的条件に応じた施策を行う責務を有するとされています。このため、市町村は、環境保全に関する施策を総合的・計画的に進めるうえでの基本となる計画を策定し、これに基づき、各種の環境保全施策を着実に推進する必要があります。

平成11年度には、三重県環境基本計画市町村支援事業により、市町村における環境基本計画の策定を促進しました。

第4章 環境保全活動への参加と協働

【第2節 地域における環境保全活動の推進】

第3 住民・団体の自主的な環境保全活動の促進

1 基本計画の推進に係る住民・団体に対する支援

(1) 地域づくり団体活動の支援

住民の自発的な参加による地域づくり団体の活発な活動を促進するため、情報交換や交流の場の提供、人材育成のための研修会を開催しました。

(2) 河川の維持・美化を行う団体の活動支援

県管理河川の総延長は2,363km、海岸延長は564.71kmにおよび、河川海岸環境美化について河川海岸管理者だけの対応には限界があります。県民参加によるボランティア活動は望ましい形態であり、適正な河川海岸管理にも貢献するので、ボランティア活動団体の育成、支援に努める必要があります。

平成11年度には、県管理11河川において、ボランティア活動団体及び市町村を対象にパンジー、ベコニア、スイセン等の花木の苗、種子等の提供するとともに、河川管理者が軽易な整地等を行いました。また、河川環境美化のボランティア活動を行う105団体に対し支援を行いました。

2 行政と住民・団体等との連携を図った環境保全活動の推進

(1) 緑のネットワーク運動の推進

複雑化、多様化している今日の環境問題を改善するためには、行政だけでなく県民、民間団体、事業者など各主体による環境保全への積極的な取り組みが求められています。特に、環境保全活動に取り組んでいるNPO（民間非営利組織）は、今後の環境保全活動の重要な一翼を担うことが期待されています。

一方、県内では県民、NPO、事業者、行政がパートナーシップに基づき、自然との共生をめざし、生命の基盤である緑と水の保全・創造に向け数々の県民運動が始まってきており、こうした取り組みを更に促進するため、平成9年2月に「三重県環境メッセージ」を発表し、(財)三重県環境保全事業団内に設置した「緑のNPO活動支援センター」により、緑の保全に取り組んでいるNPO等に対する支援を通じて、「緑のネットワーク運動」の推進に取り組んでいます。

(資料13-25参照)

三重県環境メッセージ（緑のネットワーク運動）

豊かな緑や清浄な水、さわやかな空気など自然に恵まれている三重県の「自然環境を保全・創造」するとともに、自然環境に調和した景観、歴史的・文化的な環境、都市環境の整備など「快適な環境を創造」するため、県民参加による「緑のネットワーク運動」を展開しましょう。

3 森林ボランティアの育成

(1) グリーンボランティアの育成

平成8年度に総理府が実施した「森林・林業に関する世論調査」の中でも、森林づくりのボランティア活動を行いたいと答えた人が47%ありますが、これらの人は情報もなく、具体的な活動までにいたらず、その多くが潜在化しているのが現状です。

そのため、潜在化しているボランティア活動希望者を掘り起し、研修指導、活動フィールド、活動資金等に関する情報の提供、斡旋等を行う事により、県民が自主的に参画する県民参加の森林づくり運動を推進しています。

平成11年度にはチラシ等を活用して森林ボランティア活動を希望する人を募り、グリーンボランティアとして登録するとともに（登録者数783名）、現地研修を開催し、森林活動体験と技術指導を行いました。

また、森林活動への参加を呼びかけ、森林づくりの実践活動の機会を提供しました。

表4-2-2 現地研修の開催状況

| 年月日 | 場所 | 内容 |
|----------------|-----|-------------------|
| H11. 11. 12~14 | 関 町 | 近畿地区グリーンボランティア研修会 |
| H12. 1. 23 | 津 市 | 豊かな森づくり推進委員会 |
| H12. 2. 27 | 津 市 | 「森林づくり」を語る会 |
| H12. 3. 10 | 海山町 | グリーンボランティアリーダー研修会 |

第4章 環境保全活動への参加と協働

【第2節 地域における環境保全活動の推進】

表4-2-3 森林づくり活動

| 年月日 | 場所 | 内容 |
|-------------|-----|----------------------------|
| H11. 11. 20 | 菰野町 | 間伐作業と間伐材を使った創作 |
| H11. 11. 20 | 熊野市 | 熊野灘の名勝「鬼ヶ城」の森林づくり大会 |
| H12. 2. 13 | 津市 | 初春から始める楽しい森林体験（下刈り・枝打ち） |
| H12. 3. 11 | 津市 | 初春から始める楽しい森林体験（竹の子堀り・竹間伐等） |
| H12. 3. 19 | 大宮町 | 21世紀「どんぐりの森林」づくり |

第4 事業者の環境保全活動の促進

1 環境保全施設整備に対する支援

(1) 三重県環境保全施設整備資金融資制度

工場等から発生する公害の防止は、事業者として当然の責務ですが、中小企業者においては、資金調達能力等から公害防止施設の整備が遅れがちとなるため、昭和45年4月に三重県公害防止施設整備資金融資制度を設け中小企業者を対象として公害防止資金の融資を行っています。

平成11年度には、融資件数が1件、融資額が2,835万円となっており、平成10年度と件数は同数、融資額では2,165万円減少しました。

表4-2-4 三重県環境保全施設整備資金融資制度

| 項目 | 内容 |
|-------|---|
| 融資限度額 | 会社及び個人 組合 } 5,000万円 共同利用施設 } |
| 融資利率 | 政府系金融機関の基準金利-1.2% |
| 保証料 | 年0.7% |
| 貸付期間 | 7年以内（据置1年以内を含む） |
| 返済方法 | 原則として、元金均等分割返済 |
| 利子補給率 | 融資利率×40% |
| 融資対象 | ①公害防止施設の設置及び改善に要する資金 ②公害を発生する工場または事業場の移転に要する資金 ③フロン対策に要する資金 ・フロン回収装置の設置に要する経費 ・フロン漏洩防止工事の実施に要する経費 ・その他これらに類する対策で知事が適当と認めるもの ④環境保全型施設の整備等に要する資金 ・RDF利用整備 ・自然エネルギー有効利用施設 ・電気自動車の購入 |

(2) 三重県環境保全施設整備資金利子補給制度

この制度は、前述の環境保全施設整備資金の融資を受けた中小企業者が取扱金融機関に支払った利子に対し、県が利子補給を行うもので、昭和46年9月から実施しています。（平成9年度以前の貸付分が対象）

表4-2-5 三重県環境保全施設整備資金利子補給金の推移 (単位：円)

| 年度 | 利子補給 |
|--------|---------------|
| S46～H6 | 1,012,413,600 |
| H7 | 15,748,700 |
| H8 | 12,836,600 |
| H9 | 10,541,300 |
| H10 | 7,192,000 |
| H11 | 4,342,700 |
| 累計 | 1,063,074,900 |

第4章 環境保全活動への参加と協働

【第2節 地域における環境保全活動の推進】

2 環境管理・監査制度の導入促進

(1) 環境活動評価プログラムの普及

このプログラムは、環境管理システムの国際基準であるISO14000シリーズの認証を取得するに至らない、中小企業や病院、学校などを対象に環境庁が開発した簡易な環境管理システムです。

このプログラムは、事業活動に伴う環境負荷の簡易な把握方法や、環境保全のための事業者に期待される具体的な取組のチェックリストを示し、自己チェックの結果をもとに計画づくりと取組の推進が容易にできるようになっています。

平成11年度は下記の1事業所がこのプログラムに参加しました。

| |
|-----------------|
| 森六株式会社鈴鹿工場（鈴鹿市） |
|-----------------|

(2) 環境管理・監査制度の導入促進

企業活動に伴う環境負荷の継続的な改善を進め、ISO14001の普及・定着を図るため、ISO取得支援資金融資制度及びISO14001導入助成事業により企業の認証取得への取り組みを支援しています。（平成11年度は、融資制度2件導入助成事業4件）

また市町村が環境保全に率先垂範することにより、住民、企業等の環境保全活動の推進を目的として、市町村ISO14001認証取得支援事業費補助金により、市町村の認証取得への取組を支援しています。（平成11年度6件）

（資料16 2, 3, 4参照）

3 環境関連産業の振興

産学官で構成する、企業の創造的事業活動に関して総合的な支援を行う「みえ新産業創造支援会議」活動の一環として、環境分野における産学交流、企業間交流事業を実施するとともに新規事業の創出に係る各種支援制度の普及・啓発を図りました。

また、環境分野で創造的技術開発等を行う県内企業の研究開発の促進や技術力の向上を図るため、研究開発費等の一部助成事業を行う(財)三重県工業技術振興機構の取り組みを支援しました。

(1) 鈴鹿山麓リサーチパークの整備

鈴鹿山麓リサーチパークは、鈴鹿山麓研究学園都市の中心地区として、環境保護技術、バイオテクノロジー、新素材等に関する研究開発機能の集積を図るため、共同利用研究施設、展示施設、研修施設などの施設及び会議場施設等の整備を進めています。

平成11年度までに中核的施設として

- ・(財)国際環境技術移転研究センター
- ・鈴鹿山麓研究学園都市センター

中核的施設以外では

- ・(株)三重ソフトウェアセンター
- ・試作開発型事業促進施設（貸工場）
- ・三重県保健環境研究所

が竣工しています。

(2) 三重ハイテクプラネット21構想の推進

三重ハイテクプラネット21構想は、多極分散型国土形成促進法に基づく振興拠点地域基本構想として、全国に先がけて国の承認を得たものです。

この構想は、三重県随一の工業集積や環境保護技術、バイオテクノロジー、新素材等の分野に関する研究開発機能の集積、充実をさらに進め、産業の活発な展開を促進し、地域振興を図るものです。

鈴鹿山麓リサーチパーク、桑名グリーンシティにおいては、民間研究所・研修機関、都市型産業の誘致活動を行っています。

平成11年度においても個別に企業等を訪問するなどし、本構想、各重点整備地区の状況をPRしました。

(3) 環境に優しい生産技術の確立

農林水産業における環境ビジネスの育成・振興のため、生産性向上、省力化、高付加価値化等生産現場に直結した技術の確立が重要です。

平成11年度には、養殖業の高度化と環境に配慮し、持続的な養殖生産を行っていくための具体的な目標と達成手段を盛り込んだ高度化推進計画の策定に対し支援するとともに、養殖漁場環境保全のための代表的な魚類養殖漁場を対象に底質調査を実施し底質環境の指標について検討を行っています。

第4章 環境保全活動への参加と協働

【第3節 国際的な環境保全活動への協力】

第3節 国際的な環境保全活動への協力

第1 国際的な環境保全活動の基盤整備

1 財国際環境技術移転研究センター等との連携・協力

(1) 財国際環境技術移転研究センターによる環境保全活動

地域環境問題の中で、とりわけ大気、水質等の環境汚染問題が顕著化してきている開発途上国等諸外国に対して四日市地域を中心とする中部圏に蓄積された環境保全に資する産業技術を移転するため、中部圏を中心とする産業界、学界等の全面的な支援を得て、「財団法人国際環境技術移転研究センター」（略称 I C E T T）を設立し、地球環境保全に資する産業技術の移転を進めています。

平成11年度においても、国、地方公共団体、産業界、学界等の広範な支援、協力を得て、産業公害防止技術研修、指導、研究開発等を行いました。

（資料16 5, 6, 7 参照）

(2) 財国際環境技術移転研究センターの基盤強化

I C E T T は、国際的に環境に関する情報を発信し続けるとともに、I C E T T が蓄積している発展途上国等の環境情報に対して、海外へ進出を計画している県内の企業、環境に関心を持っている県民からの強い需要があります。

このような国内外の需要に応え、I C E T T が情報を的確に発信していくため、既存の情報及び新たに収集する必要のある情報を整理し、データベース化し、これらのデータベースを利用できるホームページも開設しています。

平成11年度は、引き続き環境情報ネットワークシステムの充実を図り、I C E T T が実施する研修への活用も図りました。また、A P E C 域内の国、自治体、民間が環境技術分野での情報・人的交流を促進し、A P E C 域内の環境保全活動を推進するため、A P E C 環境技術交流促進事業運営協議会に参加し、インターネットを利用した環境情報発信基地として機能する A P E C 環境技術交流バーチャルセンターとのリンケージを実施しています。

（資料16 8 参照）

第4章 環境保全活動への参加と協働

【第3節 国際的な環境保全活動への協力】

2 保健環境研究所の整備・活用

地球環境問題に関する共同研究の実施や汚染物質に係る調査研究を行う機関として、保健環境研究所を整備しました。

保健環境研究所での国際的な環境保全活動への協力に関する主な業務

【業務の柱】

- ①環境行政の技術的中核としての機能強化
- ②大学、国、県関係研究機関等との共同研究の推進
- ③国際環境協力の推進

【主な業務】

- ・他の試験研究機関（ICETT、三重大学、公設試等）との共同研究の実施
- ・試験研究や環境監視等によって得られた成果、知見、情報等の提供
- ・発展途上国、国内教育機関等からの研修員等の研修受入

平成11年度は、三重県環境学習情報センターと合同庁舎となる保健環境研究所を整備し、同年8月に開所しました。

第2 国際的環境協力の推進

1 姉妹友好提携先に対する環境協力の推進

中国河南省への環境保全支援として、平成8～9年度には河南省へ本県担当者を講師として派遣し、現地研修を行いました。平成5～7及び10～11年度にはICETTにおいて河南省職員の受入研修を実施しました。

また、パラオ共和国については、平成9年度には調査団派遣、平成10年度には受入研修を行いました。

2 国際環境自治体協議会を通じた国際協力

本県は、国際環境自治体協議会（ICLEI）に加盟し、海外における先進的な環境保全施策や技術、発展途上国の環境の現況や協力のニーズについての情報収集を行うとともに、環境保全の取り組みについての情報発信を実施しています。

平成8～10年度からは、「アジア環境イニシアティブ事業」に関係したアジア4か国（タイ、インド、インドネシア、フィリピン）から環境保全担当職員を研修生として招へいし、ICETTにおいて研修を実施しました。また、平成10年度には、事業の効果を調査するとともに今後のニーズを把握するため、上記4か国に調査員を派遣しました。

平成11年度にはフィリピンに講師を派遣し、「地方自治体における環境保全対策の推進」をテーマとするセミナーを開催するとともに、現地企業等への環境対策に関する指導を実施しました。

第 5 章

共通施策



県のさかな

伊勢エビ（H2・11・2指定）

水産業のイメージアップを図る目的で県の魚選定委員会によって選ばれました。

鳥羽市以南の沿岸地域の重要な特産品であり、三重県水産技術センターが初めて幼生飼育に成功しています。

第5章 共通施策

【第1節 環境保全の総合的取組みの推進】

第5章 共通施策

第1節 環境保全の総合的取組みの推進

第1 基盤的施策の推進

1 総合的・重点的施策の推進

(1) 流域圏づくりの推進

最近、安全でおいしい水や親水空間へのニーズの高まりが見られ、全国各地で河川の環境保全や上下流の交流・連携に取り組む事例が盛んになっています。また、河川法で河川環境の保全と整備が目的として明示されるなど、行政の側にもこうした動きに対応した変化が見られるようになっていきます。

三重県内には、七つの一級河川を始めとする河川があり、それぞれ産業や生活に役立つ利用がなされるとともに、様々な問題を抱えています。河川を軸とした面的な地域を「流域圏」として捉え、山から海に至るまでを一体的にみた施策の推進を図ることが求められています。

そこで、平成9年度から流域圏づくりのモデル事業として、宮川流域ルネッサンス事業に取り組んでいます。有識者によるルネッサンス委員会での議論や流域住民との地域懇談会を経て、平成10年2月に事業推進の理念を示す宮川流域ルネッサンス・ビジョンを策定し、12月には、2010年を目標年度とした基本計画を策定、平成11年3月には、平成11年度から15年度までの5年間に取り組むべき事業をまとめた第一次実施計画を策定しました。

(2) 福井・滋賀・三重地域連携軸構想の推進

福井・滋賀・三重地域連携軸構想は、国土の中央部において、福井県・滋賀県・三重県の三県を貫き、日本海・琵琶湖・太平洋という三つの「うみ」に代表される三県の地域資源を活用した多様な交流連携を通じて、地域課題を解決し未来を創造していくものです。

三県において取り組むべき共同連携事業を検討し、具体化を図ることにしており、平成11年度には、次の取組みを行いました。

- ア 子どもたちが環境問題を身近なものとして考え、行動することができるよう「子ども環境会議」を開催（平成11年8月、滋賀県大津市）
- イ 環境など様々な分野での市民活動と行政との新しい関係の構築に向けてのフォーラムの開催（平成11年11月、福井県鯖江市）

ウ 平成12年4月に滋賀県で開催されたG8環境大臣会合に先駆けて、環境に関心ある4県（福井、岐阜、三重、滋賀）県民による交流事業の実施（平成12年3月、滋賀県大津市）

(3) 岐阜・三重・滋賀広域交流圏の形成

岐阜・三重・滋賀三県の連携は、各県が抱える共通の課題や新たなプロジェクト等に連携して対処するとともに、三県の地域資源を活用した先進的な地域づくりを進め、近畿圏と中部圏、ひいては東西日本の結節点としての機能を果たそうとするものです。

なかでも21世紀の重要な地域課題である環境分野での連携については、I C E T T（国際環境技術移転研究センター）等連携の核となる各種機能を十分に活用しながら、先進的エリアの構築を図ることとしています。

平成10年度には、次の取組みを実施しました。

- ア 岐阜県との間で1名、滋賀県との間で1名の職員を相互派遣
- イ 三県の試験研究機関による「三県環境対策研究会」を開催し、平成10～12年度の研究テーマを「三県にまたがる山地森林環境の活用」として共同研究に着手
- ウ 「三県廃棄物対策担当部局長会議」を開催し、これに基づき、技術研修、共同監視及び共同要望を実施
- エ 企業のISO14001の認証取得を促進するための共同連携事業の検討

2 三重県地球環境保全行動計画の推進

地域温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨といった地球環境問題はわれわれの日常生活や事業活動と密接な関わりがあり、この問題の解決には県民、事業者、行政等が互いにパートナーシップを構築し環境保全活動に取り組んでいくことが重要です。

現在、三重県地球環境保全行動計画に基づき、県民、事業者、行政が一体となって地球環境保全のための活動に取り組んでいます。

第5章 共通施策

【第1節 環境保全の総合的取組みの推進】

3 公害防止計画

(1) 公害防止計画の推進

公害防止計画は、環境基本法の規定に基づき、公害の防止に係る各種の施策を総合的に講じて公害の防止を図ることを目的とし、内閣総理大臣が示す計画策定の基本方針に基づいて関係都道府県知事が作成するものです。

本県で、昭和45年12月に国の第1次地域として四日市市、楠町、朝日町、川越町の1市3町を計画区域とする四日市地域公害防止計画が承認されて以来、平成8年度には、8年度から12年度までを計画期間とする第6期計画の策定を行っています。

(2) 公害防止計画に係る事業実績

ア 汚染負荷量等の概要

公害防止計画協力工場に係る燃料使用量、硫黄酸化物等の排出実績の経年変化は表5-1-1のとおりでした。

また、化学的酸素要求量(COD)負荷量の経年変化は表5-1-2のとおりでした。

表5-1-1 燃料使用量・硫黄酸化物等の排出量の実績

| 項目 | 旧 計 画 | | | | | 現 計 画 | | | | |
|--------------|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | H 3 | H 4 | H 5 | H 6 | H 7 | H 8 | H 9 | H10 | H11 | |
| 燃料使用量(万kl/年) | 610 | 584 | 602 | 575 | 576 | 658 | 796 | 811 | 870 | |
| 平均硫黄含有率(%) | 0.03 | 0.02 | 0.02 | 0.02 | 0.02 | 0.02 | 0.02 | 0.014 | 0.013 | |
| 排出量 | 硫黄酸化物(t/年) | 2,498 | 2,290 | 2,321 | 2,365 | 2,433 | 2,294 | 2,366 | 2,205 | 2,213 |
| | 窒素酸化物(t/年) | 9,839 | 9,458 | 9,257 | 9,186 | 9,279 | 9,011 | 8,907 | 8,830 | 9,353 |
| | ばいじん(t/年) | 751 | 808 | 616 | 643 | 601 | 594 | 534 | 469 | 466 |

- (注) 1 対象工場は平成3、4年度は公害防止計画協力40工場、平成5年度は39工場、平成6～8年度は38工場、平成9年度は36工場、平成10年度は37工場、平成11年度は39工場です。
 2 燃料使用量は、重油換算した値です。
 3 平均硫黄含有率は、重油以外の燃料も含んでおり、加重平均した仕上がり後の値です。

表5-1-2 化学的酸素要求量(COD)負荷量の実績

| 項目 | 旧 計 画 | | | | | 現 計 画 | | | | |
|--------------------------|-------|------|------|------|------|-------|------|-----|-----|--|
| | H 3 | H 4 | H 5 | H 6 | H 7 | H 8 | H 9 | H10 | H11 | |
| 総排出量(万m ³ /年) | 152 | 151 | 150 | 145 | 144 | 147 | 155 | 148 | 144 | |
| COD負荷量(t/日) | 12.6 | 12.0 | 10.7 | 10.4 | 10.6 | 10.3 | 10.0 | 9.6 | 8.9 | |

- (注) 対象工場は平成3、4年度は公害防止計画協力40工場、平成5年度は39工場、平成6～8年度は38工場、平成9年度は36工場、平成10年度は37工場、平成11年度は39工場です。

イ 公害防止施設の整備拡充等

(ア) 地方公共団体が実施した事業

平成10年度には公害対策事業として、流域下水道整備事業、公共下水道整備事業、廃棄物処理施設等整備事業、公害保健対策事業等が実施され、約261億円が投資されました。

また、公害関連事業として、公園緑地等整備事業、交通対策事業、地盤沈下対策事業等が実施され、約108億円が投資されました。

なお、計画総事業費に対する平成10年度末の事業の進捗率は50.9%となっています。

(資料16-9参照)

(イ) 企業が実施した事業

平成11年度に公害防止計画協力39工場で実施された公害防止施設の整備等の事業は投資総額6,880百万円でした。

(資料16-10参照)

4 工場等の許可制

四日市地域における環境基準の達成、維持を図るため、昭和49年4月1日から県公害防止条例に基づき工場等の新增設の許可制を実施しています。

許可制の指定地域は、四日市市、楠町、朝日町、川越町の1市3町で、その対象工場は、大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設又は県公害防止条例に基づくばい煙に係る指定施設を有する工場・事業場です。

平成11年度の許可状況は表5-1-3のとおりで、年間総許可数は68件で10年度と比べると15件増加しています。

第5章 共通施策

【第1節 環境保全の総合的取組みの推進】

表5-1-3 四日市地域に係るおける工場等の許可件数（平成11年度）

| | 四日市市 | 楠 町 | 朝日町 | 川越町 | 計 |
|------|------|-----|-----|-----|----|
| 設置許可 | 7 | 0 | 1 | 2 | 10 |
| 変更許可 | 51 | 4 | 2 | 1 | 58 |
| 計 | 58 | 4 | 3 | 3 | 68 |
| 廃止届出 | 7 | 0 | 0 | 1 | 8 |

（注）設置許可件数の中には、条例第16条の5の規定に基づく経過措置件数も含まれます。

第2 環境汚染等の未然防止

1 環境影響評価制度の充実・強化

環境影響評価制度、いわゆる環境アセスメントは、開発事業等が環境に及ぼす影響について、事業者が事前に調査・予測及び評価を行って、その結果を公表し、これに対する環境保全の見地からの知事、関係市町村長、住民等の意見を聴いたうえで、事業者自らが環境配慮を行い開発事業等を実施することにより、本県の恵み豊かな自然環境・都市環境を保全していくための制度です。

本県では、昭和54年に「環境影響評価の実施に関する指導要綱」を制定して以来、環境の保全に対する役割を果たしてきました。

しかし、平成9年6月に環境影響評価法が制定されたことに伴い、本県の環境影響制度についても、同法との手続等の整合を図ることが必要となりました。

こうした状況を受けて、県は、制度の充実・強

化を図るため、平成10年12月に「三重県環境影響評価条例」を制定し、平成11年6月12日から全面施行しました。

条例は、相当規模以上の開発事業等に対し、環境の保全について適正な配慮がなされることを確保することを目的とし、従来要綱に比べ、土石の採取・鉱物の掘採などの追加や規模要件の引き下げにより対象事業の範囲を拡大しています。

また、調査・予測及び評価の項目や手法の決定段階での公表や、住民等が事業者に対し意見書を提出できる機会の増大など住民等の参画機会の拡大・充実が図られました。

なお、条例に基づく手続の体系は、図5-14に示すとおりです。

また、要綱施行も含め、平成11年度末までに一連の手続きが終了したものは124件であり、このうち、平成11年度に手続きを終了した案件は3件です。

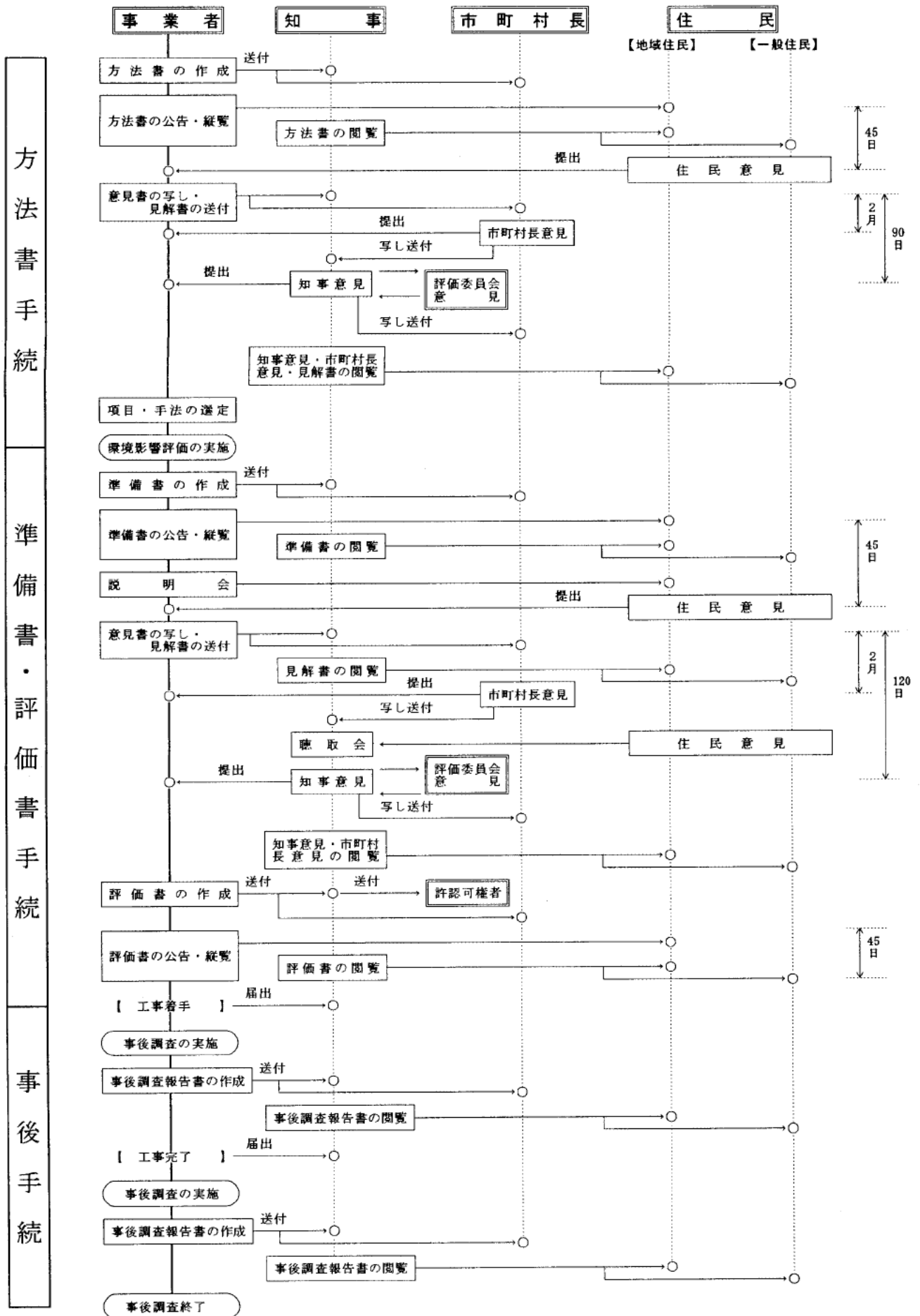
表5-1-4 環境影響評価状況一覧表（平成11年度）

| 案件番号 | 指定事業の名称 | 指定事業の規模 | 事業主体 | 手続きの経過 | | | |
|------|----------------------|----------------|---------------|--------------------|----------|----------|---------------------|
| | | | | 準備書の縦覧期間 | 住民意見書の件数 | 知事意見提出日 | 評価書の縦覧期間 |
| 1 | 東紀州自動車道 (熊野市～尾鷲市) | 4車線 約23.6km | 三重県 | 11.3.5～ 11.4.5 | 5 | 11.5.21 | 11.6.11～ 永久 |
| 2 | 大安二期工業団地造成 | 面積59.49ha | 員弁郡土地 開発公社 | 11.2.4～ 11.3.9 | 1 | 11.6.11 | 11.7.13～ 11.8.27 |
| 3 | 多度第2工業団地造成 | 面積29.41ha | 多度町土地 開発公社 | 11.4.28～ 11.6.2 | 2 | 11.10.19 | 12.2.1～ 12.3.17 |

第5章 共通施策

【第1節 環境保全の総合的取組みの推進】

図5-1-1 三重県環境影響評価条例の手続きフロー図



第5章 共通施策

【第1節 環境保全の総合的取組みの推進】

2 公害事前審査制度の活用

工場・事業場の新・増設に伴う公害の未然防止を図るため、昭和47年7月に「三重県公害事前審査会条例」を制定し、公害事前審査を実施しています。

審査の重点は、①公害防止施設等に関する技術的検討、②工場等からの排出物質による周辺環境に及ぼす影響、③法又は条例に基づく排出基準等に対する適合性についてであり、各専門分野から慎重な検討が行われます。

平成11年度までに実施した件数は、158件であり、このうち、平成11年度に5件実施しました。

表5-1-5 公害事前審査の年度別実施件数

(平成12年3月31日現在)

| | 実施件数 |
|--------|------|
| S47~H元 | 89 |
| H2 | 17 |
| H3 | 7 |
| H4 | 7 |
| H5 | 3 |
| H6 | 4 |
| H7 | 4 |
| H8 | 11 |
| H9 | 7 |
| H10 | 4 |
| H11 | 5 |
| 計 | 158 |

表5-1-6 赤潮発生件数の推移

| 年 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 |
|------|----|----|----|-----|-----|
| 発生件数 | 34 | 27 | 20 | 27 | 26 |

表5-1-7 赤潮による漁業被害状況(平成11年1月~12月)

| No. | 発生日 | 場 所 | 漁業種類 | 被害内容 | 被害量 | 被害額 |
|-----|-----------|-------|------------------------|------|----------------------------------|-----------------------------|
| 1 | 6.15~6.18 | 熊野灘北部 | 養殖業 (マダイ、カンパチ、シマアジ) | へい死 | マダイ1000尾 カンパチ300尾 シマアジ800尾 | 1,300千円 1,100千円 400千円 |

3 化学物質の包括的な管理対策の推進

(1) 漁業被害の未然防止

沿岸域の漁場環境の悪化に伴い、赤潮や貧酸素水塊の発生が恒常化し、また、油流出など突発的事故も後を絶たない状況にあります。

ア 赤潮の発生状況

平成11年の赤潮発生延日数は169日でした。

(ア) 伊勢湾海域

赤潮発生件数は、10件、発生延日数は55日と、共に昨年と比較して減少しました。

(イ) 志摩・度会海域

赤潮発生件数は11件で、発生延日数は173日と昨年と対比すると大幅に増加しました。

(ウ) 熊野灘北部海域

赤潮発生件数は5件、発生延日数は91日で、前年と対比すると件数で3件減少しました。

赤潮による漁業被害は1件、被害額の合計は2,800千円でした。

イ 油濁等による突発的漁業被害の発生状況

平成11年度において油漏れやその他突発的事故は数件発生したものの、漁業被害の発生はみられませんでした。

平成11年度には、定期的な水質調査や漁協に赤潮監視員を置くなど監視体制を強化し、赤潮発生状況の情報収集、漁業被害の未然防止に努めました。

第5章 共通施策

【第1節 環境保全の総合的取組みの推進】

第3 健康被害の救済・予防

1 健康被害の救済・予防の推進

(1) 公害健康被害者に対する補償給付

ア 救済対策の推移

本県における公害健康被害者の発生は、四日市市塩浜地区における石油化学コンビナートが本格的に操業をはじめた昭和35年頃からで、付近の住民の間に気管支ぜん息をはじめとする呼吸器系疾患（いわゆる「四日市ぜん息」）が多発し、大きな社会問題となりました。このため、県、市及び関係各機関で同地域の大气汚染の健康に及ぼす影響に関する調査、また、厚生省による疫学的な立場からの調査が行われました。

これらの調査を基礎にして、昭和40年5月から四日市市単独による公害健康被害者の医療救済制度（自己負担分を市が負担）が全国に先がけて発足しました。

昭和45年2月には「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」に基づき、指定地域における大气汚染関係疾患に対して、医療費、医療手当等の支給が行われ、昭和49年9月に「公害健康被害補償法」が施行され、環境汚染による健康被害に対する補償と被害者の福祉に必要な事業が行われました。

昭和62年9月、大气汚染状況がかなり改善され健康被害の要因立証が大气汚染によるとは考えられなくなったとして、「公害健康被害補償法」は「公害健康被害の補償等に関する法律」に改正され、昭和63年3月指定地域が解除されました。

イ 四日市市・楠町における現状

四日市市の臨海部から中心部にかけての市街地は、昭和44年12月に「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」及び、昭和49年9月同法に代わって施行された「公害健康被害補償法」により、また楠町の全域も昭和49年11月に「公害健康被害補償法」に基づく第一種地域（大气系）として指定されました。昭和63年3月に地域指定が解除され、新たな患者の認定は行われなくなりましたが、指定解除前に認定を受けた既被認定患者やその遺族については、従来どおり認定の更新や補償給付の支給等が行われています。

ウ 被認定者数及び補償給付の支給状況

四日市市及び楠町における被認定者数の推移、年齢階層別・疾病別の被認定者数については以下の表に示すとおりです。

（資料12 1～11参照）

表5-1-8 被認定者数の推移（平成12年3月31日現在）

（単位：人）

| 年 度 | 年 度 末 被 認 定 者 数 | |
|-----|-----------------|-----|
| | 四 日 市 市 | 楠 町 |
| 9 | 626 | 62 |
| 10 | 589 | 58 |
| 11 | 574 | 56 |

表5-1-9 年齢階層別被認定者数（平成12年3月31日現在）

（単位：人）

| 年 齢 | 四 日 市 市 | | | 楠 町 | | |
|-------|---------|-----|-----|-----|----|----|
| | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 |
| 0～14 | 1 | — | 1 | — | — | — |
| 15～24 | 23 | 12 | 35 | 2 | 3 | 5 |
| 25～39 | 84 | 53 | 137 | 6 | 5 | 11 |
| 40～59 | 38 | 59 | 97 | 2 | 9 | 11 |
| 60～64 | 35 | 25 | 60 | 3 | 2 | 5 |
| 65～ | 95 | 149 | 244 | 10 | 14 | 24 |
| 計 | 276 | 298 | 574 | 23 | 33 | 56 |

表5-1-10 疾病別被認定者数（平成12年3月31日現在）

（単位：人）

| 疾 病 名 | 四 日 市 市 | | | 楠 町 | | |
|---------|---------|-----|-----|-----|----|----|
| | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 |
| 慢性気管支炎 | 58 | 96 | 154 | 2 | 10 | 12 |
| 気管支喘息 | 217 | 201 | 418 | 21 | 23 | 44 |
| 喘息性気管支炎 | — | — | — | — | — | — |
| 肺 気 腫 | 1 | 1 | 2 | — | — | — |
| 計 | 276 | 298 | 574 | 23 | 33 | 56 |

第5章 共通施策

【第1節 環境保全の総合的取組みの推進】

(2) 保健福祉事業の実施

表5-1-11 リハビリテーション事業実施状況（平成11年度）

| 事業名 | 実施期間等 | 実施場所 | 対 象 | 参加人員 | 内 容 |
|--------------|---------------------------|---------------------|--|------|--|
| リハビリテーション教室 | 7/8 | ヘルスプラザ | 15才以上 | 10人 | 病気の認識を正しくするための療養指導と機能回復のための呼吸体操等の実技を指導した。 |
| | 10/14 | | | 12人 | |
| 日帰りリハビリテーション | 6/17 | 三重県民の森 | 15才以上 | 16人 | 空気の清浄な野外で療養指導を行い、併せて呼吸体操等の実技を指導した。 |
| | 11/11 | 大安町老人福祉センター | | 16人 | |
| | 3/9 | 鈴鹿青少年センター | | 18人 | |
| 転地療養 | 9/27 ～ 10/1 4泊5日 | 三重県福祉休養ホーム ゆずりは荘 | 15才以上 | 26人 | 空気の清浄な自然の中で保養され、健康の回復を図り、併せてリハビリテーション療養指導を行った。 |
| 音楽療法 | 8/26 | ヘルスプラザ | 15才以上 | 10人 | 声楽家による音楽療法の実技指導を行い、併せて理学療法士による呼吸体操の実技の指導をした。 |
| | 9/9 | | | 8人 | |
| | 1/20 | 総合会館音楽室 | | 7人 | |
| | 2/10 | | | 2人 | |
| 水泳指導 | 通年 1人24回 | ヘルスプラザ | 15才以上 | 27人 | 自己による健康管理を行い、基礎体力の増進を図るための水泳療法を行った。 |
| 運動実践指導 | 通年 | ヘルスプラザ | 15才以上 | 10人 | ヘルスプラザが行うコースを利用して健康の回復を行った。 |
| 家庭療養指導 | 通年 | 年間 延べ58日 | 489人の在宅療養者の療養指導を行った。対象者は、その大半が60歳以上であり、しかも何らかの合併症をもっている場合が多いので、病状・家庭環境等も含めて、各人の実情に即した指導を行った。 | | |

(3) 調査研究の実施

- ア 三重県公害保健医療研究協議会における研究
四日市地域における公害保健医療対策を確立するため、四日市医師会、三重大学、四日市市及び三重県で「三重県公害保健医療研究協議会」を組織し、公害患者に関する医療問題や健康被害に関する疫学調査等を行ってありますが、平成11年度における研究課題は次のとおりでした。
- (ア) 四日市地域における肺がん死亡の地理疫学的研究
- (イ) 学童のアレルギー素因と気管支喘息の関連に関する疫学的研究

- (ウ) 環境化学物質の早期健康影響モニタリング指標としての小核試験の有用性の検討
- (エ) 気管支喘息患者におけるペット飼育の実態について
- (オ) 公害認定患者の肺機能の年次変化について
- イ 環境保健サーベイランス調査
四日市市において地域ごとの呼吸器系疾患の発生状況を調査し、大気汚染との関係を定期的、継続的に把握を行いました。

第5章 共通施策

【第1節 環境保全の総合的取組みの推進】

(4) 健康被害予防事業の実施

平成11年度にはそれぞれ下記の事業を実施しました。

表5-1-12 健康被害予防事業の実施

ア 健康相談事業

| | | |
|-----------|--|------------------------|
| 実施主体 | 四日市市 | 楠町 |
| 事業名 | 健康相談事業 | アレルギー予防教室 |
| 実施場所 | 四日市市保健センター | 楠町保健センター |
| 内容 | 1歳6か月児健康診査の対象者に健康問診票によるスクリーニングを行い、そのうちアレルギー素因児に対する、医師の診察及び保健婦・栄養士による相談 | アトピー乳幼児をもつ保護者に対する相談・指導 |
| 開催数又は開催月日 | 年12回 | 10月28日(木) |
| 参加人数 | 延べ149人 | 延べ24人 |

イ 健康診査事業

| | | |
|------|---|----------|
| 実施主体 | 四日市市 | 楠町 |
| 事業名 | 健康診査事業 | |
| 実施場所 | 四日市市保健センター | 楠町保健センター |
| 内容 | 気管支ぜん息の発症を未然に防止するための、1歳6か月児を対象とする問診及び指導 | |

第4 公害紛争への対応

1 公害等の苦情・紛争の処理

ア 公害紛争処理制度

公害についての苦情・紛争の処理については、昭和45年6月に定められた「公害紛争処理法」に基づき、その適正な処理に努めています。

イ 公害に係る苦情処理

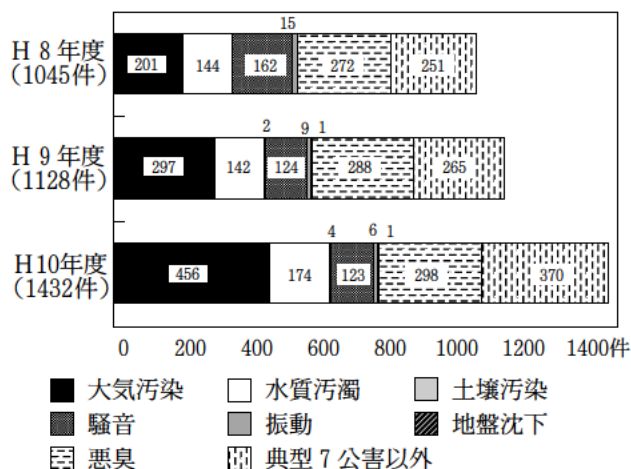
公害に関する苦情については、三重県公害苦情処理要領を定め、市町村長と協力して適正な処理に努めています。

また、公害紛争処理法には、公害苦情相談員制度が定められており、本県では、環境部の環境政策課、廃棄物対策課、大気水質及び各県民局生活環境部に公害苦情相談員を配置しています。(資料12 12参照)

ア 年次別種類別苦情処理取扱状況

平成10年度に県又は市町村が取り扱った公害苦情件数は1,432件で、平成6年度以降増加傾向にあります。

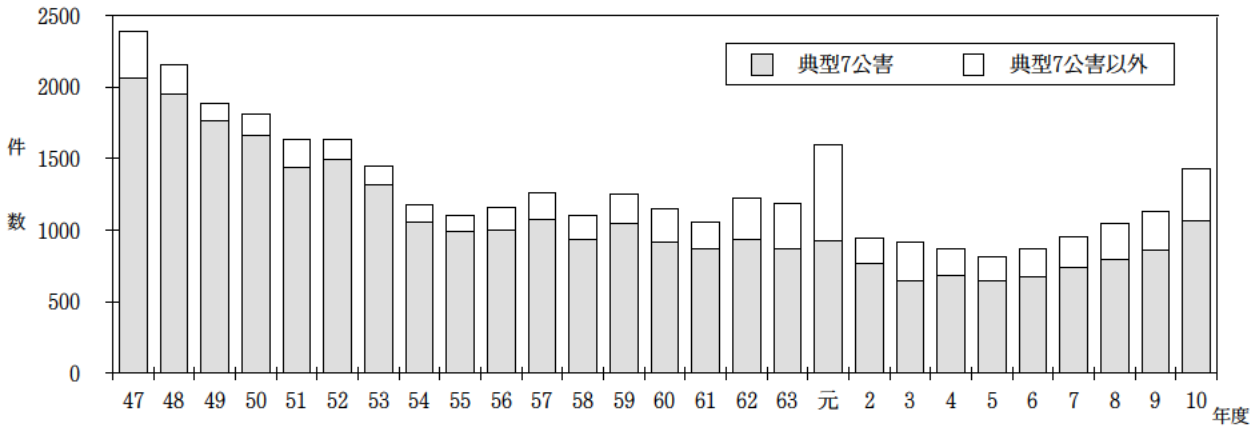
図5-1-2 種類別公害苦情件数の推移



第5章 共通施策

【第1節 環境保全の総合的取組みの推進】

図5-1-3 公害苦情件数の推移



b 地区別苦情取扱状況

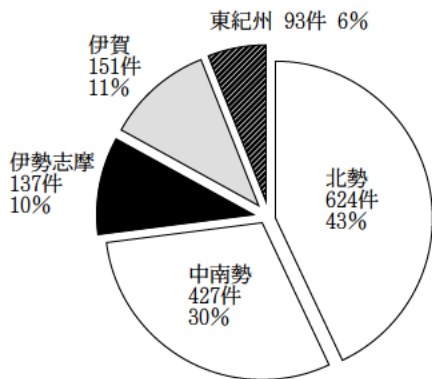
公害苦情件数1,432件を発生地域別に見ると、北勢地域が約4割、中南勢地域が約3割を占めています。

また、市郡別に見ると、四日市市、久居市、津市、鈴鹿市、松阪市の順となっています。

c 発生源別苦情取扱件数

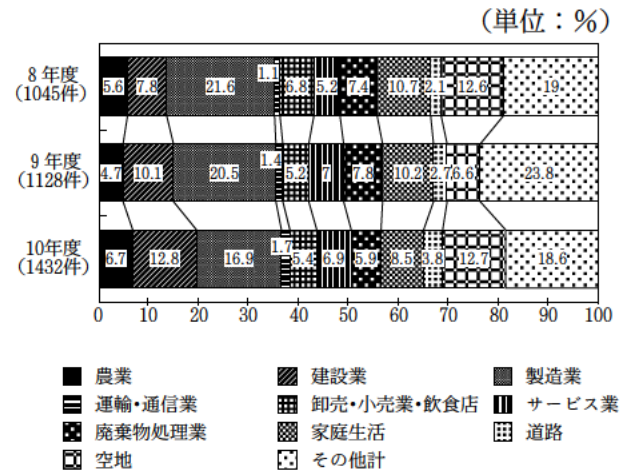
苦情件数を発生源別に見ると、製造業に起因する苦情が最も多く、次いで建設業に起因する苦情、空地に関する苦情の順になっています。

図5-1-4 地域別公害苦情件数（平成10年度）



注) 北 勢…桑名市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、桑名郡、員弁郡、三重郡、鈴鹿郡
 中 南 勢…津市、久居市、松阪市、安芸郡、一志郡、飯南郡、多気郡、度会郡（大宮町、紀勢町、大内山村）
 伊勢志摩…伊勢市、鳥羽市、度会郡（玉城町、二見町、小俣町、南勢町、南島町、御園村、度会町）、志摩郡
 伊 賀…上野市、名張市、阿山郡、名賀郡
 東 紀 州…尾鷲市、熊野市、北牟婁郡、南牟婁郡

図5-1-5 発生源別公害苦情件数の推移



d 苦情処理状況

平成10年度に県及び市町村の公害担当課で受理された公害苦情件数の内訳は表5

1 13のとおりです。

表5-1-13 苦情処理件数

| 区分 年度 | 合 計 (A) | 受 理 件 数 | | | 合 計 | 処 理 件 数 | | | | 解 決 率 B/(A-C) |
|----------|------------|-------------|-------------|---------------|-------|--------------------|-------------|----------------|-------|------------------|
| | | 新規直接 受 理 | 他 から 移 送 | 前 年 度 から繰越 | | 直 接 処 理 (解決)(B) | 他へ移送 (C) | 翌 年 度 へ 繰 越 | そ の 他 | |
| H 8 | 1,101 | 1,041 | 4 | 56 | 1,101 | 849 | 18 | 66 | 168 | 78.4% |
| H 9 | 1,194 | 1,118 | 10 | 66 | 1,194 | 932 | 21 | 18 | 223 | 79.5% |
| H10 | 1,450 | 1,418 | 14 | 18 | 1,450 | 1,187 | 23 | 18 | 222 | 83.2% |

第5章 共通施策

【第1節 環境保全の総合的取組みの推進】

(イ) 公害に係る紛争処理

公害に関する紛争処理は、公害紛争処理法に基づき三重県公害審査会条例を定め、三重県公害審査会を設置して、典型7公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）に係る紛争について、あっせ

ん、調停、仲裁を行っています。

平成11年度には、新規の調停申請はありませんでした。

表5-1-14 公害紛争処理法に基づく最近の事件一覧表

| 年 | 処理種別 | 処 理 事 件 名 | 終 結 区 分 |
|-----|------|--------------------------------|----------|
| H6 | 調 停 | 金属製品製造工場排水水質汚濁被害等防止請求事件 | 成立 |
| H6 | 調 停 | ゴム工場悪臭等被害防止請求事件 | 調停をしない |
| H6 | 調 停 | 産業廃棄物保管積み換えに係る騒音、粉じん等被害防止請求事件 | 成立 |
| H7 | 調 停 | 工場騒音、振動に係る被害防止請求事件 | 打ち切り |
| H8 | 調 停 | 護岸工事による水質汚濁に係る損害賠償請求事件 | 打ち切り |
| H8 | 調 停 | 金属回収工場騒音振動悪臭被害防止等請求事件 | 成立 |
| H9 | 調 停 | 造成工事に係る水質汚濁被害防止請求事件 | 打ち切り |
| H9 | 調 停 | 駐車場における自動車暴走騒音に係る被害防止及び慰謝料請求事件 | 打ち切り |
| H9 | 調 停 | 道路交通騒音に係る被害防止請求事件 | 打ち切り |
| H10 | 調 停 | 産業廃棄物最終処分場建設・操業差止請求事件 | 打ち切り |
| H10 | 調 停 | 土地区画整理事業振動被害損害賠償請求事件 | 打ち切り |
| H10 | 調 停 | 産業廃棄物処分場水質汚濁防止等請求事件 | 中央委員会へ移送 |

イ 住民による公害状況の調査請求

三重県公害防止条例第40条では、現に公害を受け、又は受けていると思うものは、知事又は市町村長に対して公害の状況の調査を請求できることとしています。

平成11年度には、知事に対する調査請求はありませんでした。四日市市長に対しては3件の調査請求があり、調査を実施しました。

2 環境保全協定締結の推進

環境基本条例第6条では、事業者の責務として「事業者は、市町村長等と環境の保全に関する協定を締結するように努めなければならない。」と規定しています。

環境保全協定は、従来の公害防止協定の範囲を広げ、緑化の推進等の自然環境の保全に関する項目を含むものであり、環境関係の諸法令等を補完するものとして、地域の自然的、社会的条件や、事業活動の実態に即応したきめ細かい指導が可能であることから、市町村等では、環境汚染を防止するための有効な手段として広く活用されています。

従来の公害防止協定を含む環境保全協定の締結件数は平成11年度末で1,284件となっており、平成10年度末1,243件から41件の増となっています。

第5章 共通施策

【第2節 監視・観測等の体制の整備及び環境情報の提供】

第2節 監視・観測等の体制の整備及び環境情報の提供

第1 監視・観測等の体制の整備

1 環境汚染の常時監視等の推進

(1) 環境総合監視システムの整備

県民の健康を保護し、生活環境を保全するため、現在、①大気環境監視システム、②大気発生源監視システム、③水質発生源監視システム、の監視システムを整備し、大気汚染緊急時の発令、大気環境基準の評価、伊勢湾総量規制に係る水質汚濁負荷量の監視を行い、環境の状況の的確な把握と環境保全に努めています。

環境学習情報センターの整備にあわせて、大気発生源については、従来の硫酸酸化物の監視に加え、窒素酸化物を新たに追加するなど監視内容の拡充を図るとともに、大気環境データをインターネット等により県民への情報発信も可能となる新しい環境総合監視システムとして再構築を図りました。平成11年度には機器の整備を行い、8月より運用を開始しました。

(2) 広域環境監視システムの運用

本県では、四日市地域の環境汚染防止対策に積極的に取り組んできましたが、その推進には大気汚染の常時監視システムが大きな役割を果たしてきました。また、工場の立地や道路の整備による環境汚染を未然に防止するためには、環境監視が重要です。

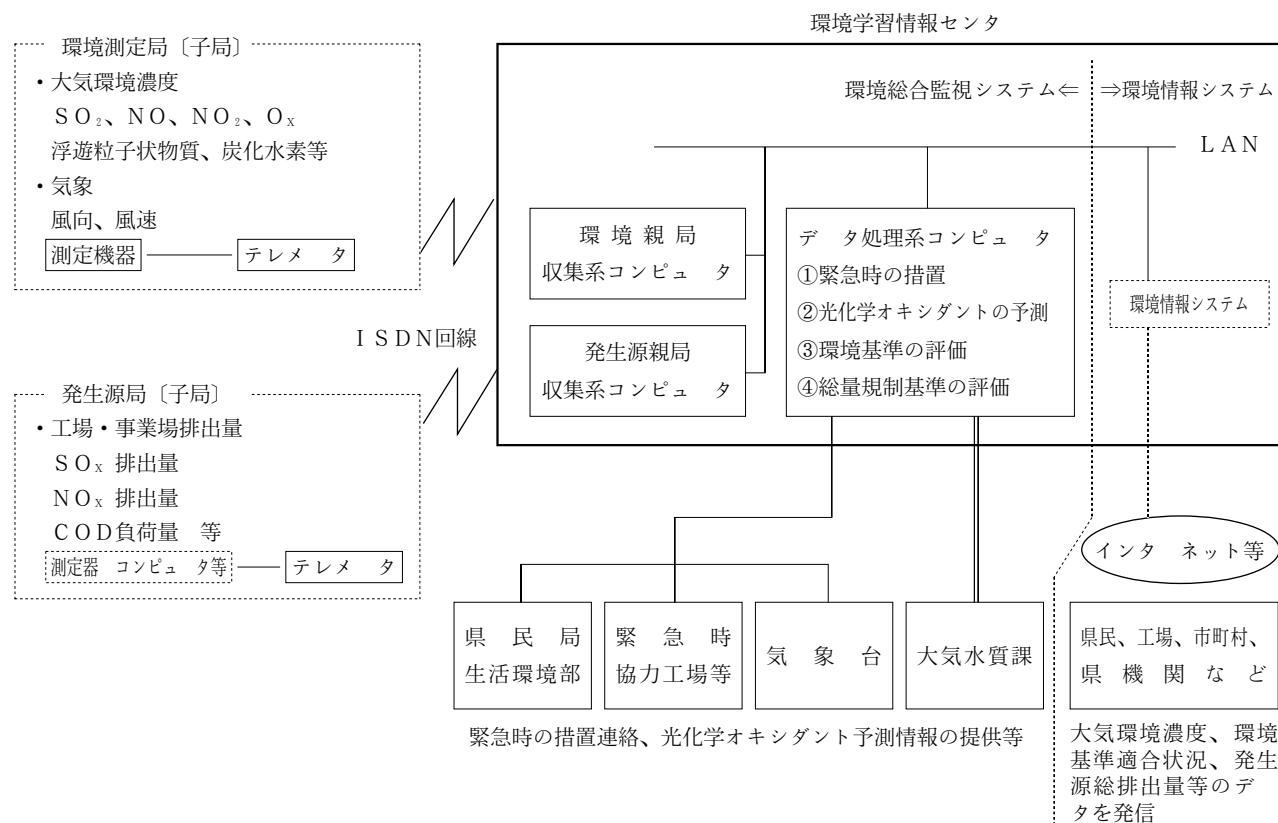
ア 大気汚染広域監視システム

(ア) 大気汚染の常時監視

大気汚染の常時監視は、大気汚染防止法第22条に基づき、県及び四日市市が大気汚染広域監視システム整備計画により、測定局を設置して行っています。

その整備は、昭和38年11月に四日市市の磯津地区に一般環境測定局を設置し、二酸化硫黄の自動測定機による監視を開始し、以後、県では桑名市から熊野市まで県下の主な都市に測定局を設置し、平成2年度をもって一般環境測定局の整備を完了しました。一方、自動車排出ガス測定局については、県内6カ所

図5-2-1 環境総合監視システムの概念図



第5章 共通施策

【第2節 監視・観測等の体制の整備及び環境情報の提供】

の測定局において、監視を行っています。

さらに、県では光化学オキシダント濃度の予測を行う目的で、上層気象観測所を菰野町の御在所岳山上に設置しています。

なお、四日市市は平成元年度から独自のシステムによる常時監視を開始しました。

現在の測定局の設置状況は、資料編の資料5 38、39、40に記載しました。

イ 発生源の常時監視

大気発生源の常時監視は、硫黄酸化物排出量については、公害防止条例第32条に基づき、四日市地域における硫黄酸化物の排出量が10N^m／時以上の8工場を対象に行っています。

また、窒素酸化物排出量については平成11年度から、同地域における燃料使用量2,000kg／時以上の11工場を対象に測定を開始しました。

発生源監視測定局設置の状況図を資料編の資料5 41に記載しました。

(3) 水質テレメータ監視システム

水質総量規制の実効をあげるため、伊勢湾に排出する24工場・事業場（工程排水が5,000m³／日以上）のCOD濃度及び排出水量の監視を行って

います。

水質監視測定局設置の状況図を資料編の資料6 55、56に記載しました。

第2 環境情報の提供・整備

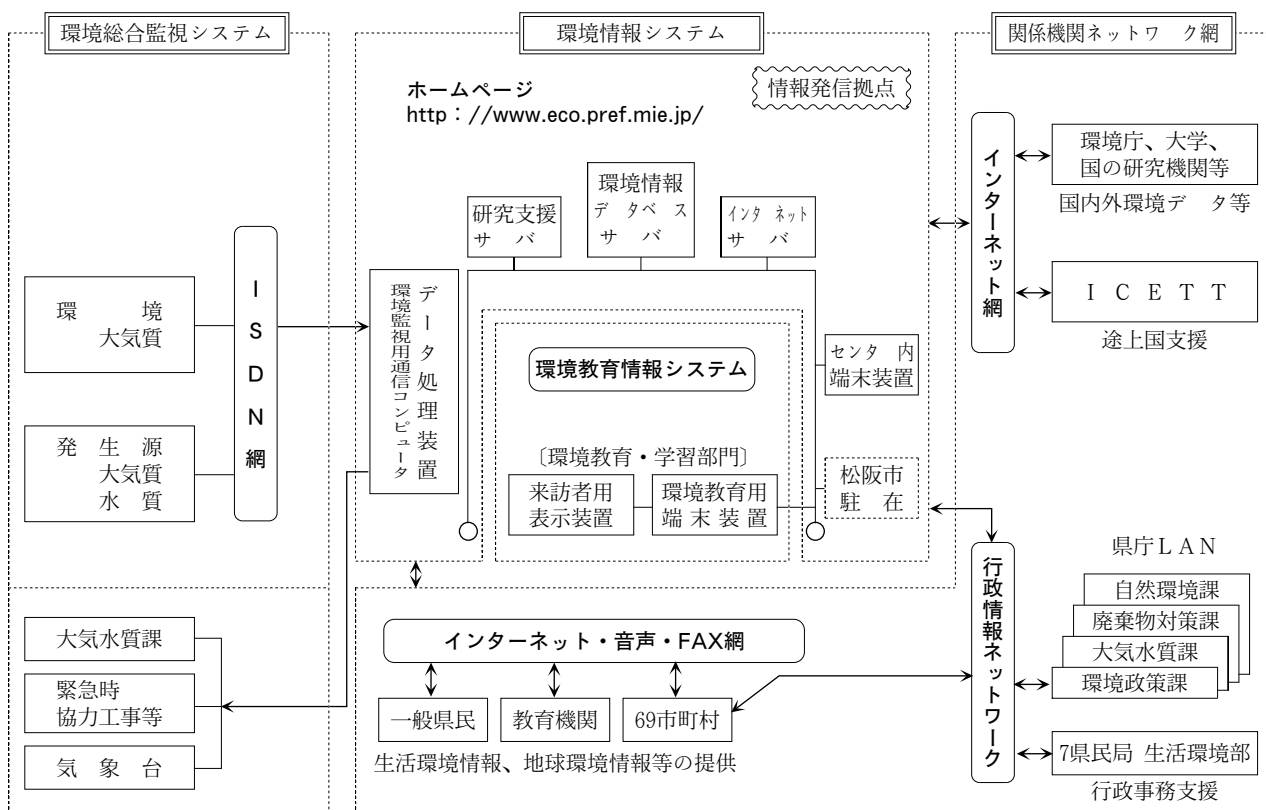
1 環境情報総合システムの整備

環境学習情報センターを、環境情報の受発信拠点として整備することにあわせて、従来の行政内部の事務処理システムに加え、環境教育や地球環境問題など新たなニーズにも応えることのできる新たな環境情報総合システムの構築を行いました。

環境情報総合システムは、環境情報システム、環境総合監視システム、環境教育情報システムで構成され、環境監視機能、試験研究機能、環境教育・学習機能を有機的に結ぶとともに、多種多様な環境情報を、インターネットに代表される各種情報メディアを通して、県民はもとより市町村、教育機関、他府県さらには国内外への情報発信を行い、環境先進県づくりにふさわしい環境情報センターの役割を担うものです。

平成11年度には、環境情報システム、環境総合監視システム、環境教育情報システムの機器整備を行い、8月より運用を開始しました。

図5-2-2 環境情報総合システム概念図



2 地図情報システムを活用した森林資源の管理

森林・林業を取り巻く情勢が依然として厳しい中、森林に対する多種多様な要請が高まっており、これら諸情勢の変化に対応しつつ、森林の有する多様な公益的機能を高度に発揮させるための森林の管理が重要となってきています。

このため、地図情報システムを取り入れた総合的な情報システムを整備する必要があり、平成11年度に県全域の森林簿データ、計画図等の基本システムが完成しました。

第5章 共通施策

【第3節 環境保全に関する調査研究等の推進】

第3節 環境保全に関する調査研究等の推進

第1 公害の防止・自然環境の保全等に関する調査研究

1 公害の防止・自然環境の保全等に関する調査研究の推進

(1) 科学技術振興センターにおける調査研究の推進

平成10年4月に6公設試験研究機関が科学技術振興センターとして統括され、県政方針「環境先進県づくり」に基づいて、各公設試験研究機関における個別の調査研究はもとより、産学官及び行政部局と連携をとりつつ共同研究等の環境保全に関する以下の調査研究を実施しました。

2 調査研究の推進

(1) 科学技術振興センターにおける共同調査研究

ア 多自然型河川づくりに関する研究

護岸資材開発や護岸緑化技術開発などにより自然環境と調和した水辺空間の創出を図るとともに、水生植物や吸着資材を用いた水質浄化技術の開発により環境負荷物質を軽減して河川環境の総合的改善を図るための研究を平成10年度に引き続き実施しました。

イ 環境ホルモン類に関する研究

河川水や食品（乳製品等）などの汚染実態の把握を行うとともに、物理化学的分解技術（酸化剤（オゾン、過酸化水素水、紫外線などの併用）や超臨海水の利用）と微生物を利用した生物化学的分解技術などについて検討しました。また、酵母を用いた生物検定法（バイオアッセイ）については、女性ホルモン作用を測定する手段として、活用の可能性を検討しました。

ウ 伊勢湾の生態系の回復に関する研究のための事前調査事業

次年度以降、共同研究として取り組むために、外部研究機関との交流、現地調査、文献調査などを行って、伊勢湾の現状把握と研究の推進方向について検討しました。

(2) 環境科学センターにおける調査研究

ア コンピュータによる環境保全支援システム開発

環境保全のための様々な活動を情報面から支援するため、コンピュータを用いて地球環境問題や県下の環境の様子をイラスト等で表示し、利用者が環境について学習できる環境教育ソフトを作成し、光磁気ディスクへ収録しました。

イ 生物を利用した環境保全研究

富栄養化の一因となっている家庭排水や汚濁河川中の窒素等を、除去する方法として、微生物を利用する技術について三重大学生物資源学部と共同で行っており、平成11年度は、河川水を対象とした水質浄化技術を検討するため、微生物を鹿沼土をベースにした担体に固定し、長期にわたる機能試験を行いました。その結果、回分法で脱リン率95%、脱チッ率95%以上を最大2週間継続することを確認しました。

また、環境中の各種化学物質の安全性を評価する手段としてバイオアッセイによる手法について調査研究を行っており、平成11年度は県下の各種河川を対象に環境ホルモン物質の毒性試験を行ったところ、変異原誘発物質は検出されませんでした。

ウ 廃棄物資源化技術開発研究

下水汚泥や RDF など各種焼却灰に多量に含まれているアルミニウム・りんなどの資源を回収し、廃棄物の有効利用を図るための検討を行っています。

平成11年度は、これら焼却灰から酸、アルカリを用いて回収したアルミニウム・りんの有効利用技術開発及び工業的処理技術を目指した検討を企業との共同開発により行い、灰中りんの90%を回収する資源化技術を開発しました。

エ 酸性雨等の実態調査

県下の酸性雨等の状況を把握するために、降水の成分分析による酸性雨の現状調査を実施したところ、pH（酸性度）は県下6地点の平均で10年度5.0（最小4.4～最大7.5）が11年度は5.1（最小4.3～最大6.8）でした。

また、大気曝露による大理石の重量変化と光沢度変化について調査を行っています。

（資料5-42参照）

オ 山地森林の環境保全機能調査研究（滋賀・岐阜・三重三県連携共同研究）

山地森林が持つ様々な環境保全機能の1つに森林浴の快適性があり、現代社会におけるストレスを緩和させる効能等があるといわれています。このような側面を持つ森林について環境科学的に評価するため、平成11年度には山麓及びその周辺で森林浴成分や微気象等について調査を行いました。その結果、森林内でのテルペン

第5章 共通施策

【第3節 環境保全に関する調査研究等の推進】

類濃度は、 α -ピネンが66~1,400ng/m³、カンフェンが24~180ng/m³、 β -ピネンが37~260ng/m³で森林周辺や市街地よりも高く、また、平均輻射熱は森林の奥ほど低い傾向が見られました。

(3) 工業技術総合研究所における調査研究

ア トランプエレメントを含有する鉄源のリサイクル技術に関する研究

トランプエレメント（有害元素）を含有する鉄系スクラップの利用促進を図るために、鑄造現場で重要な、トランプエレメントの鑄鉄（対象：ねずみ鑄鉄）の鑄造特性に及ぼす影響を調べました。また、現場での評価手段として3カップ法と呼ばれる方法による溶湯特性の測定法が実用的であることを示しました。

イ 無機系廃棄物のリサイクル技術の開発

平成9年度から「無機系廃棄物のリサイクル技術の開発」をテーマとして取り組んできた研究の成果を普及させるため、成果普及講習会を2回開催しました。また、下水汚泥廃却灰を用いた大型タイル、RDF焼却灰を用いた吸着剤等について性能評価を行いました。

(4) 農業技術センターにおける調査研究

ア 環境保全のための家畜排泄物高度処理・利用技術の確立（家畜ふん尿たい肥の成型による高付加価値化技術の開発）

家畜ふん尿の偏在化と効率的なリサイクルを推進するため、流通適性の高い高品質たい肥生産技術として、縦型密閉式発酵装置で処理された粉状の鶏ふん堆肥を直径5mmのベレット状に成型するシステムを開発しました。

イ 家畜ふん尿等有機物資源のリサイクル技術の開発

脱臭効果の高い生石灰処理を行った鶏と豚のふんを3年間連年施用したトウモロコシ、ソルガムなどの飼料作物では、施用量が多いほど収量も多くなりました。アルファルファでは、施用量が少ないほど収量が多くなりました。

ウ トマトのロックウール代替培地による環境保全型養液栽培システムの開発

ロックウールに代わる培地の検索を行い、トマトの培地としては、クリプトモス、パーライ

トが有望と考えられました。また、開発を行った循環式養液栽培システムによって排出窒素量を通常栽培の約4%程度に削減できました。また、廃液の再利用を図るため、オゾン等を活用した養液の殺菌システムを構築しました。さらに、根腐萎凋病に有効な非病原性フザリウム菌の利用によって被害を軽減することができました。

エ 硝酸態窒素の環境基準化に即した茶生産システムの構築（茶園の少肥料栽培技術開発事業）

地下水等水質の硝酸態窒素の環境基準化を受け、多肥の傾向にあるかぶせ茶地帯において環境基準をクリアーするための施肥技術、少肥料に対応する品種や加工法を検討しました。

茶園の溶脱水を採取できる施設を造成し、窒素20~55kg/10aの施肥窒素段階における溶脱水の窒素濃度や茶の生育への影響を調査しました。施肥窒素量40kg/10aの少肥では、茶の品質がやや劣り価格評価も低くなりましたが、収量が高かったため経済性は優れました。

被覆尿素等の機能性肥料を用いた広幅施肥（年間窒素40kg/10a）が茶の生育収量に及ぼす影響を調査しました。

各種肥料を株下に機械施肥するための施肥機構を開発しました。

微生物の脱窒作用により溶脱水の硝酸を処理する目的で、黒ボク土壌のカラムの下層にモミガラ、泥炭、パルプ、グライ土等を埋設して脱窒効果を検討したところ、モミガラ、モミガラ燻炭、グライ土、パルプで効果が認められました。

オ 有用生物を利用した病虫害防除システムの確立

イチゴのロックウール栽培において主要病害である萎黄病に効果のある非病原性フザリウム菌を選抜しました。イチゴのアブラムシを効率的に防除するため、飛べないテントウムシの作出技術を改良しその防除効果を明らかにしました。その他テントウムシの飼育技術の開発、放飼時期など実用化にむけて検討しました。ハダニの天敵であるケナガカブリダニの利用によって、秋期の防除に利用できる可能性が示唆されました。また、イチゴで発生する主要な害虫を対象として、天敵を主体とした防除体系が有効

第5章 共通施策

【第3節 環境保全に関する調査研究等の推進】

であることを圃場規模で実証しました。出芽細菌によるトマトのネコブセンチュウ防除効果を検討しました。天敵出芽細菌（パスツリア）と慣行の1/2処理量の殺線虫剤併用処理は、殺線虫剤の慣行処理と同等の防除効果が認められました。ネコブセンチュウによる被害を軽減するため、含硫アミノ酸の一種であるメチオニンについて、パスツリアと併用処理する資材としての効果を明らかにしました。

(5) 林業技術センターにおける調査研究

ア 木質廃材の有効利用

木材は再生可能な資源であり、その製造・加工エネルギーが少ないなどの特性を有していることから、環境への負荷が少ない資源として、木材の利用技術の向上や新たな用途の開発が求められています。また、木製品の製造過程で発生する樹皮、オガコなどの廃材はできる限り資源として有効利用を図る必要があり、その利用方法の研究開発が重要です。

このため、平成11年度にはスギ樹皮・スギ・ヒノキ剪定枝チップの堆肥原料としての有効利用を試みました。一般に、国産針葉樹の廃材は、難腐朽性という性質上、堆肥化に際しては1年間以上の野ざらし期間を設けた方が有利であるため、堆肥化期間が長期化する傾向にあります。そこで早期堆肥化を目的に、野ざらしの代替として、堆肥原料の蒸煮処理を行い、その処理による効用について検討しました。

また、オガコ・カンナ屑・樹皮・木片を使用した内装材、掲示板等を試作し、性能を検討するとともに実用的な試作品として三重県民の森に掲示板を設置しました。

(6) 水産技術センターにおける調査研究

ア 自然エネルギー利用増養殖システム開発

熊野灘沿岸の各湾においては真珠養殖業、魚類養殖業が営まれています。しかし各湾とも複雑な地形をなす閉鎖性水域であり、自然浄化能力が低く、貧酸素水塊、赤潮等が発生し大きな漁業被害が生じています。このため、平成11年度には、太陽エネルギーで稼働する密度流拡散装置を核にした貧酸素水塊・赤潮対策システムを英虞湾へ導入する必要性や設置適地を検討す

るため、(社)マリノフォーラム21の委託を受けて調査研究を行いました。

イ 宮川水域生物生態調査

日本有数の清流である宮川について、水質、生物生態系環境、自然景観を保全し、人間生活と共生できる方策などを検討するため、河川形態、底生動植物ならびに魚類相調査等を実施し、魚類の生息と河川環境の係わりという観点から今後の宮川のあり方を検討しました。

3 試験研究機関の連絡調整等の推進

平成10年4月の組織改正において、県の科学技術振興の推進を図るため科学技術振興センターが設立されました。県の科学技術政策の策定や施策の立案など地域の科学技術に関する総合企画・調整はもとより、従来縦割りとなっていた県の公設試験研究機関を一元的に統括し、横断的連携を強化して、業際分野や先端分野の研究課題に総合的に取り組むこととしました。

これに伴い、昭和50年に設置された「三重県環境保全関係試験研究機関連絡会」に代わって「科学技術連絡調整会議」を設置し、環境保全をはじめとして科学技術に係る試験研究を総合的・一元的に推進することとしました。

平成11年度においては公設試験研究機関相互の連携はもとより産学官が連携して、科学技術振興センター事業として以下の研究事業に取り組みました。

① 多自然型河川づくりに関する研究

(2 調査研究の推進 (1) アを参照)

② 県内農林水産物への機能性成分賦与・強化による健康食品の開発

抗ガン・抗酸化作用等の機能性を有する成分を県内農林水産物に賦与・強化するための技術開発と農林水産物の未利用部分(残査等)から機能性成分素材を検索し新しい健康食品開発を図るための研究を実施しました。

③ 農林水産物食品安全性確保対策事業

食品の高度な安全性を確保するため、地域農林水産物とその加工品について衛生的な生産・流通システム開発の研究に取り組みました。

④ 環境ホルモン類に関する研究

(2 調査研究の推進 (1) イを参照)

第5章 共通施策

【第3節 環境保全に関する調査研究等の推進】

4 公害の防止・自然環境の保全等に関する試験研究の推進

(2) 酸性雨等の実態調査

(2) 調査研究の推進 (2)エを参照)

(1) 保健環境研究所の整備

今日の環境問題は、かつての産業公害だけでなく、身近な都市・生活型公害や地球規模の環境問題へとその範囲が広がり、試験研究部門においても広範な対応が求められています。

そこで、大気汚染や水質汚濁等の公害の防止に関する試験研究の充実を図るほか、未規制化学物質、廃棄物、地球環境問題等新たな課題への対応を図るため施設を整備することとし、平成11年度は、環境科学センターと衛生研究所を統合して保健環境研究所を設立するとともに、四日市市桜地区の新庁舎に移転しました。

第2 地球規模の環境保全等に関する調査研究

1 地球環境関係物質等に関する調査研究

(1) 酸性雨等森林衰退モニタリング調査の実施

酸性雨は、主に石油・石炭等の化石燃料の燃焼により排出された窒素酸化物、硫黄酸化物が雨水に溶け込み、pHを低下させたもので、pH5.6以下を示す降雨を「酸性雨」と呼んでいます。

森林に対する酸性雨の影響として、

- ① 土壌中の養分の不均衡をもたらす。
- ② 植物に有害なアルミニウムイオンやマンガニオンを溶出させ、根系の活力を低下させる。
- ③ 土壌微生物の活性を低下させ、有機物の分解を遅らせる。

などが指摘されています。

このような酸性雨による森林被害の実態や森林環境の変化と衰退との関係を明らかにするため、平成2年度から林野庁が中心となり、モニタリング調査を行っており、県内18箇所に固定調査地を設け継続的に調査を行っています。平成9年1月に公表された第1期（5年間）分の調査報告によると、三重県ではすべての調査点で酸性雨が観測され、その平均値はpH4.5でしたが、酸性雨が原因と断定できる森林衰退は観測されませんでした。

平成11年度には、酸性雨等の影響による森林衰退の実態を把握するため、宮川村、磯部町、四日市市の3地点で調査を実施しました。

第3部 平成12年度において環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じようとする施策

第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

【第2節 廃棄物の適正な管理】

第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

第1節 エネルギー・資源の適正利用

第1 エネルギーの適正利用

1 省エネルギー化の推進

(1) 省資源・省エネルギー対策の推進

県内各界代表者で構成する「資源とエネルギーを大切に作る県民運動推進会議」(41団体)を推進母体として、県民大会やリーダー研修会の開催等をはじめとした普及啓発活動を中心とした県民運動を推進します。

(2) 環境共生住宅の建設促進

住宅の断熱構造化は、適正な技術の習得によって、効果のある施工をすることが大切であるため、建築現場で住宅の建設に携わっている技術者等に対して、住宅の省エネルギーの原理や断熱材の施工方法等について、断熱技術講習会を開催します。

2 自然エネルギーの利用の推進

(1) 新エネルギー導入の推進

新エネルギーの導入を図るために、平成11年度に策定した「三重県新エネルギービジョン」に基づきその具体化のために平成12年度は次のことに取り組みます。

ア 県の公共施設等への新エネルギーの率先導入を図るため、「公共施設等新エネルギー導入指針(仮称)」を策定します。

イ 県内への新エネルギー導入を促進するため、新たな支援策を調査します。

ウ パンフレットや研修会などにより、市町村を通じて新エネルギーの普及啓発活動を実施します。

(2) 太陽光発電の普及促進

太陽光発電導入のための主な支援制度は、次のとおりです。

また、公共施設については、員弁高校に40kWの太陽光発電設備を設置します。また、各庁舎の大規模改修又は新設時に太陽光発電施設を積極的に導入します。

太陽光発電投入のための主な支援制度(平成11年度)

| 区分 | 助成制度 | 対象 | 所轄官庁等 |
|-------------------|---|--|---|
| 設置・導入にかか る補助制度 | 産業等用太陽光発電フィールドテスト事業 住宅用太陽光発電導入基盤整備事業 | 地方公共団・民間団体・企業体 個人 | 通商産業省(新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)) 通商産業省(新エネルギー財団(NEF)) |
| その他 補助制度 | 地球温暖化対策地域推進モデル事業費補助金 地域新エネルギー導入促進対策事業 地域エネルギー開発利用発電モデル事業 先導的高効率エネルギー利用型建築モデル事業 環境共生住宅市街地整備事業 地球温暖化対策地域事業実施計画策定 | 地方公共団体 地方公共団体 地方公共団体・民間団体 地方公共団体・民間団体 地方公共団体・民間団体住宅・都市整備公団 地方公共団体 | 環境庁 通商産業省(NEDO) 所轄通産局 所轄通産局 建設省 環境庁企画調整局 |
| 低利融資・ 利子補給 | 地域エネルギー開発利用発電事業利子補給事業 環境共生住宅融資 | 地方公共団体・民間事業者 個人 | 通産省(NEF) 住宅金融公庫 |
| 優遇税制 | エネルギー需給構造改革投資促進税制(法人税・所得税) ローカルエネルギー税制(固定資産税) | 個人・法人 個人・法人 | |

第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

【第1節 エネルギー・資源の適正利用】

(3) 中小水力開発の推進

水資源開発公団が淀川水系の前深瀬川に建設中の川上ダムに発電参画し、川上発電所（1,200kW）を建設する予定です。また、新たな水力発電開発として、宮川ダムからの河川の正常な機能の維持のための維持放流水を利用する宮川維持流量発電の調査、検討を行います。

| 事業計画 | 川上発電所建設事業 | 宮川維持流量発電所調査 |
|-----------|----------------------|-----------------------|
| 所在地 | 名賀郡青山町阿保 | 多気郡宮川村久豆 |
| 発電方式 | ダム式（完全従属式） | ダム式（維持放流流水利用） |
| 水力 | 淀川水系木津川 支川前深瀬川 | 宮川水系宮川 |
| 最大出力 | 1,200kW | 180kW |
| 最大使用水量 | 2.5m ³ /s | 0.37m ³ /s |
| 有効落差 | 58.65kWh | 63.50kWh |
| 年間可能発電電力量 | 約 5,600,000kWh | 約 1,000,000kWh |
| 工期 | 平成16年度完成予定 | 平成15年度完成予定 |

3 未利用エネルギーの利用促進

(1) ごみ固形燃料（RDF）の利用促進

RDFとは、燃えるごみを固形燃料化したもので、ボイラーで燃やして発電したり、熱源として有効利用することができます。廃棄物を固形燃料化することにより、保管や輸送が容易になる、ダイオキシン類の発生が抑制されるなどのすぐれた特性があります。

市町村で製造されたRDFの恒久的、安定的な利用先として、RDF焼却・発電施設の整備を促進します。

(2) RDF焼却・発電施設の整備

ごみ処理の広域化の推進やダイオキシン対策を含めた適正処理と未利用な廃棄物エネルギーの効率的なサーマルリサイクルを実現するためのモデル事業としてRDF焼却・発電施設を整備します。

ア 計画地

桑名郡多度町力尾地内

イ 施設規模

- ① RDF処理量
平均200 t／日（100 t／日×2基）
- ② 発電電力
約12,050kW
- ③ 年間供給電力量
約7,000万kWh（一般家庭約2万世帯分）

ウ 稼働時期

平成14年度を目標にしています。

第2 資源の適正利用

1 森林の公益的機能の向上

森林を健全で活力ある状態に保ち、森林の有する公益的機能を高度に発揮させるため、平成11年度に引き続き治山、林道、造林、間伐事業により、総合的に森林整備を実施します。

水源地域整備事業実施計画

| 実施地区 | 森林整備面積 |
|--|--------------|
| 美里村（桂畑） 宮川村（滝谷） 鳥羽市（松尾） 尾鷲市（又口） 紀伊長島町（三戸、十須） 海山町（銚子川） 美杉村（八知） 伊賀町（木落） | 9地区 124ha |

第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

【第2節 廃棄物の適正な管理】

第2節 廃棄物の適正な管理

第1 発生抑制とリサイクルの推進

1 ごみの減量化とリサイクルの推進

(1) ごみ減量化とリサイクルシステムの確立

ア ごみ減量化広域促進対策事業

平成11年度に選定した11モデル事業所で、事業系ごみ減量化モデル事業を継続して行い、規模別、業種別の減量化方法について効果的な方策を検討して、県下の事業所に普及啓発を図ります。

イ ごみリサイクル広域システム推進事業

「ごみ処理広域化計画」や「容器包装リサイクル法に基づく分別収集計画」の完全実施に向けた取り組みを推進するため、市町村における課題の整理や調整ができる環境技術専門員を派遣します。

ウ 資源ごみリサイクル市町村タイアップ事業

平成12年度から完全実施される容器包装リサイクル法に基づく第2期市町村分別収集計画の目標達成にむけ、分別収集体制の整備や啓発等を市町村と一体となって推進します。また、平成13年度から本格施行される家電リサイクル法の円滑な運用を図るため、県内ルールを作成します。

エ 資源ごみリサイクル促進補助事業

市町村等が実施する資源ごみ分別収集体制整備のための住民啓発事業や分別回収ルートの確保に関する事業に対して支援を行います。

オ 資源循環型処理施設整備事業

国庫補助採択を受けてストックヤードやリサイクルセンター等資源循環型の一般廃棄物処理施設の整備を行う市町村等に財政支援を行い、リサイクルを促進します。

(2) RDF（ごみ固形燃料）化の推進

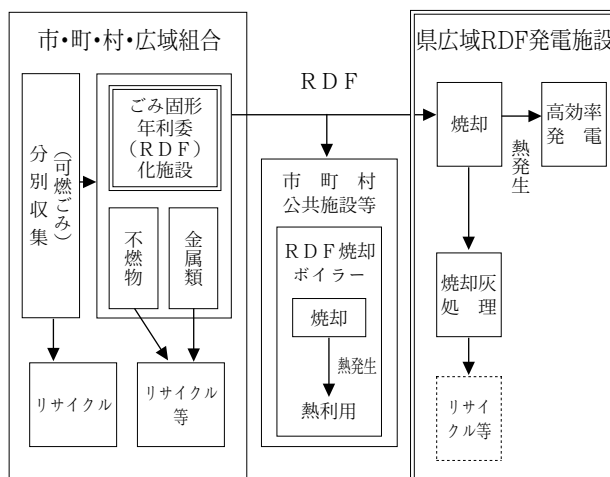
ア RDF化構想推進事業

ごみの焼却・埋め立て処理から循環型の処理システムへと転換し、環境への負荷を減らし、エネルギーを有効利用するため、RDF化構想を市町村と一体となり推進します。

イ RDF全国自治体会議

廃棄物のRDF化及びその利用を推進するための課題やその解決方策、技術開発等の情報交換を行うとともに、国等関係機関への働きかけを行います。

RDF化構想概念図



(3) 環境保全型畜産の推進

家畜ふん尿処理施設のより一層の整備を図るため、平成11年度に引き続き、実態調査、巡回指導、技術資料の作成・配布、研修会の開催を行います。

なお、環境保全型畜産確立のための支援制度は、次のとおりです。

環境保全型畜産確立のための支援制度

| 区分 | 制度名 | 所轄官庁等 |
|----------------|---|-----------------------|
| 家畜ふん尿処理整備に係る補助 | 資源循環型畜産確立対策事業 畜産経営環境整備事業 家畜ふん尿リサイクル推進事業 | 農林水産省 農林水産省 三重県 |
| 低利融資 | 農業経営近代化資金（畜産公害対策資金） 農林漁業金融公庫資金 | 農協等 |
| リス事業 | 畜産環境整備リス事業 | 畜産環境整備機構 |
| 計画策定に係る補助制度 | 資源循環型畜産確立推進事業 畜産経営環境整備基礎調査事業 | 農林水産省 農林水産省 |

第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

【第2節 廃棄物の適正な管理】

(4) 公共事業における再生利用の推進

ア 発生・流通経路、最終及び中間処理場、リサイクル資材の保有能力等の調査を行い、公的関与も含め官民協力の基に円滑なリサイクルシステムの構築検討を行います。

イ リサイクル資材の新技术、新資材の情報収集・広報やリサイクル資材の使用基準、品質基準の確立を図ります。

2 産業廃棄物の発生抑制等の推進

(1) 産業廃棄物自主情報公開等促進事業

産業廃棄物排出事業者、処理業者による産業廃棄物の発生抑制・リサイクル、適正処理に関する計画の作成及び産業廃棄物の種類、量、管理状況などの情報の自主的公開を促進するため、環境技術専門員を配置し、産業廃棄物適正管理推進マニュアル及び自主情報公開ガイドラインに基づき、事業者等に計画の作成、情報の自主公開を指導します。

第2 適正処理の推進

1 一般廃棄物の適正処理の推進

(1) 一般廃棄物処理施設の整備促進等

市町村等に対し、一般廃棄物処理計画の策定指導を行うとともに、一般廃棄物処理施設整備国庫補助事業が円滑に推進するよう指導・助言を行います。

(2) ダイオキシン類削減の対策

市町村等が設置するごみ焼却施設から排出されるダイオキシン類の削減対策のため、ごみ処理の広域化を推進するとともに、国庫補助採択を受けてダイオキシン対策のためにごみ焼却施設の改造事業を実施する市町村等に財政支援を行います。

2 産業廃棄物の適正処理の推進

(1) 産業廃棄物の許可等

ア 産業廃棄物許可等事業

産業廃棄物処理施設の設置や処理業の許可申請等に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律や三重県産業廃棄物処理指導要綱に基づく厳正・的確な審査を実施し、適正処理の確保に努めます。

イ 情報管理事業

県内における産業廃棄物の発生及び処理状況並びに処理施設の稼働状況等の実態を把握することにより、産業廃棄物発生抑制、リサイクル及び適正処理推進等廃棄物行政をより効果的に推進します。

(2) 下水道汚泥広域的処理システムの整備

平成9・10年度の調査結果をふまえ、検討した各種処理方式の中から、具体化について検討を進めます。

(3) 浄水場の汚泥の有効利用

浄水場発生汚泥のより一層の有効利用を推進するため、引き続き調査検討を行います。

(4) 公共事業に伴い発生する廃棄物の適正処理の推進

公共工事発注機関は計画、設計段階から、現場発生材の再利用など、建設廃棄物の発生抑制に努め、再利用が可能な建設廃棄物は再資源化施設へ搬入するものとします。

第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

【第2節 廃棄物の適正な管理】

また、工事請負者が適正処理するよう指導監督をより徹底します。

3 公共関与による適正処理の推進

(1) 廃棄物処理センターによる適正処理推進事業

ダイオキシン対策をはじめとした廃棄物の適正処理を推進するため、市町村や産業界からの強い要請のある廃棄物処理センターを整備し、市町村の焼却残さを広域的に処理するとともに、産業廃棄物を公共関与で処理する施設を整備します。

第3 不法投棄・不適正処理の防止対策の推進

1 監視・指導の強化

(1) 産業廃棄物対策の推進

処理業者、排出事業者等への立ち入り検査等通常の監視活動のほか、早朝・夜間・休日の監視、隣接県との共同路上検査、スカイパトロール等を通じ、積極的な監視指導を行うとともに、廃棄物ダイヤル110番、廃棄物FAX110番による通報に即応します。

また、違反業者に対する厳しい行政処分と悪質な不法投棄事案に対する積極的な告発を行います。

(2) 環境保全対策の推進

産業廃棄物が不法投棄等不適正に処理され、その原因者が不明、倒産、逃亡等の理由で原因者に原状回復の費用負担を求めることが出来ない場合に、県が原因者に代わって原状回復に要する費用を負担することで生活環境の保全を図ります。

2 清潔で美しい三重づくりの推進

(1) 環境美化推進事業

県民の自主的な環境美化についての学習と行動を支援するほか、市町村が指定する環境美化モデル地域で実施する環境美化事業に対する支援を行うことにより、環境美化意識の高揚を図り、清潔で美しい県土をつくります。

(2) 道路、河川等の清掃

道路については、路面清掃車による清掃を実施するとともに、「ふれあいの道里親事業」により地域住民及びボランティア団体等に一定範囲の草刈、清掃をお願いしていきます。

また、環境ボランティアによる道路、河川、海岸の清掃活動を支援します。

第4 し尿処理体制の整備の促進

1 し尿の海洋投入処分の全廃

し尿の海洋投棄を全廃するため、陸上処理施設が整備されていない市町村に対し、し尿の海洋投入処分の解消に向けた指導及び啓発を行い、施設整備を促進します。

第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

【第3節 大気環境の保全】

第3節 大気環境の保全

第1 大気汚染の防止

1 工場・事業場対策の推進

(1) 工場・事業場に対する規制・指導

ア 工場・事業場に対する規制に基づく立入検査及び指導

(ア) 大気汚染防止法及び公害防止条例に基づく規制対象工場等への立入検査及び行政指導を実施します。

(イ) 問題発生工場等に対する調査指導

大気汚染被害の発生源となった工場などにおける被害発生の実態把握と発生原因の究明を図り、必要な対策を指導します。

(ウ) その他

緊急時の措置を含む法及び条例等の施行についての運営管理、指導を行います。

(注) 緊急時の措置

大気汚染常時監視測定局における二酸化窒素等の濃度が予報・注意報等の発令を行う状態となったとき、予報・注意報等の発令を行い、当該事態が工場・事業場に起因する場合は、発令地域の工場・事業場に対し、燃料使用量の削減を要請する。

2 自動車交通公害対策の推進

(1) 自動車交通公害対策の総合的推進

自動車交通公害対策を推進するため、三重県自動車交通公害対策推進協議会と連携を図り、平成11年度に引き続き各種の対策を講じます。

ア 沿道大気汚染改善対策の実施

冬季の高濃度期における窒素酸化物対策を推進するため、12月を「大気汚染防止推進月間」とし、アイドリング・ストップ運動の推進などの大気汚染物質の低減対策を推進します。

アイドリング・ストップとは、自動車が走っていない時にはエンジンをかけっぱなしにすることは、やめようということです。1台の自動車ですら毎日1時間ずつアイドリングをやめたとすれば、乗用車は年間310リットル、燃料代で約3万円節約でき、排ガスも減らせます。

イ 交通流の円滑化対策の推進

(ア) 新交通管理システム（UTMS21）の整備
交通管制センターの高度化及び光ビーコンの整備により、新交通管理システム（UTMS21）のサブシステムの1つである交通情報提供システム（AMIS）の整備拡充を図り、交通渋滞情報等の交通情報を迅速・的確に提供することにより、交通流の分散を促し交通の円滑化を図ります。

(イ) 信号機の系統化

交通管制エリア外の信号機19基をプログラム多段系統化します。

| 種別 | 設置個所 | 路線名 | 基数 |
|------------|------|---------|-----|
| プログラム多段系統化 | 桑名市 | 国道421号 | 2基 |
| | 四日市市 | 県道小牧小杉線 | 2基 |
| | 鈴鹿市 | 県道亀山白子線 | 3基 |
| | 尾鷲市 | 国道42号等 | 10基 |
| | 鶴殿村 | 国道42号 | 2基 |
| | 合計 | | 19基 |

(ウ) 交通情報提供装置の整備

交通情報板（3基）の設置により交通流の分散を図り円滑化を推進します。

| 設置個所 | 路線名 | 基数 |
|------|-------------|----|
| 四日市市 | 国道23号 | 1基 |
| 津市 | 国道23号（バイパス） | 1基 |
| 上野市 | 国道25号 | 1基 |

(2) 低公害車の普及促進

（電気+ガソリン）のハイブリッド自動車、ガソリン車の低公害車が開発、販売されており、従来の低公害車と併せて導入促進を図ります。

3 光化学スモッグ対策の推進

(1) 緊急時の措置

県下14の発令地域の各関係機関と緊密な連携を図るとともに、学校等に対し光化学スモッグ緊急時の措置を徹底し、被害の未然防止に万全を期します。

(2) 予測システムの運用

予測的中率を注意深く見守り、今後ともこの予測システムにオキシダントの新しい知見を加味しながら、引き続き運用を実施します。また、説明

第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

【第3節 大気環境の保全】

変数として用いる各測定データの集積を行い、的中率等の検討を進め、予測精度のより一層の向上を図ります。

4 有害大気汚染物質対策の推進

平成12年度も19の優先取組物質の大気環境調査を実施します。

また、優先取組物質を使用している各事業所に対して、排出抑制対策に関する最新情報等を提供し、事業者の自主的な排出抑制を促します。

5 地球温暖化対策の推進

(1) 地球温暖化対策推進計画の進行管理

本計画の推進管理を行うため、県内の産業、運輸、民生等の各部門から排出される温室効果ガスの排出量を調査します。また、各部門の地球温暖化防止の取り組み状況について調査します。

(2) 温室効果ガス排出抑制等のための計画の作成

平成11年4月8日に施行された「地球温暖化対策の推進に関する法律」で地方公共団体は、温室効果ガス排出抑制等のための措置に関する計画（実行計画）の作成が義務づけられました。市町村、一部事務組合に対し、情報の提供、温室効果ガス排出量算定方法の提示等を行い、計画策定のための支援を行います。

また、必要に応じて説明会を開催します。

(3) 普及啓発

地球温暖化防止月間である12月を中心に、福井県、滋賀県、岐阜県と連携してアイドリング・ストップ運動を進めます。

6 フロン対策の推進

(1) フロン回収・処理の促進

「三重県フロン回収・処理推進協議会」において、今後のフロン回収・処理の進め方の検討や、情報交換を行います。

また、「オゾン層保護対策月間」に合わせ、啓発資材の配布等を行います。

(2) フロン破壊処理の推進

市町村が回収したフロンの破壊処理に対する補助を行います。

第2 騒音・振動の防止

1 工場・事業場対策の推進

(1) 工場・事業場に対する規制・指導等

「県公害防止条例」に基づく規制対象施設等の届出を審査・指導するとともに、規制対象工場・事業場の立入検査を行い基準遵守の確認や改善指導を行います。

また、規制事務の迅速・適正化を図るため、「感覚公害ハンドブック」を活用します。

2 都市生活騒音対策の推進

(1) 近隣騒音対策

生活騒音の防止のためのモラルの高揚を図るため、パンフレット等による啓発活動を実施します。

(2) 未規制事業場（施設）対策

未規制事業場（施設）からの騒音苦情の実態を把握するため、市町村との連携を図りつつ、騒音測定等を適宜実施します。

3 騒音・振動対策の推進

(1) 騒音マップの作成の検討

平成11年4月に騒音に係る環境基準が改正されたことから、環境騒音（道路に面する地域）の評価方法は、従来のその地域を代表する地点における達成地点数（あるいは割合）による「点的」な評価方法から、沿道の住居等の立地状況を考慮した「面的」な評価方法に変更されました。

平成13年度からは、環境騒音（道路に面する地域）の地域評価は、評価を行う範囲の住宅等の分布状況を把握するとともに、沿道における騒音の状況を面的に把握するために、主要道路沿道沿いの騒音マップの作成について検討します。

(2) 道路交通騒音対策の推進

国道1号亀山地区において、早急に改善を進めるため、関係施策実施主体が一致協力して具体的な対策を進めます。

第3 悪臭の防止

1 工場・事業場対策の推進

(1) 工場・事業場に対する規制・指導等

規制事務の迅速適正化を図るため、「感覚公害ハンドブック」を活用します。

(2) 畜産経営に起因する悪臭の防止

悪臭防止について、平成11年度に引き続き、臭気分析調査を実施し、悪臭防止技術等についての濃密な指導を行います。

第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

【第4節 水環境の保全】

第4節 水環境の保全

第1 水質汚濁の防止

1 環境基準類型指定・見直しの推進

(1) 環境基準類型あてはめ

前年度水質の調査を行った宮川水系大内山川について、流域の背景調査、将来水質の予測を行い、環境基準の類型のあてはめを県環境審議会に諮問します。

2 工場・事業場対策の推進

(1) 工場・事業場に対する規制・指導

県下の規制対象事業場の排水監視及び処理施設の維持管理指導等を実施し、公共用水域への水質汚濁の軽減を図ります。

(2) 畜産経営に起因する水質汚濁の防止

水質汚濁防止について、平成11年度に引き続き浄化処理機能調査を実施し、浄化処理機能維持技術等についての濃密な指導とともに、素掘処理、野積処理についての改善指導を行います。

3 生活排水対策の推進

(1) 生活排水処理施設の整備推進

三重県生活排水処理施設整備計画（生活排水処理アクションプログラム）の確実な達成を図るため、県と市町村が連携を図り、地域の実情に最も適した事業の推進を図ります。

(2) 合併処理浄化槽の設置促進

ア 合併処理浄化槽の設置促進

52市町村を対象に3,241基の整備に対する補助を行います。

イ 特定地域生活排水処理施設の整備促進

市町村が生活排水対策の一環として実施する事業で、地域特性を勘案し、住民の浄化槽を市町村自ら設置し、維持管理をする特色をもっています。

国における本事業の補助採択案件は、過疎・生活排水重点地域等で汚濁負荷が高いところとなっており、本県では飯南町・飯高町・宮川村で採択しています。

また、県補助の採択要件として高度処理型機能についても義務付けをし、地方債の元利償還金の支払いに要する経費に対し補助を行って

ます。

ウ 高度処理型合併処理浄化槽の設置促進

生活排水対策重点地域や宮川ルネッサンス流域市町村の水環境の保全を図るため、窒素・磷の除去能力に優れた高度処理型合併処理浄化槽の整備に対する補助を行います。

エ 同和地区合併処理浄化槽に係る水洗化の促進

合併処理浄化槽の普及促進を図るため、市町村が同和地区における合併処理浄化槽の設置者に対し、宅内配管工事等に要する経費を補助する場合、市町村の補助金の1/2（上限25万円）の補助を行います。

(3) 生活排水総合対策の推進

伊賀地域を生活排水対策重点地域に指定し、下流府県と連携した生活排水対策を進めるため、関係市町村等と調整を行います。

(4) 浄化槽の適切な維持管理

浄化槽排水による公共用水域の保全を図るため、平成11年度に引き続き、無管理浄化槽の指導、浄化槽関係業界の育成を行います。

また、指定機関が行う浄化槽法に基づく水質検査の受検率の向上を図るため、県、市町村及び浄化槽関係業界で組織する「浄化槽法定検査向上検討会」において検討を行います。

4 有害化学物質対策の推進

(1) ダイオキシン類調査

ダイオキシン類対策特別措置法の規定に基づく常時監視として、県下30河川38地点、4海域13地点及び地下水90地点で水質、底質、水生生物の調査を実施します。

また、過去環境基準を超過した岩田川、金剛川の詳細調査を実施します。

さらに、これらの調査結果を公表します。

(2) 環境ホルモン調査

水環境における環境ホルモンの実態把握調査を実施するとともに、過去の調査で検出された物質等を選定し、重点項目調査を実施します。

また、これらの調査結果を公表します。

第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

【第4節 水環境の保全】

(3) ゴルフ場の維持管理指導

平成11年度に引き続き、ゴルフ場から報告される維持管理状況等を取りまとめるとともに、新設されたゴルフ場に対し、調査・点検パトロールを実施します。

(4) ゴルフ場排水の監視・指導

平成11年度に引き続き、新設されたゴルフ場からの排水中の農業分析を行います。

(5) ゴルフ場における農薬の適正使用

ゴルフ場等における農薬の適正使用を推進し、農薬管理責任者等の資質向上を図るため、平成11年度に引き続き、研修会を開催するとともに、ゴルフ場における農薬適正使用を推進するため、ゴルフ場のパトロールを実施します。

5 閉鎖性水域の水質汚濁防止対策の推進

(1) 伊勢湾における環境保全の推進

ア 伊勢湾総量規制の推進

伊勢湾総量規制が適用される指定地域内事業場等の削減指導、発生負荷量管理等調査、広域総合水質調査を行います。

イ 第五次総量削減計画の策定

伊勢湾に流入する汚濁負荷量の削減を図るため、化学的酸素要求量（COD）を指定項目としてこれまで四次にわたり総量規制を実施してきました。第五次総量規制については、環境庁は、CODに加え、窒素・燐を指定項目とすることとしました。

このため、平成12年度以降も汚濁負荷量の計画的削減を図る必要があるため、国の第五次伊勢湾COD及び全窒素、全燐削減基本方針を受け、第五次総量削減計画を策定するとともに、CODに係る総量規制基準の改訂及び全窒素、全燐に係る総量規制基準の策定を三県が連携して行います。

ウ 伊勢湾総合対策協議会による取組

伊勢湾総合対策協議会において、伊勢湾の総合的な利用と保全に係る指針の策定・公表を行うとともに、同協議会の環境問題研究会において、環境問題についての研修、情報交換、調査研究成果の発表等を行います。

また、伊勢湾地域の広域的な取り組みに、住

民など多様な主体の参加を促すため、シンポジウムの開催など、伊勢湾地域の様々な課題に対する住民の意識の高揚と理解の深化を図る啓発を行うとともに、施策の展開や啓発などの基礎資料となる伊勢湾データ集（仮称）を発行します。

(2) 閉鎖性水域における富栄養化対策の推進

ア 伊勢湾富栄養化防止対策

工場・事業場に対し、水質管理目標値による削減指導を行うほか、富栄養化防止の啓発に努めます。

(3) 漁場保全対策の推進

ア 漁業公害調査

平成11年度に引き続き、水質調査、藻場調査、底質・ベントス調査を実施し、漁場環境の変動の把握に努めます。

イ 海面養殖業高度化の推進

真珠養殖漁場の密殖状況を改善するため、良施術員のみを養殖できるように、真珠貝のX線TV鑑別装置の導入を促進します。

ウ 魚類養殖場環境保全調査

魚類養殖場を持続的に利用するための環境管理指標として、底質の硫化物量を想定し、限界値を設定するための調査を実施します。

エ 大規模漁場保全事業（浚渫）

英虞湾の志摩和具地域の浚渫事業に引き続き平成12年度から、波切・立神地区において、事業を実施します。

オ 沿岸漁場の整備（底質改良剤散布）

平成11年度に引き続き、英虞湾、五ヶ所湾などにおいて実施される底質改良剤散布に対して助成します。

(4) 下水道整備における高度処理の導入

遅れている下水道の整備・普及を図りつつ、下水処理施設の高度処理化を進めていきます。

6 流域別の総合的な河川水質保全対策の推進

(1) 土砂管理について

土砂管理計画（案）を策定するのに必要となる管理地点及び管理項目等の検討を行います。

第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

【第4節 水環境の保全】

(2) 宮川ダム湖への選択取水設備の設置検討

宮川ダムへの選択取水設備の設置をはかるため、平成11年度までに解析された水温・濁水データ、基本事項の検討をもとに、平成13年度工事着手にむけ詳細設計を行います。

(3) 宮川支流への環境基準類型あてはめ

延長10km以上の主要な宮川支流を対象に、環境基準の類型指定を順次行います。平成12年度は、藤川について、水質、汚濁発生源、将来水質の予測、流域の開発計画等の調査を実施します。

(4) 河川環境管理基本計画の策定

平成11年度～12年度にかけ松阪建設部管内、伊勢建設部管内及び久居建設部管内の一部の2級水系について計画を策定します。

(2) 漁場環境の改善

沿岸漁場の改善を図るため、平成12年度から波切・立神地区において、大規模漁場保全事業による浚渫を実施します。

3 河川流量の確保対策の推進

(1) ダムによる河川流水の維持

既得取水の安定化及び河川環境の保全等のための流量確保に有効なダム建設工事及び調査を進めます。

第2 浄化機能の確保

1 雨水貯留・浸透機能の維持向上

(1) 水源地域の森林整備

「緑のダム」と呼ばれる森林の水源かん養機能をさらに向上させるため、平成11年度に引き続き総合的に森林整備を実施します。

特に宮川流域において、宮川流域ルネッサンス事業の一環として、宮川流域総合森林整備計画を策定し、また、三瀬谷ダム上流域の水源地森林の整備を図り、水源かん養機能や山地災害防止機能の維持・増進を図ります。

2 河川・海域等の浄化対策の整備促進

(1) 直接浄化施設の整備状況

平成11年度に引き続き、施設整備に対する県費助成を行います。

水路等の直接浄化施設の整備予定

| 年度 | 重点地域名 | 施設設置場所 | 事業内容 |
|-----|-------|----------------------|---------------|
| H12 | 勢田川流域 | ・伊勢市小木町地内 船倉幹線排水路 | 直接浄化施設設置、周辺整備 |

第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

【第5節 土壌・地盤環境の保全】

第5節 土壌・地盤環境の保全

第1 土壌汚染の防止

1 土壌汚染対策の推進

(1) 対策地域内調査及び対策地域内関連調査

対策地域内の汚染の進行状況及び対策工事完了後の汚染の除去を確認するため、平成11年度に引き続き調査を実施します。

(2) 公害防除特別土地改良の推進

農業経営の阻害を防止するために、平成11年度に引き続き下記の事業を実施します。

| 地区名 | 市町村 | 事業内容 |
|-----|-------------------|------------|
| 西員弁 | 藤原町 北勢町 大安町 | 土壌改良、施設整備等 |

2 土壌汚染物質のモニタリング体制の確立

(1) 土壌環境基準適合状況調査等の実施

土壌に係る環境基準の適合状況を把握する目的で県下233地点で、平成7～11年度に行った調査で、基準超過した10地点の周辺地域で原因等究明調査を行います。

(2) ダイオキシン類環境実態調査の実施

土壌中のダイオキシン類の実態把握のため、県内の一般土壌（農用地除く）47地点で一般環境把握調査を実施します。

第2 地盤沈下の防止

1 地盤沈下対策

(1) 地盤沈下対策の推進

ア 地下水採取の規制・指導

「工業用水法」、「三重県公害防止条例」や「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」に基づき、対象となる揚水設備の所有者に対する地下水の採取の規制・指導を実施します。

イ 地盤沈下の観測・調査

地盤沈下の動向を把握するため、水準測量調査及び、桑名市、四日市市、多度町、長島町、木曾岬町及び川越町地内の既設井戸を利用して、年間の地下水位の動向を調査します。

ウ 濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱に基づく要綱推進調査として地下水収支の経年変化調査及び地下水採取量の実態調査を実施します。

(2) 農業用施設の被害復旧

農用地及び農業用施設の被害を防止するために、平成11年度に引き続き、事業実施します。

| 地区名 | 市町村 | 事業内容 |
|-------|-----|-------|
| 城南 | 桑名市 | 用水路工 |
| 東汰上 | 〃 | 排水路工 |
| 東汰上二期 | 〃 | 排水機場工 |

(3) 北伊勢工業用水道の整備

工業用水道事業施設の安全性向上と安定給水を図るため、既設工業用水道事業施設の改良工事や配水管の連絡工事を実施します。

また、企業誘致等関係部局との連携の下、地下水から工業用水道への水源転換や新規企業立地に伴う工業用水の供給等、工業用水道の需要拡大を進めていくこととしています。

第2章 人と自然が共にある環境の保全

【第1節 多様な自然環境の保全】

第2章 人と自然が共にある環境の保全

第1節 多様な自然環境の保全

第1 すぐれた自然の保全

1 自然環境保全地域・県立自然公園特別地域等の拡大

(1) 自然環境保全地域の指定

学識経験者等による自然環境重要地域検討会を開催するとともに、自然環境保全地域の現況調査結果に基づき、自然環境保全地域の指定及び保全計画の検討を進めます。

(2) 自然環境保全対策事業の推進

自然環境保全地域を担当区域とする自然環境保全指導員等による巡回監視を行うとともに、標識を設置するなど自然環境保全地域の適切な保全と管理を行います。また、員弁大池自然環境保全地域の保全のため、松林保全対策事業を行います。

2 公有地化の推進

自然環境保全上重要な地域の安定的な保全を図るため、公有地化等にあたっての地域要件や方法等に関する指針を作成します。

第2 雑木林・人工林・農地等二次的自然の保全

1 森林の保全・育成

(1) 森林の計画的な管理など宮川流域の自然環境の保全

宮川上流域の森林の整備方針や整備手法など、宮川流域圏全体で取り組むべき問題として、持続可能な森林保全・管理対策を総合的に推進するため、長期的展望のもと、森林の生態的、社会的な機能を考慮した流域総合森林整備計画を策定します。

(2) 森林計画制度の適正な運営

北伊勢森林計画について、地域森林計画樹立のための諸資料の作成及び修正を行うとともに、南伊勢、伊賀、尾鷲熊野の地域森林計画と合わせて、伐採届出箇所の実行調査等を行います。

また、市町村森林整備計画の適正な実行確保を支援するとともに、森林所有者が樹立する森林施策計画の策定について支援をします。

(3) 「三重の木を使おう、森を育てるために」県民運動の展開

新たな木の文化を創造することを目標に、木材

セミナーの開催や啓発用パンフレットの作成、木工教室、木製品展示会の開催を行うとともに木材利用アドバイザーを設置し、県民の身近かな相談にのることにより木材利用の拡大を図っていく。

(4) 「森林は海の恋人」総合対策の展開

ア 宮川流域水源地域の森林整備（平成9年度～12年度）

清流の源である水源地域の三瀬谷ダム上流域において、治山、造林、間伐、林道等の森林保全整備事業を緊急的に実施し、森林の持つ水源かん養等、公益的機能の発揮に努めます。

(5) 林業担い手の育成等

ア 農林漁業就業支援体制整備

I J Uターン等農林漁業への参入を積極的に受け入れる体制を構築するため、就業・就職情報、住宅、生活環境等の情報を整備します。

イ 林業担い手育成強化対策

林業労働者の育成確保を図るため、「林業労働力確保支援センター」を通じ、技術研修の実施、林業従事者の労働災害の防止等の対策を推進し、担い手育成確保を図ります。

(6) 多様な森林の造成・整備

森林の持つ公益的機能が高度発揮されるよう多様な森林を造成するための森林整備を行います。

| 区 分 | 面 積 (ha) | 関 連 事 業 |
|-----------|----------|-------------------|
| 間 伐 実 地 | 5,629 | 造 林 事 業 間伐実施事業 |
| 複 層 林 整 備 | 37 | 治 山 事 業 |

(7) 優良種苗の確保

優良な林業用種苗の確保のため、採種園の管理及び改良、優良な種子の採取、表示監督等の優良種苗確保事業を実施します。

なお、平成9年度よりマツクイムシ被害に強い苗木の生産を目指して、対抗性採種園から生産された苗木に対してマツノザイセンチュウを接種する事業を実施しています。

第2章 人と自然が共にある環境の保全

【第1節 多様な自然環境の保全】

(8) 保安林の整備・管理

国土保全等の森林の持つ公益的機能の向上を図るため、第5期保安林整備計画に基づき、適正な保安林の配備・整備や維持管理を行います。

(9) 林地開発許可制度による指導

林地開発に当たっては、森林の保続培養、森林生産力の増進に留意し「災害の防止」「水害の防止」「水の確保」「環境の保全」について厳正に審査を行い許可するとともに、許可後における開発が計画書に基づき適正に実施されるように開発行為者に対し指導を行います。

(10) 森林病虫害等の防除

ア 森林病虫害等防除の促進（補助）

市町村が行う「市町村地区実施計画」に基づく地上散布などの予防措置及び松くい虫被害木の伐倒処理をする駆除措置に助成します。

地域懇談会の開催、防除技術者の養成及び自主防除意識の高揚を図るイベントの開催など地域のボランティア活動を支援します。

イ 森林病虫害等の防除（県営）

三重県松くい虫被害対策事業推進計画に基づき、松くい虫の被害を受ける恐れのある松林に薬剤散布等の予防措置と被害を受けた枯損木を伐倒処理する駆除措置を行います。

また、森林病虫害等防除センターを核として防除技術の普及、指導、被害情報等の提供や防除を担う人材の育成等を行い、地域の自主的な防除体制を整備するとともに、高度公益機能森林における松林の育成環境を改善するため、林内清掃及び枯損木の伐倒処理を行います。

2 生物多様性に富んだ農村空間の形成と環境保全型農業の推進

(1) 環境保全型農業の推進

農業、化学肥料による環境への負荷を軽減するための調査・研究などにより環境保全型農業の一層の推進を図ります。

環境保全型農業の推進に係る事業

| 区 分 | 実施主体 | 内 容 |
|------------------|----------|--|
| 環境にやさしい持続的な農業の推進 | 三重県農協中央会 | ポスター、パンフレット等による県民への普及啓発持続性の高い農業生産方式（環境保全型農業生産技術）実証ほの設置（3箇所） 農業者団体間の情報交換及び農業指導者の研修会の開催 |
| 地域環境保全型農業の推進 | 市町村 | 地域に応じた市町村「環境保全型農業基本方針」を策定 策定市町村：4市町村 |
| 持続農業法認定農業者の育成 | 農業団体市町村 | 持続農業法県導入指針の周知及び認定農業者育成を支援 |
| 発生予察情報の提供 | 三重県 | 病虫害防除技術情報を農家等が直接入手できるFAXサービス、インターネットサービスを実施 |
| 環境保全型土壌管理対策 | 三重県 | 肥料等による環境への負荷を軽減するため、土壌管理技術確立調査、試験を実施 |

第2章 人と自然が共にある環境の保全

【第1節 多様な自然環境の保全】

(2) 農村における環境整備

ア 農村の総合的な整備（実施7地区）

農村地域の諸条件を踏まえ、農業生産基盤の整備と農村生活環境の整備を総合的に実施し、併せて、都市と農村の交流のための条件整備を図ります。

イ 農村活性化のための住環境整備（実施1地区）

農村の活性化を図るため、ほ場整備による宅地需要のための用地確保に合わせ、緑地空間、水辺空間などを整備し、農村地域の住環境を向上させます。

ウ 中山間地域の総合的な整備（実施16地区）

中山間地域において、地域が有する多面的な機能を生かした農業の確立と農村地域の活性化を図るため、総合的な農業生産基盤、生活環境の整備を図ります。

エ ふるさと農道の整備（実施29地区）

緊急に整備する必要がある農道について、整備を行い農村地域の振興と生活環境の改善に寄与します。

(3) 農業担い手の育成

平成11年度に引き続き、認定農業者の確保、育成を実施するとともに、新たに次の施策を実施します。

ア 地域農業アクティブ21支援事業

担い手組織の育成・農地の流動化等に関する重点指導を行う「地域農業支援チーム」をモデル集落に一定期間配置し、市町村・農協等と一体的に地域農業の確立に向けた支援を行います。

イ 農地保有合理化リース支援事業

認定農業者等を支援するため、農業開発公社が売り渡しを前提とした農地貸付けに併せて農業用機械・施設をリースする制度に対して助成します。

ウ 青年農業者の育成確保

青年農業者に対する技術研修、支援体制の整備を図ります。

エ 就農支援資金の貸付

新規就農の促進を図るため、研修や就農の準備に必要な資金を貸し付けます。

(4) 耕作放棄地の解消

活用推進協議会の開催、活用計画の策定、遊休農地に関する情報の提供活動、農地流動化推進員による農地の出し手・受け手の掘り起こし等を行い、耕作放棄地等の解消に努めます。

3 河川・溪流・湖沼の保全・再生

(1) 河川改修の実施における配慮

平成11年度に引き続き、自然環境に配慮した川づくりを促進します。

（一級河川矢谷川 他25河川）

(2) 砂防事業の実施における配慮

平成11年度に引き続き、下記方針に基づき原則すべての着手溪流において自然環境に配慮し、事業を推進します。

ア 実施方針

(ア) 土砂災害を防止しつつ、自然環境を保全創造する。

(イ) 自然植生、生態系の保全。

(ウ) 魚、水生動植物の産卵、餌場等生息域の確保。

(エ) 緑豊かな休養の場、レクリエーションの場等、野外活動拠点整備の推進。

イ 事業内容

| 内 容 | 実 施 箇 所 |
|-------------|----------------|
| 通 常 砂 防 | 朝明川（菰野町）ほか87箇所 |
| 溪 流 再 生 | 唐谷川（飯高町） |
| 地方特定河川等環境整備 | 多度川（多度町）ほか2箇所 |
| ふるさとづくり事業 | 蛇谷川（宮川村）ほか3溪流 |

第2章 人と自然が共にある環境の保全

【第1節 多様な自然環境の保全】

4 農山村と都市との交流の推進

(1) 市民農園の促進

市民農園活動を通じてさらに農山村と都市住民との交流を進めるため、平成12年度も市民農園の整備を図るとともに、市民農園の適正かつ円滑な運営が図られるよう関係機関の指導を行います。

ア 市民農園の推進

市民農園整備促進法及び特定農地貸付法に基づく市民農園の適性かつ円滑な整備を促進します。

イ 市民農園による交流の促進

消費者の高度かつ多様な需要に対応するため農村資源を活用しながら市民農園を整備し、都市住民と農村の交流を図ります。

ウ 中山間地域における市民農園の活用

中山間地域における転作田や遊休農地を活用しながら、市民農園を整備し都市住民の農山漁村・農林漁業についての理解の促進を図ります。

(2) 山村と都市との交流促進

都市と山村の交流促進のため、市町村が実施する交流拠点の整備等の取組に対し支援を行います。

第3 沿岸域の自然環境の保全

1 海岸の水際線の保全・再生

(1) 海岸の整備

平成11年度に引き続き、海岸の水際線の保全・再生を図ります。

2 砂浜・礫浜の保全・再生

(1) 七里御浜海岸の侵食対策

人工リーフ等の整備を進めるとともに、砂浜を回復させるための検討を行います。

3 藻場・干潟の保全・再生

(1) 藻場・干潟の造成

沿岸漁場の生態系の回復と環境保全を図るため、藻場・干潟を造成します。

4 漁村と都市との交流の推進

尾鷲市賀田湾地区の三木浦漁港及び紀勢町錦地区の錦漁港では海岸環境の整備を実施し、鳥羽市菅島地区の菅島漁港では漁港修築及び漁港環境整備に対して助成します。

第2章 人と自然が共にある環境の保全

【第2節 生物の多様性の確保】

第2節 生物の多様性の確保

第1 貴重・希少な野生生物の保護

1 天然記念物指定による野生生物の保護

(1) 文化財のパトロール

文化財保護に万全を期するためパトロールを実施します。

(2) 特別天然記念物カモシカ特別調査及び通常調査の実施

紀伊山地カモシカ保護地域において、平成12年度から2年の予定で第3回特別調査を行います。これは、カモシカ生息地の保存管理のための基礎資料を得るためであり、生息状況調査、生息環境調査、個体群動向に関する資料収集等を実施します。

鈴鹿山地カモシカ保護地域においては、通常調査を実施します。これは、概ね5年に一度実施する特別調査を補完するモニタリング調査（毎年実施）です。

(3) 天然記念物食害対策

カモシカ保護と食害対策のため、スギ・ヒノキ等の造林地に防護柵を設置します。

2 鳥獣の保護・管理

(1) 野生生物の保護

ア 狩猟行政の推進

鳥獣保護員を配置し、狩猟取締り、指導等を行うとともに、狩猟免許試験及び更新講習会等を行います。

イ 鳥獣保護事業の実施

第8次鳥獣保護事業計画（平成9～13年度）に基づき、鳥獣保護区等の設定・管理、野生生物保護モデル校の育成、キジ等の放鳥、傷病鳥獣の保護等を行います。

平成12年度鳥獣保護区等の設定計画

| 区分 | 鳥獣保護区 | 特別保護地区 | 休猟区 | 銃猟禁止区域 | 猟区 |
|---------|-------|--------|-------|-------------|----|
| 箇所数(箇所) | 2 | — | 6 | 9 | — |
| 面積(ha) | 100 | — | 3,330 | 2,416 | — |
| その他 | 期間更新 | | | 期間更新区域拡大を含む | |

3 野生生物の生息状況等の把握

(1) みえの自然環境の調査

平成11年度に引き続き自然環境保全基礎調査、ニホンザル生息実態調査を実施します。

| 区分 | 概要 |
|---------------------|--|
| 自然環境保全基礎調査(環境庁委託調査) | <ul style="list-style-type: none"> 種の多様性調査 大型獣調査 |
| ニホンザル生息実態調査 | <ul style="list-style-type: none"> 聞き取り調査、追跡調査 |

第2 生態系の多様性の確保

1 移入種による影響対策の推進

(1) 動物の保護管理

特定動物の飼養状況の監視・指導を行うとともに、動物愛護の絵・ポスターの募集、動物愛護フォーラム三重や犬のしつけ方教室等を開催します。

(2) 移入魚類の影響対策

ため池の改修工事にあたって、移入魚類を排除し、再投入を防止するための看板設置等による啓発を実施する。

第2章 人と自然が共にある環境の保全

【第3節 良好な自然環境の活用】

第3節 良好な自然環境の活用

第1 自然公園等の整備・活用

1 自然公園の管理・保護

自然公園内の各種行為に対する許認可等の適正な実施、清掃活動への助成等により、健全で適正な自然公園の維持に努めます。

2 自然公園利用施設の整備

自然公園のより一層の利用促進を図るため、次のとおり整備します。

| 公園名 | 事業名 | 種別 | 事業内容 |
|--------------|------------------|----------|---------------------|
| 吉野熊野 国立公園 | 楯ヶ崎園地 飛雪ノ滝野営場 | 国補 県単 | 歩道改良、展望施設 管理棟、張芝 |

3 自然公園区域等の見直し

奥伊勢宮川峡県立自然公園の自然景観や野生動物植物等の調査結果に基づき、公園計画を策定します。また香肌峡県立自然公園についても公園計画の策定作業を進めます。

第2 森林・水辺等の保全・活用

1 森林の整備・活用

(1) 健康増進施設と連携を図った森林整備

森林に対する県民の要請が多様化・高度化していることを踏まえ、健康促進施設と連携を図った体験・学習の場としての森林空間の整備を総合的に行います。

森林空間総合整備事業実施計画

| 場所 | 整備内容 | 実施年度 |
|-------------|--|-----------------|
| 宮川村 大字 藪 | 広葉樹植栽等の森林整備 作業路・歩道の開設 健康促進施設の整備 林道の改良 | 平成10年度 ～12年度 |

(2) 山村地域の生活環境の改善

山村地域の生活環境基盤の整備のほか、森林整備・保全等にかかる林道の整備を行います。

林業地域総合整備事業実施計画

| 区分 | 事業量 | 整備内容 |
|-----------------------------|----------------------------|---|
| 熊野（H8～12） （林業集落定住基盤整備） | 1,353m | 林道3路線 |
| 海山（H8～12） （フォレストアメニティ整備） | 2,940m 1棟 1箇所 1箇所 | 林道2路線 展望台 ふれあいゾーン 木工アート広場 ベンチ4基 |
| 飯高（H8～12） （林業地域環境整備） | 1,950m | 林道3路線 |
| 南伊勢（H9～13） （流域林業推進モデル） | 1,664m 2基 19ha | 林道4路線 防火水槽 林業施設用地整備 |

(3) 環境保全保安林の整備

生活環境の保全・形成する森林について、地域住民のやすらぎやうるおいの場となるよう、生活環境保全林の整備を行います。

生活環境保全林整備事業実施計画

| 施工箇所 | | 整備面積 (ha) | 整備内容 |
|------|--------------|--------------|-----------------|
| 地区名 | 所在地 | | |
| フナツキ | 紀伊長島町 東長島 | — | 簡易作業施設、管理歩道 |
| 津元 | 青山町高尾 | 23.2 | 本数調整伐、作業歩道、作業道路 |
| 計 | 2地区 | 23.2 | |

2 農業利用施設の活用

(1) ため池及び農業用水路周辺の整備

ため池及び農業用水路周辺の整備を次の8地区で行います。

| 地区名 | 所在地 | 地区名 | 所在地 |
|------|---------|------|---------|
| 木曾岬 | 桑名郡木曾岬町 | 川合溜池 | 員弁郡藤原町 |
| 阿山2期 | 阿山郡阿山町 | 野代 | 桑名郡多度町 |
| 川添 | 度会郡大台町 | 鎌ヶ地 | 桑名郡長島町 |
| 笠田大溜 | 員弁郡員弁町 | 香良洲 | 一志郡香良洲町 |

第2章 人と自然が共にある環境の保全

【第3節 良好な自然環境の活用】

3 温泉の保護・利用

(1) 温泉の保護

温泉の保護と利用の適正化を図り、公共の福祉を増進させるため、地域の特性に即した指導を行い、温泉の適切な開発と公共的利用の増進を図っていきます。

(2) 拠点施設の整備

国民保養温泉地を選定し自然とふれあい、心身をリフレッシュする拠点施設整備を進めます。

4 自然歩道の拡大整備

(1) 東海自然歩道の整備

東海自然歩道を次のとおり改修整備します。

| 市町村名 | 種別 | 事業内容 |
|-------------------|----|---------------|
| 関 町 大安町 菰野町 | 国補 | 歩道改良 |
| 伊賀町 青山町 | 〃 | 歩道改良、木橋 |
| 北勢町 | 〃 | 歩道改良 |
| 白山町 | 〃 | 歩道改良、休憩所、展望施設 |

(2) 近畿自然歩道の整備

近畿自然歩道を次のとおり整備します。

| 市町村名 | 種別 | 事業内容 |
|---------------------------------|----|---------------------|
| 伊勢市 阿児町 浜島町 南島町 二見町 | 国補 | 歩道改良、サイト造園、展望施設、休憩所 |
| 紀勢町 | 〃 | 歩道改良 |
| 松阪市 多気町 | 〃 | 歩道、公衆トイレ |
| 紀伊長島町 | 〃 | 歩道改良、公衆トイレ、休憩所 |
| 鳥羽市 | 県単 | 歩道法面保護 |

5 グリーン・ツーリズムの促進

(1) グリーン・ツーリズムの促進

グリーン・ツーリズムについて、県内の交流施設PRパンフレットの配布を行います。

また、市町村が行っている都市との交流を促進するため、イベントやPR活動、交流関連施設整備への助成を行います。

(2) グリーン・ツーリズムの推進

平成12年度には、みどり豊かな農山漁村地域において、その自然・文化・人々との交流を楽しむ余暇活動を普及させ、勤労者のゆとりある余暇活動の定着を図り、都市部と農山漁村地域の交流を促進するとともに、農山漁村地域の活性化を図ります。

平成12年度に予定している主な交流イベント

| 日時 | 場所 | 内容 |
|-------------------|--------------------|----------------|
| 5月4日 | 飯南町 (リバーサイド茶倉) | 茶摘み体験 |
| 5月28日 | 紀和町 (丸山千枚田) | 千枚田の田植え体験 |
| 7月29日～ 7月30日 | 飯高町 (奥香肌峡キャンプ場) | グリーン・ツーリズム体験 |
| 8月5日～ 8月6日 | 飯高町 (月出の里) | 月出の里民泊体験 |
| 9月24日 | 紀和町 (丸山千枚田) | 稲刈り体験 |
| 10月14日～ 10月15日 | 熊野市 (有馬海岸) | 地引き網 キス釣り大会 |
| 11月3日 | 熊野市 (金山パイロット農園) | みかん狩り体験 |

第3章 やすらぎとうるおいのある快適な環境の創造

【第1節 身近な自然環境の保全・創出】

第3章 やすらぎとうるおいのある快適な環境の創造

第1節 身近な自然環境の保全・創出

第1 身近な緑の保全・創出

1 里山・市街地内樹林地等の保全と公園・緑地整備の推進

(1) 自然環境保全協定の締結

県自然環境保全条例に基づき、5 ha以上の宅地造成等の開発行為について、知事と開発行為者との間で自然環境保全協定を締結します。

(2) 工場緑化の推進

工場立地法に基づき、立地条件等に係る工場適地の選定を行うとともに、工場立地が地域環境に調和した緑豊かなものとなるよう助言します。

(3) 緑化の推進

地域住民、ボランティア団体、市町村、三重県、(社)三重県緑化推進協会の連携協力のもとに、緑のイベントや工場緑化研修会を開催し、県民参加の緑化を推進します。

(4) 居住地等周辺の森林整備

ア 居住地森林環境整備事業

安全で住み良い生活環境を確保するため、都市等の居住地周辺の森林において、防災、景観、森林とのふれあい等に配慮した居住環境としての森林整備等を実施します。

居住地森林環境整備事業実施計画

| 場 所 | 整 備 内 容 | 実施年度 |
|-------------------|-------------------------------|-----------------|
| 尾 鷲 市 (旧尾鷲町地内) | 除・間伐等の森林整備 林道の改良 作業路の開設 | 平成12年度 ～14年度 |

イ 森林空間総合整備事業

森林に対するさまざまな期待が高まっていることを踏まえ、誰もが自然と親しみ、自然の恵みを受けることができる身近な緑を確保し、体験・学習の場となる森林空間の整備を行います。

森林空間総合整備事業実施計画

| 場 所 | 整 備 内 容 | 実施年度 |
|------------|---|-----------------|
| 宮川村 大字菌 | 広葉樹植栽の森林整備 作業路・歩道の開設 林道の改良 健康促進施設の整備 | 平成10年度 ～12年度 |

(5) 緑の基本計画の推進

三重県広域緑地計画の策定に伴い、これを広域的視点からの緑地の配置の指針として市町村が策定する「緑の基本計画」の推進を図ります。

(6) 都市公園の整備

都市公園の整備を進めます。(県…4公園、市町村19公園)

| 県営公園名 | 全体計画面積 (ha) | 内 容 |
|------------|-------------|---------------|
| 北勢中央公園 | 91.8 | 用地買収、園路等 |
| 龜山サンプライパーク | 13.4 | 連絡橋、園路橋、広場整備等 |
| 大仏山公園 | 37.2 | 園路整備等 |
| 熊野灘臨海公園 | 530.8 | 用地買収、園土工等 |

2 公共施設(用地)における緑化の推進

宝くじ協会の助成を活用し、県立員弁高等学校の緑化工事を実施します。

第2 身近な水辺・海辺の整備・創出

1 多自然型川づくりと親水空間の整備

(1) 潤いとふれあいのある水辺空間の形成

- ・緑地や公園運動場等の整備を併せて行い効果的な施設整備を図ります。
(二級河川戸上川他5箇所)
- ・ボランティアによる花木の植栽や清掃等に対する支援を行います。

(2) 街のシンボルとしての川づくり

- ・周辺景観や地域整備と一体となった河川改修を行います。
(二級河川三滝川、一級河川五十鈴川)
- ・うるおいと安らぎのある水辺づくりを行います。
(一級河川名張川他13河川)

第3章 やすらぎとおいしいのある快適な環境の創造

【第1節 身近な自然環境の保全・創出】

2 ため池・ダム湖等周辺における親水空間の整備

(1) ダム湖周辺の整備

ダム湖周辺の親水空間の整備を行います。

- ・ダム周辺の環境整備 君ヶ野ダム

3 海岸・港等における親水空間の整備

(1) 海岸環境の整備

護岸・堤防等の海岸保全施設の整備と併せて、海浜利用を促進するため、周辺の自然環境や海岸地域の生態系に配慮した親水性護岸、人工海浜、遊歩道等を整備します。

| 海岸名等 | 事業内容 | 担当課 |
|--------------|----------|---------|
| 五ヶ所港海岸 (南勢町) | 突堤、護岸、潜堤 | 港湾課 |
| 長島港海岸 (紀伊郡) | 突堤、潜堤 | |
| 三木里港海岸 (尾鷲市) | 遊歩道、養浜 | |
| 阿津里浜海岸 (志摩町) | 養浜 | |
| 道瀬海岸 (紀伊郡) | 養浜 | |
| 白浦東海岸 (海山町) | 人工リフ | |
| 的矢港海岸 (磯部町) | 遊歩道、護岸 | |
| 相賀浦海岸 (南勢町) | 緩傾斜護岸 | 農業基盤整備課 |
| 有馬海岸 (熊野市) | 遊歩道、植栽 | |
| 御浜海岸 (御浜町) | 緩傾斜護岸 | |
| 島勝地区 (海山町) | 離岸堤 | 漁業振興課 |
| 相差地区 (鳥羽市) | 養浜工 | |
| 黒浜地区 (紀伊郡) | 道路工 | |
| 錦 (紀勢町) | 突堤等 | |
| 三木浦 (尾鷲市) | 突堤等 | |
| 新鹿 (熊野市) | 護岸等 | |
| 答志 (鳥羽市) | 離岸堤等 | |

(2) 港湾の整備

鳥羽港において整備を継続します。

| 事業名 | 港湾名 | 事業内容 |
|----------------|----------|--------|
| 国補港湾環境整備事業 | 鳥羽港(鳥羽市) | 緑地(下物) |
| 県単港湾緑地一体整備促進事業 | 鳥羽港(鳥羽市) | 緑地(下物) |

(3) 漁村・漁港環境の整備

漁業集落の環境整備を実施する3地区(宿浦・奈屋浦・安乗)および総合整備を実施する1地区(方座浦)に対して助成するとともに、宿田曾漁港において漁港環境の整備を実施します。

第3 身近な生物生息地の保全・創出

1 身近な緑の保全・創出による野生生物の生育・生息地の確保

「みんなで植えよう広葉樹県民運動」の展開により、広葉樹の植栽を進め、生態的にバランスのとれた自然林に近い森林の造成を推進していきます。

また、治山事業により、海山町において育成天然林を造成し、造林事業により、クヌギ、コナラ、ケヤキ等の広葉樹の植栽を支援します。

2 身近な水辺・海辺の整備・創出による野生生物生息地の確保

(1) 多自然型川づくり

自然環境に配慮した川づくりを促進します。
(一級河川矢谷川 他25河川)

(2) 溪流環境整備計画の策定

溪流環境整備計画の策定を進めます。事業実施においては、当計画に沿った詳細計画を行い、この設計に基づき施設整備を進め、魚・水生動植物の産卵・餌場等生息地の確保など、自然植生・生態系の保全を図ります。

平成12年度策定完了箇所

- ・宮川水系
- ・大内山水系
- ・木津川水系

平成12年度策定開始箇所

- ・安濃川水系
- ・加茂川水系

第3章 やすらぎとうるおいのある快適な環境の創造

【第2節 良好な景観の形成】

第2節 良好な景観の形成

第1 都市景観の保全・創出

1 道路・沿道景観の保全・創出

(1) 風格ある幹線道路の整備

三重県景観形成指針の推進

「三重県景観形成指針」の推進方策の実現に向け、地域住民、団体、市町村等との連携に努めます。

(2) 街路の整備

次のとおり、街路の整備を実施します。

| 路線名 | 都市名 |
|--------------|---------|
| 桑名員弁線 | 桑名市 |
| 富田山城線 | 四日市市 |
| 塩浜波木線（六呂見工区） | 四日市市 |
| 環状1号線（垂坂工区） | 四日市市 |
| 朝日中央線 | 朝日町 |
| 駅前高塚線外1線 | 亀山市 |
| 下部田垂水線 | 津市 |
| 相川小戸木橋線 | 久居市 |
| 三渡櫛田橋線 | 松阪市 |
| 秋葉山高向線外1線 | 伊勢市・御園村 |
| 伊賀上野橋新都市線 | 上野市 |
| 茶地岡向井線（坂場工区） | 尾鷲市 |

2 良好な広告景観の形成

屋外広告物の啓発、指導、取り締まりを行うとともに、6月（まちづくり月間）及び9月（屋外広告の日）に関係機関と連携し、一斉簡易除却を実施します。また、広告業者及び商工業者に対しパンフレット等の配布による啓発等を実施します。

3 地区計画制度の活用

平成12年度においても地区計画の策定に向けて推進していきます。

第2 農山漁村景観の保全・復元

1 良好な自然景観の保全

(1) 海につながる景観づくりの推進

海岸環境や港湾環境の整備、海浜の清掃等の実施により海につながる景観づくりを推進します。

2 松並木の保全・再生

(1) ふるさとの松元気回復

海岸部の防災林及び名所旧跡、史跡、公園等のシンボリックな松・松林を松くい虫被害から守るため、市町村の行う予防対策を支援します。

(2) 民間団体の活動支援

民間団体による砂浜の松並木を保全・再生する活動を支援します。

第3 体系的な郷土景観の形成

1 三重県景観形成指針等の推進

(1) 景観づくりキャンペーンの実施

平成8年度に策定した三重県景観形成指針の周知を図るとともに、6月のまちづくり月間や10月4日の都市景観の日を中心に、啓発ポスター、パンフレットの配布、屋外広告物クリーン運動等を行います。

(2) 景観整備重点地区の設定

三重県屋外広告物条例に基づく「屋外広告物沿道景観地区」の指定の追加について検討を進めます。

2 市町村における景観形成の推進

「全国景観会議」や「中部都市美協議会」等への参加により、景観施策に関する研究や情報交換に努めるとともに、市町村や県民の景観づくりの取り組みに、積極的に参加し、指導、助言を行います。

第3章 やすらぎとおいしいのある快適な環境の創造

【第3節 歴史的・文化的環境の保全】

第3節 歴史的・文化的環境の保全

第1 文化財等の保護・活用

1 指定文化財の保護・活用

(1) 指定文化財の保護・活用

建造物・美術工芸品の保存修復事業、無形文化財の伝承支援、無形民俗文化財の記録作成、史跡・名勝・天然記念物の調査・保存対策等、多岐にわたる文化財の保護を行います。

県文化財保護審議会委員等による指定文化財候補の調査を実施し、県にとって重要なものを文化財に指定します。また、県文化財調査員による文化財パトロールを実施します。

(2) 斎宮跡の歴史ロマン再生

史跡斎宮跡の有効活用と地域の活性化を図るため、文化庁の地方拠点史跡等総合整備事業（歴史ロマン再生事業）の採択を受け、史跡斎宮跡1／10模型整備などの大規模な史跡整備を行います。

2 埋蔵文化財の調査・保存

(1) 県営ほ場整備等に伴う発掘調査

三重県埋蔵文化財センターが、各種開発に伴い実施する発掘調査を次のとおり行います。

平成12年度発掘調査予定（本調査のみ）

| 開発事業者 | 遺跡数 | 面積(m ²) | 備考 |
|------------|-----|---------------------|----------------------------|
| 県農林水産商工部関連 | 6 | 11,150 | 農林水産商工部執行委任、農家負担分は教育費で国庫補助 |
| 県土整備部関連 | 10 | 14,240 | 県土整備部執行委任 |
| 東海環状自動車道 | 3 | 3,000 | |
| 中勢道路 | 1 | 1,690 | |
| 近畿自動車道関連 | 11 | 39,027 | |
| 宮川用水 | 3 | 1,460 | |
| 合計 | 34 | 70,567 | |

(2) 斎宮跡の発掘調査

斎宮歴史博物館が、国史跡斎宮跡の解明のための発掘調査を1地区で1,100㎡行います。

また、これまでの調査成果を整理するとともに、コンピュータによる調査管理システムを構築を推進します。

3 史跡等指定地域の公有地化の推進

(1) 史跡等指定地域の保存・活用

史跡の公有地化と保存活用を図るため、斎宮跡や美旗古墳群等の土地買上及び赤木城跡ほか2件の史跡整備に対し補助を行います。

4 自然資産や歴史文化資産の保存・活用

(1) 奥伊勢フィールド・ミュージアム計画の推進

奥伊勢地域の貴重な自然資産や歴史文化資産の保存と活用を図るため、『奥伊勢フィールド・ミュージアム基本計画書』に基づき、奥伊勢地域（大台町、勢和村、宮川村、大宮町、紀勢町、大内山村）の天然記念物・希少動植物等の貴重な自然や身近な自然、その自然と密着して暮らす人々の生活と歴史文化遺産を対象とした奥伊勢フィールド・ミュージアムの実現に向けて計画を推進します。

第2 歴史的・文化的景観の保全・活用

1 歴史・文化の薫るまちなみの保全・整備

(1) 伝統的建造物群や国・県指定文化財（建造物及び史跡）の保存・整備

閑町閑宿の伝統的建造物群や、まちなみの一部を形成する国・県指定文化財（建造物及び史跡）に対し、保存修理等を実施し、その保護・活用を支援します。

2 歴史の道・水路等の保全・整備

住民や企業、民間団体、市町村等と一層の連携を図り、街道構想推進のための次の事業を行います。

① 歴史街道ワーキング事業

各生活創造圏における街道構想の推進計画策定を促進します。

② 三重まるごとミュージアム推進事業

津・久居地域、東紀州地域で「まちかど博物館」づくりを推進します。

③ 博人館整備事業

鈴鹿・亀山地域で「博人」のネットワークづくりを支援します。

④ その他

- ・12街道の歴史街道ウォーキングマップの作成
- ・街道構想推進事業支援補助金による支援

第3章 やすらぎとうるおいのある快適な環境の創造

【第3節 歴史的・文化的環境の保全】

(1) 歴史の道整備・活用

平成9～11年度に策定した整備活用総合計画Ⅰ－Ⅱ－Ⅲに基づき、歴史の道整備事業を支援します。本年度は熊野街道（八鬼山道）の整備事業を支援します。

第4章 環境保全活動への参加と協働

【第1節 環境教育・学習の推進】

第4章 環境保全活動への参加と協働

第1節 環境教育・学習の推進

第1 環境教育・学習の拠点整備

1 環境教育の拠点整備の推進

(1) 環境学習情報センターの整備

環境学習情報センター（平成11年8月開館）に、環境教育・学習機能、パートナーシップ支援機能を備えた環境教育・学習コーナーを整備します。

2 地域にある環境資源を活かした環境教育施設の整備

(1) 奥伊勢フィールド・ミュージアム計画の推進

奥伊勢地域の天然記念物・希少動植物等の貴重な自然や身近な自然、歴史文化資産等を対象とした奥伊勢フィールド・ミュージアム計画を推進するため、町村主体のエコ・ビレッジ推進計画策定事業やエコ・サイト整備モデル事業を支援するとともに、指導者（インタープリター）養成講座を開講します。

第2 環境教育・学習の充実

1 学校・社会における環境教育・学習の推進

(1) 環境教育・学習の推進

ア 教材の作成・提供

環境教育・学習のための教材として作成した「環境チェック帳」、「こども環境手帳」等を増刷し、関係機関や一般の希望者等に配布します。

イ 環境教育パイロット校

次世代を担う子供たちの環境保全意識の形成を図ることを目的として4年度から実施している環境教育推進モデル校事業を、「環境教育パイロット校事業」としてより充実させ、学校における環境教育・学習を進めます。

ウ 環境教育指導者の養成

学校における環境教育・学習の充実強化を図るため、県教育委員会において、その担い手となる教員を対象として、環境教育シンポジウムや教員環境セミナーを開催します。

エ その他

市町村、住民団体、NPO等が実施する環境フェア等の環境保全普及啓発事業に対し、引き続き啓発パネルやエコマーク商品の見本等を貸し出すなどの支援を行います。

また、「日本学生科学賞三重県展」、「ソーラー

カーレース鈴鹿」等の行事に対して後援を行うなど、環境教育・学習に資する事業を支援します。

(2) 環境月間事業の実施

環境月間中に環境フェア等の啓発イベントを開催する他、職員環境美化行動を年間を通し実施します。

(3) こどもエコクラブ活動の促進

県内こどもエコクラブの交流を深めることで、相互啓発によるこどもエコクラブ活動の活性化を図るとともに、今後の活動に活かせる会員相互のネットワークを築くため、こどもエコクラブ県内交流会を開催します。

(4) 学校における横断的・総合的な環境教育の実践

各学校において、学年間・教科真・領域等の連携を図った環境教育全体計画、年間計画を作成し、これに基づき地域や学校の実態・特性を十分に活かした横断的・総合的な環境教育を実践します。

(5) 地域に根ざした環境教育推進モデル校

学校・家庭・地域が一体となり、よりよい環境創造活動に取り組むことにより、地域に根ざした環境教育を推進するため、県内の市町村等の地域を指定するとともに、その中で環境協力推進協力校を設置し、取組の成果を地域や学校に広げます。

(6) 身近な環境問題への取り組みの推進（学校環境デーの実施）

家庭・地域社会や民間団体等との連携を深め、地域住民とともに環境ボランティア活動などを推進するため、学校環境デーを設置し、環境保全活動などを実施します。

(7) 環境観測結果やデータ交換による共同研究の推進

環境データ観測・活用事業モデル校として、伊賀町立柘植中学校を指定し、酸性雨や河川の水質調査等を行い、地球規模での環境問題やローカルな環境問題について考えを深めます。なお、観測したデータ等は、文部省が設置する中央センターに集積され、環境教育の取組を進めようとする全国の学校に提供される他、今後の環境教育の指導

第4章 環境保全活動への参加と協働

【第1節 環境教育・学習の推進】

の在り方や教材開発についての研究資料となります。

(8) 身近な環境問題への取り組みの推進

21世紀に生きる環境教育推進事業

ア 環境教育モデル市町村の指定

県内の1市町村を「21世紀に生きる環境教育推進モデル市町村」として指定し、体験活動を重視した環境教育に取り組み、その成果を県内の小中学校に普及することにより、環境教育の充実・振興を図ります。

平成12年度モデル市町村

藤原町（員弁郡）

イ 学校環境デーの取組

県内の全学校で一斉活動日「学校環境デー」（6月5日）を設定し、各学校が創意工夫した活動を行うことを通して環境教育に取り組む気運をさらに高め、よりよい環境づくりや環境に配慮した望ましい行動がとれる児童・生徒の育成を図ります。

ウ 学校エコフィス運動の推進

県立高等学校に、大型分別ゴミ箱等の備品を設置し、学校のエコフィス化を進め、各高等学校におけるよりよい環境創造と環境教育の推進をめざします。

2 環境教育指導者の育成

(1) 重点地域水質チェック・アドバイザーの養成

特に水質汚濁の進行が著しく、その対応が急がれる生活排水対策重点地域に重点地域水質チェック・アドバイザーを平成9年度から委嘱しており、地域での普及啓発活動、実践活動のリーダーとなることを期待しています。また平成11年度は、生活排水等の理解を深めるために大阪府八尾市を視察する予定です。

(2) 環境教育リーダー養成研修会の開催

環境NPO、環境学習拠点施設の職員、一般県民を対象に、環境学習の手法についてのリーダー養成研修会を開催します。

(3) 環境教育指導者の育成

子どもたちが学校で楽しみながら環境について学ぶことができるよう、教員を対象として、総合教育センターにおいて、実験や実習をとおして学校現場に応用可能な手法を研究する講座「自然体験から学ぶ環境教育」「感じよう自然、体験しよう自然の楽しみ」を開催します。

3 環境教育に係る情報ネットワークづくり

(1) インターネットによる情報交流

環境に関するイベント・講習会・学習会等の情報や、行政からの啓発情報、環境保全活動団体の活動情報等について、三重県環境情報システムのインターネットを通じて広く県民に発信します。

第4章 環境保全活動への参加と協働

【第2節 地域における環境保全活動の推進】

第2節 地域における環境保全活動の推進

第1 消費者・事業者としての県の取組

1 環境調整システムの推進

県は、自ら実施する大規模な開発事業等による環境への負荷等を低減するため、その計画を立案する段階から、環境保全に対する配慮のあり方や方針等に関して、環境保全推進会議等において審議し、調整等を行う環境調整システムにより環境配慮の徹底を図ります。

2 環境保全活動の推進

職員一人ひとりや職場全体による環境にやさしいオフィスづくりに向けた環境保全活動を推進するため「三重県環境保全率先実行計画（みえエコオフィスプラン）」全体の進行管理について、環境保全責任者会議で検討しながらさらにみえエコオフィスとしてその徹底を図ります。

3 自主的な環境マネジメントの推進

(1) ISO14001の導入

本庁舎の認証範囲の拡大方式により全県民局でISO14001を認証取得します。

(2) ISO14001普及・啓発

ISO14001の普及・啓発のため、ISO普及講演会やセミナーを開催します。

第2 市町村による環境保全施策の推進

1 基本計画の推進に係る市町村に対する支援

(1) 生活創造圏づくり推進事業の実施

生活創造圏づくりのために、広域的又は先見性・創造性に富んだ環境保全対策を行う市町村等を支援します。

2 市町村におけるISO14001導入の促進

市町村におけるISO14001導入の促進するため、市町村ISO14001認証取得支援事業（補助率：1/2、補助限度額350～500万円）を実施します。

第3 住民・団体の自主的な環境保全活動の促進

1 基本計画の推進に係る住民・団体に対する支援

(1) 地域づくり団体活動の支援

地域づくりの情報交換や交流の場の提供、人材

育成のための研修会を開催し、住民の自発的な参加による地域づくりや地域づくり団体の活発な活動の促進を図ります。

(2) 緑化活動の促進

県民参加による緑化活動を促進するため、春季緑化運動期間中に「グリーンフェスタ'99inおわせ」を開催するほか、緑の募金、街頭での緑化苗木配布等を行います。

(3) 河川の維持・美化を行う団体の活動支援

ボランティア活動団体を対象に花木の苗、種子を提供するとともに、河川及び海岸の環境美化のボランティア活動を支援します。

2 行政と住民・団体と企業等との連携を図った環境保全活動の推進

(1) 緑のネットワーク運動の推進

ア 共生・協働による自然環境保全

緑のネットワーク運動を促進させるため、生活創造圏づくりの流域を単位として多様な主体によるグラウンドワークを通じて県下に環境保全意識の向上を図ります。

イ 緑のネットワーク講座の開催

自然観察会や森林づくり活動などの実践講座や緑化の専門家による講義などを通じて、緑のNPO活動の中心となるキーパーソンを養成します。

ウ NPOの集いの開催

環境保全活動団体、企業、市町村、県が相互に情報や意見の交換を行い、活動の連携を深めるため、交流会を開催します。

エ 緑のネットワーク運動の支援

平成9年度に開設した「緑のNPO活動支援センター」が行うNPO等に対する情報の受発信や交流の場の提供を通じて、県民参加による環境保全活動を推進する緑のネットワーク運動を展開します。

オ 里山づくりの支援

NPO等が中心となった、里山保全活動を支援します。

(2) 環境先進県づくり県民運動の推進

ア MIE・みんなで創る環境フェアの開催

第4章 環境保全活動への参加と協働

【第2節 地域における環境保全活動の推進】

県内各地で環境保全に自主的に取り組み、活動する団体、NPOなどとの協働でエコイベントとして実施します。

イ 三重環境県民会議の設立

NPOを中心とした県民運動のコーディネーター役である三重環境県民会議を設立しました。

環境創造活動助成金の支援を通じ、環境NPO等の自主活動を活性化させるとともに身近な生活環境の保全、自然環境の保全の県民運動を展開します。

ウ 環境創造活動を進める三重県民の会の設立

地球環境保全について全県的な県民運動を展開する母体として「三重県地球環境保全推進協議会」を改組し、県民、事業者、行政それぞれが具体的かつ着実な行動を実践していくための組織を設置します。

エ 環境活動タイアップ事業

県民、NPO、事業者など多様な主体が実施する環境保全活動への参加要請に協力して多様な主体との協働により県内各地に活動を展開します。

3 環境家計簿の普及

一般県民を対象に環境家計簿について周知し、地球温暖化防止への協力を求めるため、各種のイベント等の機会を捉えて環境家計簿の普及啓発を図ります。

4 住民参加型公園・緑地等の維持管理システム

(1) 海辺の森林づくり

防風及び防潮保安林の指定拡大と荒廃森林の整備を進めるとともに、市町村による公有林化を支援します。

海辺の保安林の配備状況

| | |
|-------|---------|
| 防風保安林 | 潮害防備保安林 |
| 87ha | 6 ha |

5 森林ボランティアの育成

(1) グリーンボランティアの育成

森林作業を行うボランティア希望者とその活動フィールドの提供者を募集・登録し、情報の提供を行うとともに、ボランティア希望者を対象とした研修、ボランティア活動を検討するための協議

会を開催します。

(2) 森林管理組織の育成や支援

地域での地元団体、都市住民、林業関係者等の協働による森林づくり活動に対する支援を行い、地域における森林ボランティア活動グループの結成・育成を推進します。

第4 事業者の環境保全活動の促進

1 環境保全施設整備に対する支援

県内中小企業の公害防止、環境保全等の環境問題に対する取り組みに対し必要となる資金の融資を実施します。(所管は農林水産商工部金融・経営課)

2 環境マネジメント・監査制度の導入促進

(1) 環境活動評価プログラムの普及

事業者による環境マネジメントシステムの導入の一環として、環境庁によって指示された環境活動評価プログラムを普及啓発します。

(2) 環境マネジメント・監査制度の導入促進

環境マネジメント・監査制度の導入を促進するため、平成11年度に引き続きISO取得支援資金融資制度により中小企業者の認証取得への取り組みを支援します。

(3) ISO14001の導入支援事業の実施

ISO14001の普及啓発を行うとともに、認証取得を推進することにより、企業の環境負荷の低減活動を促進するとともに、認証取得によるビジネスチャンスの拡大を図るため、次の事業を実施します。

- ・中小企業を対象として、ISO14001の当初取得に要する経費の一部を助成
- ・環境マネジメントシステム構築にあたっての基礎的な知識の修得を目的としたセミナー、及びより高度な知識修得を目指した内部環境監査員等養成セミナーの開催

3 環境ビジネスの育成・振興

(1) 鈴鹿山麓リサーチパークの整備

鈴鹿山麓リサーチパークについて、環境保護技術、バイオテクノロジー、新素材等に関する研究

第4章 環境保全活動への参加と協働

【第2節 地域における環境保全活動の推進】

開発機能の集積を図るため、共同利用研究施設、展示施設、研修施設、会議場施設などの整備を行います。

このため、PRパンフレット等によるPR、企業訪問などを実施し、誘致活動に努めます。

(2) 三重ハイテクプラネット21構想の推進

構想上の面的整備の4地区（桑名グリーンシティ、鈴鹿山麓リサーチパーク、鈴鹿山麓アグリハイテクヒルズ、鈴鹿山麓ハイブリッドスクエア）について、経済情勢の変化と事業推進の熟度を見極めながら整備推進に努め、中核的施設の整備、公的研究所・民間研究所等の誘致を行います。

このため、企業訪問や企業説明会などを実施し、PRパンフレット等による構想のPRを行い、誘致活動に努めます。

(3) 環境関連産業の振興

産学官で構成する、企業の創造的事業活動に関して総合的な支援を行う「みえ新産業創造支援会議」活動の一環として、環境分野における産学交流、企業間交流事業を実施するとともに新規事業の創出に係る各種支援制度の普及・啓発を図ります。

また、企業等のISO14001取得を支援するため、ISO14001認証取得事例集を作成するとともに、環境分野で創造的技術開発等を行う県内企業の研究開発の促進や技術力の向上を図るため、研究開発費等の一部助成事業を行う(財)三重県産業支援センターの取り組みを支援します。

(4) 環境に優しい生産技術の確立

海面養殖業高度化計画の策定と必要な機器の整備に対して助成を行うとともに、真珠貝のへい死にかかる技術的課題等の検討や代表的な漁場を対象に底質調査等を実施します。

第4章 環境保全活動への参加と協働

【第3節 国際的な環境保全活動への協力】

第3節 国際的な環境保全活動への協力

第1 国際的な環境保全活動の基盤整備

1 財国際環境技術移転研究センター等との連携・協力

(1) 財国際環境技術移転研究センターへの人的協力
環境保全技術を開発途上地域に移転し、地球環境保全に資するために設立された財国際環境技術移転研究センターに対して、職員を派遣するなど人的な協力を行います。

(2) 財国際環境技術移転研究センターへの事業委託 ア 適地技術研究開発事業

アジアの途上国自治体の環境改善を支援するため、三重県を中心とした日本の環境保全技術をベースとして、途上国自治体の環境改善ニーズ及び立地条件に適合する適地技術開発を実施します。

平成12年度は、昨年度までの研究成果をもとに、タイ国の大学及びNGOとともに、バンコク市内の住宅団地において、開発した排水処理システムの実用化研究を行います。

イ アジア自治体環境支援プログラム

アジア自治体の環境改善を支援するため、選抜された特定の自治体を対象に、環境改善計画策定、人材育成、専門家派遣、適地技術の移転等を有機的に組み合わせ、総合的にモデル事業を実施し、その成果をアジアの他の自治体へ波及させることを目的としています。

平成12年度は、前年度に事業実施したフィリピン共和国カビテ州イムス市に続いて、新たにタイ国において、自治体を選抜し、事業を実施します。

第2 国際的環境協力の推進

1 姉妹友好提携先に対する環境協力の推進

(1) 中国河南省への環境保全支援

中国河南省から研修生3名を受入れICETTで、近年、河南省で問題となっている産業公害防止に関する技術研修会を開催するとともに、今後の両県省の環境協力・交流の方向について意見交換を行います。

2 国際環境自治体協議会（ICLEI）を通じての国際協力

(1) 国際環境ネットワークの構築

ICLEIの会員として情報の収集及び発信に努めます。

3 環境保全適地技術の移転促進

(1) 適地環境技術研究開発調査の実施

アジアの途上国自治体の環境改善を支援するため、三重県を中心とした日本の環境保全技術をベースとして、途上国自治体の環境改善ニーズ及び立地条件に適合する適地技術開発を実施します。

平成12年度は、昨年度までの研究成果をもとに、タイ国の大学及びNGOとともに、バンコク市内の住宅団地において、開発した排水処理システムの実用化研究を行います。

第5章 共通施策

【第1節 環境保全の総合的取組みの推進】

第5章 共通施策

第1節 環境保全の総合的取組みの推進

第1 基盤的施策の推進

1 総合的・重点的施策の推進

(1) 伊勢湾再生ビジョンの策定

健全な伊勢湾を次世代に継承していくために、中長期的な観点から、伊勢湾再生の基本理念とあるべき姿、伊勢湾再生に向けた基本的な取組及び三重県として実施すべき戦略プログラムを示したビジョンを策定するとともに、当面の取組をとりまとめたアクションプログラムを策定します。

(2) 流域圏づくりの推進

宮川流域を対象とした流域圏づくりのモデル事業である宮川流域ルネッサンス事業を推進します。

(3) 宮川流域ルネッサンス事業の推進

ア 宮川流域ルネッサンス事業の総合調整

宮川流域ルネッサンス事業基本計画及び、第一次実施計画をふまえ、重点施策、シンボル・プロジェクトの具体化を図ります。普及啓発活動・調査研究を継続して実施するとともに、ルネッサンス事業の自立的な推進組織・財源の設立について検討します。

イ 関連事業の実施

宮川流域を取り巻く現状を把握するための諸事業を平成11年度に引き続き実施します。

宮川流域ルネッサンス事業の主な関連事業

| | | |
|------------------|-------|---|
| 宮川支流環境基準類型あてはめ事業 | 大気水質課 | 支流の藤川について、環境基準類型あてはめのための諸調査を行います。 |
| 宮川流域保全利用調査事業 | 河川課 | (1)治水・利水の検討 (2)砂利問題の検討を行います。 |
| 宮川流域森林ゾーニングモデル | 森林保全課 | 環境に配慮した重点的な森林整備を図るため、宮川流域において、森林GISを活用してモデル的に森林のゾーニングを行う。 |

(4) 日本まんなか共和国（福井・岐阜・三重・滋賀）

連携の実施

従来、個々に推進してきた「福井・滋賀・三重地域連携軸」と「岐阜・三重・滋賀広域交流圏」について、より広範囲で多様な連携を進めるため、平成12年度以降4県による枠組みで取り組みを進めていく方向です。

① 福井・滋賀・三重地域連携軸の形成

地域連携の一環として、次に掲げる環境保全に関する取り組みを推進します。

ア 身近なところからの環境保全対策に関する情報交換等

イ 子どもたちが環境問題を身近なものとして考え行動することができるよう、三県の小学生を対象とした「子ども環境会議」の開催

② 岐阜・三重・滋賀広域交流圏の形成

岐阜・三重・滋賀の連携について、次の内容を推進します。

ア 平成9年4月から実施している岐阜県・滋賀県との職員の相互派遣を継続します。

イ 「山地森林環境の活用」をテーマとした共同研究の進捗を図ります。

ウ 廃棄物監視指導担当者による技術研修会、県境検問・パトロール、国等への共同要望の取り組みを引き続き実施します。また、「廃棄物対策担当部局長会議」において、廃棄物問題をテ

第5章 共通施策

【第1節 環境保全の総合的取組みの推進】

マにしたさらなる共同事業の検討や情報交換を行います。

エ 企業に対するISO14001認証取得支援事業の実施を検討します。

2 公害防止計画の推進

(1) 四日市地域公害防止計画の推進

平成12年度は、第6期計画（計画期間平成8年度～12年度）の最終年度に当たることから、計画に基づく各種公害防止施策の実施状況等の進行管理調査を実施します。

3 工場等の許可制

(1) 工場等の立地許可審査

四日市地域における環境保全を図るため、引き続き工場等の新增設の許可に係る診査指導を実施します。

第2 環境汚染等の未然防止

1 環境影響評価制度の充実・強化

(1) 環境影響評価

平成11年6月12日から全面施行した「三重県環境影響評価条例」の適正な運用に努め、開発事業等に係る環境影響の低減により適正に環境保全を図ります。

2 公害事前審査制度の活用

(1) 公害事前審査

公害事前審査制度の積極的な活用を図り、工場等の新・増設に関して公害事前審査を行い、公害の未然防止に努めます。

3 化学物質等の包括的な管理対策の推進

(1) 漁場被害の未然防止

ア 貝毒成分等モニタリング事業

英虞湾及び五ヶ所湾等の環境調査を行い、赤潮の早期発見と迅速な状況把握に努め、漁業被害を最小限にするための必要な措置を講じます。

第3 健康被害の救済・予防

1 健康被害の救済・予防の推進

(1) 公害健康被害者に対する補償給付

公害健康被害者に対し各種の補償給付を行いま

す。

(2) 保健福祉事業の実施

ア 転地療養事業

15歳以上の被認定者を対象とした転地療養事業を三重県福祉休養ホーム「ゆずりは荘」（菰野町）において9月25日～9月29日の日程で実施します。

（三重県、四日市市、楠町合同開催）

イ 家庭療養指導事業

日常生活の指導、保健指導等を目的とし、三重県と四日市市において、保健婦による家庭訪問を実施します。

ウ リハビリテーション事業

病気を正しく認識するための療養指導と機能回復のため、リハビリテーション教室を2回、日帰りリハビリテーションを3回実施します。

エ 水泳指導事業

基礎体力の増進を図るため、水泳療法を実施します。

(3) 調査研究の実施

ア 三重県公害保健医療研究協議会における研究協議会総会及び研究発表会を四日市市において開催します。

なお、平成12年度における研究課題は次のとおりです。

- ・ 四日市地域における肺がん死亡の地理疫学的研究（継続）
- ・ 学童のアレルギー素因と気管支喘息の関連に関する疫学的研究（継続）
- ・ 小核試験を用いた大気汚染原因物質暴露状況把握の試み
- ・ 肺癌患者における血清抗p53抗体測定の臨床的意義
- ・ 手術不能の肺癌患者の予後について

イ 環境保健サーベイランス調査

四日市市において地域ごとの呼吸器系疾患の発生状況を調査し、大気汚染との関係を定期的・継続的に把握します。

第5章 共通施策

【第1節 環境保全の総合的取組みの推進】

(4) 健康被害予防事業の実施

ア 健康相談事業

| | |
|------|-------------------------|
| 実施主体 | 楠 町 |
| 事業名 | アレルギー教室 |
| 実施場所 | 楠町保健センター |
| 内 容 | アトピー乳幼児をもつ保護者に対する相談、指導。 |

イ 健康診査事業

| | | |
|------|---|----------|
| 実施主体 | 四日市市 | 楠 町 |
| 事業名 | 健康診査事業 | |
| 実施場所 | 四日市市保健センター | 楠町保健センター |
| 内 容 | 気管支ぜん息の発症を未然に防止するため、1歳6か月児健康診査の対象者に健康問診票によるスクリーニングを行い、そのうちアレルギー素因児に対し、医師の診察及び保健婦・栄養士による相談事業を実施。 | |

第4 公害紛争への対応

1 公害等の苦情・紛争の処理

(1) 苦情・公害紛争処理

苦情の申し立てや調停等の申請に対して、迅速に、適切な対応を行います。

(2) 住民による公害状況の調査請求

住民による調査請求に対して、速やかに調査を行い、適切な対応を行います。

2 環境保全協定締結の推進

(1) 環境保全協定指導調整

事業者と市町村長等との間における環境保全協定等の締結を促すとともに、必要な指導を行います。

第5章 共通施策

【第2節 監視・観測等の体制の整備及び環境情報の提供】

第2節 監視・観測等の体制の整備及び環境情報の提供

第1 監視・観測等の体制の整備

1 環境汚染の常時監視等の推進

(1) 環境総合監視システムの維持

環境監視（大気・水質）、発生源監視を行う環境総合監視システムを運用します。

大気環境と主要な発生源の常時監視を行うとともに、光化学スモッグ注意報の発令等の緊急時対策を実施します。また、伊勢湾へ汚濁物質を排出する主要工場・事業場を常時監視します。

(2) 公共用水域の常時監視

ア 公共用水域常時監視

28河川37地点で、4海域21地点、概ね月1回、常時監視を実施するとともに、平成13年度の測定計画を関係機関と協議し、策定します。

イ 地下水水質常時監視

概況調査を27地点で、年1回、定期モニタリングは、16地点で年2回実施するとともに、平成13年度の測定計画を関係機関と協議し、策定します。

第2 環境情報の提供・整備

1 環境情報システムの拡充・整備

(1) 環境情報システムの運用

最新の情報通信技術によるコンピュータネットワーク化に対応したオープンシステムである環境情報システムを運用します。

平成12年度は、ソフトウェアの一部バージョンアップを行い、システムを維持します。

(2) 環境教育情報システムの運用

環境学習情報センター内の環境教育コーナーにおいて、各種環境に関する情報について、県民に幅広く情報の提供を行う環境教育情報システムを運用します。

(3) 地図情報システムを活用した森林資源の管理

平成10年度に作成したシステムの詳細設計に基づき、県全域の森林簿データ、計画図等の入力と機器の整備を行います。

平成12年度に整備した基本システムを元に、治山、林道、保安林等の情報整備を追加します。

第5章 共通施策

【第3節 環境保全に関する調査研究等の推進】

第3節 環境保全に関する調査研究等の推進

第1 公害の防止・自然環境の保全等に関する調査研究

1 調査研究の推進

(1) 科学技術振興センターにおける調査研究

ア 多自然型河川づくりに関する研究

護岸資材開発や護岸緑化技術開発などにより自然環境と調和した水辺空間の創出を図るとともに、水生植物や吸着資材を用いた水質浄化技術の開発により環境負荷物質を軽減して河川環境の総合的改善を図るための研究を引き続いて実施します。

イ 環境ホルモン類に関する研究

11年度に引き続き、水環境や食品の汚染実態把握、食器等からの溶出実態把握を行うとともに、物理化学的・生物化学的分解技術の実用化に向けた検討などについて取り組みます。

ウ 伊勢湾の生態系の回復に関する研究

伊勢湾における物質循環（負荷量や浄化量など）の現状を明らかにするとともに、生態系に大きな影響を及ぼす貧酸素水塊の形成機構の解明や変動の動向予測を可能とする研究に取り組みます。また、環境浄化の担い手である干潟や藻場を造成するための技術開発など、伊勢湾環境回復のための技術開発に取り組みます。

(2) 保健環境研究所における調査研究

ア 酸性雨等の実態調査

県下の酸性雨等の状況を継続的に把握するため、平成11年度に引き続いて降水の成分分析及び大理石による大気曝露調査を行います。

イ 山地森林の環境保全機能調査研究（滋賀・岐阜・三重 三県連携共同研究）

山地森林が有している大気の快適性など森林の環境保全機能について平成11年度に引き続いて調査研究を行います。

(3) 工業技術総合研究所における調査研究

ア トランプエレメントを含有する鉄源のリサイクル技術に関する研究

平成11年度に引き続き、トランプエレメント（有害元素）を含有する鉄系スクラップの利用の促進を図るために鑄鉄（対象：ダクタイル鑄鉄）について、トランプエレメントの鑄造特性

に及ぼす影響の調査します。さらに、トランプエレメントの影響を鑄造現場で簡便に評価できる方法についても検討します。

イ 鑄造用マグネシウム合金の結晶粒微細化処理法の開発

マグネシウム合金については、構造用部材には、従来から砂型、金型鑄造法が実用化されています。この方法では、材料特性を向上させるため、溶湯段階での組織を微細化処理する必要があります。現状では、有害性が指摘されている方法が採用されているため、この方法に変わる処理法について研究をします。

(4) 農業技術センターにおける調査研究

ア 電解機能水を利用した施設栽培果菜類の病害虫防除技術の確立

本県のブランド化作物であるイチゴ、トマトの施設栽培を対象に、機能水の一つである酸性水を利用し、天敵や受粉昆虫等の有用昆虫に対する影響が少なく、環境への負荷が少ない防除技術を確立します。

イ 有用生物を利用した病害虫防除システムの確立

イチゴ、トマトの難防除病害虫を対象として天敵や未利用生物等の利用技術を確立し、環境負荷の少ない生産技術を開発します。

ウ 局所施肥機と機能性肥料を用いた露地野菜の環境負荷軽減施肥法

キャベツ、ナバナ等の露地野菜における硝酸態窒素の溶脱防止と施肥作業の省力化のため、局所施肥機と機能性肥料による省力かつ肥料効率の高い施肥法を開発します。

エ 酵素を利用したリン、重金属等排泄量低減技術に関する研究

豚のふんの中に排出されるリンや、重金属を軽減させるために、飼料へのフィチン酸分解酵素等の添加や飼料性状を変えることにより銅や亜鉛の吸収率を上げ、排泄量の低減を図る飼養技術を確立します。

オ 資源循環型農業生産技術の確立と環境修復に関する研究（有機農産物：オーガニック生産技術を目指して）

JAS規格への対応を図るとともに、農業が有する資源循環機能を発揮し、環境の保全・維

第5章 共通施策

【第3節 環境保全に関する調査研究等の推進】

持をすすめ、さらに人や自然に優しい環境を創造するため、有機農業生産技術を確立し、環境修復に対する評価手法を開発し、検証します。

カ 生物農薬を活用した茶病害虫防除の体系化

B T剤等の生物農薬などの生物的防除および耕種的防除法を導入した総合防除体系を確立・実証し、化学的合成農薬による防除回数的大幅な削減を図ります。

キ 畜産に係わるエコシステム創出に関する技術開発

成分の安定した高品質たい肥の生産技術を開発するとともに水稲に対する施用技術を確立し、また、迅速かつ簡易なたい肥の成分測定法と腐熟度判定法を確立します。

ク トマトのロックウール代替培地による環境保全型養液栽培システムの開発

ロックウールに代わる新しい固形培地の探索と栽培技術の開発を行うとともに、循環式養液栽培による環境負荷軽減のための技術を開発します。

ケ 硝酸態窒素の環境基準化に即した茶生産システム（茶園の少肥料栽培技術開発事業）

茶園における少肥料栽培と加工技術を確立するとともに、茶園からの排水中の窒素浄化処理技術を開発します。

(5) 林業技術センターにおける調査研究

ア 間伐材・竹材等の有効活用技術の研究開発

健全な森づくりの過程で生じる間伐材や、近年、里山で分布域を拡大している竹林から生じる竹材の有効利用を図るため、前年度に引き続いて新用途・新技術の開発研究を行います。

イ オガコ・木片・樹皮等を使用した新しい木質材料の製造技術の研究開発

オガコ・木片・樹皮等の有効利用を図るため、前年度に引き続いてウレタンプレポリマー、エポキシ樹脂等を使用して新しい木質材料の製造技術及び内装材等の新しい資材の研究開発を行います。また本年度より木炭を原料とした資材の研究を行います。

ウ 里山等多様な森林の育成管理技術の研究開発

里山の実態調査を行うとともに、身近な自然としての里山を再生するための管理技術について調査研究を行います。

(6) 水産技術センターにおける調査研究

ア 魚類養殖試験

魚類養殖場の環境悪化の要因の一つに残餌があります。この残餌を極力減らし、養殖場の環境を保全するため、魚の生物時計に基づく摂餌リズムを利用した給餌システムの開発（魚が餌を食べたい時、食べたいだけの量しか出ない自動給餌システム開発）を行います。

第2 地球規模の環境保全等に関する調査研究

1 地球環境関係物質等に関する調査研究

(1) 酸性雨等森林衰退モニタリング調査の実施

酸性雨等の影響による森林衰退の実態を把握するため、第3期モニタリング調査（平成12～16年度）を実施します。このモニタリングでは、年間を通じての雨水調査及び県下18箇所に設定された調査地点における植生、土壌、森林衰退度の調査を行います。平成12年度の通年雨水調査は白山町で、また森林衰退度調査等は白山町、島ヶ原村、大内山村、熊野市で実施します。

(2) 酸性雨等の実態調査

(1) 調査研究の推進 (2)アを参照)